

官報

号外
平成二十八年四月六日

○第九十回 参議院会議録第十八号

平成二十八年四月六日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第十八号

平成二十八年四月六日

午前十時開議

第一 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出 衆議院送付)

第二 公職選挙法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第三 成年後見制度の利用の促進に関する法律案(衆議院提出)

第四 成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第五 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案(内閣提出 衆議院送付)

第七 漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律案(内閣提出)

平成二十八年四月六日 参議院会議録第十八号

○本日の会議に付した案件

一、日程第一より第七まで
一、情報監視審査会の調査及び審査の報告

○議長(山崎正昭君) これより会議を開きます。

日程第一 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出 衆議院送付)

日程第二 公職選挙法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長前田武志君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔前田武志君登壇、拍手〕

○前田武志君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案(閣法第三〇号)は、最近における物価の変動、選挙等の執行状況などを考慮し、地方公共団体に交付する執行経費の基準を改定するとともに、選挙人の投票しやすい環境を整えるため、共通投票所

における投票及び期日前投票の投票時間の弾力的な設定を可能とし、投票所に入ることができる選挙人の同伴する子供の範囲を拡大するなどの措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院において、期日前投票所の増設等に関する規定及び期日前投票所の開閉時間に係る検討事項を追加する修正が行われております。

次に、公職選挙法の一部を改正する法律案(衆第二四号)は、船員の投票の機会を拡充するため、洋上投票の対象を広げるとともに、選挙において候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充するため、要約筆記者に対する報酬支払を解禁しようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、閣法第三〇号の法律案について高市早苗総務大臣から趣旨説明を、修正案提出者衆議院議員逢坂誠二君から衆議院における修正部分の説明をそれぞれ聴取するとともに、衆第二四号の法律案について衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長山本公一君から趣旨説明を聴取した後、模擬選挙の拡充と若者の投票環境向上策、政見放送への手話通訳及び字幕の付与の現状と課題、投票機会を保障するための執行経費確保の必要性等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して井上哲士委員より閣法第三〇号の法律案に反対、衆第二四号の法律案に賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、閣法第三〇号の法律案は多数をもって、また、衆第二四号の法律案は全会一致をもって、それぞれ原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、衆第二四号の法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。

まず、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 次に、公職選挙法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

平成二十八年四月六日 参議院会議録第十八号

成年後見制度の利用の促進に関する法律案外一件
別給付金支給法の一部を改正する法律案

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特

○議長(山崎正昭君) 日程第三 成年後見制度の利用の促進に関する法律案

日程第四 成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案

(いずれも衆議院提出)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長神本美恵子君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔神本美恵子君登壇、拍手〕

○神本美恵子君 たいだいま議題となりました両法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、成年後見制度の利用の促進に関する法律案は、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会を設置する等の措置を講じようとするものであります。

次に、成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案は、成年後見の事務がより円滑に行われるようにするため、成年後見人が成年被後見人に宛てた郵便物等の転送を受け、これを開いて見ることができることとともに、成年被後見人の死亡後の相続財産の保存に必要な行為を行うことができることとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、衆議院内閣委員長西村康稔さんより趣旨説明を聴取した後、現行の成年後見制度と障害者権利条約との整合性、成年後見制度の当事者から

の意見聴取の有無、成年被後見人等の意思決定を支援する制度の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了した後、成年後見制度の利用の促進に関する法律案に対し、自由民主党及び公明党を代表して上月理事より、内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律の施行に伴い必要となる規定の整理を行うことを内容とする修正案が提出されました。

次いで、討論に入りましたところ、日本共産党の山下理事より両法律案に反対の旨の意見が述べられました。

次いで、順次採決の結果、成年後見制度の利用の促進に関する法律案の修正案及び修正部分を除く原案はいずれも多数をもつて可決され、修正議決すべきものと決定いたしました。

次に、成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案について採決の結果、多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、成年後見制度の利用の促進に関する法律案に対し附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。まず、成年後見制度の利用の促進に関する法律案の採決をいたします。

本案の委員長報告は修正議決報告でございます。賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕
○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。
〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十一
賛成 二百十七
反対 十四

よつて、本案は委員長報告のとおり修正議決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 次に、成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕
○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。
〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十
賛成 二百十六
反対 十四

よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 日程第五 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。厚生労働委員長三原じゅん子君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○三原じゅん子君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、戦傷病者等の妻等に対し、特別給付金を継続して支給する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、特別給付金制度の今後の在り方、特別給付金支給に係る事務処理の迅速化の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局しましたところ、自由民主党及び公明党を代表して羽生田理事より、施行期日を平成二十八年四月一日から公布の日に変更することと、これに伴う所要の規定の整備を行うことを内容とする修正案が提出されました。

採決の結果、本法律案は全会一致をもつて修正議決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。本案の委員長報告は修正議決報告でございます。

本案を委員長報告のとおり修正議決することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕
○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。
〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十二
賛成 二百三十二
反対 〇

よって、本案は全会一致をもって委員長報告のとおり修正議決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 日程第六 独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。環境委員長磯崎仁彦君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔磯崎仁彦君登壇、拍手〕

○磯崎仁彦君 たいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、環境の保全に関する研究及び技術開発を効率的、効果的に推進するため、当該研究及び技術開発の実施及び助成に係る業務を独立行政法人環境再生保全機構の業務の範囲に追加するとともに、役職員に係る守秘義務規定の整備等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、環境研究総合推進費に係る業務を移管することによる効果、研究成果の行政への反映方策、今後の環境再生保全機構の業務体制等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党の市田理事より、本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十一

賛成

二百二十

反対

十一

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 日程第七 漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長若林健太君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔若林健太君登壇、拍手〕

○若林健太君 たいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における漁業を取り巻く情勢の変化に対応し、漁業経営に関する補償制度を改善するため、漁船損害等補償法について漁船保険組合の区域制限等の廃止、漁船保険等により填補する損害の範囲の拡大等を行うとともに、漁業災害補償法について内水面において営む養殖業の養殖共済の対象への追加等を行う等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、漁業補償制度改正の意義、漁船保険組織の統合一元化の課題、内水面養殖業振興と補償の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十二

賛成

二百三十二

反対

〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) この際、情報監視審査会会長から、情報監視審査会の調査及び審査の報告を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(山崎正昭君) 御異議ないと認めます。情報監視審査会会長金子原二郎君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔金子原二郎君登壇、拍手〕

○金子原二郎君 情報監視審査会の調査及び審査の経過及び結果につきましては、審査会規程第二十二条第一項に基づき、毎年一回報告書を作成し、会長から議長に提出することとなっております。

本審査会は、去る三月三十日、年次報告書を議長に提出いたしましたので、その概要等について御報告を申し上げます。

本審査会は、行政における特定秘密保護制度の運用を常時監視するため、平成二十六年十二月十日に設置されましたが、委員八名の選任は、審査会の事務を行う職員に対する適性評価の手續を待って、昨年三月二十五日の本会議となりました。その後、同月三十日に議長及び副議長の下で委員八名が宣誓を行い、第一回審査会を開会し、委員各位の御推挙によって私が会長に選任され、活動を開始いたしました。まず、特定秘密の保護等に必要な内規及び申合せを検討し、六月十七日の審査会などで計十四本を制定いたしました。

審査会の活動の柱は、特定秘密の指定及び解除等の実施状況についての調査と、委員会等からの特定秘密の提出要求を行政機関の長が拒否した場合の審査の二つでございます。

しかし、昨年は、委員会等からの審査の要求、要請がなかったため、政府による特定秘密の指定等の状況についての調査を行ってまいりました。

以下、調査の経過について申し上げます。政府からは、毎年、特定秘密の指定等の状況について情報監視審査会に報告書が提出されます。昨年六月二十二日、政府から初めての年次報告があり、この報告とともに、特定秘密の指定等につ

果と言えるものでございます。

いて管理するための帳簿である特定秘密指定管理簿が審査会に提出されました。さらに、各行政機関が特定秘密を指定する際に、指定の理由などを記載する特定秘密指定書の提出も求めました。審査会では、これらの三つの資料に基づいて、特定秘密の指定等について各行政機関から説明を聴取し、質疑を行って、調査を進めました。

まず、昨年の七月、政府の年次報告の概要について、担当の上川国務大臣等から説明を聴取し、質疑を行いました。その後、平成二十六年中に特定秘密の指定を行った十の行政機関から、指定の状況等について、それぞれ全般的な説明を聴取しました。

平成二十六年に指定された特定秘密は三百八十二件であります。審査会では、そのうち五十件を選び、特定秘密の概要や指定の理由などについて詳細な説明を聴取し、質疑を行いました。その上で、警察庁、外務省及び防衛省からは、それぞれ一件、合計三件の特定秘密文書の提示を受け、特定秘密に指定された情報を実際に確認いたしました。

各行政機関に対する調査を一巡した上で、昨年十二月には、担当の岩城国務大臣に対し、締めくくりに質疑を行いました。

この間、昨年十一月には内閣衛星情報センターへの委員派遣を行い、衛星画像情報などが含まれる一件の特定秘密文書の提示を受けております。

なお、国家安全保障会議及び警察庁の特定秘密各一件については、民主党・新緑風会の委員提出の提示要求動議が否決された事例もございます。

次に、調査の結果について申し上げます。

昨年の調査において、質疑の中で、委員からは、特定秘密保護制度の運用の改善について様々な指摘がありました。このうち、以下に述べるものなど五件については、審査会での指摘を受けて既に政府が改善を行ったもので、昨年の調査の成

果と云えるものでございます。

法務省の特定秘密指定書について、特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲が全て不開示であったものを開示せよとしました。外務省の特定秘密指定書について、特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲の記載をより限定したものにさせました。防衛省の特定秘密指定管理簿の特定秘密の概要について、十件全て同じ内容が記載され識別できなかったもので、識別できる表現に改めさせました。

さらに、報告書においては、指摘事項として、審査会での指摘を受けて個別の行政機関が改善したものについては政府として統一的な運用を図ること、指定の三要件の一つである公になつていないものの定義の更なる明確化及びサイドパティーの適用基準の明確化を図ることとこれらの統一的運用の必要性などの考えを示しました。

以上、情報監視審査会の年次報告書の概要を御報告いたしました。本年におきましても、行政における特定秘密保護制度の運用を常時監視するため、審査会委員一同尽力してまいりますので、議長、副議長始め、議員各位の御支援を賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございます。

(拍手)

○議長(山崎正昭君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十時三十分散会

出席者は左のとおり。

議長		山崎 正昭君	
副議長		奥石 東君	
議員	清水 貴之君	和田 政宗君	
	河野 義博君	佐々木さやか君	
	藤巻 健史君	浜田 和幸君	

平本 大作君	儀間 光男君	石川 博崇君	宮本 周司君	中山 恭子君	竹谷とし子君	藤川 政人君	室井 邦彦君	山本 博司君	若松 謙維君	中原 八一君	片山虎之助君	長沢 広明君	福岡 資麿君	山本 順三君	山本 香苗君	山口 那津男君	荒木 清寛君	世耕 弘成君	島尻安伊子君	酒井 庸行君	森屋 宏君	吉川ゆうみ君	山田 修路君	堀内 恒夫君	三宅 伸吾君	舞立 昇治君	羽生田 俊君	若林 健太君	赤池 誠章君	井原 巧君	石田 昌宏君	熊谷 大君	宇都 隆史君	磯崎 仁彦君	野上浩太郎君	北川イツセイ君	中川 雅治君
矢倉 克夫君	中野 正志君	新妻 秀規君	東 徹君	秋野 公造君	横山 信一君	三原じゅん子君	江口 克彦君	谷合 正明君	長谷川 岳君	高階恵美子君	浜田 昌良君	杉 久武君	松下 新平君	岡田 直樹君	魚住裕一郎君	西田 実仁君	丸川 珠代君	衛藤 晟一君	北村 経夫君	堂故 茂君	太田 房江君	山下 雄平君	渡邊 美樹君	阿達 雅志君	三木 亨君	堀井 巖君	馬場 成志君	渡辺 猛之君	中西 健治君	石井 正弘君	牧野たかお君	大家 敏志君	岩井 茂樹君	石井 浩郎君	藤井 基之君	小泉 昭男君	野村 哲郎君

愛知 治郎君	松山 政司君	宮沢 洋一君	金子原二郎君	岸 宏一君	鶴保 庸介君	伊達 忠一君	中西 祐介君	行田 邦子君	井上 義行君	荒井 広幸君	松沢 成文君	二之湯武史君	中泉 松司君	柘植 芳文君	大沼みずほ君	古賀友一郎君	島田 三郎君	高野光二郎君	西田 昌司君	青木 一彦君	森 まさこ君	塚田 一郎君	石井 準一君	松村 祥史君	佐藤 信秋君	溝手 顕正君	山崎 力君	林 芳正君	木村 義雄君	鴻池 祥肇君	磯崎 哲史君	真山 勇一君	又市 征治君	小西 洋之君	大野 元裕君	谷 亮子君	小見山幸治君
末松 信介君	山谷えり子君	岡田 広君	有村 治子君	武見 敏三君	関口 昌一君	江島 潔君	平野 達男君	森本 真治君	田中 茂君	脇 雅史君	糸数 慶子君	長峯 誠君	豊田 俊郎君	滝波 宏文君	大野 泰正君	上月 良祐君	島村 大君	高橋 克法君	赤石 清美君	山田 俊男君	丸山 和也君	吉田 博美君	二之湯 智君	水落 敏栄君	猪口 邦子君	柳本 卓治君	山本 一太君	橋本 聖子君	小坂 憲次君	尾辻 秀久君	石上 俊雄君	山本 太郎君	安井美沙子君	石橋 通宏君	主濱 了君	西村まさみ君	柴田 巧君

田城 郁君	滝沢 求君
難波 獎二君	江崎 孝君
有田 芳生君	寺田 典城君
金子 洋一君	風間 直樹君
川田 龍平君	石井みどり君
小野 次郎君	広田 一君
藤末 健三君	尾立 源幸君
前川 清成君	大久保 勉君
白 眞勲君	片山さつき君
佐藤 正久君	小林 正夫君
藤田 幸久君	神本美恵子君
榑葉賀津也君	大塚 耕平君
野田 国義君	山東 昭子君
長浜 博行君	相原久美子君
小川 勝也君	小川 敏夫君
郡司 彰君	加藤 敏幸君
渡辺美知太郎君	山口 和之君
吉良よし子君	吉田 忠智君
薬師寺ちよ君	山田 太郎君
辰巳孝太郎君	福島みずほ君
松田 公太君	倉林 明子君
牧山ひろえ君	大島九州男君
林 久美子君	蓮 舫君
アントニオ猪木君	紙 智子君
田村 智子君	那谷屋正義君
足立 信也君	藤本 祐司君
水岡 俊一君	津田弥太郎君
仁比 聡平君	浜野 喜史君
水野 賢一君	羽田雄一郎君
増子 輝彦君	福山 哲郎君
櫻井 充君	小池 晃君
井上 哲士君	吉川 沙織君
柳澤 光美君	直嶋 正行君
北澤 俊美君	柳田 稔君
前田 武志君	田中 直紀君
江田 五月君	山下 芳生君
市田 忠義君	

国務大臣

総務大臣	高市 早苗君
厚生労働大臣	塩崎 恭久君
農林水産大臣	森山 裕君
環境大臣	丸川 珠代君
国務大臣	加藤 勝信君

議長 議長報告事項
去る三月三十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

総務委員	田村 智子君	補欠	山下 芳生君
法務委員	横山 信一君	補欠	若松 謙維君
財政金融委員	櫻井 充君	補欠	江田 五月君

文教科学委員	山谷えり子君	補欠	吉川ゆうみ君
大門実紀史君	小池 晃君	補欠	

農林水産委員	丸川 珠代君	補欠	滝沢 求君
環境委員	吉川ゆうみ君	補欠	山谷えり子君
渡邊 美樹君	長谷川 岳君	補欠	

予算委員	高野光二郎君	補欠	岩城 光英君
行政監視委員	小池 晃君	補欠	大門実紀史君
議院運営委員	齋藤 嘉隆君	補欠	徳永 エリ君

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員	井原 巧君	補欠	柘植 芳文君
中川 雅治君	三宅 伸吾君	補欠	
溝手 顕正君	古賀友一郎君	補欠	
小見山幸治君	磯崎 哲史君	補欠	
芝 博一君	大塚 耕平君	補欠	

地方・消費者問題に関する特別委員

宮本 周司君	山下 雄平君
東日本大震災復興及び原子力問題特別委員	
若林 健太君	石田 昌宏君
小西 洋之君	神本美恵子君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国民生活のためのデフレ脱却及び財政再建に関する調査会委員	尾立 源幸君	補欠	市田 忠義君
------------------------------	--------	----	--------

農林水産委員会	智子君 (紙智子君の補欠)
環境委員会	高野光二郎君 (高野光二郎君の補欠)

同日議長から次の議案が提出された。
租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部を改正する法律案(尾立源幸君外一名発議)(参第四号)

同日衆議院から次の議案が提出された。よって議長は即日これを政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会に付託した。

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。
サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一号)
航空業務に関する日本国とカンボジア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件(第百八十九回国会閣条第一三三、衆議院継続審査)

平成二十八年四月六日 参議院會議録第十八号

議長の報告事項

航空業務に関する日本国とラオス人民民主共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(第百八十九回国会閣条第一四号、衆議院継続審査)

社会保障に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第七号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会に付託した。

公職選挙法の一部を改正する法律案(政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長提出(衆第二四号))

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会に付託した。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案(閣法第三〇号)

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律案

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

同日本院は、次の議員提出案を否決した旨衆議院に通知した。

平成二十八年度における公債の発行の特例に関する法律案(大久保勉君外七名発議)

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

社会福祉法等の一部を改正する法律案(第百八十九回国会提出、本院継続審査)

同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律

同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

社会福祉法等の一部を改正する法律

同日議長は、ベルギー王国ブリュッセルにおいて三月二十二日発生したテロ事件による被害に対し、次の議会議長宛見舞状を送付した。

ベルギー王国 クリスティーン・ドゥフレール ニュ上院議長

欧州議会 マルティン・シュルツ議長

去る一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

若松 謙維君 補欠 横山 信一君

財政金融委員 若松 謙維君 補欠 横山 信一君

高野光二郎君 補欠 岩城 光英君

吉川ゆうみ君 補欠 山谷えり子君

小池 晃君 補欠 大門実紀史君

文教科学委員 小池 晃君 補欠 大門実紀史君

横山 信一君 補欠 若松 謙維君

田村 智子君 補欠 小池 晃君

厚生労働委員 田村 智子君 補欠 小池 晃君

経済産業委員

滝沢 求君 補欠 丸川 珠代君

長谷川 岳君 補欠 渡邊 美樹君

山谷えり子君 補欠 吉川ゆうみ君

環境委員

徳永 エリ君 補欠 浜野 喜史君

予算委員

井上 義行君 補欠 渡辺 猛之君

岩城 光英君 補欠 高野光二郎君

大野 泰正君 補欠 中西 健治君

島村 大君 補欠 青木 一彦君

二之湯武史君 補欠 熊谷 大君

羽生田 俊君 補欠 末松 信介君

三木 亨君 補欠 佐藤 正久君

大塚 耕平君 補欠 白 眞勲君

山田 太郎君 補欠 山口 和之君

熊谷 大君 補欠 二之湯武史君

中西 健治君 補欠 大野 泰正君

古川 俊治君 補欠 上月 良祐君

江崎 孝君 補欠 森本 真治君

小川 勝也君 補欠 石上 俊雄君

井上 哲士君 補欠 仁比 聡平君

山口 和之君 補欠 山田 太郎君

行政監視委員

青木 一彦君 補欠 島村 大君

木村 義雄君 補欠 長峯 誠君

佐藤 正久君 補欠 三木 亨君

末松 信介君 補欠 羽生田 俊君

丸川 珠代君 補欠 滝沢 求君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員 辞任 古賀友一郎君 溝手 顕正君 栢植 芳文君 井原 巧君 三宅 伸吾君 中川 雅治君 磯崎 哲史君 小見山幸治君 大塚 耕平君 芝 博一君 地方・消費者問題に関する特別委員 辞任 石田 昌宏君 若林 健太君 堀井 巖君 太田 房江君 舞立 昇治君 中川 雅治君 神本美恵子君 小西 洋之君 東日本大震災復興及び原子力問題特別委員 辞任 山下 雄平君 宮本 周司君 同日委員長から次の報告書が提出された。 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案(閣法第三〇号)審査報告書 公職選挙法の一部を改正する法律案(衆第二四号)審査報告書		同日内閣から次の答弁書を受領した。 参議院議員石橋通宏君提出難民認定状況に関する質問に対する答弁書(第九〇号) 参議院議員有田芳生君提出日朝ストックホルム合意と菅内閣官房長官記者会見に関する再質問に対する答弁書(第九一号) 一昨四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 総務委員 辞任 井原 巧君 宇都 隆史君 石井 正弘君 佐藤 信秋君 井原 巧君 宇都 隆史君 石井 正弘君 佐藤 信秋君 辞任 宇都 隆史君 井原 巧君 大野 元裕君 磯崎 哲史君 財政金融委員 辞任 石田 昌宏君 岩井 茂樹君 磯崎 哲史君 大野 元裕君 経済産業委員 辞任 岩井 茂樹君 石田 昌宏君 環境委員 辞任 佐藤 信秋君 石井 正弘君 島尻安伊子君 島田 三郎君 国会法第四十二條第二項ただし書の規定によるもの 国会法第四十二條第三項の規定によるもの 予算委員 辞任 青木 一彦君 島村 大君 熊谷 大君 二之湯武史君 佐藤 正久君 三木 亨君		未松 信介君 羽生田 俊君 中西 健治君 大野 泰正君 渡辺 猛之君 井上 義行君 白 眞勲君 大塚 耕平君 山口 和之君 山田 太郎君 決算委員 辞任 大野 泰正君 中西 健治君 上月 良祐君 古川 俊治君 島田 三郎君 島尻安伊子君 二之湯武史君 熊谷 大君 石上 俊雄君 小川 勝也君 森本 眞治君 江崎 孝君 仁比 聡平君 井上 哲士君 山田 太郎君 山口 和之君 行政監視委員 辞任 井上 義行君 渡辺 猛之君 大沼みずほ君 宮沢 洋一君 島村 大君 青木 一彦君 滝沢 誠君 馬場 成志君 長峯 誠君 木村 義雄君 羽生田 俊君 末松 信介君 三木 亨君 佐藤 正久君 大塚 耕平君 白 眞勲君 神本美恵子君 那谷屋正義君 議院運営委員 辞任 木村 義雄君 長峯 誠君 馬場 成志君 滝沢 求君 古川 俊治君 上月 良祐君 宮沢 洋一君 大沼みずほ君 江崎 孝君 森本 眞治君 小川 勝也君 石上 俊雄君 井上 哲士君 仁比 聡平君		同日委員会において選任した理事は次のとおりである。 決算委員会 理事 中泉 松司君 (中泉松司君の補欠) 理事 平木 大作君 (平木大作君の補欠) 行政監視委員会 理事 渡邊 美樹君 (渡邊美樹君の補欠) 理事 真山 勇一君 (長峯誠君の補欠) 理事 牧山ひろえ君 (難波獎二君の補欠) 同日議長は、次の内閣提出案を委員会に付託した。 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四六号) 海上交通安全法等の一部を改正する法律案(閣法第三七号) 国土交通委員会に付託 同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を外交防衛委員会に付託した。 航空業務に関する日本国とカンボジア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件(第百八十九回国会閣条第一三三号) 航空業務に関する日本国とラオス人民民主共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(第百八十九回国会閣条第一四四号) 同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部を改正する法律案(尾立源幸君外一名発議) 同日次の質問主意書を内閣に転送した。 病児保育の充実に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第九四号) 「仕事・子育て両立支援事業」における企業主導型保育事業に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第九五号)	
---	--	---	--	--	--	---	--

平成二十八年四月六日 参議院會議録第十八号

議長の報告事項 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案

同日議長は、グエン・ティ・キム・ガン・ベトナム社会主義共和国国会議長就任に際し、同議長宛祝辞を発送した。

昨五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

藤本 祐司君

補欠

芝 博一君

総務委員

辞任

宇都 隆史君

補欠

井原 巧君

佐藤 信秋君

石井 正弘君

柘植 芳文君

熊谷 大君

外交防衛委員

辞任

井原 巧君

補欠

宇都 隆史君

磯崎 哲史君

大野 元裕君

財政金融委員

辞任

岩井 茂樹君

補欠

石田 昌宏君

大野 元裕君

磯崎 哲史君

文教科学委員

辞任

新妻 秀規君

補欠

山口那津男君

小池 晃君

田村 智子君

厚生労働委員

辞任

石橋 通宏君

補欠

柳澤 光美君

田村 智子君

小池 晃君

農林水産委員

辞任

熊谷 大君

補欠

柘植 芳文君

徳永 エリ君

野田 国義君

山口那津男君

新妻 秀規君

経済産業委員

辞任

石田 昌宏君

補欠

岩井 茂樹君

柳澤 光美君

石橋 通宏君

和田 政宗君

中野 正志君

国土交通委員

辞任

野田 国義君

補欠

徳永 エリ君

環境委員

辞任

石井 正弘君

補欠

佐藤 信秋君

島田 三郎君

島尻安伊子君

芝 博一君

藤本 祐司君

決算委員

辞任

島尻安伊子君

補欠

島田 三郎君

行政監視委員

辞任

馬場 成志君

補欠

滝沢 求君

議院運営委員

辞任

滝沢 求君

補欠

馬場 成志君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

内閣委員会

理事 山下 芳生君 (山下芳生君の補欠)

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

総合法律支援法の一部を改正する法律案(第百八十九回国会閣法第五七号、衆議院継続審査)

同日委員長から次の報告書が提出された。

成年後見制度の利用の促進に関する法律案(衆第二〇号)審査報告書

成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案(衆第二二号)審査報告書

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(閣法第一〇号)審査報告書

独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案(閣法第二九号)審査報告書

漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律案(閣法第三六号)審査報告書

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員吉川沙織君提出三世代同居に対応した住宅リフォームに係る特例の創設に関する質問に対する答弁書(第九二号)

参議院議員吉川沙織君提出通勤手当の非課税限度額の引上げに関する質問に対する答弁書(第九三号)

参議院議員吉川沙織君提出通勤手当の非課税限度額の引上げに関する質問に対する答弁書(第九三号)

参議院議員吉川沙織君提出通勤手当の非課税限度額の引上げに関する質問に対する答弁書(第九三号)

参議院議員吉川沙織君提出通勤手当の非課税限度額の引上げに関する質問に対する答弁書(第九三号)

参議院議員吉川沙織君提出通勤手当の非課税限度額の引上げに関する質問に対する答弁書(第九三号)

参議院議員吉川沙織君提出通勤手当の非課税限度額の引上げに関する質問に対する答弁書(第九三号)

参議院議員吉川沙織君提出通勤手当の非課税限度額の引上げに関する質問に対する答弁書(第九三号)

参議院議員吉川沙織君提出通勤手当の非課税限度額の引上げに関する質問に対する答弁書(第九三号)

参議院議員吉川沙織君提出通勤手当の非課税限度額の引上げに関する質問に対する答弁書(第九三号)

参議院議員吉川沙織君提出通勤手当の非課税限度額の引上げに関する質問に対する答弁書(第九三号)

参議院議員吉川沙織君提出通勤手当の非課税限度額の引上げに関する質問に対する答弁書(第九三号)

参議院議員吉川沙織君提出通勤手当の非課税限度額の引上げに関する質問に対する答弁書(第九三号)

参議院議員吉川沙織君提出通勤手当の非課税限度額の引上げに関する質問に対する答弁書(第九三号)

参議院議員吉川沙織君提出通勤手当の非課税限度額の引上げに関する質問に対する答弁書(第九三号)

参議院議員吉川沙織君提出通勤手当の非課税限度額の引上げに関する質問に対する答弁書(第九三号)

参議院議員吉川沙織君提出通勤手当の非課税限度額の引上げに関する質問に対する答弁書(第九三号)

参議院議員吉川沙織君提出通勤手当の非課税限度額の引上げに関する質問に対する答弁書(第九三号)

参議院議員吉川沙織君提出通勤手当の非課税限度額の引上げに関する質問に対する答弁書(第九三号)

参議院議員吉川沙織君提出通勤手当の非課税限度額の引上げに関する質問に対する答弁書(第九三号)

参議院議員吉川沙織君提出通勤手当の非課税限度額の引上げに関する質問に対する答弁書(第九三号)

平成二十八年四月一日

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長 前田 武志

参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における物価の変動、選挙等の執行状況等を考慮し、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定するとともに、選挙人の投票しやすい環境を整えるため、共通投票所における投票及び期日前投票の投票時間の弾力的な設定を可能とし、投票所に入ることができる選挙人の同伴する子供の範囲を拡大する等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

費用

参議院議員の任期満了に伴う参議院議員通常選挙の経費として、平成二十八年度一般会計予算に五百三十四億七千八百万円が計上されているが、そのうち地方公共団体委託費は、本法施行により、二十四億六千七百円の増加が見込まれ、四百七十六億四千三百万円となっている。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十八年三月二十四日

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 山崎 正昭殿

第一条 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第百七十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表を次のように改める。

第四条第一項の表を次のように改める。

投票 区の選 挙人の数	投票 日	区		市		町		村
		平 日	休 日	平 日	休 日	平 日	休 日	
五 百 人 未 満		一三六、五二六 円	一二四、一五八 円	一〇九、三一六 円	一九六、九四八 円	一〇九、三一六 円	一九六、九四八 円	
千 五 百 人 未 満		一四七、七〇二	二五七、二四二	一二三、二七三	二二〇、九〇五	一二〇、九一二	二二〇、四五二	
二 千 人 未 満		一九七、九五七	三二九、四〇五	一八四、三五二	三一五、八〇〇	一六一、一三〇	三一四、四八六	
三 二 千 人 未 満		二二八、八一八	三五〇、二六六	一九一、六〇八	三二三、〇五六	一七九、九八二	三五五、二四六	
五 三 千 人 未 満		二四〇、〇九九	三七一、五四七	二二〇、一〇八	三六三、四六四	二〇〇、八四三	三七六、一〇七	
一 五 万 人 未 満		二六九、六六九	四二三、〇二五	二六一、三二六	四八〇、四〇六	二五二、七六五	四九三、七五三	
一 一 万 五 千 人 未 満		三二二、〇六五	五三一、一四五	三〇三、七二二	五八八、五二六	二八九、五六二	五七四、三六六	
二 一 万 五 千 人 未 満		三五一、二九一	五九二、二七九	三四〇、一六七	六六八、七八七	三三四、三五一	六七四、八七九	
二 万 人 以 上		三七四、四八四	六五九、二八八	三六三、三六〇	七三五、七九六	三四七、五四三	七四一、八八七	

第四条第二項の表を次のように改める。

投票 区の選 挙人の数	投票 票 日	区市町村		
		区	市	
五 百 人 未 満	平 日	休 日	平 日	休 日
四七、九七二円	一三五、六〇四円	四七、九七二円	一三五、六〇四円	四七、九七二円
千五 百 人 未 満	五八、七九六	一六八、三三六	四七、九七二	五八、七九六
千三 百 人 未 満	五八、七九六	一六八、三三六	四七、九七二	五八、七九六

第四条第三項の表を次のように改める。

選挙人の数	投票日	区		市		町		村
		平日	休日	平日	休日	平日	休日	
二千人以上	満上	七一、九五八	二〇三、四〇六	七一、九五八	二〇三、四〇六	八二、七八二	二三六、一三八	
三千人未満	満上	七一、九五八	二〇三、四〇六	七一、九五八	二〇三、四〇六	九三、六〇六	二六八、八七〇	
五千人未満	満上	七一、九五八	二〇三、四〇六	八二、七八二	二三六、一三八	九三、六〇六	二六八、八七〇	
一万人未満	満上	八五、一二〇	二三八、四七六	一一七、五九二	三三六、六七二	一二八、四一六	三六九、四〇四	
二万人未満	満上	一二七、五九二	三三六、六七二	一五〇、〇六四	四三四、八六八	一五〇、〇六四	四三四、八六八	
三万人未満	満上	一二八、四一六	三六九、四〇四	一七一、七一二	五〇〇、三三二	一八二、五三六	五三三、〇六四	
四万人以上	満上	一五〇、〇六四	四三四、八六八	一九三、三六〇	五六五、七九六	二〇四、一八四	五九八、五二八	
五千人未満	満上	一〇、四七四円	一一、一六六円	八、六六〇円	九、三五二円	八、六六〇円	九、三五二円	
一万人未満	満上	一二、六三九	一三、五〇四	九、五六七	一〇、二五九	一〇、八二五	一一、六九〇	
二千人以上	満上	一五、七二一	一六、七四九	一四、八〇四	一五、八四二	一五、一五五	一六、三六六	
三千人未満	満上	一六、六一八	一七、六五六	一四、八〇四	一五、八四二	一七、三三〇	一八、七〇四	
五千人未満	満上	一七、五二五	一八、五六三	一六、九六九	一八、一八〇	一八、二二七	一九、六一一	
一万人未満	満上	一九、六九〇	二〇、九〇一	二三、四六四	二五、一九四	二四、七二二	二六、六二五	
二万人未満	満上	二六、一八五	二七、九一五	二九、九五九	三一、二〇八	二九、九五九	三一、二〇八	
三万人以上	満上	三〇、一六四	三一、〇六七	三五、一九六	三七、七九一	三六、四五四	三九、二二三	
四万人以上	満上	三四、四九四	三六、七四三	三九、五二六	四二、四六七	四〇、七八四	四三、八九八	

第四条第五項の表を次のように改める。

第四条第六項の表を次のように改める。

投票区 の選挙 人の数	投票 日	区市町村				
		区	市			
二万人以上	一五〇、〇六四	四三四、八六八	一九三、三六〇	五五五、七九六	二〇四、一八四	五九八、五二八
一万五千人未満	一二八、四一六	三六九、四〇四	一七一、七二二	五〇〇、三三二	一八二、五三六	五三三、〇六四
一万五千人未満	一一七、五九二	三三六、六七二	一五〇、〇六四	四三四、八六八	一五〇、〇六四	四三四、八六八
一万五千人未満	八五、一二〇	二三八、四七六	一一七、五九二	三三六、六七二	一二八、四一六	三六九、四〇四
五千人以上	七一、九五八	二〇三、四〇六	八二、七八二	二二六、一三八	九三、六〇六	二六八、八七〇
三千人以上	七一、九五八	二〇三、四〇六	七一、九五八	二〇三、四〇六	九三、六〇六	二六八、八七〇
二千人以上	七一、九五八	二〇三、四〇六	七一、九五八	二〇三、四〇六	八二、七八二	二二六、一三八
千五百人以上	五八、七九六	一六八、三三六	四七、九七二	一三五、六〇四	五八、七九六	一六八、三三六
五百人以上	四七、九七二	一三五、六〇四	四七、九七二	一三五、六〇四	四七、九七二	一三五、六〇四
投票区 の選挙 人の数	投票 日	区	市	町	村	
二万人以上	三五九、九七二	六四四、七七六	三四八、八四八	七二一、二八四	三三三、〇三一	七二七、三七五
一万五千人未満	三三六、七七九	五七七、七六七	三三五、六五五	六五四、二七五	三〇九、八三九	六六〇、三六七
一万五千人未満	二九七、五五三	五一六、六三三	二八九、二一〇	五七四、〇一四	二七五、〇五〇	五五九、八五四
一万五千人未満	二五五、一五七	四〇八、五一三	二四六、八一四	四六五、八九四	二三八、二五三	四七九、二四一
五千人以上	二三三、一九五	三六四、六四三	二〇三、二〇四	三五六、五六〇	一九三、七六三	三六九、〇二七
三千人以上	二二一、五六二	三四三、〇一〇	一八四、三五二	三一五、八〇〇	一七二、七二六	三四七、九九〇

第四条第七項の表を次のように改める。

投票 区 の 選 挙 人 の 数	投票 日	区市町村	
		区	市 町 村
五 百 人 未 以 上	平 日	休 日	平 日
一〇、四七四円	一、一六六円	九、三五二円	八、六六〇円
千 五 百 人 未 以 上	一、二、六三九	一、三、五〇四	九、五六七
二 千 人 未 以 上	一、五、七二一	一、六、七四九	一、四、八〇四
三 千 人 未 以 上	一、六、六一八	一、七、六五六	一、四、八〇四
五 千 人 未 以 上	一、七、五二五	一、八、五六三	一、六、九六九
一 万 人 未 以 上	一、九、六九〇	二、〇、九〇一	二、三、四六四
一 万 五 千 人 未 以 上	二、六、一八五	二、七、九二五	二、九、九五九
二 万 人 未 以 上	三、〇、一六四	三、三、〇六七	三、五、一九六
二 万 五 千 人 未 以 上	三、四、四九四	三、六、七四三	三、九、五二六

第四条第八項の表を次のように改める。

投票 区 の 選 挙 人 の 数	投票 日	区市町村	
		区	市 町 村
五 百 人 未 以 上	平 日	休 日	平 日
八、六六〇円	九、三五二円	八、六六〇円	九、三五二円
千 五 百 人 未 以 上	一〇、八二五	一一、六九〇	八、六六〇
二 千 人 未 以 上	一、二、九九〇	一、四、〇二八	一、二、九九〇
三 千 人 未 以 上	一、二、九九〇	一、四、〇二八	一、二、九九〇
五 千 人 未 以 上	一、二、九九〇	一、四、〇二八	一、二、九九〇
一 万 人 未 以 上	一、二、九九〇	一、四、〇二八	一、二、九九〇
一 万 五 千 人 未 以 上	一、二、九九〇	一、四、〇二八	一、二、九九〇
二 万 人 未 以 上	一、二、九九〇	一、四、〇二八	一、二、九九〇
二 万 五 千 人 未 以 上	一、二、九九〇	一、四、〇二八	一、二、九九〇

第四条第九項第一号中「五万八千九百七十八円」を「五万八千九百七十六円」に改め、同項第二号中「六万九百七十一円」を「六万九百六十円」に改め、同条第十項第一号中「六万二千二百十円」を「五万九千二百二十九円」に改め、同項第二号中「六万三千二百三十三円」を「六万二千七百七十三円」に改め、同条第十二項中「九百三十五円」を「千二百六十円」に改め、同項ただし書中「千八百七十円」を「二千五十二円」に、「千六百四十六円」を「千八百六十六円」に、「千五百九十九円」を「千七百五十四円」に、「千二百九十円」を「千四百十六円」に改め、同条第十三項の表を次のように改める。

投票 区 の 選 挙 人 の 数	選挙 区 市 町 村	衆議院議員選挙				参議院議員選挙			
		区	市	町	村	区	市	町	村
五千人以上	区	二、九九〇	一四、〇二八	一五、一五五	一六、三六六	一六、三六六	一七、三二〇	一八、七〇四	
一万人以上	区	一五、一五五	一六、三六六	二一、六五〇	二三、三八〇	二三、三八〇	二三、八一五	二五、七二八	
二万人以上	区	二一、六五〇	二三、三八〇	二八、一四五	三〇、三九四	三〇、三九四	二八、一四五	三〇、三九四	
三万人以上	区	二八、一四五	三〇、三九四	三六、八〇五	三九、七四六	三九、七四六	三八、九七〇	四二、〇八四	
四万人以上	区	三六、八〇五	三九、七四六	四七、五七五	五〇、〇七〇	五〇、〇七〇	四七、五七五	五〇、〇七〇	
五万人以上	区	四七、五七五	五〇、〇七〇	五八、四〇五	六〇、九〇〇	六〇、九〇〇	五八、四〇五	六〇、九〇〇	
六万人以上	区	五八、四〇五	六〇、九〇〇	六九、二四〇	七一、七三五	七一、七三五	六九、二四〇	七一、七三五	
七万人以上	区	六九、二四〇	七一、七三五	八〇、〇七五	八二、五七〇	八二、五七〇	八〇、〇七五	八二、五七〇	
八万人以上	区	八〇、〇七五	八二、五七〇	九一、四〇五	九三、九〇〇	九三、九〇〇	九一、四〇五	九三、九〇〇	
九万人以上	区	九一、四〇五	九三、九〇〇	一〇二、二四〇	一〇四、七三五	一〇四、七三五	一〇二、二四〇	一〇四、七三五	
十万人以上	区	一〇二、二四〇	一〇四、七三五	一一三、〇七五	一一五、五七〇	一一五、五七〇	一一三、〇七五	一一五、五七〇	
十一万人以上	区	一一三、〇七五	一一五、五七〇	一二四、〇〇五	一二六、五〇〇	一二六、五〇〇	一二四、〇〇五	一二六、五〇〇	
十二万人以上	区	一二四、〇〇五	一二六、五〇〇	一三五、四〇五	一三八、九〇〇	一三八、九〇〇	一三五、四〇五	一三八、九〇〇	
十三万人以上	区	一三五、四〇五	一三八、九〇〇	一四六、二四〇	一四八、七三五	一四八、七三五	一四六、二四〇	一四八、七三五	
十四万人以上	区	一四六、二四〇	一四八、七三五	一五七、〇七五	一五九、五七〇	一五九、五七〇	一五七、〇七五	一五九、五七〇	
十五万人以上	区	一五七、〇七五	一五九、五七〇	一六八、〇〇五	一七〇、五〇〇	一七〇、五〇〇	一六八、〇〇五	一七〇、五〇〇	
十六万人以上	区	一六八、〇〇五	一七〇、五〇〇	一七八、四〇五	一八〇、九〇〇	一八〇、九〇〇	一七八、四〇五	一八〇、九〇〇	
十七万人以上	区	一七八、四〇五	一八〇、九〇〇	一九九、二四〇	二〇一、七三五	二〇一、七三五	一九九、二四〇	二〇一、七三五	
十八万人以上	区	一九九、二四〇	二〇一、七三五	二一〇、〇七五	二一二、五七〇	二一二、五七〇	二一〇、〇七五	二一二、五七〇	
十九万人以上	区	二一〇、〇七五	二一二、五七〇	二二一、〇〇五	二二三、五〇〇	二二三、五〇〇	二二一、〇〇五	二二三、五〇〇	
二十万人以上	区	二二一、〇〇五	二二三、五〇〇	二三二、四〇五	二三四、九〇〇	二三四、九〇〇	二三二、四〇五	二三四、九〇〇	

第四条第十四項中「においては」を「には」に改め、同条第十五項中「においては」を「には」に、「借料」を「当該建物の借料」に改め、同条第十六項を同条第十七項とし、同条第十五項の次に次の一項を加える。

16 市区町村の選挙管理委員会が選挙人に対する投票所までの交通手段の提供について費用を要した場合には、当該費用として総務大臣が定める額を加算する。

第四条の二第二項中「前項の」及び「で市区町村の支所、出張所その他の総務大臣が定める場所に設けられるもの」を削り、「設ける」を「設けた」に改め、同条第三項中「においては」を「には」に、「借料」を「当該建物の借料」に改め、同条に次の三項を加える。

4 市区町村の選挙管理委員会が期日前投票所の事務を行うための設備（次項に規定する電子情報処理組織を除く。以下この項において同じ。）を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該設備の借料並びに当該設備の整備及び管理に係る委託費を加算する。

5 市区町村の選挙管理委員会が、選挙人名簿若しくはその抄本（当該選挙人名簿が公職選挙法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該選挙人名簿に記載されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類）又は在外選挙人名簿若しくはその抄本（当該在外選挙人名簿が同法第三十条の二第四項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該在外選挙人名簿に記載されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類）の対照に使用するために、当該市区町村の選挙管理委員会及び期日前投票所の投票管理者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該電子情報処理組織の整備及び運用に係る委託費を加算する。

6 市区町村の選挙管理委員会が選挙人に対する期日前投票所までの交通手段の提供について費用を要した場合には、当該費用として総務大臣が定める額を加算する。

第五条第一項の表を次のように改める。

開票区 の選挙人の数	投票の翌日	
	平	休
千 人 未 満	二四三、三〇七 _円	二四七、四六七 _円
二 千 人 以 未 満	三四七、七八八	三五四、二八八
三 千 人 以 未 満	四六一、五四一	四七〇、三八一
五 千 人 以 未 満	五六六、四二二	五七七、六〇二
一 万 人 以 未 満	六八〇、五三一	六九四、〇五一

一 万 五 千 人 以 未 満	七八五、〇六七	八〇〇、九二七
二 万 五 千 人 以 未 満	九二二、二四八	九四〇、九六八
三 万 人 以 未 満	一、〇八九、九九五	一、一二二、三五五
三 万 人 以 上	一、二二三、九六三	一、二四七、一四三

第五条第二項の表を次のように改める。

開票区 の選挙人の数	投票の翌日	
	平	休
千 人 未 満	一八〇、一一二 _円	一八四、二七二 _円
二 千 人 以 未 満	二八一、四二五	二八七、九二五
三 千 人 以 未 満	三八二、七三八	三九一、五七八
五 千 人 以 未 満	四八四、〇五一	四九五、二三一
一 万 人 以 未 満	五八五、三六四	五九八、八八四
一 万 五 千 人 以 未 満	六八六、六七七	七〇二、五三七
二 万 五 千 人 以 未 満	八一〇、五〇四	八二九、二二四
三 万 人 以 未 満	九六八、一〇二	九九〇、四六二
三 万 人 以 上	一、〇四六、九〇一	一、〇七一、〇八一

第五条第三項の表を次のように改める。

開票区 の選挙人の数	投票の翌日	
	平	休
千 人 未 満	二五一、六一一 _円	二五五、七七一 _円
二 千 人 以 未 満	三六〇、七六三	三六七、二六三

三 万 人 以 上	二 万 人 未 滿 上	一 万 五 千 人 未 滿 上	一 万 五 千 人 未 滿 上	一 万 五 千 人 未 滿 上	三 千 人 未 滿 上	二 千 人 未 滿 上
一、二七一、二三〇	一、一三四、六二九	九五九、六一六	八一六、七二六	七〇七、五一九	五八八、七三九	四七九、一八七
一、二九五、四一〇	一、一五六、九八九	九七八、三三六	八三一、五八六	七二一、〇三九	五九九、九一九	四八八、〇二七

開票区 の選挙人の数		投票の翌日
千 人 未 満	一八八、四一六 ^円	休 日
二千 人 以 未 満上	二九四、四〇〇	一、〇三六、五九二
三二 千人 以 未 満上	四〇〇、三八四	四〇九、二二四
五三 千人 以 未 満上	五〇六、三六八	五一七、五四八
一五 万人 以 未 満上	六二二、三五二	六二五、八七二
一一 万五千人 以 未 満上	七一八、三三六	七三四、一九六
二一 万五千人 以 未 満上	八四七、八七二	八六六、五九二
三二 万人 以 未 満上	一、〇一二、七三六	一、〇三五、〇九六
三 万人 以 上	一、〇九五、一六八	一、一一九、三四八

第五條第六項の表を次のように改める。

開票日		開票日の選挙人の数		開票日の選挙人の数		開票日の選挙人の数		開票日の選挙人の数		開票日の選挙人の数	
三	万人以上	一七六、〇六二	一、一五四、五一五	千	人未満	六三、一九五	二、三三一、五三一	二	千人未満	六六、三六三	三二九、三八八
三二	万人未満	一二一、八九三	一、〇二六、六九九	二	千人未満	六六、三六三	三二九、三八八	三	千人未満	七八、八〇三	四三六、五一七
二一	一万五千人未満	一一一、七四四	八六九、二五六	三	千人未満	七八、八〇三	四三六、五一七	四	千人未満	八二、三七一	五三四、七七四
一一	一万五千人未満	九八、三九〇	七四〇、一七一	五	千人未満	八二、三七一	五三四、七七四	六	千人未満	九五、一六七	六四二、二五九
一五	万人未満	九五、一六七	六四二、二五九	六	千人未満	九五、一六七	六四二、二五九	七	千人未満	九八、三九〇	七四〇、一七一
五三	千人未満	八二、三七一	五三四、七七四	八	千人未満	八二、三七一	五三四、七七四	九	千人未満	一二一、七四四	八六九、二五六
三二	千人未満	七八、八〇三	四三六、五一七	十	千人未満	七八、八〇三	四三六、五一七	十一	千人未満	一二一、七四四	八六九、二五六
二千	千人未満	六六、三六三	三二九、三八八	十二	千人未満	六六、三六三	三二九、三八八	十三	千人未満	一二一、七四四	八六九、二五六
千	人未満	六三、一九五	二、三三一、五三一	十四	千人未満	六三、一九五	二、三三一、五三一	十五	千人未満	一二一、七四四	八六九、二五六

開票区の選挙人の数					金	額
一	一五	五三	三二	二千	千	一六八、三三六
万	万千	千千	千千	千人	人	円
五						
千人	人人	人人	人人	人	以	
人	未	未	未	未	満	
以	満	満	満	満		
未						
満上	満上	満上	満上	満上		
六四一、七八一	五四七、〇九二	四五二、四〇三	三五七、七二四	二六三、〇二五		

二一 万 五 千人 未 以 満上	三二 万 万人 未 以 満上	三 万 人 以 上
七五七、五一二	九〇四、八〇六	九七八、四五三

第五条第七項の表を次のように改める。

開票区 の選挙人の数	投票の翌日	開票区 の選挙人の数	投票の翌日
千 人 未 満	平 日	千 人 未 満	休 日
二四三、三〇七 _円		二四七、四六七 _円	
二千 人 未 満上		三四七、七八八	
三二 千 人 未 満上		四六一、五四一	
五三 千 人 未 満上		五六六、四二二	
一五 万 千人 未 満上		六八〇、五三一	
一 万 五 千人 未 満上		七八五、〇六七	
二 万 五 千人 未 満上		九二二、二四八	
三二 万 万人 未 満上		一、〇八九、九九五	
三 万 人 以 上		一、二二三、九六三	
一、二四七、一四三			

第五条第八項の表を次のように改める。

開票区 の選挙人の数	投票の翌日	開票区 の選挙人の数	投票の翌日
千 人 未 満	平 日	千 人 未 満	休 日
一八〇、一二二 _円		一八四、二七二 _円	
二千 人 未 満上		二八七、九二五	
二八一、四二五			

第五条第九項の表を次のように改める。

開票区 の選挙人の数	投票の翌日	開票区 の選挙人の数	投票の翌日
千 人 未 満	平 日	千 人 未 満	休 日
二五一、六一一 _円		二五五、七七一 _円	
二千 人 未 満上		三六〇、七六三	
二 千 人 未 満上		四七九、一八七	
三二 千 人 未 満上		五八八、七三九	
五三 千 人 未 満上		七〇七、五一九	
一五 万 千人 未 満上		八一六、七二六	
一 万 五 千人 未 満上		九五九、六一六	
二 万 五 千人 未 満上		一、一三四、六二九	
三二 万 万人 未 満上		一、二七一、二三〇	
三 万 人 以 上		一、〇四六、九〇一	
三 万 人 未 満上		九六八、一〇二	
二 万 五 千人 未 満上		八一〇、五〇四	
一 万 五 千人 未 満上		六八六、六七七	
一五 万 千人 未 満上		五八五、三六四	
五三 千 人 未 満上		四八四、〇五一	
三二 千 人 未 満上		三八二、七三八	
三九一、五七八			
四九五、二三一			
五九八、八八四			
七〇二、五三七			
八二九、二三四			
九九〇、四六二			
一、〇七一、〇八一			

第五条第十項の表を次のように改める。

開票区 の選挙人の数	投票の翌日	平	日	休	日
千 人 未 満	一八八、四二六	一九二、五七六			
二千 人 未 満	二九四、四〇〇	三〇〇、九〇〇			
三千 人 未 満	四〇〇、三八四	四〇九、二二四			
五千 人 未 満	五〇六、三六八	五一七、五四八			
一万 人 未 満	六二一、三五二	六二五、八七二			
一万 五 千人 未 満	七一八、三三六	七三四、一九六			
二万 五 千人 未 満	八四七、八七二	八六六、五九二			
三 万 人 以 上	一、〇九五、一六八	一、一二九、三四八			
三二 万 人 未 満	一、〇二一、七三六	一、〇三五、〇九六			

第五条第十一項の表を次のように改める。

開票区 の選挙人の数	開票日	平	日	休	日
千 人 未 満	六三、一九五	二三一、五三一			
二千 人 未 満	六六、三六三	三三九、三八八			
三千 人 未 満	七八、八〇三	四三六、五一七			
五千 人 未 満	八二、三七一	五三四、七七四			
一万 人 未 満	九五、一六七	六四二、二五九			

第五条第十二項の表を次のように改める。

開票区 の選挙人の数	金	額
一万 五 千人 未 満	九八、三九〇	七四〇、一七一
二万 五 千人 未 満	一一一、七四四	八六九、二五六
三 万 人 以 上	一二一、八九三	一、〇二六、六九九
三 万 人 以 上	一七六、〇六二	一、一五四、五二五

第五条第十四項中「四千十八円」を「四千八十五円」に改め、同条第十五項中「距つた」を「離れた」に、「においては」を「には」に改め、同条第十六項中「においては」を「には」に、「借料」を「当該建物の借料」に改める。

第六条第一項の表を次のように改める。

開票区 の選挙人の数	金	額
千 人 未 満	一六八、三三六	
二千 人 未 満	二六三、〇二五	
三千 人 未 満	三五七、七二四	
五千 人 未 満	四五二、四〇三	
一万 人 未 満	五四七、〇九二	
一万 五 千人 未 満	六四一、七八一	
二 万 人 未 満	七五七、五二二	
三 万 人 未 満	九〇四、八〇六	
三 万 人 以 上	九七八、四五三	

選挙会又は選挙分会	金	額
衆議院小選挙区選出議員選挙会	六六五、六八三	円
衆議院比例代表選出議員選挙分会	一、二〇六、四六七	
参議院選挙区選出議員選挙会(参議院合同選挙区選挙に係るものに限る。)	一、二八〇、三六五	
参議院選挙区選出議員選挙分会(参議院合同選挙区選挙に係るものに限る。)	一、一一六、〇一一	

第六条第二項中「四十三万三千六百四十二円を「四十二万八千六百三十四円に、「六十一万六千二百円」を「六十万九千八百八十円」に、「百十二万九千九百三十円」を「百十万八千九百六十七円」に、「六十八万三千九百八十円」を「六十七万六千七百八十八円」に改め、同条第三項中「においては」を「には」に、「二万八千三百五十四円」を「三万七千八百八十円」に改め、同項ただし書中「五万六千七十円」を「六万五千五百六十円」に、「四万九千三百四十二円」を「五万四千四百七十三円」に、「四万七千九百四十円」を「五万二千六百三十四円」に、「三万八千六百八十八円」を「四万二千四百七十六円」に改める。

第七条第一項の表を次のように改める。

選挙	都道府県の世帯数	衆議院小選挙区選出議員選挙又は参議院選挙区選出議員選挙		その他の県		衆議院比例代表選出議員選挙又は参議院比例代表選出議員選挙	
		都及び大都市のある道府県	円	円	銭	円	銭
一	三十万未満			四五	一二	一七	九五
二	四十万未満			四三	六三	一七	五〇
三	五十万未満			四三	〇五	一七	二九
四	五十万未満	四二	六三	四二	三七	一七	二〇
五	五十万未満	四二	一六	四一	九八	一六	九七
六	五十万未満	三九	五七	三九	四二	一六	六四

第七条第三項中「在る場合においては」を「ある場合には」に改め、同条第四項中「稀薄」を「希薄」に改める。

第八条第一項の表を次のように改める。

候補者数	金	額
十人未満	四一	円
二十人以上	五八	
二十人以上	八八	

第八条第二項中「においては」を「には」に、「四十四円」を「四十七円」に改め、同項の表を次のように改める。

候補者数	金	額
百人未満	一二五	円
百人以上	一八二	
二百人以上	二二九	
二百人以上	二七八	
二百人以上	三三三	
二百人以上	三七一	
三百人以上	四一八	

第八条第三項中「においては」を「には」に、「二十二円」を「二十三円」に改め、同項の表を次のように改める。

候補者数	金	額
百人未満	六三	円

三	三三	三二	二二	二百	百百
百	百	百	百	百	五
五	百	百	百	十	人
十	五	五	五	人	十
人	十	十	十	人	人
以	人	人	人	未	以
上	未	以	未	以	未
	満上	満上	満上	満上	満上
二〇九	一八六	一六二	一三九	一一五	九二

第八条第四項中「当該期日前投票所の属する市区町村の区域が二以上の衆議院小選挙区選出議員の選挙区に属する区域に分かれている場合における衆議院小選挙区選出議員の選挙については、各選挙区に属する一の投票区の同項の規定による基本額に相当する額を合算した額」とし、参議院比例代表選出議員の選挙における期日前投票所の候補者氏名等揭示費の基本額は、一の期日前投票所について一の投票区の前項の規定による基本額に相当する額に改め、同条第五項の表を次のように改める。

衆議院名簿届出政党等の数	金 額
十 四 未 満	四一円
二十 四 七 以 未 満 上	五八
二 十 七 以 上	八八

第八条第六項を削り、同条第七項中「前三項を」「前二項」に、「市区町村の選挙管理委員会の委員長たる不在者投票管理者」を「公職選挙法第一百七十五条第二項の規定に基づく政令で定めるもの」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該投票を記載する場所の属する市区町村の区域が二以上の衆議院小選挙区選出議員の選挙区に属する区域に分かれている場合における衆議院小選挙区選出議員の選挙に係る当該投票を記載する場所の候補者氏名等揭示費の基本額は、各選挙区に属する一の投票区の前項の規定による基本額に相当する額を合算した額とする。

第八条第七項を同条第六項とする。
第八条の二中「千三百六十五円」を「千四百四円」に改め、同条ただし書中「においてははを」にはに改め、同条の表を次のように改める。

区画数	区市町村	区	市	町 村
九 未 満	一五、一二〇円	一四、〇四〇円	一二、九六〇円	
十九 三 以 未 満 上	一六、七四〇	一五、六六〇	一四、五八〇	
十 三 以 上	一八、三六〇	一七、二八〇	一六、二〇〇	

第九条第一項の表を次のように改める。

開 催 の 時 金 額	休 日
平日 昼間(午前八時三十分から午後五時三十分までをいうものとする) 夜間(午後五時三十分から午前八時三十分までをいうものとする。以下この条において同じ。)	八、四四八円 二四、七九二 二六、〇九一

第九条第二項中「一万六千五百五円」を「一万六千二百三十六円」に、「一万七千八百二十六円」を「一万七千五百三十五円」に改め、同条第三項中「七十円」を「七十二円」に、「百円」を「百三円」に、「百四十七円」を「百五十一円」に、「二百五十二円」を「二百五十九円」に改め、同条第四項中「四百二十四円」を「四百三十六円」に改め、同条第五項中「五百二十五円」を「五百四十円」に改め、同条第六項中「においてははを」にはに、「三百七十四円」を「四百十円」に改め、同項ただし書中「七百四十八円」を「八百二十円」に、「六百五十八円」を「七百二十二円」に、「六百四十円」を「七百一円」に、「五百十六円」を「五百六十六円」に改める。

第十三条第一項ただし書中「選挙人及び」を「選挙人の数若しくは」に、「投票所及び開票所数並びに」を「投票所の数若しくは開票所の数又は」に改め、同項の表を次のように改める。

区 分	衆議院議員選挙	参議院議員選挙
選挙人の数が五十万人未満のもの	一七、八〇六、三〇六円	一三、六二一、七六九円
選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	二一、五六四、八九六	一六、四二〇、三八四
選挙人の数が七十五万人以上百万人未満のもの	二五、一〇八、七二七	一九、一二三、三六五
選挙人の数が百万人以上百二十五万人未満のもの	二七、六一五、二三〇	二〇、九〇五、三三〇

都道府県	選挙人の数が百二十五万人以上百五十万人未満のもの	選挙人の数が百五十万人以上二百万人未満のもの	選挙人の数が二百万人以上二百五十万人未満のもの	選挙人の数が二百五十万人以上三百万人未満のもの	選挙人の数が三百万人以上のもの	都道府県の支庁又は地方事務所	認定出先機関	大 都 市	区						市(大都を除外)及び第三次選挙区				選挙人の数が千人未満のもの
									選挙人の数が五万人未満のもの	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	選挙人の数が十五万人以上二十万人未満のもの	選挙人の数が二十万人以上二十五万人未満のもの	選挙人の数が二十五万人以上三十万人未満のもの	選挙人の数が三十万人以上三十五万人未満のもの	選挙人の数が三十五万人以上四十万人未満のもの	選挙人の数が四十万人以上四十五万人未満のもの	選挙人の数が四十五万人以上五十万人未満のもの	
	三一、四五二、五八一	三六、八四五、七六七	四四、五〇八、八四五	四八、六七五、三四一	七二、三九八、〇二三	四、八六七、七一八	二、五七七、二三二	一〇、二二〇、三五一	六、〇一五、一七七	七、二二四、二二三	八、八四三、二四五	一〇、七七六、一八五	三、〇三四、七八九	四、一一四、九二二	六、三六二、八四五	九、一三一、四四二	一一、三三三、八九八	三一五、四九一	二六五、〇三四
	二三、八八一、五四二	二八、〇八一、三九四	三四、四八九、九二八	三七、六八四、〇五二	五四、六四九、二七六	三、八二六、五九一	二、〇二八、五五三	八、二三四、三三七	五、一八五、四〇六	六、三九四、四四二	八、〇一三、四七四	九、九四六、四一四	二、六六六、八〇一	三、六六六、八五三	五、七二五、三三三	八、二八一、五八五	一〇、三八八、九六一		

町 村	選挙人の数が千人以上二千人未満のもの	選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	選挙人の数が二万人以上のもの	都道府県										都道府県の支庁又は地方事務所	
							選挙人の数が五千人未満のもの	選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	選挙人の数が二万人以上三万人未満のもの	選挙人の数が三万人以上四万人未満のもの	選挙人の数が四万人以上五万人未満のもの	選挙人の数が五万人以上六万人未満のもの	選挙人の数が六万人以上七万人未満のもの	選挙人の数が七万人以上八万人未満のもの	選挙人の数が八万人以上九万人未満のもの	選挙人の数が九万人以上十万人未満のもの	選挙人の数が十万人以上のもの
	三四五、七三七	五五一、五七九	一、〇二五、六三七	一、五六八、五三三	一、九八七、六三四	二、四〇〇、七六七	九、五四三、五七九	一一、〇九三、八四二	一二、六四二、一〇五	一二、六四二、一〇五	一二、六四二、一〇五	一二、六四二、一〇五	一二、六四二、一〇五	一二、六四二、一〇五	一二、六四二、一〇五	一二、六四二、一〇五	一二、六四二、一〇五	一二、六四二、一〇五
	二九五、二八〇	四七一、五九五	八五〇、五七四	一、三三四、四一六	一、七〇五、二八五	二、〇七〇、一八七	七、五五六、六二〇	八、七八八、三八八	一〇、〇二〇、一五六	一〇、〇二〇、一五六	一〇、〇二〇、一五六	一〇、〇二〇、一五六	一〇、〇二〇、一五六	一〇、〇二〇、一五六	一〇、〇二〇、一五六	一〇、〇二〇、一五六	一〇、〇二〇、一五六	一〇、〇二〇、一五六

区 分	衆議院議員選挙	参議院議員選挙	都道府県										都道府県の支庁又は地方事務所	
			選挙人の数が五千人未満のもの	選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	選挙人の数が二万人以上三万人未満のもの	選挙人の数が三万人以上四万人未満のもの	選挙人の数が四万人以上五万人未満のもの	選挙人の数が五万人以上六万人未満のもの	選挙人の数が六万人以上七万人未満のもの	選挙人の数が七万人以上八万人未満のもの	選挙人の数が八万人以上九万人未満のもの	選挙人の数が九万人以上十万人未満のもの	選挙人の数が十万人以上のもの
	九、五四三、五七九	七、五五六、六二〇	一一、〇九三、八四二	一二、六四二、一〇五	一二、六四二、一〇五	一二、六四二、一〇五	一二、六四二、一〇五	一二、六四二、一〇五	一二、六四二、一〇五	一二、六四二、一〇五	一二、六四二、一〇五	一二、六四二、一〇五	一二、六四二、一〇五	一二、六四二、一〇五
	七、五五六、六二〇	八、七八八、三八八	一〇、〇二〇、一五六	一〇、〇二〇、一五六	一〇、〇二〇、一五六	一〇、〇二〇、一五六	一〇、〇二〇、一五六	一〇、〇二〇、一五六	一〇、〇二〇、一五六	一〇、〇二〇、一五六	一〇、〇二〇、一五六	一〇、〇二〇、一五六	一〇、〇二〇、一五六	一〇、〇二〇、一五六

第十三条第二項中「においては」を「には」に改め、同項の表を次のように改める。

認定出先機関	大 都 市	区				市				町 村							
		選挙人の数が五万人未満のもの	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	選挙人の数が十五万人以上のもの	選挙人の数が三万人未満のもの	選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	選挙人の数が千人未満のもの	選挙人の数が千人以上二千人未満のもの	選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	選挙人の数が二万人以上のもの	
二、二三八、二九七	九、二四五、八三一	四、〇二〇、三二六	四、〇二〇、三二六	四、〇二〇、三二六	四、〇一〇、三二六	一、九五三、四一七	二、一四九、五四八	三、一七六、二六五	四、三二三、六四五	四、六二五、九八一	二六五、七四九	二六五、七四九	四四七、三三二	八二五、〇四四	一、二五三、五八五	一、五一九、三三四	一、七八五、〇八三
一、七二一、〇一四	七、二九一、四六五	三、一九八、一七九	三、一九八、一七九	三、一九八、一七九	三、一九八、一七九	一、五八七、八三一	一、七二八、五八五	二、五四六、〇五五	三、四八一、二四六	三、六九八、六七八	二二七、五一八	二二七、五一八	三六九、五七三	六五二、三八二	一、〇二一、八六九	一、二三九、三八七	一、四五六、九〇五

第十三条第三項中「においては、次の」を「」には、次の」に改め、同項の表を次のように改める。

区 分	都道府県										都道府県の支庁又は地方事務所	認定出先機関	大 都 市	区	市			
	選挙人の数が五十万人未満のもの	選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	選挙人の数が七十五万人以上百万人未満のもの	選挙人の数が百万人以上二百二十五万人未満のもの	選挙人の数が二百二十五万人以上百万人未満のもの	選挙人の数が百万人以上二百五十万人未満のもの	選挙人の数が二百五十万人以上三百万人未満のもの	選挙人の数が三百万人以上のもの	選挙人の数が三百万人以上のもの	選挙人の数が三百万人以上のもの					選挙人の数が三百万人以上のもの	選挙人の数が三百万人以上のもの	選挙人の数が三百万人以上のもの	選挙人の数が三百万人以上のもの
衆議院議員選挙	一、〇五九、三六四 ^円	一、一九九、二八〇	一、三三九、一九六	一、三三九、一九六	一、三三九、一九六	一、四五九、一二四	一、四五九、一二四	一、四五九、一二四	二、三九八、五六〇	五三九、六七六	二五九、八四四	一、三六五、三九二	三五五、三七六	七四、八一六	一三〇、九二八	二二四、四四八	三二七、九六八	
参議院議員選挙	七九九、五二〇 ^円	八九九、四六〇	九九九、四〇〇	九九九、四〇〇	九九九、四〇〇	一、〇九九、三四〇	一、〇九九、三四〇	一、〇九九、三四〇	一、七九八、九二〇	三九九、七六〇	一九九、八八〇	一、〇二八、七二〇	二六一、八五六	五六、一一二	九三、五二〇	一六八、三三六	二四三、一五二	

町 村		選挙人の数が十五万人以上のもの	選挙人の数が千人未満のもの	選挙人の数が千人以上二千人未満のもの	選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	選挙人の数が二万人以上のもの
		三五五、三七六	二六一、八五六						

第十三条第四項中「においては」を「には」に、「一万二千二百十四円を」を「一万二千三百十二円に」、「五千六百七円を」を「六千五百十六円」に改め、同項の表を次のように改める。

寒冷地手当の支給地域		都道府県、市町村等	都道府県	都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関又は市区町村
一 級 地	二四、六二四円	一一、三二二円		
二 級 地	二一、六六九	一〇、八三五		
三 級 地	二一、〇五四	一〇、五二七		
四 級 地	一六、九九一	八、四九五		

第十三条第七項中「こえる」を「超える」に改め、同条第八項中「当該選挙」を「国会議員の選挙」に改め、同条第十一項中「においては」を「には」に改める。

第十三条の二第一項中「七百二十七円」を「七百五十三円」に改める。
第十三条の三「千四百六十四円」を「千五百

十四円」に、「四百十四円」を「四百二十八円」に改める。

第十五条第一項中「参議院合同選挙区選挙」を「公職選挙法第五条の六第一項に規定する合同選挙区都道府県」に、「場合は」を「場合には」に、「千四百八十四円」を「千五百七十四円」に、「においては」を「には」に、「百五十九円」を「百

六十九円」に改める。

第十七条第二項中「場合における」を「ときににおける」に、「二、二七四、六四七」を「二、二八〇、三六五」に、「一、二七五、六七六」を「一、二七八、二一七」に、「百十二万九千九百三十円」を「百十八万八千九百六十七円」に、「六十八万三千九百八十円」を「六十七万六千七百七十八円」に改める。

第二十一条中「第四条の二第三項」の下に「から第五項まで」を加える。

第二条 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を次のように改正する。

第三条中第二十号を第二十一号とし、第二号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 共通投票所経費

第四条の二第六項を同条第七項とし、同条第五項中「当該選挙人名簿が公職選挙法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該選挙人名簿に記載されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類」及び「当該在外選挙人名簿が同法第三十条の二第四項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該在外選挙人名簿に記載されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類」を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 期日前投票所で、公職選挙法第四十八条の二第六項において準用する同法第四十条第一項ただし書の規定により期日前投票所を開く時刻を繰り上げたもの又は閉じる時刻を繰り下げたものについては、投票を行わせる日ごと当該期日前投票所を開いている時間が十一時間三十分を超える時間一時間につき、二千六百七十七円を加算する。

第四条の二を第四条の三とし、第四条の次に次の一条を加える。

次の一条を加える。

(共通投票所経費)

第四条の二 共通投票所経費の基本額は、三万四千円とする。

2 共通投票所については、当該共通投票所を設けた市区町村の選挙管理委員会の職員につき定められている執務時間外において投票を行わせる場合には、当該共通投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費として総務大臣が定める額を加算する。

3 共通投票所が市町村(特別区を含む。)の管理に属しない建物に設けられた場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該建物の借料を加算する。

4 市区町村の選挙管理委員会が共通投票所の事務を行うための設備(次項に規定する電子情報処理組織を除く。以下この項において同じ。)を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該設備の借料並びに当該設備の整備及び管理に係る委託費を加算する。

5 市区町村の選挙管理委員会が、選挙人名簿若しくはその抄本(当該選挙人名簿が公職選挙法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該選挙人名簿に記載されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類。次条第六項において同じ。)又は在外選挙人名簿若しくはその抄本(当該在外選挙人名簿が同法第三十条の二第四項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該在外選挙人名簿に記載されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類。次条第六項において同じ。)の対照に使用するために、当該市区町村の選挙管理委員会、投票所の投票管理者及び共通投票所の投票管理者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線

平成二十八年四月六日 参議院會議録第十八号

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案

で接続した電子情報処理組織を整備した場合
には、都道府県の選挙管理委員会があらかじ
め承認した当該電子情報処理組織の整備及び
運用に係る委託費を加算する。

6 市区町村の選挙管理委員会が選挙人に対す
る共通投票所までの交通手段の提供について
費用を要した場合に、当該費用として総務
大臣が定める額を加算する。

第八条第六項を同条第七項とし、同条第五項
を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「第
三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第
三項の次に次の一項を加える。

4 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区
選出議員の選挙における共通投票所の候補者

七 共通投票所の投票立会人
第十四条第一項中第四号を第五号とし、第三号を
第三号とし、第二号の次に次の一号を加える。
三 共通投票所の投票管理者

第二十一条中「まで」の下に、「第四条の第三
四項から第六項まで」を加える。

(公職選挙法の一部改正)

第三条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の
一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「住所」の下に「(次条第二項
に規定する者にあつては、その者が当該市町村
の区域内から住所を移す直前に住民票に記載さ
れていた住所。第二十三条第一項において同
じ。)」を加える。

第四十一条の次に次の一条を加える。

(共通投票所)

第四十一条の二 市町村の選挙管理委員会は、
選挙人の投票の便宜のため必要があると認め
る場合(当該市町村の区域を分けて数投票区
を設けた場合に限る。)には、投票所のほか、
その指定した場所に、当該市町村の区域内
(衆議院小選挙区選出議員の選挙若しくは都
道府県の議会の議員の選挙において当該市町

氏名等掲示費の基本額は、一の共通投票所に
ついて一の投票区の第一項の規定による基本
額に相当する額とし、衆議院比例代表選出議
員の選挙における共通投票所の候補者氏名等
掲示費の基本額は、一の共通投票所について
一の投票区の第二項の規定による基本額に相
当する額とし、参議院比例代表選出議員の選
挙における共通投票所の候補者氏名等掲示費
の基本額は、一の共通投票所について一の投
票区の前項の規定による基本額に相当する額
とする。

第十四条第一項中第八号を第十号とし、第七
号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号
を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。
一日につき 一万七百元
一日につき 一万二千六百元

村が二以上の選挙区に分かれているとき、又
は第十五条第六項の規定による選挙区がある
ときは、当該市町村の区域内における当該選
挙区の区域内のいずれの投票区に属する選
挙人も投票をすることができる共通投票所を
設けることができる。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定に
より共通投票所を設ける場合には、投票所
において投票をした選挙人が共通投票所におい
て投票をすること及び共通投票所において投
票をした選挙人が投票所又は他の共通投票所
において投票をすることを防止するために必
要な措置を講じなければならない。

3 天災その他避けることのできない事故によ
り、共通投票所において投票を行わせること
ができないときは、市町村の選挙管理委員会
は、当該共通投票所を開かず、又は閉じるも
のとする。
4 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定に

より共通投票所を開かず、又は閉じる場合に
は、直ちにその旨を告示しなければならない
い。
5 第一項の規定により共通投票所を設ける場

合における次の表の上欄に掲げる規定の適用
については、これらの規定中同表の中欄に掲
げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字
句とする。

第三十七条第二項及 び第六項	選挙権	選挙権(共通投票所の投票管理者 にあつては、選挙権)
第三十八条第一項	登録された者	登録された者(共通投票所にあつ ては、選挙権を有する者)
第三十八条第二項	投票所	投票所又は共通投票所
第三十八条第四項	登録された者	登録された者(共通投票所にあつ ては、選挙権を有する者)
次条第一項ただし 書、第四十四条第一 項、第四十五条第一 項、第四十六条第一 項から第三項まで、 第四十六条の二第一 項及び第四十八条第 二項	投票区	投票所又は一の共通投票所
第五十一条	投票所	投票所又は共通投票所
第六十条	投票所外	第六十条(第四十一条の二第六項 において準用する場合を含む。) 投票所外又は共通投票所外
第五十一条ただし書 及び第五十三条第一 項	投票所	投票所又は共通投票所
第六十六条第二項	各投票所	各投票所、共通投票所
第三百三十二条及び第 百六十五条の二	投票所	投票所又は共通投票所
第一百七十五条第二項	投票所内	投票所内及び共通投票所内
第二百一条の十二第 二項	投票所	投票所又は共通投票所

6 前二条及び第五十八条から第六十条までの規定は、共通投票所について準用する。この場合において、第四十条第一項ただし書中「選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は選挙人の投票に支障を来さない」と認められる特別の事情のある場合に限り」とあるのは「必要があると認めるときは」と、「若しくは」とあるのは「若しくは当該時刻を」と、「時刻を四時間以

内の範囲内において」とあるのは「時刻を」と読み替えるものとする。
7 第一項の規定により共通投票所を設ける場合において、第五十六条又は第五十七条第一項の規定により投票の期日を定めたときにおける次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	場所に、	場所に、選挙の期日においては当該選挙の期日に投票を行う
	の	。以下この項において同じ。、第五十六条又は第五十七条第一項の規定により定めた投票の期日においては当該投票の期日に投票を行う当該市町村の区域内の
前項	「時刻を」	「時刻を」と、前条第二項中「天災その他避けることのできない事故に因り前項」とあるのは「第五十六条又は第五十七条第一項の規定により投票の期日を定めた場合において、前項の規定、次条第六項において準用する第四十一条第二項の規定又はこの項」と、「変更したときは、選挙の当日を除く外」とあるのは「設置する場所若しくは期日を変更し、又は当該共通投票所を設けないこととしたときは」

8 前各項に定めるもののほか、共通投票所に關し必要な事項は、政令で定める。
第四十八条の二第四項を同条第七項とし、同条第三項の表第四十条第一項の項を次のように改める。

第四十条第一項	午前七時	午前八時三十分
第四十八条の二第三項の表第四十条第一項の項の次に次のように加える。		

第四十条第一項ただし書

選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は選挙人の投票に支障を来さない」と認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を開く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を四時間以内の範囲内において繰り上げること

次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める措置をとることができる。
一 当該市町村の選挙管理委員会が設ける期日前投票所の数が一である場合 期日前投票所を開く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ、又は期日前投票所を閉じる時刻を二時間以内の範囲内において繰り下げること。

二 当該市町村の選挙管理委員会が設ける期日前投票所の数が二以上である場合(午前八時三十分から午後八時までの間において、いずれか一以上の期日前投票所が開いている場合に限る。) 期日前投票所を開く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは当該時刻を繰り下げ、又は期日前投票所を閉じる時刻を繰り上げ若しくは当該時刻を二時間以内の範囲内において繰り下げること。

第四十八条の二第三項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 市町村の選挙管理委員会は、期日前投票所を設ける場合には、当該市町村の人口、地勢、交通等の事情を考慮して、期日前投票所の効果的な設置、期日前投票所への交通手段の確保その他の選挙人の投票の便宜のために必要な措置を講ずるものとする。

第四十八条の二第三項を同条第六項とし、同条第二項中「前項の場合においては」を「第一項の規定により期日前投票所において投票を行わせる場合における」に改め、「に読み替えるもの」を削り、同項の表第四十二条第一項の項中「第四十二条第一項」を「第四十二条第一項ただし書」に改め、同表第五十一条の項中「第四十八条の二第六項」に改め、同条第二項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

1 市町村の選挙管理委員会は、二以上の期日前投票所を設ける場合には、一の期日前投票所において投票をした選挙人が他の期日前投票所において投票をすることを防止するため必要な措置を講じなければならない。
2 天災その他避けることのできない事故により、期日前投票所において投票を行わせること

平成二十八年四月六日 参議院會議録第十八号

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案

とができないときは、市町村の選挙管理委員会、期日前投票所を開かず、又は閉じるものとする。

4 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により期日前投票所を開かず、又は閉じる場合には、直ちにその旨を告示しなければならない。市町村の選挙管理委員会が当該期日前投票所を開く場合も、同様とする。

第四十九条の二第二項を次のように改める。

2 在外選挙人名簿に登録されている選挙人で、衆議院議員又は参議院議員の選挙において投票をしようとするものの国内における投票に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四十二条第一項ただし書	選挙人名簿 投票所	在外選挙人名簿 指定在外選挙投票区の投票所
第四十四条第二項	投票所 、選挙人名簿 当該選挙人名簿 第十九条第三項 書類。次項、第五十五条及び第五十六条において同じ。	指定在外選挙投票区の投票所 、在外選挙人証を提示して、在外選挙人名簿 当該在外選挙人名簿 第三十条の二第四項 書類
第四十五条第一項、 第四十六条第一項から第三項まで及び第四十八条第二項	投票所	指定在外選挙投票区の投票所

3 第四十九条の二第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

在外選挙人名簿に登録されている選挙人で、衆議院議員又は参議院議員の選挙において投票をしようとするものの国内における投票については、選挙人が登録されている在外選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会が第四十一条の二第一項の規定により共通投票所を設ける場合には、当該市町村の選挙管理委員会が指定した共通投票所において、行わせることができる。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、前項の規定は、適用しない。

第四十一条の二第二項	前項の規定により共通投票所を設ける	第四十九条の二第三項の規定により共通投票所を指定した
項	投票所	指定在外選挙投票区の投票所

第四十一条の二第五項	が共通投票所 及び共通投票所 が投票所 他の共通投票所	が同項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定した共通投票所（以下「指定共通投票所」という。） 及び指定共通投票所 が指定在外選挙投票区の投票所 他の指定共通投票所
第四十一条の二第五項の表次条第一項ただし書、第四十四条第一項、第四十五条第一項、第四十六条第一項から第三項まで、第四十六条の二第一項及び第四十八条第二項の項	投票所又は共通投票所	指定在外選挙投票区の投票所又は指定共通投票所
第四十二条第一項ただし書	選挙人名簿 投票所	在外選挙人名簿 指定在外選挙投票区の投票所又は指定共通投票所
第四十四条第二項	、選挙人名簿 当該選挙人名簿 第十九条第三項 書類。次項、第五十五条及び第五十六条において同じ。	、在外選挙人証を提示して、在外選挙人名簿 当該在外選挙人名簿 第三十条の二第四項 書類
4 在外選挙人名簿に登録されている選挙人で、衆議院議員又は参議院議員の選挙において投票をしようとするものの国内における投票のうち、第四十八条の二第一項の規定による投票に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、第二項の規定は、適用しない。	第四十四条第二項	、選挙人名簿 選挙人名簿

第四十八條の二第二項	期日前投票所	書類。次項、第五十五條及び第五十六條において同じ。	当該選挙人名簿
	期日前投票所	書類	当該在外選挙人名簿
第四十八條の二第二項	投票区	市町村の選挙管理委員会の指定した期日前投票所（次項及び第五項において「指定期日前投票所」という。）	第三十條の二第四項
	指定在外選挙投票区		
第四十八條の二第二項	二以上の期日前投票所を設ける	前項の規定により二以上の指定期日前投票所を指定した	
	期日前投票所において	指定期日前投票所において	
第四十八條の二第五項	期日前投票所において投票を行わせる	指定期日前投票所を指定した	
	選挙	選挙人名簿に登録されるべき旨の決定書又は確定判決書を所持し、選挙	
第四十八條の二第五項の表第四十二條第一項ただし書の項	第四十八條の二第二項	在外選挙人名簿に登録されるべき旨の決定書又は確定判決書を所持し、第四十八條の二第二項	
	期日前投票所	指定期日前投票所（第四十九條の二第四項の規定により読み替えて適用される第四十八條の二第二項に規定する指定期日前投票所をいう。以下第四十八條までにおいて同じ。）	
第四十八條の二第五項の表第四十五條第一項の項及び第四十六條第一項から第三項まで及び前条第二項の項	期日前投票所	指定期日前投票所	
	指定期日前投票所		

第五十五條中「次条を」を「以下この条及び次条」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該選挙人名簿が第十九條第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合で政令で定めるときは選挙人名簿又はその抄本を、当該在外選挙人名簿が第三十條の二第四項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合で政令で定めるときは在外選挙人名簿又はその抄本を、それぞれ、送致することを要しない。

第五十七條第一項中「により」の下に、「投票所において、」を加え、「とき又は」を「とき、又は」に改め、同項ただし書中「ただし、その期日は」を「この場合において」に、「において、」を「は、直ちにその旨を告示するとともに、更に定めた期日を」に改める。

第五十八條ただし書を削り、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、選挙人の同伴する子供、幼児、児童、生徒その他の年齢満十八年未満の者をいう。以下この項において同じ。）は、投票所に入ることができる。ただし、投票管理者が、選挙人の同伴する子供が投票所に入るにより生ずる混雑、けん闘その他これらに類する状況から、投票所の秩序を保持することができなくなるおそれがあることを認め、その旨を選挙人に告知したときは、この限りでない。

3 選挙人を介護する者その他の選挙人とともに投票所に入ることについてやむを得ない事情がある者として投票管理者が認めた者について、前項本文と同様とする。

第七十三條中「第五十七條第一項本文」を「第五十七條第一項前段」に、「準用する」を「準用する」に改める。

第七十四條中「第五十八條本文」を「第五十八條第一項」に改める。

第八十四條中「第五十七條第一項本文」を「第五十七條第一項前段」に、「に、」を「について」に、「同項本文」を「同項前段」に改める。

第八十五條中「第五十八條本文」を「第五十八條第一項」に改める。

第二百二十八條第一項中「投票所」の下に「共通投票所及び」を加え、「以下この章」を「次条及び第二百三十二條」に、「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第二項中「開き」を「開き」に、「禁錮」を「禁錮」に改める。

第二百六十三條第三号中「期日前投票所」を「共通投票所、期日前投票所に改める。

第二百六十九條中「資格」を削り、「記録されている者」の下に「（前条第二項に規定する者にあつては、当該市の区域内から住所を移す直前に当該区又は総合区の区長又は総合区長が作成する住民基本台帳に記録されていた者）」を加える。

第二百七十條の二第一項中「する行為を」を行う行為に、「するもの」を「行うもの」に改め、「午前八時三十分」の下に「（当該行為を行うとする地の市町村の選挙管理委員会が地域の実情等を考慮して午前六時三十分から午前八時三十分までの間でこれと異なる時刻を定めている場合には、当該定められている時刻）」を加え、「午後八時まで」を「午後十時まで」に、「にあつては」を「には」に、「すること」を「行うこと」に改め、同条第二項中「する行為」を「行う行為」に、「しなければ」を「行わなければ」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定並びに次条第三項から第五項まで及び附則第四条から第七条まで〇〇の規定は、公職選挙法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十三号）の施行の日から施行する。

(適用区分等)

第二条 第一条の規定による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(以下この項及び次項において「新基準法」という。)の規定(新基準法第十三条の三の規定を除く。)及び次条の規定による改正後の地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)別表第一国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第七十九号)の項の規定は、この法律の施行の日(以下この項及び次項において「施行日」という。)以後その期日を公示され又は告示される国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票については、なお従前の例による。

2 新基準法第十三条の三の規定は、公職選挙法第三十条の三第一項に規定する申請の時の属する日(以下この項において「申請の日」という。)が施行日以後である在外選挙人名簿の登録の申請について適用し、申請の日が施行日の前日以前である在外選挙人名簿の登録の申請については、なお従前の例による。

3 第二条の規定による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の規定、第三条の規定による改正後の公職選挙法(以下この項及び次項において「新公職選挙法」という。)の規定(新公職選挙法第二十条第一項及び第二百六十九条の規定を除く。)、附則第四条の規定による改正後の地方自治法別表第一国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第七十九号)の項の規定、附則第五条の規定による改正後の漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十四条の規定並びに附則第六条の規定による改正後の地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式

投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(平成十三年法律第四十七号)第三条第一項及び第八条の規定は、前条ただし書に規定する規定の施行の日(以下この条において「一部施行日」という。)の翌日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日又は一部施行日の翌日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日のうちいずれか早い日(以下この項及び第五項において「公示日」という。)以後その期日を公示され又は告示される選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票については適用し、公示日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票については、なお従前の例による。

4 新公職選挙法第二十条第一項及び第二百六十九条の規定は、公職選挙法第二十二條の規定による選挙人名簿の登録で当該登録に係る基準日(選挙人名簿に登録される資格の決定の基準となる日)をいう。以下この項において同じ。が一部施行日の翌日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙又は一部施行日の翌日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙のうちその期日の公示の日が早いものにおける同条第二項の規定による選挙人名簿の登録(以下この項において「次回の国政選挙における登録」という。)に係る基準日以後であるものについて適用し、同条の規定による選挙人名簿の登録で当該登録に係る基準日が次回の国政選挙における登録に係る基準日前であるものについては、なお従前の例による。

5 一部施行日から起算して三月を経過する日までの間における公示日以後その期日を告示される選挙に係る公職選挙法第九條第六項の規定の適用については、同項中「の者」とあるのは、「以上満二十年以下の者」とする。

(地方自治法の一部改正)

第三条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第七十九号)の項中「第四条の二第三項」の下に「から第五項まで」を加える。

第四条 地方自治法の一部を次のように改正する。

第七十四条第五項中「(同法第二十七條第二項の規定により選挙人名簿に同項の表示がされている者(都道府県に係る請求にあつては、当該市町村の区域内から引き続き同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移し、かつ、当該他の市町村の区域内に住所を有しているものを除く。))を除く。」を削り、同条第六項第一号中「第二十七條第一項」の下に「又は第二項」を加え、「同項」をこれらの項に改め、「当

該市町村の区域内に住所を有しなくなつた旨の表示をされている者のうち」を削り、「もの」を「者(同法第十一條第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第二十八條の規定により選挙権を有しなくなつた旨の表示をされている者を除く。))」に改める。

第二百二十七條第一項中「(昭和二十三年法律第七十九号)」を削る。

別表第一国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第七十九号)の項中「まで」の下に「、第四条の三第四項から第六項まで」を加える。

(漁業法の一部改正)

第五条 漁業法の一部を次のように改正する。

第九十四条の表第三十四條第四項第六号の次に次のように加える。

第四十一条の二第五項	第四十五条第一項、第四十六条第一項から第三項まで	第四十五条第一項
第四十一条の二第六項(同条第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)	前二条	前条
	及び第四十八条第二項	、第四十八条第二項及び漁業法第九十条第三項

第九十四条の表第四十八條の二第二項の項中「第四十八條の二第二項」を「第四十八條の二第五項」に改め、同表第四十八條の二第三項の項中「第四十八條の二第三項」を「第四十八條の二第六項」に改める。

(地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律の一部改正)

第六条 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙

に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「投票所」の下に「共通投票所及び」を加え、「この条において」を削る。

第八条中「においては」を「には」に改め、「に読み替えるもの」を削り、同条の表第四十八條の二第二項の表の項を次のように改める。

第四十八條の二第五項の表

閉鎖しなければ 入れさせる場合	状態にしなければ 入れさせる場合又は当該電磁的記録式投票機を用いて投票させる場合
開かなければ	開き、又は当該電磁的記録式投票機を投票できる状態にしなければ
投票箱を開いた場合	投票箱を開いた場合又は電磁的記録式投票機を投票できる状態にした場合

(市町村の合併の特例に関する法律の一部改正)
第七條 市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「(同法第二十七條第二項の規定により選挙人名簿に同項の表示がされている者を除く。)」を削る。

第五條第三十項中「署名について」の下に「それぞれ」を加え、「表示をされている」を「されている」に改め、「当該市町村の区域内に住所を有しなくなった旨の表示をされている者のうち」を削り、「ものを」を「者」同法第十一條第一項若しくは第二百五十二條又は政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第二十八條の規定により選挙権を有しなくなった旨の表示をされている者を除く。を」に改める。

(公職選挙法等の一部を改正する法律の一部改正)
第八條 公職選挙法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第四條を削る。

附則第二條第二項中「及び第四條の規定による改正後の農業委員会等に関する法律 附則第四條及び第六條において「新農業委員会等に関する法律」として読み替へるものとする。」を「新農業委員会等に関する法律」として読み替へるものとする。」に改める。

する法律」という。の規定を削る。

附則第四條中「新漁業法の規定及び新農業委員会等に関する法律」を「及び新漁業法」に改める。

附則第五條第一項中「及び農業委員会等に関する法律」を「第九十四條」に、「同項に規定する罪、同法」を「同項(漁業法第九十四條)において読み替へて準用する場合を含む。」に規定する罪、公職選挙法に改め、「若しくは農業委員会の委員の選挙の当選人及び若しくは農業委員会等に関する法律第十一條を削り、同条第四項中「農業委員会等に関する法律において準用する場合を含む。」を削る。

附則第六條中「新漁業法の規定及び新農業委員会等に関する法律」を「及び新漁業法」に改める。

(検討)
第九條 期日前投票所の開閉時間については、この法律の施行後における期日前投票の実施状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて、期日前投票所を開く時刻の繰上げその他の必要な措置が講ぜられるものとする。

審査報告書

公職選挙法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十八年四月一日

政治倫理の確立及び選挙
制度に関する特別委員長 前田 武志
参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、船員の投票の機会を拡充するため、海上投票制度の対象となる船舶の範囲を拡大するとともに、選挙において候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充するため、選挙運動に従事する者のうち専ら要約筆記のために使用する者に対して報酬を支給することができるようにするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

本法律案は、投票の機会の拡充として海上投票の対象を拡充するとともに、選挙において候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充するため、選挙運動に従事する者のうち専ら要約筆記のために使用する者に対して報酬を支給することができることにするものである。

投票の機会を拡充するとともに、有権者が候補者の政策等をより知る機会があることは、選挙において有権者が適正な判断を行い、投票行動に活かすことができるなど、参政権の行使にとつて重要であることに鑑み、地方公共団体の議会の議員の選挙においても、選挙運動のために使用するビラを頒布することができるものとするに付いて、今後各方面の意見を聞くなど速やかに検討を進め、必要な措置を講ずるものとする。

右決議する。

公職選挙法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

平成二十八年三月三十一日

衆議院議長 大島 理森
参議院議長 山崎 正昭殿

公職選挙法の一部を改正する法律

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第四十九條第七項中「定める船舶」の下に「(以下この項において「指定船舶」という。)」を、「あるもの」の下に「又は選挙人で指定船舶以外の船舶であつて指定船舶に準ずるものとして総務省令で定めるもの」に付して本邦以外の区域を航海する船舶(船員法第一條に規定する船員をいい、船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第九十二條第一項の規定により船員法第二條第二項に規定する予備船員とみなされる者及び船員の雇用の促進に関する特別措置法(昭和五十二年法律第九十六号)第十四條第一項の規定により船員法第二條第二項に規定する予備船員とみなされる者を含む。であるもの」を加え、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 前項の規定は、同項の選挙人で同項の不在者投票管理者の管理する場所において投票をすることができないものとして政令で定めるものであるものうち選挙の当日前条第一項第一号に掲げる事由に該当すると見込まれるものの衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙における投票について準用する。この場合において、前項中「不在者投票管理者の管理する場所」とあるのは、「その現在する場所」と読み替へるものとする。

第四十九條の二第五項中「第八項」を「第九項」に改める。

第九十七條の二第二項中「及び専ら手話通訳のために使用する者を」、「専ら手話通訳のために使用する者」を「専ら手話通訳のために使用する者」に改める。

使用する者及び専ら第四百二十二条の三第一項の規定によるウェブサイト等を利用する方法による選挙運動のために使用する文書図面の頒布又は第四百四十三条第一項の規定による選挙運動のために使用する文書図面の掲示のために口述を要約して文書図面に表示すること(次項及び第四項において「要約筆記」という。)のために使用する者」に改め、同条第三項及び第四項中「及び専ら手話通訳のために使用する者」を「専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者」に改める。

第二百五十五条第五項中「第四百九条第八項」を「第四百九条第九項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第四百九条第八項において準用する同条第七項の規定による投票については、投票を受信すべき市町村の選挙管理委員会の委員長は投票管理者と、投票の記載をし、これを送信すべき場所及び投票を受信すべき場所は投票所と、投票を受信すべきファクシミリ装置は投票箱とみなして、この章の規定を適用する。

第二百六十三条第四号中「第八項」を「第九項」に改める。

第二百六十九条の二中「第七項及び第八項」を「及び第七項から第九項まで」に改める。

第二百七十条第二項中「第七項若しくは第八項」を「若しくは第七項から第九項まで」に改める。

第二百七十条の二中「第八項」を「第九項」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九十七条の二の改正規定並びに次条第二項及び附則第三条の規定は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(適用区分)

第二条 この法律による改正後の公職選挙法(次項において「新法」という。)第四百九条第七項及び第八項並びに第二百五十五条第五項の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示される衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を公示された衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙については、なお従前の例による。

2 新法第九十七条の二第二項から第四項までの規定は、前条ただし書に規定する規定の施行の日(以下この項及び次条において「一部施行日」という。)以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、一部施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 一部施行日前にした行為及び前条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における一部施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正)

第四条 最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六条中「及び第八項」を「から第九項まで」に改める。

(漁業法の一部改正)

第五条 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第九十四条中「第八項まで」を「第九項まで」に、「第五項まで並びに」を「第六項まで並びに」に改める。

(国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正)

第六条 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第百七十九号)の一部を次のように改正する。

第十三条第十項中「又は第八項」を「から第九項まで」に改める。

第十三条の二第四項中「第八項」を「第九項」に改める。

審査報告書

成年後見制度の利用の促進に関する法律案
右は多数をもって別紙のとおり修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十八年四月五日

内閣委員長 神本美恵子
参議院議長 山崎 正昭殿

附則第四条のうち第四条の改正規定中「第四条第二項中「及び子どもの貧困対策の推進を」「子どもの貧困対策の推進及び成年後見制度の利用の促進」に改め、同条第三項第四十六号の四を「第四条第三項第四十六号の二」に改め、第四十六号の五を第四十六号の三とする。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進

進委員会を設置する等の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認めるが、内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い必要となる規定の整理を行う修正を行った。

一、費用

本法施行に要する経費として、約七千万円が見込まれている。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、障害者の権利に関する条約第十二条の趣旨に鑑み、成年被後見人等の自己決定権が最大限尊重されるよう現状の問題点の把握に努め、それに基づき、必要な社会環境の整備等について検討を行うこと。

二、成年後見人等の事務の監督体制を強化し、成年後見人等による不正行為の防止をより実効的に行うため、家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体における必要な人的体制の整備その他の必要な措置を十分に講ずること。

右決議する。

成年後見制度の利用の促進に関する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

平成二十八年三月二十四日

衆議院議長 大島 理森
参議院議長 山崎 正昭殿

成年後見制度の利用の促進に関する法律

目次

第一章 総則(第一条 第十条)

第二章 基本方針(第十一条)

第三章 成年後見制度利用促進基本計画(第十二条 二条)

第四章 成年後見制度利用促進会議(第十三条・第十四条)

第五章 成年後見制度利用促進委員会(第十五条・第二十二條)

第六章 地方公共団体の講ずる措置(第二十三条・第二十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会を設置すること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「成年後見人等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 成年後見人及び成年後見監督人
 - 二 保佐人及び保佐監督人
 - 三 補助人及び補助監督人
 - 四 任意後見人及び任意後見監督人
- 2 この法律において「成年被後見人等」とは、次に掲げる者をいう。
- 一 成年被後見人
 - 二 被保佐人
 - 三 被補助人
 - 四 任意後見契約に関する法律(平成十一年法律第百五十号)第四条第一項の規定により任

意後見監督人が選任された後における任意後見契約の委任者

3 この法律において「成年後見等実施機関」とは、自ら成年後見人等となり、又は成年後見人等若しくはその候補者の育成及び支援等に関する活動を行う団体をいう。

4 この法律において「成年後見関連事業者」とは、介護、医療又は金融に係る事業その他の成年後見制度の利用に関連する事業を行う者をいう。

(基本理念)

第三条 成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的な人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。

2 成年後見制度の利用の促進は、成年後見制度の利用に係る需要を適切に把握すること、市民の中から成年後見人等の候補者を育成しその活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により、地域における需要に的確に対応することを旨として行われるものとする。

3 成年後見制度の利用の促進は、家庭裁判所、関係行政機関(法務省、厚生労働省、総務省その他の関係行政機関をいう。以下同じ)、地方公共団体、民間の団体等の相互の協力及び適切な役割分担の下に、成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の権利利益を適切かつ確実に保護するために必要な体制を整備することを旨として行われるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係者の努力)

第六条 成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、基本理念にのっとり、その業務を行うとともに、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の努力)

第七条 国民は、成年後見制度の重要性に関する関心と理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(関係機関等の相互の連携)

第八条 国及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

2 地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、特に、その地方公共団体の区域を管轄する家庭裁判所及び関係行政機関の地方支分部局並びにその地方公共団体の区域に所在する成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者その他の関係者との適切な連携を図るよう、留意するものとする。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、第十一条に定める基本方針に基づき施策を実施するため必要な法制上又は財政

上の措置その他の措置を速やかに講じなければならない。この場合において、成年被後見人等の権利の制限に係る関係法律の改正その他の同条に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上の措置については、この法律の施行後三年以内を目途として講ずるものとする。

(施策の実施の状況の公表)

第十条 政府は、毎年一回、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施の状況をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第二章 基本方針

第十一条 成年後見制度の利用の促進に関する施策は、成年後見制度の利用者の権利利益の保護に関する国際的動向を踏まえるとともに、高齢者、障害者等の福祉に関する施策との有機的な連携を図りつつ、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとする。

一 成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の能力に応じたきめ細かな対応を可能とする観点から、成年後見制度のうち利用が少ない保佐及び補助の制度の利用を促進するための方策について検討を加え、必要な措置を講ずること。

二 成年被後見人等の権利が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと。

三 成年被後見人等であつて医療、介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難なものが円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方について、成年後見人等の事務の範囲を含め検討を加え、必要な措置を講ずること。

四 成年被後見人等の死亡後における事務が適切に処理されるよう、成年後見人等の事務の

範囲について検討を加え、必要な見直しを行うこと。

五 成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の自発的意思を尊重する観点から、任意後見制度が積極的に活用されるよう、その利用状況を検証し、任意後見制度が適切にかつ安心して利用されるために必要な制度の整備その他の必要な措置を講ずること。

六 成年後見制度に関し国民の関心と理解を深めるとともに、成年後見制度がその利用を必要とする者に十分に利用されるようにするため、国民に対する周知及び啓発のために必要な措置を講ずること。

七 成年後見制度の利用に係る地域住民の需要に的確に対応するため、地域における成年後見制度の利用に係る需要の把握、地域住民に対する必要な情報の提供、相談の実施及び助言、市町村長による後見開始、保佐開始又は補助開始の審判の請求の積極的な活用その他の必要な措置を講ずること。

八 地域において成年後見人等となる人材を確保するため、成年後見人等又はその候補者に対する研修の機会の確保並びに必要な情報の提供、相談の実施及び助言、成年後見人等に対する報酬の支払の助成その他の成年後見人等又はその候補者に対する支援の充実を図るために必要な措置を講ずること。

九 前二号の措置を有効かつ適切に実施するため、成年後見人等又はその候補者の育成及び支援等を行う成年後見等実施機関の育成、成年後見制度の利用において成年後見等実施機関が積極的に活用されるための仕組みの整備その他の成年後見等実施機関の活動に対する支援のために必要な措置を講ずること。

十 成年後見人等の事務の監督並びに成年後見人等に対する相談の実施及び助言その他の支援に係る機能を強化するため、家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体における必要

な人的体制の整備その他の必要な措置を講ずること。

十一 家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者の相互の緊密な連携を確保するため、成年後見制度の利用に関する指針の策定その他の必要な措置を講ずること。

第三章 成年後見制度利用促進基本計画
第十二条 政府は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画(以下「成年後見制度利用促進基本計画」という。)を定めなければならない。

2 成年後見制度利用促進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
一 成年後見制度の利用の促進に関する目標
二 成年後見制度の利用の促進に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
三 前二号に掲げるもののほか、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、成年後見制度利用促進基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。
4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、成年後見制度利用促進基本計画をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
5 前二項の規定は、成年後見制度利用促進基本計画の変更について準用する。

第四章 成年後見制度利用促進会議
(設置及び所掌事務)
第十三条 内閣府に、特別の機関として、成年後見制度利用促進会議(以下この章において「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 成年後見制度利用促進基本計画の案を作成

すること。

二 成年後見制度の利用の促進に関する施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
三 前二号に掲げるもののほか、成年後見制度の利用の促進に関する基本的事項の企画に関して審議するとともに、成年後見制度の利用を促進するための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視すること。

3 会議は、次に掲げる場合には、成年後見制度利用促進委員会の意見を聴かなければならない。
一 成年後見制度利用促進基本計画の案を作成しようとするとき。
二 前項第三号の検証、評価及び監視について、それらの結果の取りまとめを行おうとするとき。

(組織等)
第十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。
2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。
3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
一 内閣官房長官
二 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第九条第一項に規定する特命担当大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

三 法務大臣
四 厚生労働大臣
五 総務大臣
六 前各号に掲げる者のほか、関係行政機関の長のうちから内閣総理大臣が指定する者
4 前三項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 成年後見制度利用促進委員会
(設置)
第十五条 内閣府に、成年後見制度利用促進委員会(以下この章において「委員会」という。)を置

く。
2 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 次に掲げる重要事項に関し、自ら調査審議し、必要と認められる事項を内閣総理大臣又は関係各大臣に建議すること。
イ 成年後見制度の利用の促進に関する基本的な政策に関する重要事項
ロ 成年後見制度の利用の促進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策に関する重要事項
二 内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、前号に規定する重要事項に関し、調査審議すること。

(資料の提出要求等)
第十六条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、報告を求めることができるほか、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(組織)
第十七条 委員会は、委員十人以上で組織する。
2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
3 委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。(委員等の任命)
第十八条 委員及び臨時委員は、成年後見制度に関して優れた識見を有する者の中から、内閣総理大臣が任命する。
2 専門委員は、当該専門の事項に関して優れた識見を有する者の中から、内閣総理大臣が任命する。

(委員の任期等)
第十九条 委員の任期は、附則第一条ただし書の政令で定める日の前日までとする。
2 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の

事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(委員長)

第二十条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(事務局)

第二十一条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

(政令への委任)

第二十二條 第十五条から前条までに定めるもののほか、委員会に關し必要な事項は、政令で定める。

第六章 地方公共団体の講ずる措置

(市町村の講ずる措置)

第二十三條 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に關して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の

機関を置くよう努めるものとする。

(都道府県の講ずる措置)

第二十四條 都道府県は、市町村が講ずる前条の措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条及び第五条の規定は、同日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二條 認知症である高齢者、知的障害者その他医療、介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難な者が円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方については、第十一条第三号の規定による検討との整合性に十分に留意しつつ、今後検討が加えられ、その結果に基づき所要の措置が講ぜられるものとする。

(成年後見制度の利用の促進に関する法律の一部改正)

第三條 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成二十八年法律第 号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十四条」を削り、「第五章 成年後見制度利用促進委員会(第十五条・第二十二條)の講ずる措置(第二十三條・第二十四條)」を「第五章 地方公共団体の講ずる措置(第十四條・第十五條)」に改める。

第一條中「とともに、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会を設置する」を削る。
第十二條第三項中「内閣総理大臣」を「法務大

平成二十八年四月六日 参議院会議録第十八号

成年後見制度の利用の促進に関する法律案

臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、成年後見制度利用促進基本計画を変更しようとするとき「に改め、「成年後見制度利用促進基本計画」の下に「の変更」を加え、同条第四項中「内閣総理大臣」を「法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣」に改め、「遅滞なく、」の下に「変更後の」を加え、同条第五項を削る。

第十三條を次のように改める。
第十三條 政府は、関係行政機関相互の調整を行うことにより、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度利用促進会議を設けるものとする。

2 関係行政機関は、成年後見制度の利用の促進に關し専門的知識を有する者によつて構成する成年後見制度利用促進専門家會議を設け、前項の調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

第三十七條第三項の表中

アルコール健康障害対策関係者會議

アルコール健康障害対策基本法

アルコール健康障害対策基本法

を
アルコール健康障害対策関係者會議

アルコール健康障害対策基本法

に

改める。

第四十條第三項の表中

子どもの貧困対策會議

子どもの貧困対策の推進に関する法律

を
子どもの貧困対策會議

子どもの貧困対策の推進に関する法律

に改める。

第五條 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四條第三項第四十六号の三を削る。

第三十七條第三項の表成年後見制度利用促進委員会の項を削る。

第四十條第三項の表成年後見制度利用促進會

3 成年後見制度利用促進會議及び成年後見制度利用促進専門家會議の庶務は、厚生労働省において処理する。

第十四條及び第五章を削る。

第六章中第二十三條を第十四條とし、第二十四條を第十五條とし、同章を第五章とする。

(内閣府設置法の一部改正)

第四條 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四條第二項中「及び子どもの貧困対策の推進」を「子どもの貧困対策の推進及び成年後見制度の利用の促進」に改め、同条第三項第四十六号の四の次に次の一号を加える。

四十六の五 成年後見制度利用促進基本計画(成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成二十八年法律第 号)第十二條第一項に規定するものをいう。)の策定及び推進に關すること。

平成二十八年四月六日 参議院会議録第十八号

成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案

三四

は、前条のうち内閣府設置法第四条第三項第四十六号の三を削る改正規定中「第四条第三項第四十六号の三」とあるのは「第四条第三項第四十六号の二」とし、アルコール健康障害対策基本法附則第六条のうち内閣府設置法第四条第三項第四十六号の二を削る改正規定中「削る」とあるのは「削り、同項第四十六号の三を同項第四十六号の二とする」とする。

(内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律の一部改正)

第七条 内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第二条のうち内閣府設置法第四条第二項の改正規定中「及び子どもの貧困対策の推進」を「子どもの貧困対策の推進及び成年後見制度の利用の促進」に改める。

第二条のうち内閣府設置法第四条第三項の改正規定中「第四十六号の二」とし「第四十六号の五を第四十六号の三」としを加える。

審査報告書

成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十八年四月五日

内閣委員長 神本美恵子
参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、成年後見の事務がより円滑に行われるようにするため、成年後見人が成年被後

見人に宛てた郵便物等の転送を受け、これを開いて見ることができるとするとともに、成年被後見人の死亡後の相続財産の保存に必要な行為を行うことができることとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用
本法律施行のため、別に費用を要しない。

成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案右の本院提出案をここに送付する。

平成二十八年三月二十四日

衆議院議長 大島 理森
参議院議長 山崎 正昭殿

成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律(民法の一部改正)

第一条 民法(明治二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第八百六十条の次に次の二条を加える。

(成年被後見人による郵便物等の管理)

第八百六十条の二 家庭裁判所は、成年被後見人がその事務を行うに当たつて必要があると認めるときは、成年被後見人の請求により、信書の送達の事業を行う者に對し、期間を定め

て、成年被後見人に宛てた郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第三項に規定する信書便物(次条において「郵便物等」という。)を成年被後見人に配達すべき旨を囑託することができ

る。

2 前項に規定する囑託の期間は、六箇月を超えてはならない。

3 家庭裁判所は、第一項の規定による審判があつた後事情に変更を生じたときは、成年被

後見人、成年被後見人若しくは成年被後見監督人の請求により又は職権で、同項に規定する囑託を取り消し、又は変更することができ。ただし、その変更の審判においては、同項の規定による審判において定められた期間を延長することができない。

4 成年被後見人の任務が終了したときは、家庭裁判所は、第一項に規定する囑託を取り消さなければならない。

第八百六十条の三 成年被後見人は、成年被後見人に宛てた郵便物等を受け取つたときは、これを開いて見ることができ。

2 成年被後見人は、その受け取つた前項の郵便物等で成年被後見人の事務に関しないものは、速やかに成年被後見人に交付しなければなら

ない。

3 成年被後見人は、成年被後見人に對し、成年被後見人が受け取つた第一項の郵便物等(前項の規定により成年被後見人に交付されたものを除く。)の閲覧を求めることができる。

第八百七十三條の次に次の一条を加える。

(成年被後見人の死亡後の成年被後見人の権限)

第八百七十三條の二 成年被後見人は、成年被後見人が死亡した場合において、必要があると

ときは、成年被後見人の相続人の意思に反することが明らかなきを除き、相続人が相続財産を管理することができるに至るまで、次に掲げる行為をすることができ。ただし、第三号に掲げる行為をするには、家庭裁判所の許可を得なければならない。

一 相続財産に属する特定の財産の保存に必要な行為

二 相続財産に属する債務(弁済期が到来しているものに限る。)の弁済

三 その死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為

(前二号に掲げる行為を除く。)

(家事事件手続法の一部改正)

第二条 家事事件手続法(平成二十三年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第一百七条第二項中「十六の項」を「十六の二の項」に改める。

第一百八条中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 成年被後見人に宛てた郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第三項に規定する信書便物(以下「郵便物等」という。)

の配達の囑託及びその囑託の取消し又は変更の審判事件(別表第一の十二の二の項の事項についての審判事件をいう。第二百二十三條の二において「成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の囑託等の審判事件」という。)

第二百二十條第一項に次の一号を加える。

六 成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の囑託の審判 成年被後見人

第二百二十二條第一項中「後見開始の審判は、成年被後見人となるべき」を「次の各号に掲げる審判は、当該各号に定める」に改め、「おいては、成年被後見人となるべき者」の下に「及び成年被後見人」を加え、同項に次の各号を加える。

一 後見開始の審判 成年被後見人となるべき者

二 成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の囑託の審判 成年被後見人

第二百二十二條第二項に次の一号を加える。

三 成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の囑託の取消し又は変更の審判 成年被後見人

第二百二十二條第二項を同条第三項とし、同条

第一項の次に次の一項を加える。

2 成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の囑

託の審判 成年被後見人

第二百二十二條第二項を同条第三項とし、同条

第一項の次に次の一項を加える。

2 成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の囑

託の審判 成年被後見人

第二百二十二條第二項を同条第三項とし、同条

第一項の次に次の一項を加える。

託及びその嘱託の取消し又は変更の審判は、
信書の送達の仕事を行う者に告知することを
要しない。この場合においては、その審判が
効力を生じた時に、信書の送達の仕事を行う
者に通知しなければならない。
第二百二十三条第一項に次の四号を加える。
八 成年被後見人に宛てた郵便物等の配達
の審判 成年被後見人及びその親族
九 成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の
嘱託の取消し又は変更の審判 成年被後見人
十 成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の
嘱託及びその嘱託の取消し又は変更の申立
てを却下する審判 申立人
十一 成年被後見人の死亡後の死体の火葬又

は埋葬に関する契約の締結その他相続財産
の保存に必要な行為についての許可の申立
てを却下する審判 申立人
第二百二十三条の次に次の一条を加える。
(陳述の聴取の例外)
第二百二十三条の二 成年被後見人に宛てた郵便
物等の配達の嘱託等の審判事件においては、
第八十九条第一項の規定(第九十六条第一項
及び第九十八条第一項において準用する場合
を含む。)にかかわらず、抗告裁判所は、信書
の送達の仕事を行う者の陳述を聴くことを要
しない。
別表第一の十二の項の次に次のように加え
る。

十二の二 成年被後見人に宛てた郵便物
等の配達の嘱託及びその嘱託
の取消し又は変更

民法第八百六十条の二第二項、第三項及び第四項

別表第一の十六の項の次に次のように加える。

十六の二 成年被後見人の死亡後の死体
の火葬又は埋葬に関する契約
の締結その他相続財産の保存
に必要な行為についての許可

民法第八百七十三条の二ただし書

附 則

この法律は、公布の日から起算して六月を経過
した日から施行する。

審査報告書

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及
び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の
一部を改正する法律案
右は全会一致をもって別紙のとおり修正すべ
きものと議決した。よつて要領書を添えて報告す
る。

平成二十八年四月五日

厚生労働委員長 三原じゅん子
参議院議長 山崎 正昭殿

附則第一条の見出しを「(施行期日等)」に改め、
同条中「平成二十八年四月一日」を「公布の日」に改
め、同条に次の一項を加える。
2 第一条の規定による改正後の戦傷病者等の妻
に対する特別給付金支給法(次条第二項から第
十二項まで並びに附則第三条及び第四条におい
て「平成二十八年新法」という。)第三条第一項の

規定並びに次条第二項から第十一項まで及び附
則第三条の規定は、平成二十八年四月一日から
適用する。

附則第二条第二項中「第一条の規定による改正
後の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法
(以下この条から附則第四条までにおいて「平成二
十八年新法」という。)」を「平成二十八年新法」に改
める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、戦傷病者等の妻に対し、特別給
付金を継続して支給する等の措置を講じようと
するものであり、妥当な措置と認めるが、施行
期日を公布の日に改める修正を行うとともに、
これに伴う所要の規定の修正を行った。
一、費用
本法施行に要する経費(支給事務に要する経
費)として、平成二十八年度一般会計予算(厚生
労働省所管)に約千七百万円が計上されてい
る。

なお、平成二十八年四月一日を基準日とする
特別給付金に係る国債の償還分として、平成二
十九年度においては、一般会計予算(財務省所
管)に約三億円が計上される見込みである。

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及
び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の
一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。

よつて国会法第八十三条により送付する。
平成二十八年三月二十四日

衆議院議長 大島 理森
参議院議長 山崎 正昭殿

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及
び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の
一部を改正する法律案
戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法
及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給
法の一部を改正する法律

(戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の
一部改正)
第一条 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給
法(昭和四十一年法律第九号)の一部を次のよ
うに改正する。
第二条中「平成二十三年四月一日」を「平成二
十八年四月一日」に改め、同条ただし書中「平成
二十三年三月三十一日」を「平成二十八年三月三
十一日」に改める。
第三条第一項中「平成二十三年四月一日」を
「平成二十八年四月一日」に改め、同項第一号を
次のように改める。
一 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法
(昭和三十八年法律第六十一号)第四条第一
項に規定する国債(平成二十八年四月一日
において支払期日の到来していないものが
ある場合に限る。)の交付を受けた者(受け
ることができる者を含む。)

第三条第一項第二号を削り、同項第三号中
「平成二十三年十月一日」を「平成二十八年四月
一日」に改め、同号を同項第二号とし、同項第
四号を削る。
附則第二項中「平成二十三年十月一日」を「平
成二十八年十月一日」に改める。
第二条 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給
法の一部を次のように改正する。
第二条中「平成二十八年四月一日」を「平成三
十三年四月一日」に改め、同条ただし書中「平成
二十八年三月三十一日」を「平成三十三年三月三
十一日」に改める。
第三条第一項中「平成二十八年四月一日」にお
いて戦傷病者等を「平成三十三年四月一日にお

いて戦傷病者等を「平成三十三年四月一日にお
いて戦傷病者等を」を「平成三十三年四月一日にお

三六

妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者に限

75 平成十八年十月一日から平成二十五年三月

三十一日までの間に死亡した昭和五十一年法律第二十二号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条第一項に規定する戦傷病者等又は昭和五十四年法律第二十九号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条中「昭和十二年七月七日」とあるのを、昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとし、平成十八年法律第九十五号附則第二条第九項の規定により平成二十三年法律第二十五号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。)であつたことにより、平成二十八年十月一日において第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、同条第六項に規定する者とみなす。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条及び附則第四条の規定 平成二十八年十月一日

二 第二条並びに附則第五条及び第六条の規定
平成三十三年四月一日

三 附則第七条の規定 平成三十三年十月一日
(第一条の規定による戦傷病者等の妻に対する

特別給付金支給法の一部改正に伴う経過措置）
 第二条 第一条の規定による改正前の戦傷病者等
 の妻に対する特別給付金支給法（以下この条並

びに附則第四条及び第五条において「平成二十八年旧法」という。この規定により支給し、又は支給すべきであつた特別給付金については、なお従前の例による。

2 第一条の規定による改正後の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（以下この条から附則第四条までにおいて「平成二十八年新法」という。）第三条第一項の特別給付金は、同項の規定にかかわらず、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十五号。以下「平成二十三年改正法」という。）附則第二条第二項に規定する者及び平成二十八年旧法による特別給付金を受ける権利を取得した者には、支給しない。

3 平成二十八年旧法第二条に規定する戦傷病者

等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。以下この項において同じ。）が、平成二十八年四月一日において、平成二十八年新法第二条各号に掲げる給付（以下この条及び附則第四条において「増加恩給等」という。）のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等（当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。）の当該給付に係る障害の程度が恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、前項の規定にかかわらず、平成二十八年四月一日において当該戦傷病者等の妻婚姻の届出をしていないが、事實上婚姻関係と同様の事情にあったと認められる者を含む、離婚の届出をしていないが、事実上離婚したと同様の事情にあったと認められる者を除く。以下この条及び附則第五条において同じ。）であつて、同日において日本の

国籍を有しているものには、平成二十八年新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であつたことにより、平成二十八年旧法第三条第一項の特別給付金（以下「平成二十三年特別給付金」という。）を受ける権利を取得した者に限る。

4 平成二十三年改正法による改正前の戦傷病者

等の妻に對する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。以下この項において同じ。)が、平成二十八年四月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等(当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。)の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、平成二十八年四月一日において当該戦傷病者等の妻であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、平成二十八年新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であつたことにより、平成二十三年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に對する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金(以下「平成十八年特別給付金」という。))を受ける権利を取得した者(戦傷病者等の妻に對する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に對する特別給付金支給法の一部を改正する法律(平成十八年法律第九十五号。以下「平成十八年改正法」という。))附則第二条第二項に規定する者を除く。)に限る。

5 平成十八年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定す

る戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。以下この項

において同じ。)が、平成二十八年四月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等(当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該した者を除く。)の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当

しているときは、第二項の規定にかかわらず、平成二十八年四月一日において当該戦傷病者等

の妻であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、平成二十八年新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であつたことにより、平成十八年改正法附則第二条第三項の規定により平成十八年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正

する法律（平成十三年法律第十一号。以下「平成十三年改正法」という。）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等、同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。以下この項において同じ。）が、平成二十八年四月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等（当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づき年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。）の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ

平成二十八年四月六日 参議院會議録第十八号

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案

三八

三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、平成二十八年四月一日において当該戦傷病者等の妻であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、平成二十八年新法第三條第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であつたことにより、平成十八年改正法附則第二條第四項の規定により平成十八年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。

7 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(平成八年法律第十五号。以下「平成八年改正法」という。)による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二條に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。以下この項において同じ。が、平成二十八年四月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等(当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づき年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。)の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、平成二十八年四月一日において当該戦傷病者等の妻であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、平成二十八年新法第三條第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であつたことにより、平成十八年改正法附則第二條第六項の規定により平成十八年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。

9 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第七十三号。以下「昭和五十九年改正法」という。)による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二條に規定する戦傷病者等が、平成二十八年四月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等(当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づき年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。)の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、平成二十八年四月一日において当該戦傷病者等の妻であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、平成二十八年新法第三條第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であつたことにより、平成十八年改正法附則第二條第八項の規定により平成十八年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。

11 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第二十二号。以下「昭和五十一年改正法」という。)による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二條第一項に規定する戦傷病者等又は昭和五十四年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二條中「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば

の妻に対する特別給付金支給法第二條に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。以下この項において同じ。が、平成二十八年四月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等(当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づき年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。)の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、平成二十八年四月一日において当該戦傷病者等の妻であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、平成二十八年新法第三條第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であつたことにより、平成十八年改正法附則第二條第六項の規定により平成十八年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。

10 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第二十九号。以下「昭和五十四年改正法」という。)による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二條に規定する戦傷病者等が、平成二十八年四月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等(当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づき年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。)の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、平成二十八年四月一日において当該戦傷病者等の妻であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、平成二十八年新法第三條第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であつたことにより、平成十八年改正法附則第二條第九項の規定により平成十八年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。

同条に規定する戦傷病者等となる者が、平成二十八年四月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等若しくは戦傷病者等となる者(当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づき年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。)の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、平成二十八年四月一日において当該戦傷病者等又は戦傷病者等となる者の妻であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、平成二十八年新法第三條第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等又は戦傷病者等となる者の妻であつたことにより、平成十八年改正法附則第二條第九項の規定により平成十八年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。

12 第三項から前項までの規定により平成二十八年新法第三條第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者に支給する同項の特別給付金の額は、平成二十八年新法第四條第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額(第三項から前項までに規定する戦傷病者等又は戦傷病者等となる者で恩給法別表第一号表ノ三の第二款症から第五款症までに該当する程度の障害を有するものに係る特別給付金については、その額の二分の一に相当する額)とする。

一 第三項から第六項までの規定により支給する特別給付金 三十万円

二 第七項及び第八項の規定により支給する特別給付金 四十五万円

三 第九項から前項までの規定により支給する特別給付金 五十万円

(平成二十八年新法第三条第一項の特別給付金の支給の特例)

第三条 平成二十八年新法第二条中「昭和十二年七月七日とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、平成二十八年新法第三条第一項の特別給付金の支給を受けることができることとなる者(次に掲げる者を除く。)には、同項の特別給付金を支給する。

一 昭和五十一年改正法附則第六条の規定により昭和五十四年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第二項の特別給付金を受ける権利を取得した者
二 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第五十三号)附則第四条の規定により平成三年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者
三 平成三年改正法附則第三条の規定により平成八年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者

四 平成八年改正法附則第三条の規定により平成十三年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者
五 平成十三年改正法附則第三条の規定により平成十八年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者
六 平成十八年改正法附則第三条の規定により平成十八年特別給付金を受ける権利を取得した者

七 平成二十三年改正法附則第三条の規定により平成二十三年特別給付金を受ける権利を取得した者
第四条 次の各号に掲げる戦傷病者等(平成十八

年十月一日(第二号に規定する戦傷病者等にあっては、平成十五年四月一日)から平成二十五年三月三十一日までの間に死亡した者に限る。)の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつたと認められる者を含む。附則第七条において同じ。)であつて、当該各号に掲げる戦傷病者等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるもの(平成二十八年十月一日において日本の国籍を有しているものに限る。)には、平成二十八年新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等が、その死亡の日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けていたとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等(当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失ふべき事由に該当した者を除く。)の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当していたときに限る。

一 平成二十八年旧法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。) 平成二十三年特別給付金を受ける権利を取得した者
二 平成二十三年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。) 平成十八年特別給付金を受ける権利を取得した者(平成十八年改正法附則第二条第二項に規定する者を除く。)

三 平成十八年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。) 平成十八年特別給付金を受ける権利を取得した者(平成十八年改正法附則第二条第二項に規定する者を除く。)

四 平成十三年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。) 平成十三年特別給付金を受ける権利を取得した者
五 平成十八年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。) 平成十八年特別給付金を受ける権利を取得した者(平成十八年改正法附則第二条第二項に規定する者を除く。)

六 昭和五十一年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。) 平成十八年特別給付金を受ける権利を取得した者(平成十八年改正法附則第二条第二項に規定する者を除く。)

日とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。) 平成十八年改正法附則第二条第三項の規定により平成十八年特別給付金を受ける権利を取得した者

四 平成十三年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。) 平成十八年特別給付金を受ける権利を取得した者(平成十八年改正法附則第二条第二項に規定する者を除く。)

五 平成八年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。) 平成十八年特別給付金を受ける権利を取得した者

六 平成三年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。) 平成十八年特別給付金を受ける権利を取得した者

七 昭和五十一年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。) 平成十八年特別給付金を受ける権利を取得した者(平成十八年改正法附則第二条第二項に規定する者を除く。)

付金を受ける権利を取得した者
八 昭和五十一年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条第一項に規定する戦傷病者等又は昭和五十四年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。) 平成十八年改正法附則第二条第八項又は第九項の規定により平成十八年特別給付金を受ける権利を取得した者

2 次の各号のいずれかに該当する者には、前項の規定にかかわらず、平成二十八年新法第三条第一項の特別給付金は、支給しない。
一 第三条の規定による改正後の戦没者等の妻に対する特別給付金支給法附則第六十七項から第七十五項までに規定する者
二 当該戦傷病者等の死亡前に離婚(離婚の届出をしていないが、事実上離婚したと同様の事情に入つていないと認められる場合を含む。)により当該戦傷病者等との婚姻を解消し、又は当該婚姻の取消しをした者
三 当該戦傷病者等の死亡後平成二十八年十月一日前に婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情に入つていないと認められる場合を含む。附則第七条第二項において同じ。)をし、又は当該戦傷病者等の父母、祖父母及び兄弟姉妹以外の者の養子となつた者

3 第一項に規定する特別給付金については、平成二十八年新法第四条第一項中「十五万円」戦傷病者等恩給法別表第一号表ノ三の第二款症から第五款症までに該当する程度の障害を有するものに係る特別給付金の額は、七万五千円」とあるのは、「五万円」とする。

平成二十八年四月六日 参議院会議録第十八号
戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案
三九

(第二条の規定による戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正に伴う経過措置)
 第五条 第二条の規定による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(以下この条において「平成三十三年旧法」という。)の規定により支給し、又は支給すべきであつた特別給付金については、なお従前の例による。

2 第二条の規定による改正後の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(以下「平成三十三年新法」という。)第三条第一項の特別給付金は、同項の規定にかかわらず、附則第二条第二項に規定する者及び平成三十三年旧法による特別給付金を受ける権利を取得した者には、支給しない。

3 平成三十三年旧法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。以下この項において同じ。)が、平成三十三年四月一日において、平成三十三年新法第二条各号に掲げる給付(以下この条及び附則第七条において「増加恩給等」という。)のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等(当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。)の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、前項の規定にかかわらず、平成三十三年四月一日において当該戦傷病者等の妻であつて、同日において日本の国籍を有しているものは、平成三十三年新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であつたことにより、附則第二条第三項の規定により平成二十八年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。

5 平成二十三年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。以下この項において同じ。)が、平成三十三年四月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等(当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。)の当該給付に係る障害の程度が

権利を取得した者(附則第二条第二項に規定する者を除く。)に限る。

4 平成二十八年旧法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。以下この項において同じ。)が、平成三十三年四月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等(当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。)の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、平成三十三年四月一日において当該戦傷病者等の妻であつて、同日において日本の国籍を有しているものは、平成三十三年新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であつたことにより、附則第二条第四項の規定により平成二十八年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。

6 平成十八年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。以下この項において同じ。)が、平成三十三年四月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等(当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。)の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、平成三十三年四月一日において当該戦傷病者等の妻であつて、同日において日本の国籍を有しているものは、平成三十三年新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であつたことにより、附則第二条第五項の規定により平成二十八年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。

7 平成十三年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。以下この項において同じ。)が、平成三十三年四月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等(当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。)の当該給付に係る障害の程度が

8 平成八年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。以下この項において同じ。)が、平成三十三年四月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等(当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。)の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、平成三十三年四月一日において当該戦傷病者等の妻であつて、同日において日本の国籍を有しているものは、平成三十三年新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であつたことにより、附則第二条第七

項の規定により平成二十八年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。

9 平成三年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。以下この項において同じ。が、平成三十三年四月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けた日以後に当該戦傷病者等(当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。)の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、平成三十三年四月一日において当該戦傷病者等の妻であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、平成三十三年新法第三條第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であつたことにより、附則第二条第九項の規定により平成二十八年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。

10 昭和五十九年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等が、平成三十三年四月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けた日以後に当該戦傷病者等(当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。)の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、平成三十三年四月一日において当該戦傷病者等の妻であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、平成三十三年新法第三條第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であつたことにより、附則第二条第八項の規定により平成二十八年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。

11 昭和五十四年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等が、平成三十三年四月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けた日以後に当該戦傷病者等(当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。)の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、平成三十三年四月一日において当該戦傷病者等の妻であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、平成三十三年新法第三條第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であつたことにより、附則第二条第十項の規定により平成二十八年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。

12 昭和五十一年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条第一項に規定する戦傷病者等又は昭和五十四年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者が、平成三十三年四月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けた日以後に当該戦傷病者等(当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。)の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、平成三十三年四月一日において当該戦傷病者等の妻であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、平成三十三年新法第三條第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であつたことにより、附則第二条第十項の規定により平成二十八年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。

13 第四項から前項までの規定により平成三十三年新法第三條第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者に支給する同項の特別給付金の額は、平成三十三年新法第四條第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額(第四項から前項までの規定する戦傷病者等又は戦傷病者等となる者で恩給法別表第一号表ノ三の第二款から第五款までに該当する程度の障害を有するものに係る特別給付金については、その額の二分の一に相当する額とする。

- 一 第四項から第七項までの規定により支給する特別給付金 三十万円
- 二 第八項及び第九項の規定により支給する特別給付金 四十五万円
- 三 第十項から前項までの規定により支給する特別給付金 五十万円

(平成三十三年新法第三條第一項の特別給付金の支給の特例)
第六條 平成三十三年新法第二條中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、平成三十三年新法第三條第一項の特別給付金の支給を受けることができることとなる者(次に掲げる者を除く。)には、同項の特別給付金を支給する。

附則第三条各号に掲げる者
二 附則第三条の規定により平成二十八年特別給付金を受ける権利を取得した者
第七條 附則第四条第一項各号に掲げる戦傷病者等(平成二十五年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に死亡した者に限る。)の妻であつて、当該各号に掲げる戦傷病者等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるもの(平成三十三年十月一日において日本の国籍を有しているものに限る。)には、平成三十三年新法第三條第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等が、その死亡の日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けていたとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。)の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当していたときに限る。

2 次の各号のいずれかに該当する者には、前項の規定にかかわらず、平成三十三年新法第三條第一項の特別給付金は、支給しない。
一 附則第四条第二項第一号又は第二号に掲げる者
二 当該戦傷病者等の死亡後平成三十三年十月一日前に婚姻をし、又は当該戦傷病者等の父母、祖父母及び兄弟姉妹以外の者の養子となつた者
3 第一項に規定する特別給付金については、平成三十三年新法第四條第一項中「十五万円(戦傷病者等で恩給法別表第一号表ノ三の第二款から第五款までで該当する程度の障害を有するものに係る特別給付金の額は、七万五千円)」とあるのは、「五万円」とする。

平成二十八年四月六日 参議院会議録第十八号

独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案
及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律案

漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法

審査報告書

独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十八年四月五日

参議院議長 山崎 正昭殿
環境委員長 磯崎 仁彦

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、環境の保全に関する研究及び技術開発の効率的・効果的に推進するため、当該研究及び技術開発の実施及び助成に係る業務を独立行政法人環境再生保全機構の業務の範囲に追加するとともに、役職員に係る守秘義務規定の整備等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成二十八年度一般会計予算(環境省所管)に一億七千七百万円が計上されている。

独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十八年三月二十二日

衆議院議長 大島 理森
参議院議長 山崎 正昭殿

独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案

独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案

独立行政法人環境再生保全機構法(平成十五年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十一条を「第二十条」に、「第二十条を「第二十一条・第二十条」に改める。

第三条中「救済」の下に、「研究機関の能力を活用して行う環境の保全に関する研究及び技術開発」を加える。

第八条の次に次の一条を加える。

(秘密保持義務)

第八条の二 機構の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第十条第一項第八号から第十号までに掲げる業務に係る職務に関して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第十条第一項中第八号を第十一号とし、第七号の次に次の三号を加える。

八 大学、国立研究開発法人(通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人をいう。)その他の研究機関の能力を活用して行うことによりその効果的な実施を図ることができる環境の保全に関する研究及び技術開発を行うこと。

九 前号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。

十 環境の保全に関する研究及び技術開発に関し、助成金の交付を行うこと。

第十一条中「又は第五号」を、「第五号又は第十号」に改める。

第十二条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 第十条第一項第八号から第十号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務

第二十一条を次のように改める。

第二十一条 第八条の二の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五章の章名を削り、第二十号の次に次の章名を付する。

第五章 罰則

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年十月一日から施行する。

(国の権利義務の承継等)

第二条 この法律の施行の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「指定日」という。)の前日において、この法律による改正後の独立行政法人環境再生保全機構法第十条第一項第八号に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、指定日において、独立行政法人環境再生保全機構(次項において「機構」という。)が承継する。

2 前項の規定により機構が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から機構に対し出資されたものとする。この場合において、機構は、その額により資本金を増加するものとする。

3 前項の規定により政府から出資があつたものとされる同項の財産の価額は、指定日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

審査報告書

漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十八年四月五日

農林水産委員長 若林 健太
参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における漁業を取り巻く情勢の変化に対応して漁業経営に関する補償制度の改善を図り、漁業経営の安定に資するため、漁船損害等補償について漁船保険組合の区域制限等の廃止、漁船保険等により填補する損害の範囲の拡大等を行うとともに、漁業災害補償について内水面において営む養殖業の養殖共済の対象への追加等を行う等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

漁業は、厳しい自然環境の中で営まれる産業であり、資源の急激な変動や事故発生の危険性と常に隣り合わせにある。台風が常襲し、地震が多発する我が国にあつては、暴風や高潮、津波等、漁業生産にとり大きなリスク要因が存在する。

こうした中、漁船損害等補償制度及び漁業災害補償制度は、中小漁業者の相互扶助の精神の下、国の支援を通じて、漁業再生産の阻害の防止と漁業経営の安定のため、長年にわたり重要な役割を果たしてきた。

しかし、近年、漁業就業者の減少や高齢化等を背景として、両制度の運営環境は厳しさを増している。再び東日本大震災クラスの大規模災害に見舞われた場合でも、漁船保険組合及び漁業共済組合が漁業者に対して保険金及び共済金の支払責任を十分に果たし得るよう、効率的かつ機能的な組織運営及び事業基盤を確固たるものにしていく必要がある。

よつて、政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 漁船保険組織の統合一元化が円滑に進むよ

う、漁船保険中央会及び漁船保険組合に対し、助言その他必要な支援を行うこと。

二 新たに漁船保険組合の設立認可要件となる資産の額については、大規模災害等における支払にも十分対応できる額を定めるとともに、組合の財政状況の把握に常時努めること。

三 組織統合一元化に伴い、国と新たな漁船保険組合の二段階の再保険関係とするに当たっては、組合による責任ある引受審査を確保しつつ、大規模災害発生時に、国が担うべき危険負担を確保するため、国及び組合において適切に責任分担を行うこと。

四 漁船保険の満期保険については、高船齢化が顕著となっているため、漁船の更新が円滑に行えるよう、船齢制限の緩和と積立期間の延長を柔軟に行うこと。併せて、漁業構造改革総合対策事業等の推進を通じ、高性能漁船の導入等による新しい操業・生産体制への転換を促進すること。

五 漁船の事故を未然に防止するため、復原性が高く転覆しにくい漁船の研究開発、衝突事故防止用の船舶自動識別装置(AIS)の普及、海中転落事故に備えたライフジャケット着用啓発等の一層の推進を図るなど、漁船事故防止に係る事業を継続的に支援すること。

六 水産基本計画における資源管理・漁業経営安定対策の加入者が我が国漁業生産額の九割を担うとの目標を達成するため、漁業共済への加入促進に向け適切に指導すること。

七 養殖共済の全員加入制度廃止に当たっては、漁業者に対する適切な国庫補助の下、一層の加入促進を図られるよう、加入の在り方を適切に検討すること。

八 特定養殖共済の掛金補助制度の要件を見直すに当たり、漁業の種類や地域の実態に応じて、基準とする漁業依存度を適正に設定し、加入促進に努めること。

九 内水面養殖業を養殖共済の対象とするに当た

り、うなぎ養殖業を対象とする際には、養殖共済実施可能性検証調査事業報告書等で指摘された問題点を踏まえ、的確に保険設計を行うこと。併せて、うなぎ養殖業許可制の下で、資源管理を着実に実施すること。

十 近年の水産動植物の陸上養殖の普及実態に鑑み、ひらめ等の陸上養殖を養殖共済の対象に追加することについて、引き続き検討を行うこと。

右決議する。

漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律案

右国会に提出する。

平成二十八年二月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律案

漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律

(漁船損害等補償法の一部改正)

第一条 漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「補てんする」を「補填する」に改める。

第三条第一項中「漁船の定義」を削り、同条第四項中「てん補する」を「填補する」に、「又は」を「又は」に改め、同条第五項及び第七項中「てん補する」を「填補する」に改める。

第七条を次のように改める。

第七条 削除

第十三条及び第十五条第二項中「地域組合にあつては十五人以上、業態組合にあつては」を

削る。

第十六条第三項中「設定」を「作成」に改める。

第十八条第一項中「申請」を「規定による申請」に改め、同項に次の一号を加える。

三 保険金の支払に充てることができる資産の額が、大規模な事故が生じた場合においても保険金を確実に支払うために必要かつ適当なものとして政令で定める額に満たないとき。

第二十一条第一項第六号中「積立」を「積立て」に改める。

第二十三条中「の定める」を「で定める」に改める。

第二十四条第一項中「三箇月前」を「三月前に改める。

第二十六条第二項中「且つ」を「かつ」に改める。

第二十七条第一項中「すべて」を「全て」に改める。

第二十八条中「一箇を」「一個」に改める。

第二十九条第一項及び第二項中「定款の」を「定款で」に改める。

第三十条第三項中「定款の」を「定款で」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同項ただし書中「少くとも」を「少なくとも」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同項ただし書中「少くとも」を「少なくとも」に改める。

第三十一条の二第三項中「行なう」を「行う」に改める。

第三十二条の三中「すべて」を「全て」に改める。

第三十四条第二項中「何時でも」を「いつでも」に改める。

第三十七条第一項中「あてれば」を「宛てれば」に改める。

第三十八条第一項中「の定める」を「で定める」に改める。

第三十九条第一項中「且つ」を「かつ」に改め、

同条第三項中「添付しなければ」を「添付しなければ」に改める。

第四十一条中「代表者の行為についての損害賠償責任」を削る。

第四十三条第一項中「定が」を「定めが」に改める。

第四十六条第一項中「定款の」を「定款で」に、「代る」を「代わる」に改め、同条第四項中「定款の」を「定款で」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第五項ただし書中「定款の」を「定款で」に改め、同条第八項中「少くとも」を「少なくとも」に改める。

第四十七条第三項中「(支配人の代理権)」、「(支配人の競業の禁止)及び(表見支配人)」を削る。

第四十八条第四項中「写」を「写し」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第四十九条中「定を」を「定めを」に改める。

第五十条第一項第五号中「第八十六条第二項」を「第八十六条第三項」に改め、同条第四項中「外」を「ほか」に改め、「地域組合にあつては十五人未満、業態組合にあつては」を削る。

第五十一条第一項中「すべて」を「全て」に改め、

第五十四条第一項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第二項中「箇月」を「月」に改める。

第五十五条第二項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第五十七条中「基いて」を「基づいて」に改める。

第五十九条の二第一項中「二箇月」を「二月」に改める。

第六十一条中「終つた」を「終わった」に改める。

第六十二条の四中「おいては」を「おいて」に改める。

第七十七条第一号中「若しくは」を「若しくは」に改める。

第三百三十八條の十六及び第三百三十八條の十九中「の定める」を「で定める」に改める。

(残余財産の帰属)

第六十条 解散した組合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除くほか、第六十二条の規定による農林水産大臣に対する清算終了の届出の時に於いて、定款で定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

2 前項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

第六十三条第二項第一号中「第二十一条第一項第一号」を「第十九条第一項第一号」に改める。

第八十五条に次の一項を加える。

3 農林水産大臣は、組合の業務又は会計の状況につき、毎年一回を常例として検査しななければならない。

第八十八条を削り、第三章第一節中第八十九条を第八十八条とし、第九十条から第九十三条までを一条ずつ繰り上げる。

第九十四条中「(漁船船主責任保険にあつては、漁船の運航に伴つて生ずる不慮の費用又は損害であつて、漁船の所有者又は使用者が負担し、又は賠償するもののうち、当該保険に係るもの。以下同じ。)」を削り、同条を第九十三条とする。

第九十五条第二項中「第六章を」第五章に改め、同条を第九十四条とし、第九十六条を第九十五条とする。

第九十七条の前の見出しを削り、同条を第九十六条とし、同条の前の見出しとして「(組合員等の通知義務)」を付する。

第九十八条を第九十七条とし、第九十九条を第九十八条とする。

第一百条の前の見出しを削り、同条第四号中「第九十七条を」第九十六条に改め、同条第五号中「第九十八条第一項」を「第九十七条第一項」に改め、同条を第九十九条とし、同条の前の見出しとして「(組合の免責事由)」を付する。

第一百一条を第一百条とし、第一百二条を第一百一条とする。

第一百三三条のうち普通保険に係るもの及び特殊保険に係るものを削り、「並びに」を「及び」に改め、同条を第一百二条とし、第一百四条を第一百三三条とする。

第一百五条第一項中「第一百三三条を」第一百二条に改め、同条第二項中「又は漁船保険中央会を削り、同条を第一百四条とし、第一百六条を第一百五条とし、第一百七条を第一百六条とする。

第一百八条を削り、第一百九条を第一百七条とする。

第一百十条第二項中「普通保険」を「漁船保険」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、第三章第二節第一款中同条を第一百八条とし、第一百十条の二を第一百九条とし、第一百十条の三を第一百十条とする。

第一百十一条を削る。

第一百十一条の二の前の見出しを削り、同条第二項中「第六章を」第五章に改め、同条を第一百十一条とし、同条の前の見出しとして「(保険関係に関する権利義務の承継)」を付する。

第一百十一条の三を第一百十一条の二とし、第一百十一条の四を第一百十一条の三とし、第一百十一条の五を第一百十一条の四とする。

第一百十一条の六中「第一百十一条の五第一項第一号」を「第一百十一条の四第一項第一号」に改め、同条を第一百十一条の五とする。

第三章第二節第二款の款名中「及び特殊保険」を削る。

第一百三三条第一項から第三項までの規定及び第五項中「普通保険」を「漁船保険」に改める。

第一百三三条の四及び第一百三三条の五を次のように改める。

(普通損害保険の保険料率)
第一百三三条の四 普通損害保険の保険料率のうち純保険料に対応する部分の率は、基本部分

(特定事故以外の事故により支払われる保険金に係る部分)をいう。以下同じ。及び特定特約部分ごとに定め、当該組合の普通損害保険(満期保険の保険期間の満了前の事故により支払われる保険金に係る部分を含む。以下この条において同じ。)に係る純保険料及び再保険金の収入と保険金及び再保険料の支出とが長期的に均衡を保つように定めなければならない。

2 普通損害保険の基本部分の保険料率のうち純保険料に対応する部分の率は、次に掲げる率を合計して得た率としなければならない。

一 農林水産大臣が定める期間における各年の普通損害保険の基本部分に係る危険率(次号に規定する異常危険率を除く)を基礎として、農林水産大臣が危険区分(漁船のトン数、漁船の主たる根拠地が属する区域その他の事項で普通損害保険の基本部分に係る危険の程度に影響を及ぼす要因となるものに於いて、漁船につき農林水産大臣が定める危険の程度の区分をいう。同号において同じ。)ごとに定める率(第一百三十九条第一項第一号において「通常純保険料率」という)。

二 異常危険率(前号の農林水産大臣が定める期間における各年の普通損害保険の基本部分に係る台風その他の異常な天然現象に基づき算出される危険率であつて、農林水産大臣が定める標準危険率を超えるものをいう)を基礎として、農林水産大臣が危険区分ごとに定める率(第一百三十九条第一項第二号において「異常純保険料率」という)。

3 普通損害保険の特定特約部分の保険料率のうち純保険料に対応する部分の率は、当該特定特約部分に係る危険率を基礎として農林水産大臣が定める率としなければならない。

(保険期間)
第一百三三条の五 普通損害保険の保険期間は、

一年とする。ただし、次条第一項ただし書の特約をする場合における当該特約に係る保険期間は、四月とする。

2 前項の規定にかかわらず、組合は、農林水産省令で定めるところにより、保険約款で別段の定めをすることができる。

第一百三三条の六第一項中「又は特殊保険の保険」を「の保険」に、「普通損害保険事故又は特殊保険事故」を「事故」に改め、同項ただし書中「特殊保険事故が捕獲、拿捕又は抑留によつて生じた場合には」を「特定事故については」に改める。

第一百三三条の七中「又は特殊保険」を削る。

第一百三三条の七の二を削る。

第一百三三条の八中「及び特殊保険」を削る。

第一百三三条の十一第一項中「普通損害保険事故」を「事故」に、「の部分(以下「損害保険料」を「次条第一項ただし書の特約がある場合に於ては、特定特約部分の保険料を含む。))の部分(以下「損害保険料」に改め、同条第二項中「当該組合の」を削り、「純保険料率」を「保険料率のうち純保険料に対応する部分の率」に改め、「普通損害保険の危険区分に係るトン数区分(以下「普通損害保険のトン数区分」という。))その他農林水産大臣が定める区分ごとに」及び「その期間」を削り、「組合が保険約款で」を「農林水産大臣が」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第一百三三条の十二第一項中「普通損害保険事故」を「事故」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、特定事故については、特約がなければ、これによつて生じた損害を填補する責めを負わない。

第一百三三条の十五中「第一百三三条の十一第四項」を「第一百三三条の十一第三項」に改める。

第一百三三条の十六第一項中「第九十九条を」第一百七七条に改め、同条第二項中「の普通損害保険

六条の六第一項第一号に改め、第三章第五節

平成二十八年四月六日 参議院會議録第十八号

漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律案

中同条を第百二十六条の七とし、第百二十六条の五を第百二十六条の六とする。

第百二十六条の四第一項中「普通保険を」漁船保険に改め、同条を第百二十六条の五とする。

第百二十六条の三第一項中「漁船積荷保険事故」を「事故」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、特定事故については、特約がなければ、これによつて生じた損害を填補する責めを負わない。

第百二十六条の三を第百二十六条の四とし、第百二十六条の二の次に次の一条を加える。

(漁船積荷保険の純保険料率)
第百二十六条の三 漁船積荷保険の保険料率のうち純保険料に対応する部分の率は、基本部分及び特定特約部分ごとに定め、当該組合の漁船積荷保険に係る純保険料及び再保険金の収入と保険金及び再保険料の支出とが長期的に均衡を保つように定めなければならない。

2 漁船積荷保険の基本部分の保険料率のうち純保険料に対応する部分の率は、農林水産大臣が定める期間における各年の漁船積荷保険の基本部分に係る危険率を基礎として、農林水産大臣が危険区分(漁船のトン数その他の事項で漁船積荷保険の基本部分に係る危険の程度に影響を及ぼす要因となるもの)に応じて、漁船積荷荷につき農林水産大臣が定める危険の程度の区分をいう。)ごとに定める率(第百三十九条第三項において「漁船積荷純保険料率」という。)としなければならない。

3 漁船積荷保険の特定特約部分の保険料率のうち純保険料に対応する部分の率は、当該特定特約部分に係る危険率を基礎として農林水産大臣が定める率としなければならない。

第四章を削る。

第五章の章名中「特殊保険再保険事業等」を「漁船保険再保険事業等」に改める。

第百三十八条の十二中「特殊保険事業を」漁船保険事業、漁船船主責任保険事業及び漁船積荷保険事業に改め、「並びに中央会が普通保険再保険事業、漁船船主責任保険再保険事業及び漁船積荷再保険事業によつて組合に対して負う再保険責任」を削り、第五章中同条を第百二十七条とする。

第百三十八条の十三第一項を削り、同条第二項中「中央会と組合を」組合とその組合員に、「普通保険」を「漁船保険」に、「部分を」を削る。

以下この項を「部分を」を削る。以下この項を「政令で定める填補区分を除く。以下この項を」特定填補区分(支払われる保険金の金額が比較的少ないと見込まれる填補区分として政令で定めるものをいう。)を除く。第百三十四条第二項を除き、以下この章及び次章に、「漁船積荷保険に係る再保険関係」を「漁船積荷保険の保険関係」に、「保険(これらのうち)」を「保険」とに、「こと」を「こと」。以下この章において同じ。に、「と中央会を」と当該組合に、「普通保険」を「漁船保険」に、「同一年度再保険関係」を「同一年度保険関係」に、「再保険責任」を「保険責任」に、「普通保険再保険事業、漁船船主責任保険再保険事業又は漁船積荷再保険事業」を「漁船船主責任保険再保険事業又は漁船積荷再保険事業」に改め、同項を同条とし、同条を第百二十八条とする。

第百三十八条の十四第一項を削り、同条第二項中「普通保険再保険事業、漁船船主責任保険再保険事業及び漁船積荷再保険事業」を「漁船船主責任保険再保険事業及び漁船積荷再保険事業」に、「再保険事業に係る保険(これらのうち、漁船船主責任保険にあつては、填補区分)」を「保険」に、「同一年度再保険関係に係る中央会の再保険金額」を「同一年度保険関係に係る組合の再保険金額」に、「中央会の再保険責任」を「組合の再保険責任」に、「中央会責任総再保険金額」を「組合責任再保険金額」に改め、「の金額」の下に「政令

で定める割合を乗じて得た金額」を加え、同項を同条とし、同条を第百二十九条とする。

第百三十八条の十五第一項を削り、同条第二項中「普通保険再保険事業、漁船船主責任保険再保険事業及び漁船積荷再保険事業」を「漁船船主責任保険再保険事業及び漁船積荷再保険事業」に、「再保険事業に係る保険(これらのうち、漁船船主責任保険にあつては、填補区分)」を「保険」に改め、同項を同条とし、同条を第百三十条とする。

第百三十八条の十六第一項中「第九十六条を」第九十五条に改め、「第百三十三条の七の下に」第百二十六条の七において準用する場合を含む。又は第百二十条第二項(第百二十六条の五第二項において準用する場合を含む。)を加え、「特殊保険」を「漁船保険、漁船船主責任保険又は漁船積荷再保険」に改め、同条第二項を削り、同条を第百三十一条とする。

第百三十八条の十七中「又は中央会を」削り、同条を第百三十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

(再保険金)
第百三十三条 漁船保険、漁船船主責任保険及び漁船積荷再保険に係る政府が支払うべき再保険金の金額は、組合におけるこれらの保険ごとに、組合が同一年度保険関係につき支払うべき保険金の合計額のうち、当該同一年度保険関係に係る組合責任再保険金額を超える部分の金額に相当する金額に第百二十九条の政令で定める割合を乗じて得た金額とする。

第百三十八条の十八を削る。

第百三十八条の十九の見出し中「組合等」を「組合」に改め、同条第一項中「又は中央会を」削り、「特殊保険の保険関係又は普通保険」を「漁船保険」に、「若しくは漁船積荷再保険に係る再保険関係」を「又は漁船積荷再保険の保険関係」に改め、「又は再保険関係」及び「若しくは再保険関係」を削る。

第百三十八条の二十を削る。

第百三十八条の二十一中「中央会は、普通保険再保険事業、漁船船主責任保険再保険事業及び漁船積荷再保険事業」を「組合は、漁船保険、漁船船主責任保険及び漁船積荷再保険」に改め、「再保険事業に係る」及び「(これらのうち、漁船船主責任保険にあつては、填補区分)」を削り、「同一年度再保険関係」を「同一年度保険関係」に、「第百三十八条の十の第三項又は第四項を」委付により取得した一切の権利及び第百十一條の五において準用する保険法第二十四条又は第二十五条第一項に、「支払った再保険金」を「支払った保険金」に改め、同条を第百三十六条とする。

第百三十八条の二十二第一項中「又は中央会を」削り、「特殊保険再保険事業等」を「漁船保険再保険事業等」に改め、同条を第百三十七条とする。

第百三十八条の二十三第一項中「又は中央会を」削り、「特殊保険再保険事業等」を「漁船保険再保険事業等」に改め、同条を第百三十七条とする。

第百三十八条の二十四第一項中「又は中央会を」削り、「特殊保険再保険事業等」を「漁船保険再保険事業等」に改め、同条を第百三十七条とする。

第百三十八条の二十五第一項中「又は中央会を」削り、「特殊保険再保険事業等」を「漁船保険再保険事業等」に改め、同条を第百三十七条とする。

第百三十八条の二十六第一項中「又は中央会を」削り、「特殊保険再保険事業等」を「漁船保険再保険事業等」に改め、同条を第百三十七条とする。

第百三十八条の二十七第一項中「又は中央会を」削り、「特殊保険再保険事業等」を「漁船保険再保険事業等」に改め、同条を第百三十七条とする。

第百三十八条の二十八第一項中「又は中央会を」削り、「特殊保険再保険事業等」を「漁船保険再保険事業等」に改め、同条を第百三十七条とする。

第百三十八条の二十九第一項中「又は中央会を」削り、「特殊保険再保険事業等」を「漁船保険再保険事業等」に改め、同条を第百三十七条とする。

第百三十八条の三十第一項中「又は中央会を」削り、「特殊保険再保険事業等」を「漁船保険再保険事業等」に改め、同条を第百三十七条とする。

第百三十八条の三十一第一項中「又は中央会を」削り、「特殊保険再保険事業等」を「漁船保険再保険事業等」に改め、同条を第百三十七条とする。

第百三十八条の三十二第一項中「又は中央会を」削り、「特殊保険再保険事業等」を「漁船保険再保険事業等」に改め、同条を第百三十七条とする。

第百三十八条の三十三第一項中「又は中央会を」削り、「特殊保険再保険事業等」を「漁船保険再保険事業等」に改め、同条を第百三十七条とする。

第百三十八条の三十四第一項中「又は中央会を」削り、「特殊保険再保険事業等」を「漁船保険再保険事業等」に改め、同条を第百三十七条とする。

第百三十五条 政府は、次に掲げる場合には、農林水産省令で定めるところにより、支払うべき再保険金の全部又は一部につき、その支払の責めを免れることができる。

一 組合が法令又は保険約款に違反して保険金を支払つたとき。

二 組合が保険金の額を不当に認定して支払つたとき。

三 組合が前条の規定による通知を怠り、又は虚偽の通知をしたとき。

第百三十八条の二十を削る。

第百三十八条の二十一中「中央会は、普通保険再保険事業、漁船船主責任保険再保険事業及び漁船積荷再保険事業」を「組合は、漁船保険、漁船船主責任保険及び漁船積荷再保険」に改め、「再保険事業に係る」及び「(これらのうち、漁船船主責任保険にあつては、填補区分)」を削り、「同一年度再保険関係」を「同一年度保険関係」に、「第百三十八条の十の第三項又は第四項を」委付により取得した一切の権利及び第百十一條の五において準用する保険法第二十四条又は第二十五条第一項に、「支払った再保険金」を「支払った保険金」に改め、同条を第百三十六条とする。

第百三十八条の二十二第一項中「又は中央会を」削り、「特殊保険再保険事業等」を「漁船保険再保険事業等」に改め、同条を第百三十七条とする。

第百三十八条の二十三第一項中「又は中央会を」削り、「特殊保険再保険事業等」を「漁船保険再保険事業等」に改め、同条を第百三十七条とする。

第百三十八条の二十四第一項中「又は中央会を」削り、「特殊保険再保険事業等」を「漁船保険再保険事業等」に改め、同条を第百三十七条とする。

第百三十八条の二十五第一項中「又は中央会を」削り、「特殊保険再保険事業等」を「漁船保険再保険事業等」に改め、同条を第百三十七条とする。

第百三十八条の二十六第一項中「又は中央会を」削り、「特殊保険再保険事業等」を「漁船保険再保険事業等」に改め、同条を第百三十七条とする。

第百三十八条の二十七第一項中「又は中央会を」削り、「特殊保険再保険事業等」を「漁船保険再保険事業等」に改め、同条を第百三十七条とする。

第百三十八条の二十八第一項中「又は中央会を」削り、「特殊保険再保険事業等」を「漁船保険再保険事業等」に改め、同条を第百三十七条とする。

第三百三十八条の二十三中「特殊保険再保険事業等」を「漁船保険再保険事業等」に改め、「第三百三十八条の十並びに」を削り、同条後段を削り、同条を第三百三十八条とする。

第五章を第四章とする。

第三百三十九条第一項中「及び満期保険」の下に「の基本部分」を加え、「満期保険については、積立保険料に該当する部分を除く。」の「うち」を「のうち」に改め、同項各号を次のように改める。

一 対象漁船に係る保険金額(対象漁船ごとに政令で定める金額に相当する部分を除く。)に対象漁船に係る通常純保険料率を乗じて得た額に、別表の第一欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の第二欄に掲げる割合を乗じて得た額

二 対象漁船に係る保険金額に対象漁船に係る異常純保険料率を乗じて得た額

第三百三十九条第二項中「当該保険の下に」の「基本部分」を加え、「第三百三十八条の十三第二項の政令で定める填補区分を除く填補区分に係る」を削り、「当該填補区分に係る漁船船主責任保険の純保険料率(第二百一十一條において読み替えて準用する第三百十三條の四第二号に規定する漁船船主責任保険の純保険料率をいう。)」を「填補区分に係る漁船船主責任純保険料率」に改め、同条第三項中「当該保険」の下に「の基本部分」を加え、「当該純保険料」を「当該漁船積荷の保険金額に当該漁船積荷に係る漁船積荷保険純保険料率を乗じて得た額」に改める。

第三百三十九条の二第一項中「漁船積荷保険の下に」の「基本部分」を加え、「(満期保険にあつては、積立保険料に該当する部分を除く。)」を削る。

第四百四十条第二項中「中央会に支払うべき再保険料の一部に充てるべきものとして中央会に交付し、又は当該組合若しくは中央会が」を削り、「全部若しくは」を「全部又は」に改める。

平成二十八年四月六日 参議院会議録第十八号

第四百四十一條第一項中「第二百二十六條の六」を「第二百二十六條の七」に改める。

第四百四十三條(見出しを含む。)中「特殊保険再保険事業等」を「漁船保険再保険事業等」に改める。

第六章を第五章とする。

第四百四十三條の九第四号中「第九十七條」を「第九十六條」に改め、同条第五号中「第九十八條第一項」を「第九十七條第一項」に改め、同条第六号中「第九十九條」を「第九十八條」に改める。

第四百四十三條の十一第一項中「第八十九條から第九十二條まで、第九十三條第一項、第九十四條、第九十六條から第九十九條まで、第一百一条から第一百三條まで、第一百六條及び第一百七條」を「第八十八條から第九十一條まで、第九十二條第一項、第九十三條、第九十五條から第九十八條まで、第一百條から第一百二條まで、第一百五條及び第一百六條」に改める。

第四百四十三條の十二から第四百四十三條の十八までを削り、第四百四十三條の十九を第四百四十三條の十二とする。

第六章の二を第六章とする。

第四百四十四條第一項中「(第三百三十八條第七項において準用する場合を含む。)」及び「第三百三十七條の八若しくは第三百三十七條の九」を削り、同条第二項中「又は中央会を削る。

第四百四十五條中「組合又は中央会の」を「組合の」に改め、同条第三号中「又は中央会」を削り、同条第四号中「(第三百三十八條第三項において準用する場合を含む。)」及び「及び第三百三十八條第四項」を削り、同条第五号中「(第三百三十八條第四項において準用する場合を含む。)」を削り、同条第六号中「若しくは」を「又は」に改め、「これらの規定を第三百三十八條第四項において準用する場合を含む。）」又は「第三百三十七條の五」を削り、同条第七号中「これらの規定を第三百三十八條第四項において準用する場合を含む。)」を削る。

漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律案

を削り、同条第九号中「(これらの規定を第三百三十八條第五項において準用する場合を含む。)」を削り、同条第十号及び第十一号中「(第三百三十八條第五項において準用する場合を含む。次号において同じ。)」を削り、同条第十三号を削り、同条第十四号中「第二百三條」を「第二百二條」に改め、「又は第三百二十七條の三」を削り、同条を同条第十三号とし、同条第十五号を同条第十四号とし、同条第十六号中「第二百六條又は第一百七條」を「第二百五條又は第二百六條」に改め、「第二百三十八條の十一」及び「及び第二百四十三條の十八」を削り、同条を同条第十五号とし、同条第十七号を削る。

第四百四十六條中「第八條第二項(第三百三十八條第一項において準用する場合を含む。)」を「第七條第二項」に改める。

附則第五項から第八項までを削る。

第三條 漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八號)の一部を次のように改正する。

第五十九條の見出しを「(残余財産の分配等)」に改め、同条第三項中「におけるその財産の処分については、政令で定める」を「は、その財産は、第六十一條の規定による農林水産大臣に対する清算終了の届出の時において、定款で定めるところにより、漁業共済団体又は漁船保険組合に帰属する」に改め、同条に次の一項を加える。

4 第一項及び前項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

第八十條第二項中「(当該共済契約に係る共済掛金の支払を特に確保する必要があるものとして農林水産省令で定めるものに限る。)、第一百十四條第三号に掲げる」を「第一百十四條の政令で定める」に、「に係る共済契約」を「に」に係る共済契約(これらのに改める。

第八十五條第一項及び第九十一條第四項中「第二百六條第一項第二号口に掲げる団体に

あつてはその構成員」を削る。

第四百四十四條中「次に掲げる」を「政令で定める」に、「行なう」を「行う」に改め、各号を削る。

第四百四十六條第一項中「次に掲げるとおり」を「当該養殖業を営む中小漁業者であつて組合員又は組合員の直接の構成員であるもの」に改め、各号を削る。

第四百四十八條第一項を削り、同条第二項中「(第四百四十四條第二号に掲げる養殖業に属する養殖業に係る」を削り、「水域」の下に「(以下「単位漁場区域」という。)」を加え、「(その者が第二百六條第一項第二号口に掲げる団体であるときは、その構成員のすべて)」を削り、「すべてを」を「全てを」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を削り、同条第四項を同条第二項とする。

第二百四十四條第二項第二号中「第二百四十四條第三号に掲げる」を「前号の政令で定める種類の養殖業以外の」に改め、「(前号の政令で定める種類のものを除く。以下「特定第三号養殖業」という。)」を削り、「特定第三号養殖業」を「当該養殖業」に改める。

第二百四十五條の六第一項中「被共済資格者」の下に「であつて政令で定める要件に該当するもの」を加える。

第四百四十七條の二第二項中「第三章」を「前章」に改め、「第二百六條第一項第三号中「組合の地区」とあるのは、「第六十七條の四第一項に規定する区域」と読み替へるほか」を削る。

第四百四十五條第一項第二号中「第二百四十四條第二号若しくは第三号に掲げる養殖業に属する養殖業に係る」及び「又は第二百六條第一項第二号口」を削る。

第四條 漁業災害補償法の一部を次のように改正する。

第四百四十八條第一項中「内」の下に「(内水面において営む養殖業にあつては、一の事業場)」を加える。

第四百四十九條中「もの」の下に「(内水面において

平成二十八年四月六日 参議院會議録第十八号

漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律案

五〇

営む養殖業であつて、農林水産省令で定めるものを除く。」を加える。

第五節 漁船乗組員給与保険法の廃止

第五節 漁船乗組員給与保険法(昭和二十七年法律第二百二十二号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条並びに次条から附則第四条まで、附則第九条及び附則第十八条の規定 公布の日

二 第四条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

三 附則第十五条の規定 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十八年法律第 号)の公布の日又はこの法律の公布の日いずれか遅い日

(組合に関する経過措置)
第二条 漁船保険組合(以下「組合」という。)であつて前条第一号に掲げる規定の施行の際現に存するものは、第一条の規定による改正後の漁船損害等補償法(以下この条において「第一号新漁損法」という。)第十八条第一項第三号の規定にかかわらず、前条第一号に掲げる規定の施行の日において同項の認可を受けたものとみなす。この場合において、当該認可を受けたものとみなされた組合については、第一号新漁損法第八十六条第一項の規定は、この法律の施行の時までは、適用しない。

2 前項の認可を受けたものとみなされた組合は、この法律の施行の時までに、保険金の支払に充てることのできる資産の額が第一号新漁損法第十八条第一項第三号の政令で定める額以上の額となるよう、必要な措置を講じなければならない。

第三条 前条第一項の認可を受けたものとみなされた組合は、この法律の施行の際現に有する保険金の支払に充てることのできる資産の額が第二条の規定による改正後の漁船損害等補償法(以下「新漁損法」という。)第十六条第一項第三号の政令で定める額に満たないときは、新漁損法第五十条第一項及び第四項の規定にかかわらず、この法律の施行の時において解散する。

2 前項の規定により組合が解散したときは、その清算人は、遅滞なくその旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

(中央会の解散)
第四条 漁船保険中央会(以下この条及び次条において「中央会」という。)は、この法律の施行の時において解散する。この場合における解散及び清算については、第二条の規定による改正前の漁船損害等補償法(以下「旧漁損法」という。)第三百三十八条第七項において準用する旧漁損法第八十六条第三項の規定による解散の命令によつて解散した中央会の解散及び清算の例による。

2 前項の規定により解散する中央会の一切の権利及び義務を承継しようとする組合は、農林水産省令で定めるところにより、その旨を農林水産大臣に申し出ることができる。

3 農林水産大臣が前項の規定による申出を承認した場合においては、その承認を受けた組合は、第一項の規定による中央会の解散の時に、その一切の権利及び義務を承継する。この場合において、同項後段の規定並びに他の法令中解散及び清算の規定は、適用しない。

4 前項の規定により中央会の一切の権利及び義務が組合に承継された場合における中央会の解散の登記については、政令で定める。

(組合による中央会の一切の権利及び義務の承継に伴う経過措置)
第五条 前条第三項の規定により中央会の一切の

権利及び義務が組合に承継された場合には、この法律の施行の際現に成立している旧漁損法に基づく普通保険、漁船船主責任保険、漁船乗組船主保険、漁船積荷保険及び任意保険(次項において「旧普通保険等」という。)の保険関係及び当該保険関係に基づき支払うべき保険料に係る負担金については、なお従前の例による。

2 前項に規定する場合において、旧普通保険等に係る再保険関係及び当該再保険関係に係る事業に係る再保険関係については、なお従前の例による。この場合において、なお従前の例によることとされる旧漁損法第二条第二号中「漁船保険中央会」とあるのは「承継組合(漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第 号)附則第五条第三項に規定する承継組合をいう。以下同じ。）」と、なお従前の例によることとされる旧漁損法第二百五条第二項中「漁船保険中央会」とあるのは「承継組合」と、なお従前の例によることとされる旧漁損法(同号及び同項を除く。)の規定中「中央会」とあるのは「承継組合」とする。

3 前条第三項の規定により中央会の一切の権利及び義務を承継した組合(次項及び第五項において「承継組合」という。)は、同条第一項の規定による中央会の解散の日の前日を含む事業年度に係る旧漁損法第三百三十七条の七の規定による事業報告書並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書の作成等について、従前の例により行うものとする。

4 承継組合は、前条第三項の規定により中央会から承継した権利及び義務の処理に関する業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の会計を設けて整理しなければならない。

5 承継組合は、前項に規定する業務を終えたときは、同項に規定する特別の会計を廃止するものとし、その廃止の際現に当該会計に所属する権利及び義務を、農林水産省令で定めるところにより、新漁損法第二百二条の規定により設けられた会計に帰属させるものとする。

(特殊保険に係る事業に関する経過措置)
第六条 この法律の施行の際現に成立している旧漁損法に基づく特殊保険についての保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

2 旧漁損法第三百三條の規定により区分して経理された組合の漁船保険事業のうち特殊保険に係るものに関する権利及び義務は、この法律の施行の時において、新漁損法第二百二條の規定により設けられた漁船保険事業に係る経理についての会計に帰属するものとする。

3 組合は、前項の規定により同項に規定する権利及び義務が漁船保険事業に係る経理についての会計に帰属したときは、第一項の規定にかかわらず、旧漁損法第三百三條の規定に基づく漁船保険事業のうち特殊保険に係るものに係る経理については、前項の規定により当該権利及び義務が帰属した会計において整理しなければならない。

(漁業災害補償に係る事業に関する経過措置)
第七条 この法律の施行の際現に成立している第三条の規定による改正前の漁業災害補償法に基づく養殖共済及び特定養殖共済に係る共済契約、当該共済契約に係る再共済契約及び保険契約並びに当該共済契約に基づき支払うべき共済掛金に係る補助金については、なお従前の例による。

(漁船乗組員給与保険に係る事業に関する経過措置)
第八条 この法律の施行の際現に成立している第五条の規定による廃止前の漁船乗組員給与保険法(次項及び第三項並びに附則第十四条におい

のとし、その廃止の際現に当該会計に所属する権利及び義務を、農林水産省令で定めるところにより、新漁損法第二百二条の規定により設けられた会計に帰属させるものとする。

(特殊保険に係る事業に関する経過措置)
第六条 この法律の施行の際現に成立している旧漁損法に基づく特殊保険についての保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

2 旧漁損法第三百三條の規定により区分して経理された組合の漁船保険事業のうち特殊保険に係るものに関する権利及び義務は、この法律の施行の時において、新漁損法第二百二條の規定により設けられた漁船保険事業に係る経理についての会計に帰属するものとする。

3 組合は、前項の規定により同項に規定する権利及び義務が漁船保険事業に係る経理についての会計に帰属したときは、第一項の規定にかかわらず、旧漁損法第三百三條の規定に基づく漁船保険事業のうち特殊保険に係るものに係る経理については、前項の規定により当該権利及び義務が帰属した会計において整理しなければならない。

(漁業災害補償に係る事業に関する経過措置)
第七条 この法律の施行の際現に成立している第三条の規定による改正前の漁業災害補償法に基づく養殖共済及び特定養殖共済に係る共済契約、当該共済契約に係る再共済契約及び保険契約並びに当該共済契約に基づき支払うべき共済掛金に係る補助金については、なお従前の例による。

(漁船乗組員給与保険に係る事業に関する経過措置)
第八条 この法律の施行の際現に成立している第五条の規定による廃止前の漁船乗組員給与保険法(次項及び第三項並びに附則第十四条におい

のとし、その廃止の際現に当該会計に所属する権利及び義務を、農林水産省令で定めるところにより、新漁損法第二百二条の規定により設けられた会計に帰属させるものとする。

(特殊保険に係る事業に関する経過措置)
第六条 この法律の施行の際現に成立している旧漁損法に基づく特殊保険についての保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

2 旧漁損法第三百三條の規定により区分して経理された組合の漁船保険事業のうち特殊保険に係るものに関する権利及び義務は、この法律の施行の時において、新漁損法第二百二條の規定により設けられた漁船保険事業に係る経理についての会計に帰属するものとする。

3 組合は、前項の規定により同項に規定する権利及び義務が漁船保険事業に係る経理についての会計に帰属したときは、第一項の規定にかかわらず、旧漁損法第三百三條の規定に基づく漁船保険事業のうち特殊保険に係るものに係る経理については、前項の規定により当該権利及び義務が帰属した会計において整理しなければならない。

(漁業災害補償に係る事業に関する経過措置)
第七条 この法律の施行の際現に成立している第三条の規定による改正前の漁業災害補償法に基づく養殖共済及び特定養殖共済に係る共済契約、当該共済契約に係る再共済契約及び保険契約並びに当該共済契約に基づき支払うべき共済掛金に係る補助金については、なお従前の例による。

(漁船乗組員給与保険に係る事業に関する経過措置)
第八条 この法律の施行の際現に成立している第五条の規定による廃止前の漁船乗組員給与保険法(次項及び第三項並びに附則第十四条におい

のとし、その廃止の際現に当該会計に所属する権利及び義務を、農林水産省令で定めるところにより、新漁損法第二百二条の規定により設けられた会計に帰属させるものとする。

(特殊保険に係る事業に関する経過措置)
第六条 この法律の施行の際現に成立している旧漁損法に基づく特殊保険についての保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

2 旧漁損法第三百三條の規定により区分して経理された組合の漁船保険事業のうち特殊保険に係るものに関する権利及び義務は、この法律の施行の時において、新漁損法第二百二條の規定により設けられた漁船保険事業に係る経理についての会計に帰属するものとする。

3 組合は、前項の規定により同項に規定する権利及び義務が漁船保険事業に係る経理についての会計に帰属したときは、第一項の規定にかかわらず、旧漁損法第三百三條の規定に基づく漁船保険事業のうち特殊保険に係るものに係る経理については、前項の規定により当該権利及び義務が帰属した会計において整理しなければならない。

(漁業災害補償に係る事業に関する経過措置)
第七条 この法律の施行の際現に成立している第三条の規定による改正前の漁業災害補償法に基づく養殖共済及び特定養殖共済に係る共済契約、当該共済契約に係る再共済契約及び保険契約並びに当該共済契約に基づき支払うべき共済掛金に係る補助金については、なお従前の例による。

(漁船乗組員給与保険に係る事業に関する経過措置)
第八条 この法律の施行の際現に成立している第五条の規定による廃止前の漁船乗組員給与保険法(次項及び第三項並びに附則第十四条におい

て「旧給与保険法という」に基づく漁船乗組員給与保険についての保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

2 旧給与保険法第二十三条第一項の規定により区分して経理された組合の漁船乗組員給与保険事業に関する権利及び義務は、この法律の施行の時に於いて、新漁損法第二百二条の規定により設けられた漁船船主責任保険事業に係る経理についての会計に帰属するものとする。

3 組合は、前項の規定により同項に規定する権利及び義務が漁船船主責任保険事業に係る経理についての会計に帰属したときは、第一項の規定にかかわらず、旧給与保険法第二十三条第一項の規定に基づく漁船乗組員給与保険事業に係る経理については、前項の規定により当該権利及び義務が帰属した会計において整理しなければならない。

(所得税法等の一部改正)

第十二条 次に掲げる法律の規定中

漁船保険組合
漁船保険中央会

を
漁船保険組合

に改める。

一 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)別表

第一

二 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表

第二

三 消費税法(昭和六十三年法律第八号)別表

第三第一号の表

(特別会計に関する法律の一部改正)

第十三条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二百二十四条第五項中「普通保険等再保険事業」を削り、「第二号第三号」を「第二号第二号」に、「普通保険再保険事業、漁船船主責任保険再保険事業及び漁船積荷保険再保険事業に係る再保険事業をいう。第二百二十九条第四項第一号において同じ。」及び同法第二条第三号に規定する特殊保険再保険事業を「漁船保険再保険事業等」に改める。

平成二十八年四月六日 参議院会議録第十八号

(地方自治法の一部改正)

第九条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一 漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)の項中「(第八十八条を除く。)」を削る。

(農業災害補償法の一部改正)

第十条 農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第二百四十四條第二項中「(第百三十八條の第二項第一項を第百三十七條第一項に改める。地方税法の一部改正)

第十一條 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第二百五十五條第一項第二号、第七十二條の五第一項第五号、第二百九十六條第一項第二号及び第三百四十八條第四項中「漁船保険中央会」を削る。

号に規定する特殊保険再保険事業及び附則第八條第一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧給与保険法第二条に規定する漁船乗組員給与保険事業に係る再保険事業に関する経理は、特別会計に関する法律第二百二十四條第一項の規定にかかわらず、食料安定供給特別会計において行ふものとする。この場合における前条の規定による改正後の同法(以下この条において「新特別会計法」という。第百二十七條第四項及び第六項、第百二十九條第四項、第百三十四條第一項並びに第百三十六條第三項及び第四項の規定の適用については、新特別会計法第百二十七條第四項第一号イ中「漁船再保険事業」とあるのは「漁船再保険事業、特殊保険再保険事業(漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び農業災害補償法の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第号。以下このイにおいて「改正法」という。附則第六條第一項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法第二条の規定による改正前の漁船損害等補償法第二条第三号に規定する特殊保険再保険事業をいう。以下この節において同じ。及び漁船乗組員給与保険再保険事業(改正法附則第八條第一項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法第五条の規定による廃止前の漁船乗組員給与保険法(昭和二十七年法律第二百一十二号)第二条に規定する漁船乗組員給与保険事業に係る再保険事業をいう。以下この節において同じ。))と、同項第二号イ及びハ中「漁船再保険事業」とあるのは「漁船再保険事業、特殊保険再保険事業及び漁船乗組員給与保険再保険事業」と、同法第六項第二号イ中「漁船再保険事業」とあるのは「漁船再保険事業、特殊保険再保険事業、漁船乗組員給与保険再保険事業」と、新特別会計法第百二十九條第四項第二号、第百三十四條第一項第二号並びに第百三十六條第三項第二号及び第四項第二号中「漁船再保険事業」とあるのは「漁船再保険事業、特殊保険再保険事業及び漁船乗組員給与保険再保険事業」とする。

業、特殊保険再保険事業及び漁船乗組員給与保険再保険事業とする。

(民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第十五条 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二百五十一条のうち漁船損害等補償法第百三十八條の二十二第二項の改正規定中「第百三十八條の二十二第二項」を「第百三十七條第二項」に改める。

(農林水産省設置法の一部改正)

第十六條 農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第三十四号中「漁船乗組員給与保険」を削る。

(罰則に関する経過措置)

第十七條 この法律(附則第一条第一号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行の日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十八條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

年次報告書

参議院情報監視審査会規程第二十二條第一項により別紙のとおり報告する。

平成二十八年三月三十日

情報監視審査会会長 金子原二郎
参議院議長 山崎 正昭殿

漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び農業災害補償法の一部を改正する等の法律案 情報監視 五一

平成 27 年
年 次 報 告 書

目 次

1 報告書の趣旨及び対象期間	1
2 審査会の設置の経緯等	
(1) 審査会の設置の経緯	1
(2) 審査会の組織	2
(3) 審査会の任務・権限等	2
3 審査会の活動経過等	
(1) 活動経過の概要	3
① 第 189 回国会 (常会)	3
② 第 189 回国会 (常会) 閉会後	3
(2) 調査の経過及び結果	4
① 調査の概要	4
② 調査の経過	5
(ア) 第 189 回国会 (常会)	5
(イ) 第 189 回国会 (常会) 閉会後	6
③ 主な指摘事項	8
(3) 審査の経過及び結果	11
(4) 特定秘密の提出・提示の要求	11
(5) 委員派遣	12
(6) 報告	12
資料	15

平成 28 年 3 月

参議院情報監視審査会

1 報告書の趣旨及び対象期間

参議院情報監視審査会規程（平成26年6月20日議決。以下「審査会規程」という。）第22条第1項では、参議院情報監視審査会（以下「審査会」という。）は、毎年1回、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書を作成し、会長から議長に提出するものと定められている。本報告書は、この規定による平成27年分の報告である。

審査会は、平成26年12月10日に設置されたが、本報告書は、初回の審査会において会長が互選され、活動を開始した平成27年3月30日から同年12月31日までを対象期間としている。

2 審査会の設置の経緯等

(1) 審査会の設置の経緯

第185回国会開会中の平成25年12月6日、特定秘密の保護に関する法律（以下「特定秘密保護法」（資料13参照）という。）案が参議院本会議で可決・成立した。同法については衆議院において、特定秘密の提供を受ける国会におけるその保護に関する方策について国会において検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする（同法附則第10条）等の修正が行われていた。この修正などを受けて、第186回国会において、審査会の設置、国会への特定秘密の提出手続等を定める国会法等の一部を改正する法律（以下「国会法等改正法」という。）案、議院又は委員会若しくは調査会（以下「議院等」という。）に提出・保管されている特定秘密の閲覧手続等を定める参議院規則の一部を改正する規則案及び審査会の組織、運営等に関する事項を定める審査会規程案の3案が提出され、平成26年6月20日の参議院本会議で可決・成立した。これらは、第187回国会開会後の特定秘密保護法の施行日である同年12月10日に施行された。

その後、第189回国会開会中の平成27年3月25日、参議院本会議において、審査会規程第3条に基づき、審査会の委員8名が選任された（資料1参照）。

同月30日、審査会規程第4条第1項に基づき、審査会の会議録の中で特定秘密を要するものと決議した部分及び審査会に提出され、又は提示された特定秘密について、他に漏らさないことを誓う旨の委員の宣誓が議長及び副議長出席の下で行われた。同日に開会された初回の審査会において、審査会規程第7条に基づき、会長に自由民主党（以下「自民」という。）の金子原二郎君が選任され、審査会は活動を開始した。

- 1 対象期間中の委員及び本報告書議決時の委員は資料1を参照。
- 2 第187回国会は、平成26年11月21日に衆議院の解散により開会となった。
- 3 審査会の事務を行う職員に対する適性評価制度の整備及びその実施を待って委員が選任された。

その後、保護措置に関する内規及び申合せを運営協議会で検討し、同年6月17日の審査会などで、計14件（うち審査会決定3件、会長決定9件、運営協議会合意2件）を制定した（資料8参照）。これによって、審査会が実質的な活動を行う基盤が整った。

(2) 審査会の組織

審査会は、会長を含む8名の委員で組織されている（審査会規程第2条）。委員は、各会派の所属議員数の比率により各会派に割当て、各会派の申出に基づき、本会議の議決により選任される（同規程第3条）。また、審査会の事務を処理させるため事務局を置き（同規程第31条）、適性評価により特定秘密を漏らすおそれがないと認められた職員が事務を行っている（国会法（昭和22年法律第79号）第102条の18）。

委員のほか、議長及び副議長は、審査会に出席し、及び発言することができる（審査会規程第16条）。また、審査会に審査を要請した委員会又は調査会の委員長又は調査会長及び2名の理事は、議院の承認を得た上で（常任委員長に関しては承認不要）、審査会に出席し、及び発言することができる（同規程第17条）。

(3) 審査会の任務・権限等

審査会は、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について調査するとともに、議院等からの特定秘密の提出の要求に係る行政機関の長の判断の適否等を審査するために設置されている（国会法第102条の13）。調査のため、毎年、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について特定秘密保護法第19条の規定による政府の報告を受けるほか（国会法第102条の14）、調査又は審査のため、行政機関の長に対して特定秘密の提出又は提示を求めることなどができる（同法第102条の15第1項、第102条の17第2項等）。調査又は審査の結果、必要があると認めるときは、行政機関の長に対して特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨を勧告し勧告の結果とられた措置の報告を求めること（同法第102条の16）又は議院等の求めに応じて報告若しくは記録の提出をすべき旨などの勧告をすることができる（同法第102条の17第5項等）（資料2参照）。

- 4 特定秘密保護法附則第10条では、特定秘密の提供を受ける国会における保護措置は、国会において検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずることとしている。この規定を受け、国会法等改正法、参議院規則の一部を改正する規則及び審査会規程が制定されたが、これらを実施するために必要な細則等を定める必要があったことから内規等の検討が行われた。
- 5 審査会の運営に関し、会長及び全委員が協議する場。

3 審査会の活動経過等
(1) 活動経過の概要

①第189回国会(常会)

	年 月 日	概 要
第1回	平成27年3月30日(月)	会長互選
第2回	平成27年6月17日(水)	内規3件を決定
第3回	平成27年7月1日(水)	上川国務大臣から政府の年次報告について、説明聴取 内閣官房(内閣情報調査室)及び内閣府独立公文書管理監から政府の年次報告について、補足説明聴取・質疑(兼梨内閣府副大臣も出席)
第4回	平成27年7月15日(水)	政府の年次報告について内閣官房(内閣情報調査室)に対して質疑(兼梨内閣府副大臣及び内閣府独立公文書管理監も出席)
第5回	平成27年7月22日(水)	国家安全保障会議、内閣官房、警察庁、総務省、法務省、公安調査庁、外務省、経済産業省、海上保安庁及び防衛省の特定秘密の指定の状況について説明聴取
第6回	平成27年7月31日(金)	内閣官房の特定秘密指定書について、説明聴取・質疑
第7回	平成27年8月31日(月)	警察庁、法務省、公安調査庁、経済産業省及び海上保安庁の特定秘密指定書について、説明聴取・質疑
第8回	平成27年9月10日(水)	

②第189回国会(常会)閉会後

	年 月 日	概 要
第1回	平成27年11月5日(水)	・総務省、外務省、国家安全保障会議及び防衛省の特定秘密指定書について、説明聴取・質疑 ・海外派遣議員からの報告聴取
第2回	平成27年11月18日(水)	・委員派遣を実施することを決定 ・特定秘密の提示を要求することを決定 内閣衛星情報センター(東京都)に委員派遣を実施(派遣先にて、特定秘密文書等の提示を受けた)
第3回	平成27年11月26日(水)	・特定秘密の提示を要求することを決定 警察庁、外務省及び防衛省から提示された特定秘密文書等について、説明聴取・質疑 ・外務省から11月5日の答弁について、説明聴取 ・国家安全保障会議及び警察庁の特定秘密指定書について特定秘密の提示要求をめぐり、説明聴取・質疑
第4回	平成27年12月3日(水)	
第5回	平成27年12月10日(水)	・岩城国務大臣、内閣官房(内閣情報調査室)及び内閣府独立公文書管理監に対して質疑 ・委員派遣の報告を会議録末尾に掲載することを決定
第6回	平成27年12月15日(水)	・国家安全保障会議及び警察庁の特定秘密の提示要求をめぐり、意見表明 ・国家安全保障会議及び警察庁の特定秘密の提示要求の動議を否決
第7回	平成27年12月22日(水)	

(2) 調査の経過及び結果
①調査の概要

審査会の調査は、国会法第102条の13に定める設置の趣旨に鑑み、原則として、「行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する調査」を議題として行われている。

平成27年における調査は、委員間の協議の結果、平成27年6月22日に政府から提出された「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」(以下「政府の年次報告」という。資料12参照)を基に、平成26年における特定秘密の指定の状況を中心に行うこととした。

政府からは、運用基準⁶Ⅴ5(3)イにより政府の年次報告に加えて、特定秘密指定管理簿⁷を取りまとめたもの(以下「指定管理簿」という。)⁸の提出を受けたが、そのほか、各行政機関から特定秘密指定書⁹(以下「指定書」という。)¹⁰の提出を受けた。

調査は、まず、特定秘密の保護に関する制度に関する事務を担当する国務大臣である上川陽子国務大臣から政府の年次報告の概要説明を聴取した後、政府参考人(内閣官房(内閣情報調査室)及び内閣府独立公文書管理監)から補足説明を聴取し、質疑を行った。その後、平成26年中に特定秘密の指定を行った10の行政機関¹¹から説明聴取を行い、当該行政機関に対し、審査会が抽出した計50件の指定書(資料3参照)について説明聴取及び質疑を行った。さらに、審査会において3件の特定秘密文書等¹²(資料4参照)の提示を受けて説明聴取及び質疑を行った。その後、岩城光英国務大臣¹³、政府参考人(内閣官房(内閣情報調査室)及び内閣府独立公文書管理監)に対し、締めくくりに質疑を行った。

このほか、特定秘密の提示要求をめぐり、国家安全保障会議及び警察庁の

6 特定秘密保護法第18条第1項に定める特定秘密の指定等の運用基準で、正式な名称は、「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関する統一的な運用を図るための基準」(平成26年10月14日閣議決定)(資料14参照)。

7 特定秘密の指定及びその解除を適切に管理するための帳簿で、指定した年月日、有効期間、特定秘密の概要等を記載し、又は記録したもの(特定秘密保護法施行令第4条)。

8 不開示情報(行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第5条各号に掲げる情報でない)を記録した部分を除いた(いわゆる黒塗り)指定管理簿及び除いていない指定管理簿の2種類の提出を受けた。

9 行政機関の長が特定秘密を指定する際に、対象情報、指定の整理番号、法別表の事項の欄目のいずれに関するものであるかの別、指定の理由、当該特定秘密の保護に関する事務を管理する特定秘密管理官の官職、当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の種類、指定の有効期間等を記載して作成される文書。

10 不開示情報を記載した部分を除いた(いわゆる黒塗り)指定書及び除いていない指定書の2種類の提出を受けた。

11 国家安全保障会議、内閣官房、警察庁、総務省、法務省、公安調査庁、外務省、経済産業省、海上保安庁及び防衛省。

12 特定秘密である情報を記録する文書、図画、電磁的記録若しくは物件又は当該情報を化体する物件(特定秘密保護法施行令第5条)の総称。

13 平成27年10月7日の内閣改造により、特定秘密の保護に関する制度に関する事務を担当する国務大臣となった。

各1件について、説明聴取及び質疑を行った後、民主党・新緑風会（以下「民主」という。）の委員から両件に対する提示要求の動議が提出されたが、同動議は否決され、提示を要求するに至らなかった。
また、内閣衛星情報センターにおける特定秘密の指定状況及びその管理等に関する実情調査のため、同センターへの委員派遣を実施し、その際にも1件の特定秘密文書等（資料4参照）の提示を受けた。

②調査の経過

(ア) 第189回国会（常会）

○平成27年7月1日（水）審査会

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告¹⁴に関する件について、上川国務大臣から概要説明を聴取した。

○平成27年7月15日（水）審査会

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件について、政府参考人（内閣官房（内閣情報調査室）及び内閣府独立公文書管理監）から補足説明を聴取した後、情報保全諮問会議委員の意見の反映方法、内閣府独立公文書管理監の独立性、指定の有効期間の設定の在り方等について質疑を行った（葉梨内閣府副大臣出席）。

○平成27年7月22日（水）審査会

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件について、政府参考人（内閣官房（内閣情報調査室））に対し、特定秘密保護法と公文書管理法¹⁵との関係、内閣府独立公文書管理監による検証の独立性の担保方法等について質疑を行った（葉梨内閣府副大臣及び内閣府独立公文書管理監出席）。

○平成27年7月31日（金）審査会

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件について、平成26年中に特定秘密の指定を行った国家安全保障会議、内閣官房、警察庁、総務省、法務省、公安調査庁、外務省、経済産業省、海上保安庁及び防衛省の10の行政機関の特定秘密の指定の状況（資料9参照）について政府参考人から説明を聴取した。

○平成27年8月31日（月）審査会

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件について、審査会が抽出した内閣官房の8件の指定書（資料3参照）について政府参考人から説明を聴取した後、別表該当性¹⁶の判断の適否、特定秘密の指定に際しての関係行政機関間の調整等について

質疑を行った。

○平成27年9月10日（木）審査会

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件について、審査会が抽出した警察庁、法務省、公安調査庁、経済産業省及び海上保安庁の計17件の指定書（資料3参照）について政府参考人から説明を聴取した後、指定管理簿の特定秘密の概要の表記の在り方、指定書の特定秘密管理者及び特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲の記載方法、経済分野におけるスパイ活動と特定秘密の指定との関係、国内におけるスパイ活動等と安全保障に関する情報との関係等について質疑を行った。

(イ) 第189回国会（常会）閉会後

○平成27年11月5日（木）審査会

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件について、審査会が抽出した総務省、外務省、国家安全保障会議及び防衛省の計25件の指定書（資料3参照）について政府参考人から説明を聴取した後、指定書の指定の理由及び特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲の記載方法、指定管理簿の特定秘密の概要の表記の在り方、別表該当性の判断の適否等について質疑を行った。

海外派遣議員¹⁷から報告を聴取した（資料6参照）。

○平成27年11月18日（水）審査会

委員派遣承認要求を議決した。

○平成27年11月26日（木）委員会派遣

内閣総理大臣（内閣官房）に対する特定秘密の提示要求を議決した。
内閣衛星情報センターにおける特定秘密の指定状況及びその管理等に関する実情調査のため、同センターへの委員派遣を行った。その際、1件の特定秘密文書等（資料4参照）の提示¹⁸を受けた。

○同日 審査会

警察庁長官、外務大臣及び防衛大臣に対する特定秘密の提示要求を議決した。

○平成27年12月3日（木）審査会

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件について、警察庁、外務省及び防衛省から提示された特定秘密文書等各1件（資料4参照）の説明を聴取した後、非公知性¹⁹の定義、

14 平成27年6月22日に政府から提出された「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」（資料12参照）を指す。

15 正式な名称は、「公文書等の管理に関する法律」（平成21年法律第66号）。

16 特定秘密保護法第3条第1項に規定される行政機関の長が特定秘密を指定する際の3要件の一つであり、当該行政機関の所掌事務に係る特定秘密保護法別表に掲げる事項に関する情報に該当することをいう。

17 平成27年度参議院重要事項調査第1班として、本審査会の委員7名が、各国の秘密保全制度、議会による同制度への関与の在り方等に関する実情調査のため、ベルギー、イタリア及びフランスに派遣された（資料6参照）。

18 特定秘密が記録されている文書等としては1件だが、同文書等に記録されている特定秘密の件数は2件であった。

19 特定秘密保護法第3条第1項に規定される行政機関の長が特定秘密を指定する際の3要件の一つであり、公になっていない情報であることをいう。

サードパーティー・ルール²⁰の取扱い、指定管理簿の特定秘密の概要の表記の在り方等について質疑を行った。また、外務省から11月5日の本審査会における同省政府参考人の答弁について説明を聴取した。また、国家安全保障会議及び警察庁の各1件の特定秘密の提示要求をめぐり政府参考人から説明を聴取した後、経済的な分野に関するスパイ・テロ活動と特定秘密との関係、特定秘密の指定の範囲の妥当性等について質疑を行った。

○平成27年12月10日（木）審査会

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件について、岩城国務大臣、政府参考人（内閣官房（内閣情報調査室）及び内閣府独立公文書管理監）に対し、非公知性の定義、サードパーティー・ルール²⁰の取扱い、指定管理簿の特定秘密の概要の表記の在り方、指定の有効期間の設定の在り方、適性評価の実施状況、適性評価で取得した個人情報的人事評価への利用・提供等について質疑を行った。委員派遣の報告を会議録末尾に掲載することを決定した。

○平成27年12月15日（火）審査会

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件について、国家安全保障会議及び警察庁の各1件の特定秘密の提示要求をめぐり政府参考人から説明を聴取した後、経済的な分野に関するスパイ・テロ活動と特定秘密との関係、サードパーティー・ルール²⁰の取扱い、特定秘密の指定の範囲の妥当性等について質疑を行った。その後、国家安全保障会議及び警察庁の特定秘密の提示要求について、自民の委員から政府からはより詳しい説明があり、指定の3要件²¹に該当することが理解できるのでこれ以上の調査は必要ない旨、民主の委員から政府から納得のいく説明がなされていないので、特定秘密の提示を受けた上で調査を行う必要がある旨、公明党（以下「公明」という。）の委員から政府の説明により法の運用は適切に行われていることが確認できた旨、それぞれ意見表明があった。

○平成27年12月22日（火）審査会

民主の委員から、国家安全保障会議及び警察庁の特定秘密各1件の提示要求の動議が提出され、自民及び公明を代表して自民の委員から反対の討論が、民主の委員から賛成の討論が、それぞれ行われた後、採決の結果、同動議は否決され、提示を要求するに至らなかった。

20 外国の情報機関等から提供を受けた情報について、提供元の承諾なく勝手に別の第三者に提供してはならないという、情報交換を行う際の原則となる考え方をいう。

21 特定秘密保護法第3条第1項に規定される行政機関の長が特定秘密を指定する際の3要件であり、別表該当性、非公知性及び特段の秘匿の必要性（その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要である情報であることをいう。）をいう。

各行政機関に対する調査の実施回数

	特定秘密の 指定件数	説明聴取・質疑 を行った指定 書の件数	特定秘密文書 等の提示件数	説明聴取・質 疑を行った審 査会の回数
国家安全保障会議	1	1	0	4
内閣官房	49	8	1	2
警察庁	18	7	1	5
総務省	2	1	0	2
法務省	1	1	0	2
公安調査庁	10	5	0	2
外務省	35	15	1	4
経済産業省	4	1	0	2
海上保安庁	15	3	0	2
防衛省	247	8	1	3
合 計	382	50	4	28

注1. 平成26年末時点での件数

注2. 内閣官房による文書の提示は、本審査会が内閣府情報センターに委員派遣を行った際に提示された。同文書は1件であるが、同文書に記録されている特定秘密の件数は2件である。

③主な指摘事項

質疑の中で各委員から様々な指摘があったが、指摘を受け当該行政機関側で指定書等の修正を行ったのは以下のとおりである。

(7) 法務省の指定書²²において「6 当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲」を全て不開示（いわゆる黒塗り）にしているが、その必要性があるのか。

【法務省の対応】

全てを開示した²³。

(4) 外務省の指定書²⁴において、「6 当該特定秘密の取扱いの業務を行

22 当該指定書に係る特定秘密の指定の整理番号は、08a-201412-1-2-b-1である。

23 あわせて、不開示となっていた「2 指定の整理番号」のうち担当局を奏す記号及び「5 当該特定秘密の保護に関する業務を管理する特定秘密管理者の官職」を開示した。それらに伴い、指定管理簿の「指定の整理番号」の一部及び「当該特定秘密の保護に関する業務を管理する特定秘密管理者の官職」を開示した。

24 当該指定書に係る特定秘密の指定の整理番号は、11-201412-0012-2-a-b-0002、11-201412-0017-2-a-0001、11-201412-0018-2-a-0002、11-201412-0019-2-a-0003、11-201412-0020-2-a-0004、11-201412-0021-2-a-0005、11-201412-0022-2-a-0006、11-201412-0023-2-a-0007、11-201412-0024-2-a-0008、11-201412-0025-2-a-0009、11-201412-0026-2-a-0010、11-201412-0027-2-a-0011、11-201412-0028-2-a-b-0003、11-201412-0029-2-a-b-0004、11-201412-0030-2-a-b-0005、11-201412-0031-2-a-b-0006、11-201412-0032-2-b-0001、11-201412-0033-2-b-0002、11-201412-0034-2-b-0003、

わせる職員の範囲」の一部を部局の名称にしているが範囲が広過ぎる印象を与えかねないのではないか。

【外務省の対応】

具体的な部局の名称を「大臣官房長、総合外交政策局長、国際情報統括官、当該情報に關係する地域及び事項を担当する部局の長」に変更した。

(ウ) 外務省の指定書²⁶において、「6 当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲」に記載されている「外務副大臣及び外務大臣政務官」について「領事局を所掌する」者に限定しているが、「関係地域局を所掌する」者も含めるべきではないか。

【外務省の対応】

指摘のとおり、関係地域局を所掌する者も含める旨修正した。

(エ) 外務省の指定書²⁶において、「3 運用基準に記載の法別表の事項の細目のいずれに關するものであるかの別」に掲げている「(第2号へのb、第2号へのc、第2号ニ)」は該当しないのではないか。また「4 指定の理由」中、我が国の安全保障に著しい支障を与える事態の具体例である「我が国の秘密保護への信用が損なわれ、今後の情報収集活動が滞る」というのは実態と異なるのではないか。

【外務省の対応】

指摘された部分を削除した。

(オ) 防衛省の指定管理簿のうち10件の特定秘密²⁷の「指定に係る特定秘密の概要」が全て同じである。識別できるように表現を改めるべきである。

【防衛省の対応】

特定秘密の概要の差異が分かるように変更した²⁸。

変 更 前	変 更 後
航空自衛隊の保有する戦闘機の性能	航空自衛隊の保有する戦闘機のレーダー反射面積 (試験により得られたデータを除く。)
航空自衛隊の保有する戦闘機の性能	航空自衛隊の保有する戦闘機の赤外線放射強度 (試験により得られたデータを除く。)

11-201412-0035-24b-0004 である。

25 当該指定書に係る特定秘密の指定の整理番号は変更されており、変更前は 11-201412-0013-24(a)-0004、変更後は 11-201412-0013-24b-0005 である。

26 当該指定書に係る特定秘密の指定の整理番号は、11-201412-0015-24(a)(c)-0001 である。

27 当該特定秘密の指定の整理番号は、18-201412-225-1f-a-035、18-201412-226-1f-a-036、18-201412-227-1f-a-037、18-201412-228-1f-a-038、18-201412-229-1f-a-039、18-201412-230-1f-a-040、18-201412-231-1f-a-041、18-201412-232-1f-a-042、18-201412-233-1f-a-043、18-201412-234-1f-a-044 である。

28 防衛省における指定管理簿の「指定に係る特定秘密の概要」は、指定書の「4 特定秘密の概要(1の要約)」を転記したものである。そのため、当該指定書の「4 特定秘密の概要(1の要約)」を特定秘密の概要の差異が分かるように変更し、当該指定管理簿の「指定に係る特定秘密の概要」を改めた。

変 更 前	変 更 後
航空自衛隊の保有する戦闘機の性能	F-2A/B 搭載火器管制レーダー (APG-1) のパワースレーレンジ、電子戦環境下における ECOM 性能、妨害源検出距離、妨害源方位表示精度及び妨害判定周波数に關する定量的データ (試験により得られたデータを除く。)
航空自衛隊の保有する戦闘機の性能	F-2A/B 搭載統合電子戦システムが有する ECOM 能力のシステム設定値、妨害能力及び妨害効果に關する定量的データ (試験により得られたデータを除く。)
航空自衛隊の保有する戦闘機の性能	F-15J 搭載火器管制レーダー (AN/APG-63) の ECOM 性能、ECOM 機能及びビバース・スループ/S に關する定量的データ (試験により得られたデータを除く。)
航空自衛隊の保有する戦闘機の性能	F-15J 搭載レーダー警戒装置 (J/APR-4A 及び J/APR-4+ICCS) の行動用基本データベースの有効性、同時多数電波受信時サイクリックイム及びビバース幅による分離識別能力に關する定量的データ (試験により得られたデータを除く。)
航空自衛隊の保有する戦闘機の性能	F-15J 搭載レーダー警戒装置 (J/APR-4A) と内装型 ECOM 装置 (J/ALQ-8) との自動及び複合妨害機能の連動作動に關する定量的データ (試験により得られたデータを除く。)
航空自衛隊の保有する戦闘機の性能	戦闘機用射型 ECOM 装置 (J/ALQ-9) の J/S 比、初期設定値、ポンプレー一周波数及び妨害可能時間に關する定量的データ (試験により得られたデータを除く。)
航空自衛隊の保有する戦闘機の性能	ECM 装置 (AN/ALQ-131 改) の電磁干渉状況、戦闘機への妨害状況及び ECOM 性能に關する定量的データ (試験により得られたデータを除く。)
航空自衛隊の保有する戦闘機の性能	統合電子戦装置 (F-15) の ECOM 機能、ESM 機能及び CND 機能の性能並びに統合制御部の作動に關する定量的データ (試験により得られたデータを除く。)

本審査会としては、次の点をはじめ審査会において指摘があった事項について、政府は統一的な運用を図ることが必要と考える。

○指定書の「当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲」について、適正かつ適切な記載とするとともに、可能な限り情報を開示すること。

○指定書の「指定の理由」等の特定秘密の指定そのものに関わる変更を行う場合には、審査会に速やかに通知するとともに、適切な説明を行うこと。

○指定管理簿の「指定に係る特定秘密の概要」について、それぞれが識別され、分かりやすいものとなるよう、表現の工夫を図ること。

また、審査会において指摘があった次の点について、政府は適切に対応することが必要と考える。

○特定秘密保護法第3条第1項の「公になっていないもの」については、政府の説明について委員から疑義が呈されたことを踏まえ、この定義の更なる明確化を図り、統一的に運用すること。

○サードパーティー・ルール²⁹の適用によって特定秘密を不開示とする場合があることは既に国会においても明らかにされてきたが、政府の統一的な運用に委員から疑義が呈されたことを踏まえ、行政機関ごとに適用の在り方が異なることのないよう、サードパーティー・ルールの適用基準の明確化を図り、統一的に運用すること。

なお、審査会において議論があった次の点についても、政府は十分留意し対応することが必要と考える。

○指定の在り方そのものについて審査会の委員が疑義を抱くことがある場合には、政府として真摯にその疑義の解明に努めること。また、審査会の合意があった場合は必要な資料を提出すること。

(3) 審査の経過及び結果

平成27年中において、議院等からの特定秘密の提出の要求に係る行政機関の長の判断の適否等に関する審査の要求・要請（国会法第104条の2等）はなかった。

(4) 特定秘密の提出・提示の要求

審査会は、その調査又は審査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出・提示を要求できるとされている（国会法第102条の15第1項、同法第102条の17第2項等）。

平成27年においては、政府の年次報告に関する調査の一環として、次とおり、特定秘密の提示要求を行い、提示された（資料4参照）。

①名称：平成26年までに警察が収集・分析をしたことにより得られた国際テロリズムの実行の意思・能力に関する情報及びそれを収集する能力に関する情報（当該特定秘密のうち、外国の政府等から入手した情報で第三者への提供が制限されているものを除く。）

提示要求先：警察庁長官

要求年月日：平成27年11月26日

提示年月日：平成27年12月3日

指定の有効期間が満了する年月日：平成31年12月25日

提示された特定秘密文書等の件数：1件

②名称：平成26年に外国の政府から国際情報統括官組織に対し、特定秘密保護法の規定に相当する措置が講じられているものとして提供

のあった情報

提示要求先：外務大臣

要求年月日：平成27年11月26日

提示年月日：平成27年12月3日

指定の有効期間が満了する年月日：平成31年12月25日

提示された特定秘密文書等の件数：1件

③名称：航空自衛隊が保有する戦闘機の性能に関する情報のうち、F-2

A/B搭載火器管制レーダーのバーススルーレンジ等に関する定量的データが記録された文書

提示要求先：防衛大臣

要求年月日：平成27年11月26日

提示年月日：平成27年12月3日

指定の有効期間が満了する年月日：平成31年12月9日

提示された特定秘密文書等の件数：1件

また、内閣衛星情報センターへの委員派遣を実施するに当たり、次とおり、特定秘密の提示要求を行い、提示された（資料4参照）。

○名称：内閣衛星情報センターが収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報

提示要求先：内閣総理大臣

要求年月日：平成27年11月18日

提示年月日：平成27年11月26日（派遣地において提示）

指定の有効期間が満了する年月日：平成31年12月25日及び同月31日

提示された特定秘密文書等の件数：1件³⁰

(5) 委員派遣

本審査会の金子原二郎会長、石井肇一委員、上月良祐委員、末松信介委員、藤本祐司委員、荒木清寛委員及び機関光男委員の7名は、平成27年11月26日に、内閣衛星情報センターにおける特定秘密の指定状況及びその管理等に関する実情調査のため、東京都の内閣衛星情報センターへの委員派遣を行った（資料5参照）。

なお、その際に1件の特定秘密文書の提示³⁰を受けた。

(6) 勧告

審査会は、調査の結果、必要があると認めるときは、制度の運用について
の改善勧告（国会法第102条の16第1項）、審査の結果に基づき必要がある

²⁹ 当該特定秘密文書等に記録されている特定秘密は2件であった。
³⁰ 当該特定秘密文書等に記録されている特定秘密は2件であった。

と認めるときは報告又は記録の提出をすべき旨の勧告(同法第102条の17第5項)等を行うことができる」とされているが、平成27年においてはいずれの勧告も行っていない。

【資料】	
(資料1) 委員名簿	17
(資料2) 審査会の「調査」と「審査」	18
(資料3) 審査会で説明聴取・質疑を行った特定秘密指定書に記載の対象情報一覧	19
(資料4) 審査会に提出・提示された特定秘密一覧	28
(資料5) 委員派遣報告の概要	29
(資料6) 海外派遣報告の概要	30
(資料7) 審査会の議じている保護措置の概要	31
(資料8) 保護措置に関する審査会の内訳、申合せの全体像	32
(資料9) 特定秘密の指定件数	33
(資料10) 特定秘密が記録された行政文書の保有件数	33
(資料11) 各行政機関における適性評価の実施状況一覧表	34
(資料12) 「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施」に関する報告」の概要	35
(資料13) 特定秘密の保護に関する法律のポイント	36
(資料14) 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に關し統一的な運用を図るための基準の骨子	37

【関連条文】	
○国会法(昭和22年法律第79号)(抄)	38
○議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律(昭和22年法律第225号)(抄)	40
○参議院情報監視審査会規程(平成26年6月20日議決)	41
○参議院情報監視審査会における特定秘密の保護に関する件(平成27年6月17日参議院情報監視審査会決定)	45
○参議院情報監視審査会における特定秘密の保護要綱(平成27年6月17日参議院情報監視審査会会長決定)	46
○参議院情報監視審査会の会議録の作成等に関する件(平成27年6月17日参議院情報監視審査会決定、平成28年3月11日改正)	54
○参議院情報監視審査会の会議録の中で特に秘密を要するものとする箇所の特定要領(平成27年8月31日参議院情報監視審査会会長決定、平成28年3月11日改正)	57
○申合せ(平成27年6月26日参議院情報監視審査会運営協議会合意)	57
○申合せ(平成27年6月3日参議院情報監視審査会運営協議会合意)	58
○特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)(抄)	59
○特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号)(抄)	62
○特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に關し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定)(抄)	63

(資料1) 委員名簿

会 長	
金子 井 原二郎 (自由民主党)	金子 井 原二郎 (自由民主党)
石 上 良 祐 (自由民主党)	石 上 良 祐 (自由民主党)
末 松 信 介 (自由民主党)	末 松 信 介 (自由民主党)
大 野 元 裕 (民主党・新緑風会)	大 野 元 裕 (民主党・新緑風会)
藤 本 祐 司 (民主党・新緑風会)	藤 本 祐 司 (民主党・新緑風会)
荒 木 寛 男 (公明党)	荒 木 寛 男 (公明党)
饒 光 (おおさか維新の会※)	饒 光 (おおさか維新の会※)

※平成27年12月24日「維新の党」から会派名変更

(平成27年12月31日現在)

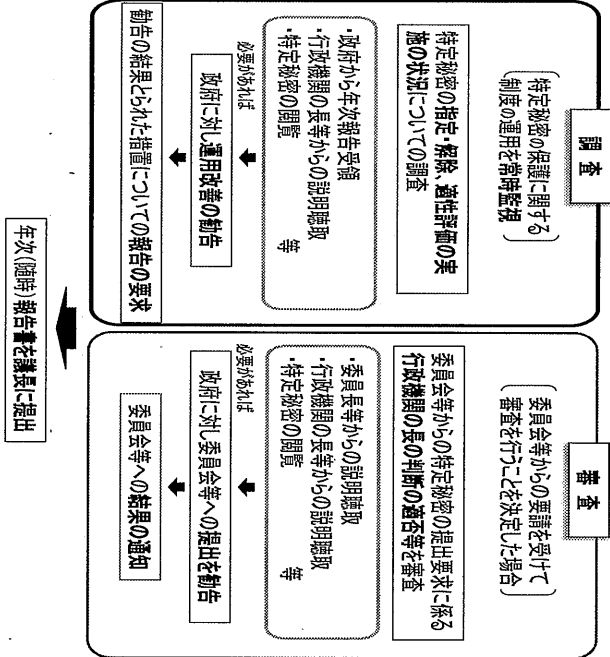
会 長	
金子 井 原二郎 (自由民主党)	金子 井 原二郎 (自由民主党)
石 上 良 祐 (自由民主党)	石 上 良 祐 (自由民主党)
末 松 信 介 (自由民主党)	末 松 信 介 (自由民主党)
大 野 元 裕 (民主党・新緑風会※)	大 野 元 裕 (民主党・新緑風会※)
藤 本 祐 司 (民主党・新緑風会※)	藤 本 祐 司 (民主党・新緑風会※)
荒 木 寛 男 (公明党)	荒 木 寛 男 (公明党)
饒 光 (おおさか維新の会※)	饒 光 (おおさか維新の会※)

※平成28年3月30日「民主党・新緑風会」から
会派名変更

(平成28年3月30日(審査会での本報告書議決時) 現在)

(資料2) 審査会の「調査」と「審査」

情報監視審査会の「調査」と「審査」



(資料3) 審査会で説明聴取・質疑を行った特定秘密指定書に記載の対象情報
一覧

注：黒塗り部分は不開示情報であることを示す。

【国家安全保障会議】

指定の整理番号	対象情報
01-201412-001 -2-1a(a)-001	外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容に関する情報であって、平成26年12月26日までに開催した国家安全保障会議の四大臣会合の審議を経て確認した国家安全保障会議の議論の結論及び平成26年12月26日から同月31日までに開催した国家安全保障会議の会合の審議を経て確認した国家安全保障会議の議論の結論のうち当該会合において特定秘密に該当すると確認されたもの

【内閣官房】

指定の整理番号	対象情報
02b-201412-001 -2-1a(b)-001	(全て不開示)
02a-201412-001 -2-b-001	※特定秘密指定管理簿上の概要は以下のとおり 「平成26年1月から国家安全保障局が関係行政機関と共に実施した国の安全保障に関わる事案に際して行う外国政府との協力その他の政府の対応方針の検討の内容」
02g-201412-012 -2-i-012	平成26年中に内閣衛星情報センターが安全保障に関し、我が国政府の運用する情報収集衛星（以下「IGS」という。）等により画像情報を収集し、又は分析する個別具体の対象（収集分析の対象であることが明らかとなっても我が国の安全保障に著しい支障を来すおそれがないと内閣情報官が認めた対象を除く。以下「収集分析対象」という。）並びにIGS等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（いずれについても、収集分析対象が明らかとなるものに限る。）並びに同年中に内閣衛星情報センターがIGSを用いて収集した画像情報のほか、当該情報がIGSを用いて収集したものである事実を含む。ただし、原画像の画像を結合させることなどによって、その識別能力を正確に察知され得ないようにしたものを除く。）並びに同年中にIGSを用いて収集した画像情報の元データ
02g-201412-019 -2-i-019	情報収集衛星レーダー子機により技術上及び運用上特定の時点又は期間に撮像することができ地理的範囲（収集分析した場合に当該範囲が明らかになる撮像の計画又は実施状況を含む。）
02g-201412-042 -2-b-023	情報収集衛星第7期地上システムに係る暗号のアルゴリズム並びに鍵及びその配送方式（当該地上システムのために独自に開発されたものに限る。）

【警察庁】

指定の整理番号	対象情報
02g-201412-044 -2-b-001	平成26年以前に内閣情報調査室が行った安全保障に関する外国の政府又は国際機関との情報協力業務の実施状況及び同業務を通じて提供された情報（情報の内容のほか、情報源を含む。）で相手方において特定秘密保護法上の情報保全措置と同等の措置が講じられるもの並びにそれを分析して得られた情報（収集分析しても情報源を特定し得ないようにするなどの結果又は加工をしたことにより特定秘密として取り扱われることも情報源との信頼関係を損なうおそれがないと認められるものを除く。）
02g-201412-045 -2-i-020	内閣情報調査室が安全保障に関する重要な情報入手するための人的情報源を得、これを維持改善し、これから情報を収集する業務の計画、方法及び実施状況（調査研究段階のものを含み、平成26年以前に決定し、又は調査研究したものに限る。）
02g-201412-046 -2-i-021	平成26年以前に内閣情報調査室の人的情報源又はその候補となった者（安全保障に関する重要な情報入手するための者で、同室との関わりが密でいいた場合に当該者若しくは関係者の生命、身体、財産、社会的地位その他重大な利益が損なわれ、又は当該者若しくは他の人的情報源からの情報の収集に著しい支障を来すおそれがあるため、特に厳格な情報保全措置が必要であると内閣情報官が認めたものに限る。）が同室の人的情報源若しくはその候補である事実又はこれらであった事実及び収集分析することにより当該事実が明らかになるおそれがある情報（当該者から提供を受けた情報及びそれを分析して得られた情報を含み、そのうち収集分析しても情報源を特定し得ないようにするなどの結果又は加工をしたことにより特定秘密として取り扱われることも情報源との信頼関係を損なうおそれがないと認められるものを除く。）

【警察庁】

指定の整理番号	対象情報
19-201412-001 -4-1a(a)-001	平成26年までに警察が特定した特殊部隊その他の部隊の戦術又は運用に関する情報（当該情報の漏えいにより対抗措置が講じられ、特定有害活動又はテロリズムの防止に著しい支障を来すおそれがあるため、特に厳格な情報保全措置が必要であると警備局長が認めたものに限る。）
19-201412-012 3-b-011	平成26年中に内閣衛星情報センターが安全保障に関し、我が国政府の運用する情報収集衛星（以下「IGS」という。）等により画像情報を収集し、又は分析する個別具体の対象（以下「収集分析対象1」という。）並びにIGS等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（いずれについても、収集分析対象が明らかとなるものに限る。）並びに同年中に内閣衛星情報センターがIGSを用いて収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（いずれについても、情報源のほかに、当該情報がIGSを用いて収集したものである事実を含む。ただし、原画像の画像を結合させることなどによって、その識別能力を正確に察知され得ないようにしたものを除く。）であって、平成26年12月26日までに警察庁が内閣官房から提供を受けていたもの

指定の整理番号	対象情報
19-201412-013-3 a-001	平成 26 年までに警察が収集・分析をしたことにより得られた特定有害活動の実行の意思・能力に関する情報で次に掲げるものに該当する情報及びそれを収集する能力に関する情報 (いずれについても、当該情報の漏えいにより対抗措置が講じられ、特定有害活動の防止に著しい支障を来すおそれがあるため、特に厳格な情報保全措置が必要であると警備局長が認めたものに限る。) ・ 特定有害活動の計画に関する情報 ・ 情報総動員、特殊工作機関員その他特定有害活動に従事し得る者の動向に関する情報 ・ 特定有害活動の実行のために行われる要員の勧誘又は訓練に関する情報 ・ 特定有害活動の実行のために行われる資金又は資機材の調達に関する情報 ・ その他これらに類する情報
19-201412-014-4 a-001	平成 26 年までに警察が収集・分析をしたことにより得られたテロリズム (国際テロリズムに限る。以下同じ。) の実行の意思・能力に関する情報で次に掲げるものに該当する情報及びそれを収集する能力に関する情報 (いずれについても、当該情報の漏えいにより対抗措置が講じられ、テロリズムの防止に著しい支障を来すおそれがあるため、特に厳格な情報保全措置が必要であると警備局長が認めたものに限る。) ・ テロリズムの計画に関する情報 ・ テロリズムを実行するおそれのある個人との動向に関する情報 ・ テロリズムを実行するおそれのある組織の中枢の動向に関する情報 ・ テロリズムを実行するおそれのある組織の実行部隊の動向に関する情報 ・ テロリズムの実行のために行われる要員の勧誘又は訓練に関する情報 ・ テロリズムの実行のために行われる資金又は資機材の調達に関する情報 ・ その他これらに類する情報
19-201412-016-3 b-001	平成 26 年までに警察が行った安全保障に関する外国の政府又は国際機関との情報協力業務の実施状況及び同業務を通じて提供された情報 (情報の内容のほか、情報源を含む。) で相手方において特定秘密の保護に関する法律の情報保全措置と同等の措置が講じられるもの並びにそれを分析して得られた情報 (収集分析しても情報源を特定し得ないようにするなどの編集又は加工をしたことにより特定秘密として取り扱わなくとも情報源との信頼関係を損なうおそれがないと認められるものを除く。)
19-201412-017-3 c-012	平成 26 年までに警察の人的情報源又はその候補となった者 (安全保障に關する重要な情報を手手するための者で、警察との関わりが漏えいした場合に当該者若しくは関係者の生命、身体、財産、社会的地位その他重大な利益が損なわれ、又は当該者若しくは他の人的情報源からの情報の収集に著しい支障を来すおそれがあるため、特に厳格な情報保全措置が必要であると警備局長が認めたものに限る。) が警察の人的情報源若しくはその候補である事実に関する情報又はこれらであった事実及び収集分析することにより当該事実が明らかになるおそれがある情報 (当該者から提供を受けた情報及びそれを分析して得られた情報を含み、そのうち収集分析しても情報源を特定し得ないようにするなどの編集又は加工をしたことにより特定秘密として取り扱わなくとも情報源との信頼関係を損なうおそれがないと認められるものを除く。)

指定の整理番号	対象情報
19-201412-018-3 c-001	海外との連絡の用に供する暗号の鍵 (民生用のものを除く。)

【総務省】

指定の整理番号	対象情報
06-201412-001-2 a-1 b-001	在日米軍が使用する周波数に関する情報であって、「 」に關するものうち、「SECRET」として提供されているもの

【法務省】

指定の整理番号	対象情報
08a-201412-1-2 b-1	 について平成 25 年 5 月及び平成 26 年 2 月に作成された我が国の政府が講じる措置又はその方針

【公安調査庁】

指定の整理番号	対象情報
10-201412-002-4 b-001	平成 26 年以前に公安調査庁が、テロリズムの防止に関し、外国の政府から同国において特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置が講じられているものとして提供を受けた情報 (情報の内容のほか、情報源を含む。)
10-201412-003-3 c-001	平成 26 年以前に公安調査庁の人的情報源となった者 (特定有害活動の防止に關し収集した国民の生命及び身体の保護に關する重要な情報を手手するための者で、公安調査庁との関わりが漏えいした場合に当該者若しくは関係者の生命、身体、財産、社会的地位その他重大な利益が損なわれ、又は当該者若しくは他の人的情報源からの情報の収集に著しい支障を来すおそれがあるため、特に厳格な情報保全措置が必要であると公安調査庁長官が認めたものに限る。) が公安調査庁における当該重要な情報の人的情報源である事実又は人的情報源であった事実及び当該者から提供を受けた情報及びそれを分析して得られた情報を含み、そのうち収集分析しても情報源を特定し得ないようにするなどの編集又は加工をしたことにより特定秘密として取り扱わなくとも情報源との信頼関係を損なうおそれがないと認められるものを除く。)

指定の整理番号	対象情報
10-201412-004 -3-a-001	平成 26 年以前に公安調査庁が収集・分析したことにより得られた特定有害活動の実行の意思、能力に関する情報で次に掲げるものに該当する情報（当該情報の漏えいにより対抗措置が講じられ、特定有害活動の防止に著しい支障を来すおそれがあるため、特に厳格な情報保全措置が必要であると公安調査庁長官が認めたものに限る。） ・ 特定有害活動の計画、方針及び実施に関する情報 ・ 特定有害活動を行い、又は支援する団体又は者の動向に関する情報
10-201412-009 -2-006	平成 26 年中に内閣衛星情報センターが安全保障に関し、我が国政府の運用する情報収集衛星（以下「IGS」という。）等により画像情報を収集し、又は分析する個別具体的対象（以下「収集分析対象」という。）及び IGS 等により収集した画像情報又はそれを分析して得られた情報で収集分析対象が明らかとなるもの並びに同年中に内閣衛星情報センターが IGS を用いて収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（当該情報が IGS を用いて収集したことが明らかになったものを含む。ただし、原画像の画像を結合させることなどによって、その識別能力を正確に認知され得ないようにしたものを除く。）であって、平成 26 年 12 月 26 日までに公安調査庁が内閣衛星情報センターから提供を受けたもの
10-201412-010 -24-b-001	平成 26 年までに決定された内閣情報調査室が外国の政府又は国際機関と行う安全保障に関する情報協力業務の計画及び方法で相手方において特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置が講じられるもの（内閣情報調査室から公安調査庁に提供されたものに限る。）

指定の整理番号	対象情報
11-201412-0004 -2-a-0004	公衆網秘伝用暗号のアルゴリズム仕様書（当該用途のために開発され、公になっていないものに限る。）
11-201412-0005 -2-a-b-0001	2007 年 8 月 10 日に署名された「秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国との間の協定」の下で米側から我が国に提供された秘密軍事情報等（ただし、これらの情報については、公になっていないものであり、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与える事態が生じるおそれがあるものに限る。）
11-201412-0006 -24-a(a)-0001	日米安全保障協議委員会（以下「日米防衛協力のための指針」）に基づくものを始めとする日米安保体制の下で行われる日米間の協力に関する検討、確認、協議等についての情報であって、国民の生命及び身体（ただし、これらの情報については、公になっていないものであり、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与える事態が生じるおそれがあるものに限る。）

指定の整理番号	対象情報
11-201412-0007 -2-a-a-0001	北朝鮮による核・ミサイル開発に関する情報のうち、外務省が独自に収集した情報又は当該情報を分析して得られた情報であり、国民の生命及び身体（ただし、これらの情報については、公にならざることを要し、我が国の情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力が露見し、対抗措置が講じられ、以後の情報の収集に著しい支障を来すおそれがあるもの（ただし、我が国の安全保障に著しい支障を与えざるおそれがあるものに限る。）
11-201412-0008 -24-a(a)-0002	北朝鮮による日本人拉致被害者等の支援に関する法律（平成 14 年法律第 143 号）第 2 条の規定に基づく認定の有無を問わない。）の安全確保及び即時帰国、拉致に関する真相究明並びに拉致実行等の方法により外務省が独自に収集した情報又は当該情報を分析して得られた情報であって、拉致被害者に関するもの（ただし、拉致被害者等の生命及び身体（ただし、これらの情報については、公にならざることを要し、我が国の情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力が露見し、対抗措置が講じられ、以後の情報の収集に著しい支障を来すおそれがあるもの（ただし、我が国の安全保障に著しい支障を与えざるおそれがあるものに限る。）
11-201412-0009 -24-a(b)-0001	日韓排他的経済水域境界面交渉を含む、日韓間の排他的経済水域の境界面定にかかわる交渉の方針又は結果に関する情報であり、公にならることにより、我が国領海の保全又は海洋等の権益確保のために我が国が実施する施策、取組等に関し、これらの計画、方針、措置その他の手の内が露見し、我が国の立場を反映した交渉が困難となるもの（ただし、我が国領海の保全又は海洋等の権益確保に著しい支障を与えるおそれがあるものに限る。）
11-201412-0010 -24-a(b)-0002	竹島問題に関する情報のうち、外国の政府等との交渉若しくは協力の方針若しくは内容又は竹島問題に関し収集した重要な情報（その情報の収集の経緯若しくはその能力であり、公にならざることを要し、我が国領海の保全のために我が国が実施する施策、取組等に関し、これらの計画、方針、措置その他の手の内が露見し、我が国の能力が露見し、対抗措置が講じられ、竹島問題の平和的解決に向けた外国の政府等との交渉が困難となるもの（ただし、我が国の領海の保全に著しい支障を与えるおそれがあるものに限る。）
11-201412-0011 -24-a(a)-0003	平成 25 年 5 月 10 日に署名された「我が国の周辺地域における有事に関する外国の政府との協定の内容のうち、漏えいした場合には我が国の政府との信頼関係に困難をきたすとともに、我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるもの。
11-201412-0012 -2-a-b-0002	平成 26 年までに外国の政府又は国際機関（以下「外国の政府等」という。）から国際情報統括組織に対し、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられているものとして提供のあった情報及びそれを分析して得られた情報（情報源を特定し得ないようになすなどの編集又は加工をしたことにより特定秘密として取り扱わなくとも情報源との信頼関係を損なうおそれがないと認められるものを除く。）
11-201412-0013 -24-a(a)-0004 注	国外で多数の邦人が巻き込まれるおそれのある武力紛争等の大規模緊急事態発生時における邦人退避についての関係国との協力の方針で、我が国と関係国の双方において特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置を講ずることを求められているもの

注：当該特定秘密指定事項に係る特定秘密の指定の整理番号は変更されており、変更前の指定の整理番号を示している。変更後は、11-201412-0013-24-b-0006。

指定の整理番号	対象情報
11-201412-0014 -24a(b)-0003	日露平和条約締結交渉に関する情報のうち、北方領土問題に関する外国の政府等との交渉若しくは協力の方針若しくは内容、又は北方領土問題に関し収集した重要な情報、その情報の収集整理若しくはその能力であつて、公になることにより日露平和条約締結交渉に著しい支障を与えるおそれがあるもの。
11-201412-0015 24(a)(c)-0001	東シナ海資源開発に関する中国の政府との交渉又は協力の方針又は内容のうち、漏えいした場合に我が国の安全保障に著しい支障を与える事能が生じるおそれがあるもの（現に公になつていない情報に限る）。
11-201412-0016 -24a(b)-0004	東シナ海における我が国領海の保全又は海洋、上空等における権益の確保に関する現に公になつていない情報のうち、漏えいした場合に我が国の安全保障に著しい支障を与える事能が生じるおそれがあるもの（東シナ海の資源開発に関するものを除く）。
11-201412-0027 -2--0011	平成26年中に内閣衛星情報センターが安全保障に関し、我が国政府の運用する情報収集衛星（以下「IGS1」という。）等により画像情報を収集し、又は分析する個別具体の対象（以下「収集分析対象」という。）並びにIGS等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（いずれについても、収集分析対象が明らかとなるものに限る。）並びに同年中に内閣衛星情報センターがIGSを用いて収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（いずれについても、情報の内容のほか、当該情報がIGSを用いて収集したものである事実を告む。ただし、原画像の画素を結合させることなどによって、その識別能力を正確に察知され得ないようにしたものを除く。）であつて、平成26年12月25日までに外務省が内閣官房から提供を受けていたもの。
11-201412-0035 -24b-0004	平成26年中、12月25日までに決定された内閣情報調査室が外国の政府又は国際機関と行う安全保障に関する情報協力業務の計画及び方法で相手方において特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置が講じられるものであつて、内閣情報調査室から外務省に提供されたもの。

【経済産業省】	
指定の整理番号	対象情報
14G-201412-004 -0042--004	平成26年中に内閣衛星情報センターが安全保障に関し、我が国政府の運用する情報収集衛星（以下「IGS」という。）等により画像情報を収集し、又は分析する個別具体の対象（以下「収集分析対象」という。）並びにIGS等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（いずれについても、収集分析対象が明らかとなるものに限る。）並びに同年中に内閣衛星情報センターがIGSを用いて収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（いずれについても、情報の内容のほか、当該情報がIGSを用いて収集したものである事実を告む。ただし、原画像の画素を結合させることなどによって、その識別能力を正確に察知され得ないようにしたものを除く。）であつて、平成26年12月26日までに経済産業省が内閣官房から提供を受けていたもの。

【海上保安庁】	
指定の整理番号	対象情報
16-201412-0002 -002-24b-002	平成25年中に決定された内閣情報調査室が外国の政府又は国際機関と行う安全保障に関する情報協力業務の計画及び方法で相手方において特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置が講じられるもの
16-201412-001 -003-24b-001	平成26年中に内閣情報調査室が行つた安全保障に関する外国の政府又は国際機関との情報協力業務の実施状況及び同業務を通じて提供された情報（情報の内容のほか、情報源を含む。）で相手方において特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置が講じられるもの並びにそれを分析して得られた情報（収集分析しても情報源を特定し得ないようにすることなど）の編集又は加工をしたことにより特定秘密として取り扱わなくてはならない情報との信頼関係を損なうおそれがあるものを除く。）
16-201412-015 -24b-002	平成26年中に、海上保安庁が行つた安全保障に関する外国の政府との情報協力業務の実施状況及び同業務を通じて提供された情報（情報の内容のほか、情報源を含む。）で相手方において特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置が講じられるもの並びにそれを分析して得られた情報（収集分析しても情報源を特定し得ないようにすることなど）の編集又は加工をしたことにより特定秘密として取り扱わなくてはならない情報との信頼関係を損なうおそれがないと認められるものを除く。）

【防衛省】	
指定の整理番号	対象情報
18-201412-038 -14-002	水中（海底）に設置する音響、磁気等のセンサー及び関連器材で解析したことが識別できる音響情報
18-201412-041 -1-c-002	米国政府から提供されたF-35航空システムの情報に係る我が国と米国の間の秘密保全に関する取り決めであつて、米政府がSECRET又はTOP SECRETの秘密区分に指定して、米政府が第166号（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）第1条第3項に規定する「特別防衛秘密」）に指定されているものを除く。）
18-201412-074 -14(a)(c)-003	防衛、警備等計画の作成等に関する訓令（平成9年防衛庁内訓第7号）第20条の規定に基づき、
18-201412-110 -14b-022	平成25年度日米共同統合演習（指揮所演習）において実施する自衛隊及び米軍の能力評価のために用いられる演習のシナリオの推移、構想及び能力見積もり並びに防衛省・自衛隊が当該演習のために自衛隊の運用に資する情報として米国政府又は米軍から提供されたSECRETの秘密区分に指定しているもの並びにこれらに基づき当該能力評価のための研究（当該演習のシナリオの推移、構想及び能力見積もり並びにこれらに基づき当該能力評価のための研究の全部又は一部が察知されない場合並びに防衛省・自衛隊が当該演習のために自衛隊の運用に資する情報として米国政府又は米軍から提供されたSECRETの秘密区分に指定しているものに基づき当該能力評価のための研究の全部又は一部が察知されない場合を除く。）。

指定の整理番号	対象情報
18-201412-154 -1-001	海上自衛隊及び航空自衛隊が防衛省・自衛隊以外の行政機関の職員を介在せず独自に外国軍隊から提供された防衛の用に供する共同作戦についての通信網の構成又は通信の方法に関する情報であって、当該軍隊がSECRET若しくはTOP SECRET又はこれらと同等以上の秘密区分に指定しているもの。
18-201412-197 -1-085	航空自衛隊において作成されるJ/TRC-501、J/WRC-601及びJ/WRC-502、J/RRC-504に係る規約（試験用及び教育用を除く。）
18-201412-246 -1-f-b-003	防衛省と英国国防省との間の化学・生物防護技術に係る共同研究に関する取決めに基つき取り扱う個人用防護装備の性能についての情報及び当該性能の試験評価に当たって想定される脅威情報であって、英国国防省がUK SECRETの秘密区分に指定しているもの。
18-201412-247 -1-p-a-017	平成26年中に内閣衛星情報センターが安全保障に関し、我が国政府の運用する情報収集衛星（以下「IGS」という。）等により画像情報を収集し、又は分析する個別具体の対象（以下「収集分析対象」という。）並びにIGS等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（いずれについても、収集分析対象が明らかとなるものに限る。）並びに同年中に内閣衛星情報センターがIGSを用いて収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報（いずれについても、情報の内容のほか、当該情報がIGSを用いて収集したものである事実を含む。ただし、原画像の画像を結合させることなどによって、その識別能力を正確に察知され得ないようにしたものを除く。）であって、平成26年12月10日から平成26年12月26日まで防衛省が内閣官房から提供を受けていたもの。

(資料4) 審査会に提出・提示された特定秘密一覧

要求年月日	要求先	特定秘密の名称	提出・提示日 提出・提示場所	指定の整理番号
平成 27.11.18 (提示)	内閣総理 大臣	内閣衛星情報センター が収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報	11.26 (提示) 内閣衛星情報 センター(委員 派遣時)	02g-201412-012 -2-i-012 / 02g-201501-001 -2-i-001 (注)
27.11.26 (提示)	警察庁 長官	平成26年までに警察 が収集・分析をしたこと により得られた国際テ ロリズムの実行の意 思・能力に関する情報及 びそれを収集する能力 に関する情報(当該特定 秘密のうち、外国の政府 等から入手した情報で 第三者への提供が制限 されているものを除 く。)	12.3 (提示) 審査会	19-201412-014 -4-p-a-001
27.11.26 (提示)	外務大臣	平成26年に外国の政 府から国際情報統括官 組織に対し、特定秘密保 護法の規定に相当する 措置が講じられている ものとして提供のあっ た情報	12.3 (提示) 審査会	11-201412-0012 -2-p-b-0002
27.11.26 (提示)	防衛大臣	航空自衛隊が保有する 戦闘機の性能に関する 情報のうち、F-2A/ B搭載火器管制レーダ ーのバーンスルーレン ジ等に関する定量的デ ータが記録された文書	12.3 (提示) 審査会	18-201412-227 -1-f-a-037

注：特定秘密が記録されている文書等としては1件だが、同文書等に記録されている特定秘密の件数は2件であった。

(資料5) 委員派遣報告の概要

審査会では、平成27年11月26日に、内閣衛星情報センターにおける特定秘密の指定状況及びその管理等に関する実情調査のため、東京都の内閣衛星情報センターへの委員派遣を行った。その派遣報告の概要は次のとおりである。

本審査会の金子原二郎会長、石井準一委員、上月良祐委員、末松信介委員、藤本祐司委員、荒木清寛委員及び機関光男委員の7名は、去る11月26日の1日間の内閣衛星情報センターにおける特定秘密の指定状況及びその管理等に関する実情調査のため、東京都に派遣され、内閣衛星情報センターの視察を行った。以下、調査の概要を報告する。

まず、下平所長から、内閣衛星情報センターの概要について、大要以下のとおり説明を聴取した。

平成10年8月の北朝鮮によるミサイル「ラポドン」の発射を契機に、同年12月の閣議において情報収集衛星の導入を決定し、平成13年4月、内閣情報調査室に内閣衛星情報センターを設置した。その後、衛星4機体制（光学衛星2機、レーダー衛星2機）の必要性と自主開発の方針が決定され、現在では4機体制が確立している。

情報収集衛星によって得られた情報に基づいて作成した成果物は、適時適切に総理官邸及び利用省庁に配付され、各省庁において所掌事務の遂行に活用されている。特に、北朝鮮によるミサイル発射に係る情報等、我が国の安全保障に對し脅威となっている各種動向の把握のため、情報収集衛星による情報収集の重要性はますます増大している。また、本年9月の台風第18号による大規模災害に際しては、衛星の能力が明らかにならないよう加工処理をした衛星画像を初めて公開した。

当センターは、安全保障に関する機微な情報を扱う情報機関として、3種類44件の特定秘密を含む情報の保全を徹底している。導入による即時性・データ伝送能力の向上、解像度を含む情報の質等に関して最先端の衛星が持つ能力の発揮を目指した研究開発の高度化及び機数増を含む情報の量の拡大により、情報収集衛星の体制を継続的に強化していく考えである。

また、将来の周辺情勢、技術動向等を見据え、今後も計画的に技術力を向上するとともに、衛星開発・運用及び地理空間情報（GEOINT）を含む画像分析等の体制・態勢を整備していく考えである。

次に、シールドルーム内において、加藤技術部長から衛星の管制・開発業務について説明を聴取した。

次に、別のシールドルーム内において、鑑分析部長から、情報収集衛星によって得られた情報に基づいて作成した成果物（特定秘密）を基に、分析業務に関する説明を聴取した（なお、シールドルーム内の発言等についてはその説明内容に特定秘密を含む機微な内容が含まれることから、センダー側の要請によりメモを取らないこととした）。

これらの説明聴取の後、派遣委員から、今後予定している10機体制となった際の能力、今後整備予定のGEOINTのメリットと活用方法、他国の情報収集衛星との能力の比較、内閣衛星情報センターにおける人材の育成方法と人事管理、専門知識を持つ中途採用者の待遇、衛星画像と特定秘密との関係、職員の外郭との接触等について質問がなされた。

(資料6) 海外派遣報告の概要

平成27年度参議院海外派遣重要事項調査第1班は、平成27年9月29日から10月7日までの9日間の日程で、ベルギー、イタリア及びフランスを訪問し、各国における秘密保全制度、議会による同制度への関与の在り方等に関する実情調査を行った。この海外派遣は、参議院の公式派遣として実施されたが、そのメンバーはすべて審査会委員によって構成された。海外派遣の概要について、11月5日の審査会において、派遣議員から下記の趣旨の報告を聴取した。

当班は、去る9月29日から10月7日までの9日間の日程でベルギー、イタリア及びフランスの3か国を訪問し、各国における秘密保全制度、議会による同制度への関与の在り方等に関する実情を調査してきた。派遣議員は、金子原二郎議員を団長とし、石井準一議員、上月良祐議員、大野元裕議員、藤本祐司議員、荒木清寛議員及び機関光男議員の7名である。

まず、ベルギーでは、欧州議会、欧州委員会、ベルギー議会及びNATO（北大西洋条約機構）本部を訪問し、それぞれの組織における秘密保全制度や議会による情報機関の監視制度等について説明を聴取した後、質疑を行った。

次に、イタリアでは、政府の情報保全担当部局を訪問し、イタリア政府のセキュリティ・インテリジェンス・システム、秘密保全制度、議会による情報機関の監視制度等について説明を聴取した後、質疑を行った。なお、同国では、イタリア議会を訪問する予定であったが、日程が合わず実現できなかった。

最後に、フランスでは、首相府国防国家安全保障事務局、NATO職員会議フランス上院代表団、フランス議会情報活動に関する議員代表団及び国防秘密諮問委員会を訪問し、フランス政府の秘密保全制度、最近のNATO及びNATO職員会議の動向、NATOと各国議会との関係、情報活動に関する議員代表団の概要、国防秘密諮問委員会による国防秘密指定解除の報告制度及び同制度の運用状況等について説明を聴取した後、質疑を行った。

なお、調査の報告書は、議院運営委員会に提出され、同委員会会議録の末尾に掲載される予定であるので、御参照願いたい。

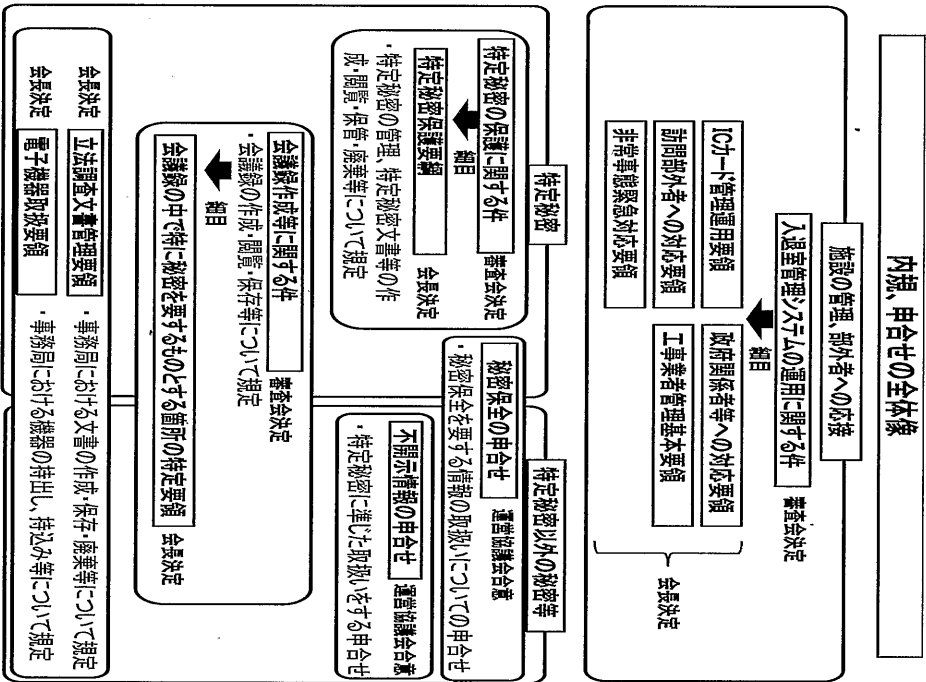
最後に、調査に御協力をいただいた訪問先の方々、内外の関係機関の方々に対し心から感謝を申し上げます。

注：詳細な報告書は、第190回国会議院運営委員会会議録第4号（平成28年1月20日）に末尾掲載された。

(資料 7) 審査会の議じている保護措置の概要

保護措置	対応する規定
委員の特別な選任方法 (本会議の議決により選任)	審査会規程第 3 条第 1 項 審査会規程第 3 条第 3 項 審査会規程第 6 条
宣誓 (他に漏らさないことを誓う旨の宣誓)	審査会規程第 4 条第 1 項 (委員) 審査会規程第 4 条第 2 項 (審査を要請した委員長等)
会議の非公開	特定秘密保護法第 10 条第 1 項第 1 号イ 国会法第 102 条の 15 第 2 項 (調査) 国会法第 102 条の 17 第 3 項 (審査) 議院証言法第 5 条の 3 第 3 項 (審査) 審査会規程第 26 条
会議録の非公表	審査会規程第 29 条第 4 項 (印刷配付しないこと) 審査会規程第 30 条 (閲覧制限)
会議室 (特定秘密の適切な保護のために必要な措置を講じた施設の設置)	審査会規程第 11 条 (情報監視審査室)
特定秘密の利用者・知得者の制限	国会法第 102 条の 19 (委員、審査を要請した委員長等 (審査会規程第 1 8 条)、審査会事務局職員) 議院証言法第 5 条の 4 (委員、審査を要請した委員長等 (審査会規程第 1 8 条)、審査会事務局職員)
特定秘密の保管	審査会規程第 27 条 (情報監視審査会が保管)
特定秘密の閲覧制限	審査会規程第 28 条
職員に対する適性評価	国会法第 102 条の 18

(資料 8) 保護措置に関する審査会の内規、申合せの全体像



(資料 9) 特定秘密の指定件数

行政機関名	平成 26 年 12 月末	平成 27 年 6 月末	平成 27 年 12 月末
国家安全保障会議	1	2	2
内閣官房	49	55	57
警察庁	18	23	24
総務省	2	2	3
法務省	1	1	1
公安調査庁	10	12	12
外務省	35	36	38
経済産業省	4	4	4
海上保安庁	15	16	16
防衛省	247	266	270
防衛装備庁 ^注	—	—	16
総 数	382	417	443

注：平成 27 年 10 月 1 日設置。

(出典) 内閣官房資料より作成

(資料 10) 特定秘密が記録された行政文書の保有件数

行政機関名	平成 26 年 12 月末	平成 27 年 6 月末	増減数
内閣官房	55,829	71,621	15,792
内閣法制局	3	3	0
内閣府	0	2	2
警察庁	17,874	19,881	2,007
警察庁のみ保有	17,782	19,798	2,016
都道府県警察のみ保有	26	28	2
警察庁と都道府県	66	55	▲11
警察が重複して保有	25	25	0
総務省	98	5	▲93
消防庁	3	3	0
法務省	9,297	10,304	1,007
公安調査庁	35,783	50,639	14,856
外務省	3	2	▲1
財務省	102	111	9
経済産業省	829	1,368	539
国土交通省	9,174	10,110	936
海上保安庁	60,173	66,047	5,874
防衛省	189,193	230,121	40,928
合 計			

注：上記件数は、他の行政機関から提供を受けているものを含む。

(出典) 内閣官房資料

(資料 11) 各行政機関における適性評価の実施状況一覧表
(平成 27 年 11 月 30 日現在)

行政機関名	行政機関の職員等	適合事業者の 従業者	計
内閣官房	742	672	1,414
内閣法制局	3	0	3
内閣府	49	0	49
宮内庁	1	0	1
警察庁	2,543	0	2,543
警察庁	575	0	575
都道府県警察	1,968	0	1,968
金融庁	5	0	5
総務省	15	0	15
法務省	27	0	27
公安審査委員会	2	0	2
公安調査庁	123	0	123
外務省	1,160	41	1,201
財務省	96	0	96
文部科学省	16	0	16
経済産業省	38	0	38
資源エネルギー庁	13	0	13
国土交通省	53	0	53
海上保安庁	290	0	290
防衛省	88,638	576	89,214
防衛装備庁	558	911	1,469
合 計	94,372	2,200	96,572

注 1：防衛装備庁は平成 27 年 10 月 1 日設置。
注 2：適性評価の実施状況＝適性評価を実施し、その結果を評価対象者に通知した件数

(出典) 内閣官房資料

(資料13) 特定秘密の保護に関する法律のポイント

特定秘密の保護に関する法律のポイント

特定秘密—大臣等が指定—

- 次のいずれかの事項に該当する情報
- ① 防衛
 - ② 外交
 - ③ 特定重要活動ないやむを得ない防衛
 - ④ テロリズムの防止
- に關するものとして
法律で列挙する
事項

425

- ※ 指定の有効期間は、国庫5年(更新可能)、通算で30年まで、30年を越える延長期には、内閣の承認が必要。
 ※ 国や人的情報調査者は、60年を越える延長期は不可。
 ※ 内閣総理大臣は、有資格者の意見を聴いた上で、閣議決定により、指定等の適用基準を決定。
 ※ 内閣総理大臣は、必要があれば、指定等の適用について、大臣等2名を指定。
 ※ 指定時の適用状況は、毎年、有資格者に報告するとともに、その意見を付して、国庫に報告(閣内)に決す。
- 特定秘密の取扱者の解限**
- 適正評価をクリアした者のみが特定秘密の取扱いの業務を行う
- 行政機関内外で特定秘密を提供し、共有するための仕組みの創設
- 特定秘密を漏洩した者等を処罰(懲役10年以下等)**
- ※ 本法は強調して監視して、国民の基本的人権を不当に侵害する行為があつてはならず、国民が知る権利に対する報道や取材の自由を十分に保障しなければならない旨を規定。
- ※ 出版又は報道の業に従事する者の取扱い等については、専ら公益を齎る目的を有し、かつ、適正な適正化を報道の業に従事する者の取扱い等については、専ら公益を齎る目的を有し、かつ、適正な適正化を

(出典) 内閣官房資料

(資料 14) 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準の骨子

特定秘密保護法 統一的な運用基準の骨子

Ⅰ 基本的考え方 ○ 適性基準の遵守 (法を統一して運用し、特定秘密の漏れ防止、適正な運用を確保) ○ 法の透明性の確保 (法の目的、趣旨、効果、適用の範囲、適用の条件等を明確に示す) ○ 公正な運用 (公正な運用の確保、適用の透明性の確保) ○ 特定秘密の適正な運用 (特定秘密の適正な運用の確保)	Ⅱ 特定秘密の指定 ○ 指定の要件 (指定の要件を明確に示す) ○ 指定の範囲 (指定の範囲を明確に示す) ○ 指定の期間 (指定の期間を明確に示す) ○ 指定の解除 (指定の解除の要件を明確に示す)	Ⅳ 適性評価の実施 ○ 適性評価の方法 (適性評価の方法を明確に示す) ○ 適性評価の目的 (適性評価の目的を明確に示す) ○ 適性評価の範囲 (適性評価の範囲を明確に示す) ○ 適性評価の期間 (適性評価の期間を明確に示す) ○ 適性評価の結果 (適性評価の結果を明確に示す)
Ⅲ 特定秘密の指定の適正性の確保 ○ 指定の適正性の確保 (指定の適正性の確保の要件を明確に示す) ○ 指定の適正性の確保 (指定の適正性の確保の要件を明確に示す) ○ 指定の適正性の確保 (指定の適正性の確保の要件を明確に示す)	Ⅴ 特定秘密の指定の適正性の確保 ○ 指定の適正性の確保 (指定の適正性の確保の要件を明確に示す) ○ 指定の適正性の確保 (指定の適正性の確保の要件を明確に示す) ○ 指定の適正性の確保 (指定の適正性の確保の要件を明確に示す)	Ⅵ 特定秘密の指定の適正性の確保 ○ 指定の適正性の確保 (指定の適正性の確保の要件を明確に示す) ○ 指定の適正性の確保 (指定の適正性の確保の要件を明確に示す) ○ 指定の適正性の確保 (指定の適正性の確保の要件を明確に示す)

(出典) 内閣官房資料

【関連条文】

○国会法 (昭和 22 年法律第 79 号) (抄)

第 102 条の 13 行政における特定秘密 (特定秘密の保護に関する法律 (平成 25 年法律第 108 号。以下「特定秘密保護法」という。)) 第 3 条第 1 項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定 (同項の規定による指定をいう。)) 及びその解除並びに適性評価 (特定秘密保護法第 12 条第 1 項に規定する適性評価をいう。)) の実施の状況について調査し、並びに各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会からの第 104 条第 1 項 (第 54 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。)) の規定による特定秘密の提出の要求に係る行政機関の長 (特定秘密保護法第 3 条第 1 項に規定する行政機関の長をいう。以下同じ。)) の判断の適合等を審査するため、各議院に情報監視審査会を設ける。

第 102 条の 14 情報監視審査会は、調査のため、特定秘密保護法第 19 条の規定による報告を受ける。

第 102 条の 15 各議院の情報監視審査会から調査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出 (提示を含むものとする。以下第 104 条の 3 までにおいて同じ。)) を求めたときは、その求めに応じなければならない。

前項の場合における特定秘密保護法第 10 条第 1 項及び第 23 条第 2 項の規定の適用については、特定秘密保護法第 10 条第 1 項第 1 号イ中「各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会」とあるのは「各議院の情報監視審査会」と、「第 104 条第 1 項 (同法第 54 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。)) 又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律 (昭和 22 年法律第 225 号) 第 1 条」とあるのは「第 102 条の 15 第 1 項」と、「審査又は調査であつて、国会法第 52 条第 2 項 (同法第 54 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。)) 又は第 62 条の規定により公開しないこととされたもの」とあるのは「調査 (公開しないで行われるものに限る。))」と、特定秘密保護法第 23 条第 2 項中「第 10 条」とあるのは「第 10 条 (国会法第 102 条の 15 第 2 項の規定により読み替へて適用する場合を含む。))」とする。

行政機関の長が第 1 項の求めに応じないときは、その理由を説明しなければならない。その理由をその情報監視審査会において受諾し得る場合には、行政機関の長は、その特定秘密の提出をすることができない。

前項の理由を説明することのできない場合は、その情報監視審査会は、更にその特定秘密の提出が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがある旨の内閣の声明を要求することができ、その声明があつた場合は、行政機関の長は、その特定秘密の提出をすることができない。

前項の要求後 10 日以内に、内閣がその声明を出さないときは、行政機関の長は、先に求められた特定秘密の提出をしなければならない。

第 102 条の 16 情報監視審査会は、調査の結果、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の報告をすることができ、

情報監視審査会は、行政機関の長に対し、前項の報告の結果とられた措置について報告を求めることができる。

第 102 条の 17 情報監視審査会は、第 104 条の 2 (第 54 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。)) の規定による審査の求め又は要請を受けた場合は、各議院の議決により定めるところにより、これについて審査するものとする。

各議院の情報監視審査会から審査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。

前項の場合における特定秘密保護法第 10 条第 1 項及び第 23 条第 2 項の規定の適用については、特定秘密保護法第 10 条第 1 項第 1 号イ中「各議院又は各議院の委員会の若しくは参議院の調査会」とあるのは「各議院の情報監視審査会」と、第 104 条第 1 項（同法第 54 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和 22 年法律第 225 号）第 1 条」とあるのは「第 102 条の 17 第 2 項」と、「審査又は調査であつて、国会法第 52 条第 2 項（同法第 54 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。）又は第 62 条の規定により公開しないこととされたもの」とあるのは「審査（公開しないで行われるものに限る。）」と、特定秘密保護法第 23 条第 2 項中「第 10 条」とあるのは「第 10 条（国会法第 102 条の 17 第 3 項の規定により読み替へて適用する場合を含む。）とする。」

第 102 条の 15 第 3 項から第 5 項までの規定は、行政機関の長が第 2 項の求めに応じない場合について準用する。

情報監視審査会は、第 1 項の審査の結果に基づき必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、当該審査の求め又は要請をした議院又は委員会若しくは参議院の調査会の求めに応じて報告又は記録の提出をすべき旨の勧告をすることができる。この場合において、当該勧告は、その提出を求める報告又は記録の範囲を限定して行うことができる。

第 102 条の 15 第 3 項から第 5 項までの規定は、行政機関の長が前項の勧告に従わない場合について準用する。この場合において、同条第 3 項及び第 4 項中「その特定秘密の提出」とあり、並びに同条第 5 項中「先に求められた特定秘密の提出」とあるのは、「その勧告に係る報告又は記録の提出」と読み替へるものとする。

情報監視審査会は、第 1 項の審査の結果を、当該審査の求め又は要請をした議院又は委員会若しくは参議院の調査会に対して通知するものとする。

第 102 条の 18 各議院の情報監視審査会の事務は、その議院の議長が別に法律で定めるところにより実施する適性評価（情報監視審査会の事務を行った場合に特定秘密を漏らすおそれがないことについての職員又は職員になることが見込まれる者に係る評価をいう。）においてその事務を行った場合に特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者でなければ、行つてはならない。

第 102 条の 19 第 102 条の 15 及び第 102 条の 17 の規定により、特定秘密が各議院の情報監視審査会に提出されたときは、その特定秘密は、その情報監視審査会の委員及び各議院の議決により定める者並びにその事務を行う職員に限り、かつ、その調査又は審査に必要な範囲で、利用し、又は知ることができるものとする。

第 102 条の 20 情報監視審査会については、第 69 条から第 72 条まで及び第 104 条の規定を準用する。

第 102 条の 21 この法律及び他の法律に定めるもののほか、情報監視審査会に関する事項は、各議院の議決によりこれを定める。

第 104 条 各議院又は各議院の委員会から審査又は調査又は調査その他に対し、必要な報告又は記録の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。内閣又は官公署が前項の求めに応じないときは、その理由を説明しなければならない。その理由をその議院又は委員会において受諾し得る場合には、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出を必要としない。

前項の理由を受諾することができない場合は、その議院又は委員会は、更にその報告又は記録の提出が国家の重大な利益に悪影響を及ぼす旨の内閣の声明を要求することができる。その声明があつた場合は、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出を必要としない。

前項の要求後 10 日以内に、内閣がその声明を出さないときは、内閣又は官公署は、先に求められた報告又は記録の提出をしなければならない。

第 104 条の 2 各議院又は各議院の委員会が前条第 1 項の規定により、その内容に特定秘密である情報が含まれる報告又は記録の提出を求めた場合において、行政機関の長が同条第 2 項の規定により理由を説明してその求めに応じなかつたときは、その議院又は委員会は、同条第 3 項の規定により内閣の声明を要求することによって、その議院の情報監視審査会に対し、行政機関の長がその求めに応じないことについて審査を求め、又はこれを要請することができる。

第 104 条の 3 第 104 条の規定により、その内容に特定秘密である情報を含む報告又は記録が各議院又は各議院の委員会に提出されたときは、その報告又は記録は、その議院の議員又は委員会の委員及びその事務を行う職員に限り、かつ、その審査又は調査に必要な範囲で、利用し、又は知ることができるものとする。

附 則（国会法等の一部を改正する法律）（平成 26 年法律第 86 号）

5 政府は、この法律の施行後連年、行政機関が保有する特定秘密以外の公表しないこととされている情報の取扱いの適正を確保するための仕組みを整備するものとし、当該情報の提供を受ける国会における手続及びその保護に関する方策については、国会において、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和 22 年法律第 225 号）（抄）

第 5 条 各議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会、証人が公務員（國務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官及び大臣補佐官以外の国会議員を除く。以下同じ。）である場合又は公務員であつた場合その者が知り得た事実につきは、当該公務員又はその監督官の承認がなければ、証言又は書類の提出を求めることができない。

当該公務員又はその監督官が前項の承認を拒むときは、その理由を説明しなければならない。その理由をその議院若しくは委員会又は合同審査会において受諾し得る場合には、証人は証言又は書類を提出する必要がない。

前項の理由を受諾することができない場合は、その議院若しくは委員会又は合同審査会、更にその証言又は書類の提出が国家の重大な利益に悪影響を及ぼす旨の内閣の声明を要求することができる。その声明があつた場合は、証人は証言又は書類を提出する必要がない。

前項の要求後 10 日以内に、内閣がその声明を出さないときは、証人は、先に要求された証言をし、又は書類を提出しなければならない。

第 5 条の 2 各議院若しくは各議院の委員会又は両議院の合同審査会が第 1 条の規定によりその内容に特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号。以下「特定秘密保護法」という。）第 3 条第 1 項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報が含まれる証言又は特定秘密である情報を記録する書類の提出を公務員である証人又は公務員であつた証人に求めた場合において、これらの証言又は書類に係る特定秘密の指定（同項の規定による指定をいう。）をした行政機関の長（同項に規定する行政機関の長をいう。以下この条及び次条において同じ。）が前条第 2 項の規定により理由を説明して同条第 1 項の承認を拒んだときは、その議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会、同条第 3 項の規定により内閣の声明を要求することによって、その議院（両議院の合同審査会にあつては、その会長が属する議院）の情報監視審査会に対し、行政機関の長が同条第 1 項の承認を拒んだことについて審査を求め、又はこれを要請することができる。

第 5 条の 3 情報監視審査会は、前条の規定による審査の求め又は要請を受けた場合は、各議院の議決により定めるところにより、これについて審査するものとする。

各議院の情報監視審査会から審査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提

出を求めたときは、その求めに応じなければならない。

前項の場合における特定秘密保護法第10条第1項及び第23条第2項の規定の適用については、特定秘密保護法第10条第1項第1号イ中「各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会」とあるのは「各議院の情報監視審査会」と、「国会法（昭和22年法律第79号）第104条第1項（同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和22年法律第225号）第1条」とあるのは「議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和22年法律第225号）第5条の3第2項」と、「審査又は調査であつて、国会法第52条第2項（同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。）又は第62条の規定により公開しないこととされたもの」とあるのは「審査（公開しないで行われるものに限る。）」と、特定秘密保護法第23条第2項中「第10条」とあるのは「第10条（議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律第5条の3第3項の規定により読み替へて適用する場合を含む。）」とする。

行政機関の長が第2項の求めに応じないときは、その理由を説明しなければならない。その理由をその情報監視審査会において受諾し得る場合には、行政機関の長は、その特定秘密の提出を必要がない。

前項の理由を受諾することができない場合は、その情報監視審査会は、更にその特定秘密の提出が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがある旨の内閣の声明を要求することができる。その声明があつた場合は、行政機関の長は、その特定秘密の提出を必要がない。

前項の要求後10日以内に、内閣がその声明を出さないとときは、行政機関の長は、先に求められた特定秘密の提出をしなければならない。

情報監視審査会は、第1項の審査の結果に基づき必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、当該審査の求め又は要請をした議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会のために第5条第1項の承認をしべき旨の勧告をすることができ、この場合において、当該勧告は、その承認を求める証言又は書類の範囲を限定して行うことができる。

第4項から第6項までの規定は、行政機関の長が前項の勧告に従わない場合について準用する。この場合において、第4項及び第5項中「行政機関の長は」とあるのは「証人」と、「その特定秘密の提出」とあるのは「その勧告に係る証言又は書類の提出」と、第6項中「行政機関の長は」とあるのは「証人」と、「先に求められた特定秘密の提出」とあるのは「その勧告に係る証言又は書類の提出」と読み替へるものとする。情報監視審査会は、第1項の審査の結果を、当該審査の求め又は要請をした議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会に対して通知するものとする。

第5条の4前条の規定により、特定秘密が各議院の情報監視審査会に提出されたときは、その特定秘密は、その情報監視審査会の委員及び各議院の議決により定める者並びにその事務を行う職員に限り、かつ、その審査に必要な範囲で、利用し、又は知ることができ、その範囲で、利用し、又は知ることができるとする。

第5条の5第1条の規定により、各議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会に、その内容に特定秘密である情報が含まれる証言がされ、又は特定秘密である情報を記録する書類が提出されたときは、その証言又は書類は、その議院の議員若しくは委員会の委員又は合同審査会の委員及びその事務を行う職員に限り、かつ、その審査又は調査に必要な範囲で、利用し、又は知ることができるとする。

○参議院情報監視審査会規程（平成26年6月20日議決）
（設置の趣旨）
第1条 情報監視審査会は、行政における特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成

25年法律第108号）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定（同項の規定による指定をいう。）及びその解除並びに適性評価（同法第12条第1項に規定する適性評価をいう。）の実施の状況について調査し、並びに議院又は委員会若しくは調査会からの特定秘密の提出の要求に係る行政機関の長（同法第3条第1項に規定する行政機関の長をいう。以下同じ。）の判断の適合等を審査するものとする。

（委員数）

第2条 情報監視審査会は、8人の委員で組織する。

（委員）

第3条 委員は、会期の始めに議院においてその議決により選任し、議員の任期中その任にあるものとする。

2 委員は、各会派の所属議員数の比率により、これを各会派に割り当て選任する。

3 前項の規定により委員が選任された後、各会派の所属議員数に異動があつたため、委員の各会派割当数を変更する必要があるときは、第1項の規定にかかわらず、議院運営委員会の議を經て、議院においてその議決により委員を変更することができる。

第4条 委員は、選任後遅滞なく、情報監視審査会の会議録の中で情報監視審査会において特定秘密を要するものと決議した部分及び情報監視審査会に提出され、又は提示された特定秘密について、他に漏らさないことを誓う旨の宣誓をしなければならない。

2 第17条第1項（同条第2項において読み替へて準用する場合を含む。）に規定する者の中で情報監視審査会に出席し、及び発言しようとするときは、情報監視審査会の会議録の中で情報監視審査会において特に秘密を要するものと決議した部分及び情報監視審査会に提出され、又は提示された特定秘密について、他に漏らさないことを誓う旨の宣誓をしなければならない。

第5条 委員がその任を辞そうとするときは、議院の許可を得なければならない。ただし、閉会中は、議長において委員の辞任を許可することができる。

2 情報監視審査会の会議録の中で情報監視審査会において特に秘密を要するものと決議した部分又は情報監視審査会に提出され、若しくは提示された特定秘密を漏らしたことからして懲罰を科せられた者は、第3条第1項の規定にかかわらず、委員を解任されたものとする。

第6条 委員に欠員を生じたときは、その補欠は議院においてその議決により選任する。
（会派）

第7条 情報監視審査会の会長は、情報監視審査会において委員が互選する。

2 参議院規則第80条の規定は、会長について準用する。

第8条 会長は、情報監視審査会の議事を整理し、秩序を保持し、及び情報監視審査会を代表する。

2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が会長の職務を行う。

（開会）

第9条 情報監視審査会は、会期中であると閉会中であることを問わず、いつでも開会することができ、

第10条 会長は、情報監視審査会の開会の日時を定める。

2 参議院規則第38条第2項の規定は情報監視審査会の開会について、同条第3項の規定は情報監視審査会の開会、休憩又は散会について準用する。

（情報監視審査室）

第11条 情報監視審査会は、特定秘密の適切な保護のために必要な措置を講じた情報監視審査室において開く。ただし、議員その他の者の傍聴を許すものとされたときは、この限りでない。

(定足数)
第12条 情報監視審査会は、委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。

(表決)

第13条 情報監視審査会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。

(審査)

第14条 情報監視審査会が議院若しくは委員会若しくは調査会又は両議院の合同審査会からの審査の求め又は要請に係る事案を審査するには、その議決を要する。

2 情報監視審査会は、審査を行わないことを議決したときは、その旨を当該審査の求め又は要請をした議院若しくは委員会若しくは調査会又は両議院の合同審査会に通知するものとする。

(委員の発言)

第15条 委員は、議題について、自由に質疑し、及び意見を述べることができる。

(議長及び副議長の出席及び発言)

第16条 議長及び副議長は、情報監視審査会に出席し、及び発言することができる。

(審査の要請をした委員会の委員長等の出席及び発言)

第17条 情報監視審査会に審査の要請をした委員会又は調査会の委員長又は調査会長並びに所属委員数の最も多い会派に所属する理事のうちから互選された理事一人及び当該会派以外の会派に所属する理事のうちから互選された理事一人は、当該要請に係る事案の審査が行われるときに限り、情報監視審査会に出席し、及び発言することができる。この場合において、情報監視審査会に出席し、及び発言しようとする委員長(常任委員長を除く。)又は調査会長及び理事は、出席し、及び発言することについて、議院の承認を得なければならない。

2 前項の規定は、両議院の合同審査会が情報監視審査会に審査の要請をした場合について準用する。この場合において、同項中「委員会又は調査会の委員長又は調査会長並びに所属委員数の最も多い会派に所属する理事のうちから互選された理事一人及び当該会派以外の会派に所属する理事のうちから互選された理事一人」とあるのは、「両議院の合同審査会の会長並びに参議院議員である所属委員数の最も多い会派に所属する理事のうちから互選された理事一人及び当該会派以外の会派に所属する参議院議員である理事のうちから互選された理事一人」と、「委員長(常任委員長を除く。)」又は「調査会長及び理事」とあるのは、「理事」と読み替えるものとする。

3 第1項(前項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する理事の互選については、参議院規則第80条第1項の規定を準用する。

(特定秘密の利用し、又は知ることができる者の範囲)

第18条 国会法第102条の19及び両議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律(昭和22年法律第225号)第5条の4に規定する議院の議決により定める者は、前2条の規定により情報監視審査会に出席し、及び発言することができる者とする。

(委員の派遣)
第19条 情報監視審査会は、議長の承認を得て、調査又は審査のため委員を派遣することができる。

2 参議院規則第180条の2第2項の規定は、委員の派遣について準用する。

(特定秘密の提出又は提示)

第20条 情報監視審査会は、調査又は審査のため、行政機関の長に対し必要な特定秘密の提出又は提示を求めようとするときは、議長を経て、これを求めなければならない。

(報告)
第21条 情報監視審査会は、行政機関の長に対し調査又は審査の結果に基づき報告を行う

うとするときは、議長を経て、これを行わなければならない。

2 情報監視審査会は、行政機関の長に対し国会法第102条の16第1項の報告の結果とられた措置について報告を求めようとするときは、議長を経て、これを求めなければならない。

(報告書の提出及び公表)

第22条 情報監視審査会は、毎年一回、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書を作り、会長からこれを議長に提出するものとする。

2 情報監視審査会は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、調査又は審査の経過及び結果を記載した報告書を作り、会長からこれを議長に提出することができる。

3 議長は、前2項の報告書を公表するものとする。

(会議の秩序保持)

第23条 委員が情報監視審査会の秩序を乱し又は議院の品位を傷つけるときは、会長は、これを制止し、又は発言を取り消させる。命に従わないときは、会長は、当日の情報監視審査会を終わるまで発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

(休憩及び散会)

第24条 会長は、情報監視審査会の議事を整理し難いとき又は懲罰事犯があるときは、休憩又は散会を宣告することができる。

(懲罰事犯の報告等)

第25条 会長は、情報監視審査会において、懲罰事犯があると認めたとときは、これを議長に報告し処分を求める。

2 情報監視審査会の会議の中で情報監視審査会において特に秘密を要するものと決議した部分又は情報監視審査会に提出され、若しくは提示された特定秘密を他に漏らした者に対しては、会長は、懲罰事犯として、これを議長に報告し処分を求めなければならない。

3 参議院規則第237条の規定は、前2項の懲罰事犯について準用する。

(傍聴)

第26条 情報監視審査会は、傍聴を許さない。

2 前項の規定にかかわらず、情報監視審査会は、その決議により議員その他の者の傍聴を許すものとすることができる。

3 会長は、秩序保持のため、傍聴人の退場を命ずることができる。

4 情報監視審査会の傍聴については、参議院規則第224条から第230条までの規定を準用する。

(特定秘密の保管)

第27条 行政機関の長から情報監視審査会又は議院若しくは委員会若しくは調査会若しくは両議院の合同審査会(会長が参議院議員であるものに限る。)に提出された特定秘密は、情報監視審査会において保管するものとする。

(特定秘密の閲覧)

第28条 委員は、情報監視審査会に提出され、保管されている特定秘密については、正当な理由があると会長が認めたときに限り、情報監視審査会の調査又は審査に必要な範囲で、その閲覧(複製を含む。)をすることができる。

2 前項の規定は、第31条第1項の事務局の職員について準用する。この場合において、前項中「調査又は審査」とあるのは「調査又は審査の事務の処理」と読み替えるものとする。

(会議録)

第29条 情報監視審査会においては、その会議録を作成する。

2 会議録は、会長又は当日の会議を整理した委員がこれに署名し、第31条第1項の事務

- 局に保存する。
- 3 会議録には、出席者の氏名、会議に付した案件の件名、議事、表決の数、報告書その他重要な事項を記載しなければならない。
- 4 会議録は、印刷して配付することをしない。
- 5 前項の規定にかかわらず、議員その他の者の傍聴を許すものとされた情報監視審査会の会議録については、印刷して各議員に配付する。ただし、第 23 条の規定により会長が取消しを命じた発言は、これを掲載しない。
- 6 参議院規則第 156 条から第 158 条までの規定は、会議録について準用する。
- 第 30 条 情報監視審査会の会議録は、これを閲覧することができない。ただし、議員その他の者の傍聴を許すものとされた情報監視審査会の会議録については、この限りでない。
- 2 前項本文の規定にかかわらず、委員は、正当な理由があると会長が認めたときに限り、情報監視審査会の調査又は審査に必要な範囲で、情報監視審査会の会議録の閲覧をすることができ。
- 3 前項の規定は、次条第 1 項の事務局の職員について準用する。この場合において、前項中「調査又は審査」とあるのは「調査又は審査の事務の処理」と読み替えるものとする。

(事務局)

- 第 31 条 情報監視審査会の事務を処理させるため、情報監視審査会に事務局を置く。
- 2 事務局に事務局長一人その他必要な職員を置く。
- 3 事務局長は、会長の命を受けて、同務を掌理する。
- 第 32 条 事務局長は、情報監視審査会から、その調査又は審査のために必要な調査を命ぜられたときは、当該調査に関して、行政機関の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。
- (準用)
- 第 33 条 参議院規則第 37 条、第 42 条の 2 から第 43 条まで、第 181 条、第 186 条及び第 234 条の規定は、情報監視審査会について準用する。
- 附 則 (抄)
- 1 この規程は、国会法等の一部を改正する法律 (平成 26 年法律第 86 号) の施行の日から施行する。

○参議院情報監視審査会における特定秘密の保護に関する件 (平成 27 年 6 月 17 日参議院情報監視審査会決定)

(趣旨)

- 第 1 条 本件は、参議院情報監視審査会 (以下「審査会」という。) が調査又は審査のため行政機関の長に対し提出 (提示を含むものとする。以下同じ。) を求め、行政機関の長から審査会に提出がされた特定秘密 (特定秘密の保護に関する法律 (平成 25 年法律第 108 号。以下「特定秘密保護法」という。) 第 3 条第 1 項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。) を適切に保護するために必要な事項を定めるものとする。
- 2 審査会における特定秘密の保護に関しては、国会法 (昭和 22 年法律第 79 号)、参議院情報監視審査会規程 (平成 26 年 6 月 20 日議決) 及び国会職員法 (昭和 22 年法律第 85 号) 並びに特定秘密保護法に定めるもののほか、別に定めるものを除き、本件の定めるところによるものとする。
- (審査会に提出がされた特定秘密の保護措置)
- 第 2 条 審査会の会長 (以下「会長」という。) は、行政機関の長から審査会に提出がされた特定秘密を適切に保護するために、次に掲げる措置の実施に関し必要な事項を定めるものとする。
- (1) 特定秘密の提出等の記録の作成及び特定秘密を利用し、又は知る者に、その利用

- し、又は知る情報が特定秘密であることを認識させるために必要な表示 (電磁的記録にあっては、当該表示の記載を含む。) 又は通知であって、審査会の調査又は審査に支障のない範囲内であるもの
- (2) 審査会において特定秘密の保護に関する業務を管理する者の指名
- (3) 特定秘密を利用し、又は知る者の範囲の制限
- (4) 審査会の事務を行う職員に対する特定秘密の保護に関する教育
- (5) 特定秘密の保護のために必要な施設設備の設置
- (6) 特定秘密を取り扱う場所への立入り及び機器の持込みの制限
- (7) 特定秘密を取り扱うために使用する電子計算機の使用の制限
- (8) 前 2 号に掲げるもののほか、特定秘密文書等 (特定秘密の保護に関する法律施行令 (平成 26 年政令第 336 号) 第 5 条に規定する特定秘密文書等をいう。第 10 号及び第 11 号において同じ。) の作成、閲覧、返却、連絡、保管、廃棄その他の取扱いの方法の制限
- (9) 特定秘密の保護の状況の検査
- (10) 特定秘密文書等の奪取その他特定秘密の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、その漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認められる場合における抹却、破砕その他の方法による特定秘密文書等の廃棄
- (11) 特定秘密文書等の紛失その他の事故が生じた場合における当該特定秘密文書等に係る特定秘密の提出をした者に対する報告、被害の発生防止その他の措置
- (12) 前各号に掲げるもののほか、特定秘密の保護に関し必要なものとして会長が定める措置
- (議院等に提出され審査会において保管する特定秘密の保護措置)
- 第 3 条 行政機関の長から議院若しくは委員会若しくは調査会又は両議院の合同審査会 (会長が参議院議員であるものに限る。) に提出され、参議院情報監視審査会規程第 27 条の規定により審査会において保管する特定秘密の保護については、前条の規定の例によるものとする。
- (会長への委任)
- 第 4 条 本件の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

本件は、平成 27 年 6 月 17 日から施行する。

○参議院情報監視審査会における特定秘密の保護要綱 (平成 27 年 6 月 17 日参議院情報監視審査会会長決定)

目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条―第 4 条)
- 第 2 章 特定秘密の提出等 (第 5 条―第 12 条)
- 第 3 章 提出特定秘密の取扱い
- 第 1 節 提出特定秘密の保護のための環境整備 (第 13 条―第 19 条)
- 第 2 節 特定秘密文書等の作成等 (第 20 条・第 21 条)
- 第 3 節 特定秘密文書等の閲覧、返却、連絡等 (第 22 条―第 28 条)
- 第 4 節 特定秘密文書等の保管等 (第 29 条―第 32 条)
- 第 5 節 検査 (第 33 条)
- 第 6 節 紛失時等の措置 (第 34 条)
- 第 4 章 議院等に提出され審査会において保管する特定秘密の保護措置 (第 35 条)
- 第 5 章 補則 (第 36 条)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、参議院情報監視審査会における特定秘密の保護に関する件を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(特定秘密の保護に関する業務の管理)

第2条 参議院情報監視審査会(以下「審査会」という。)における特定秘密の保護に関する業務は、審査会の会長(以下「会長」という。)の命を受けて、審査会の事務局長(以下「事務局長」という。)が管理する。

2 事務局長は、特定秘密文書等(特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号。以下「特定秘密保護法施行令」という。)第5条に規定する特定秘密文書等をいう。以下同じ。)の登録及び保管並びにこれらに伴う事務を行うほか、審査会において特定秘密を適切に保護するために必要な措置を講ずるものとする。

3 事務局長は、事務局長が不在であることその他の理由によりその職務を行うことができないときに臨時にその職務を代行する職員(これを「臨時代行職員」という。)を、審査会の事務局(以下「事務局」という。)の職員のうちから、会長の承認を得て、あらかじめ、指名することができる。

(職員の範囲の制限)

第3条 事務局長及び事務局の職員のうちからの審査会において特定秘密を知ることができる職員(以下「特定秘密知得職員」という。)の範囲の決定は、係単位、職名単位等その取扱いの実情に応じた方法により行い、その範囲を最小限にとどめるものとする。

2 事務局長は、前項の特定秘密知得職員の範囲を、書面に記載し、又は電磁的に記録しておくものとする。

(保全教育)

第4条 事務局長は、特定秘密知得職員に対し、特定秘密を適切に保護するために必要な知識の習得及び意識の涵養を図るための教育を実施するものとする。

2 前項の教育は、特定秘密知得職員が少なくとも年1回受講することができるよう実施するものとする。ただし、必要な場合は、当該教育を臨時に実施するものとする。

3 事務局長は、新たに特定秘密知得職員となることとされる者については、あらかじめ、第1項の教育を受講させるように努めるものとする。

第2章 特定秘密の提出等

(特定秘密の提出等の記録)

第5条 事務局長は、審査会が国会法(昭和22年法律第79号)又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律(昭和22年法律第225号。以下「議院証言法」という。)の規定により調査又は審査のため提出(提示を含むものとする。以下同じ。)を求め、行政機関の長から提出を受けた特定秘密(以下「提出特定秘密」という。)について、提出特定秘密管理簿に、特定秘密の提出者及び提出の年月日並びに特定秘密保護法施行令第16条の規定により通知される当該特定秘密の指定の有効期間が満了する年月日その他の必要な事項を記載し、又は記録するものとする。

2 提出特定秘密管理簿は、事務局長が管理するものとする。

3 提出特定秘密管理簿の様式は、別記様式第1号のとおりとする。

4 情報の保護上、特段の必要がある提出特定秘密に係る提出特定秘密管理簿は、他の提出特定秘密に係る提出特定秘密管理簿と分けて作成することができる。この場合において、事務局長は、当該提出特定秘密管理簿の保管に当たっては、情報の保護のため適切な措置を講ずるものとする。

(特定秘密の表示等)

第6条 事務局長は、提出特定秘密に係る特定秘密文書等(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。)第3条第2項第1号

により特定秘密表示(特定秘密保護法施行令第5条に規定する特定秘密表示をいう。以下同じ。))がされているものを除く。)に、特定秘密表示をするものとする。

2 特定秘密表示は、次の各号に掲げる特定秘密文書等の区分に依り、当該各号に定めるところによりするものとする。

(1) 特定秘密である情報を記録する文書又は図画 その見やすい箇所、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法により「特定秘密」の文字及び枠を赤色(やむを得ない場合には、赤色以外の色。以下同じ。)で付すること。この場合において、当該文書又は図画のうち当該情報を記録する部分を容易に区分することができるときは、当該部分を明らかにした上で、当該表示は、当該部分にすること。

(2) 特定秘密である情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において、視覚により認識することができる状態にしたときに、「特定秘密」の文字及び枠を赤色で共に認識することができるようにすること。

(3) 特定秘密である情報を記録し、又は化体する物件 その見やすい箇所(見やすい箇所がないときは、その保管に用いる容器又は包装の外部)に、刻印、ラベルの貼付けその他これらに準ずる確実な方法により「特定秘密」の文字及び枠を赤色で付すること。この場合において、当該物件のうち当該情報を記録し、又は化体する部分を容易に区分することができるときは、当該表示は、当該部分にすること。

3 特定秘密表示を特定秘密を記録する文書又は図画に付する場合において、当該文書又は図画が冊子の一部であるときは、当該冊子の表紙に「特定秘密文書」の文字を赤色で記載するものとする。ただし、当該表紙に特定秘密表示がある場合は、この限りでない。

4 特定秘密文書等を特定秘密表示を含めて複製することにより作成したときは、特定秘密表示をすることを要しない。前項の規定による記載を含めて複製することにより作成した場合も、同様とする。

5 第2項の場合において、特定秘密文書等に記録されている特定秘密が外国の政府又は国際機関(以下「外国の政府等」という。)との間の情報の保護に関する国際約束(第34条第1項第3号において単に「情報の保護に関する国際約束」という。)に基づき提供された情報であるときは、特定秘密表示に加え、同項各号に定める方法と同様の方法で当該外国の政府等を示す表示をするものとする。ただし、特定秘密である情報の性質上当該表示をすることが困難である場合は、この限りでない。

6 前項本文の規定にかかわらず、当該特定秘密文書等に外国の政府等を示す表示が既にされているときは、前項本文の規定による表示をすることを要しない。

7 第2項第1号又は第3号に定めるところにより行う特定秘密表示の寸法は、縦12ミリメートル、横40ミリメートルを標準とする。ただし、他の寸法とすることに合理的理由がある場合においては、この限りでない。

(指定の有効期間の満了に伴う措置)

第7条 提出特定秘密について、行政機関の長から特定秘密保護法施行令第8条第1項第2号の規定により当該特定秘密の指定の有効期間が満了した旨の通知があったときは、事務局長は、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 当該指定に係る旧特定秘密文書等(特定秘密であった情報を記録する文書、図画、電磁的記録若しくは物件又は当該情報を化体する物件をいう。以下同じ。)について、特定秘密表示の抹消をした上で、指定の有効期間満了を表示すること。

(2) 提出特定秘密管理簿に当該指定の有効期間が満了した旨を記載し、又は記録すること。

2 会長は、前項の通知があった旨を周知するため、適切な措置を講ずるものとする。当該旧特定秘密文書等が特定秘密以外の取扱いすべき情報であると認められるときは、その性質に十分配慮して措置しなければならない。

(指定の有効期間の延長に伴う措置)

第8条 提出特定秘密について、行政機関の長から特定秘密保護法施行令第9条第1号ロの規定により当該特定秘密の指定の有効期間を延長した旨及び延長後の当該有効期間が満了する年月日の通知があったときは、事務局長は、提出特定秘密管理簿に当該指定の有効期間が延長された旨、延長後の当該指定の有効期間及びその満了する年月日を記載し、又は記録するものとする。

2 会長は、前項の通知があった旨を周知するため、当該特定秘密の適切な保護に支障を生じないように配慮した上で、適切な措置を講ずるものとする。

(指定の解除に伴う措置)

第9条 提出特定秘密について、行政機関の長から特定秘密保護法施行令第11条第1項第2号ロの規定により当該特定秘密の指定を解除した旨及びその年月日の通知があったときは、事務局長は、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 当該指定に係る旧特定秘密文書等について、特定秘密表示の抹消をした上で、指定解除表示をすること。

(2) 提出特定秘密管理簿に当該指定が解除された旨及びその年月日を記載し、又は記録すること。

2 会長は、前項の通知があった旨を周知するため、適切な措置を講ずるものとする。当該旧特定秘密文書等が特定秘密以外の秘匿すべき情報であると認められるときは、その性質に十分配慮して措置しなければならない。

(特定秘密表示の抹消)

第10条 第7条第1項第1号及び前条第1項第1号の特定秘密表示の抹消は、次の各号に掲げる旧特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定める方法によりするものとする。

(1) 特定秘密であった情報を記録する文書又は図画 特定秘密表示に、赤色の二重線を付すことその他これに準ずる確実な方法

(2) 特定秘密であった情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができるときに、特定秘密表示の「特定秘密」の文字及び枠を認識することができないようにする方法

(3) 特定秘密であった情報を記録し、又は化体する物件 刻印によって特定秘密表示をしているときは当該表示に二重線を刻印すること、ラベルによって特定秘密表示をしている場合は当該表示に赤色の二重線を付すことその他これらに準ずる確実な方法

(指定の有効期間満了表示)

第11条 第7条第1項第1号の指定の有効期間満了表示は、次の各号に掲げる旧特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところによりするものとする。

(1) 特定秘密であった情報を記録する文書又は図画 抹消した特定秘密表示の傍らに見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法により「特定秘密指定有効期間満了」の文字及び枠を赤色で付すこと。

(2) 特定秘密であった情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができるときに、特定秘密指定の有効期間満了の文字及び枠を赤色で共に認識することができるようにすること。

(3) 特定秘密であった情報を記録し、又は化体する物件 抹消した特定秘密表示の傍らに見やすい箇所（見やすい箇所がないときは、その保管に用いる容器又は包装の外部）に、刻印、ラベルの貼付けその他これらに準ずる確実な方法により「特定秘密指定有効期間満了」の文字及び枠を赤色で付すこと。

(指定解除表示)

第12条 前条の規定は、第9条第1項第1号の指定解除表示について準用する。この場合において、「特定秘密指定有効期間満了」とあるのは、「特定秘密指定解除」と読み替えるものとする。

第3章 提出特定秘密の取扱い

第1節 提出特定秘密の保護のための環境整備

(立入制限)

第13条 事務局長は、審査会の管理区域（以下「管理区域」という。）内の提出特定秘密が取り扱われる場所について、提出特定秘密を適切に保護するために必要があると認めるときは、その場所への立入りを禁止するものとする。ただし、事務局長の許可を受けた者は、この限りでない。

2 前項の規定により立入りを禁止した場合には、事務局長は、その場所に立ち入ってはならない旨の掲示を行うとともに、立入りを防止するために必要な措置を講ずるものとする。

(機器持込制限)

第14条 事務局長は、管理区域内の必要と認める場所について、携帯型情報通信・記録機器（携帯電話、携帯情報端末、映像再生機、写真機、ビデオカメラその他の通信、情報通信、録音、録画等の機能を有する機器をいう。次項において同じ。）の持込み（以下この条において「機器持込み」という。）を禁止するものとする。ただし、会長が審査会の運営上特に必要と認めた場合において、会長の許可を受けた者が会長の許可を受けた携帯型情報通信・記録機器を持ち込む場合については、この限りでない。

2 前項の規定により機器持込みを禁止した場合には、事務局長は、前項の規定により指定した場所に機器持込みをしてはならない旨の掲示を行うとともに、機器持込みを防ぐために必要な措置を講ずるものとする。

(監視による措置の要請)

第15条 会長は、審査会の秩序保持その他審査会の運営上必要があると認められるときは、第13条第2項及び前条第2項の措置について、監視をして行わせるよう、議長に要請するものとする。

(特定秘密文書等の保管容器等)

第16条 特定秘密文書等（電磁的記録を除く。）は、三段式文字磁綴を備えた金庫又は鋼鉄製の箱その他の施設可能で十分な強度を有する保管庫に保管するものとする。

2 特定秘密文書等（文書又は図画に限る。）が他の文書と同一の文書フレイユにまとめられた上で、前項の規定により保管するものとする。

3 特定秘密である情報を記録する電磁的記録を記録する電子計算機及び可搬記憶媒体（電子計算機又はその周辺機器に挿入し、又は接続して情報を保存することができる媒体又は機器（第19条第1項において「記憶媒体」という。）のうち、可搬型のものをいう。第18条第2項及び第4項において同じ。）については、その盗難、紛失等を防止するため、使用しないときには施設可能で十分な強度を有する収納庫に収納することその他の必要な物理的措置を講ずるものとし、提出特定秘密を返却する場合を除き、情報監視審査から持ち出すことができない。

4 前3項の規定によることができない場合における特定秘密文書等の保管は、事務局長の定めるところにより行うものとする。

(提出特定秘密の保護のための施設設備)

第17条 事務局長は、前条に定めるもののほか、特定秘密文書等を保護するための施設設備について、間仕切りの設置、監視機の設置その他の提出特定秘密を適切に保護するために必要な措置を講ずるものとする。

（提出特定秘密を取り扱うために使用する電子計算機の使用の制限等）

第18条 特定秘密である情報を記録する電磁的記録は、インターネットに接続していない電子計算機であつて、かつ、特定秘密知得職員以外の者が当該電磁的記録にアクセスすることを防止するために必要な措置が講じられたものとして事務局長が認めたものにより取り扱うものとする。

2 事務局長は、特定秘密である情報を記録する電磁的記録を前項の電子計算機により取り扱う場合において、当該電磁的記録を可搬記憶媒体に記録したとき又は印刷したときは、可搬記憶媒体に記録したこと又は印刷したこととの記録を保存するものとする。

3 前2項に規定するもののほか、特定秘密知得職員は、特定秘密である情報を記録する電磁的記録を取り扱う場合には、参議院情報セキュリティポリシーを厳格に適用し、情報の取扱いに関して適切な対応をとるものとする。

4 特定秘密知得職員は、特定秘密である情報を記録する電磁的記録を電子計算機又は可搬記憶媒体に記録するときは、暗記番号の配定、暗号化その他の保護措置を講ずるものとする。

（特定秘密文書等管理簿）

第19条 事務局長は、特定秘密文書等の作成（編集、複製並びに電磁的記録の記憶媒体への記録及び印刷を含む。以下この条及び次条において同じ。）、受領、返却その他の取扱いの状況を管理するための簿冊（以下「特定秘密文書等管理簿」という。）を備えるものとする。

2 事務局長は、特定秘密文書等について、提出特定秘密の整理番号、特定秘密文書等の件名、登録番号（特定秘密文書等ごとに付する一連番号をいう。第21条及び第29条において同じ。）、作成又は受領の年月日及び返却先その他の事項を特定秘密文書等管理簿に記載し、又は記録するものとする。

3 特定秘密文書等管理簿の様式は、別記様式第2号のとおりとする。

4 情報の保護上、特段の必要がある特定秘密文書等に係る特定秘密文書等管理簿は、他の場合において、事務局長は、当該特定秘密文書等管理簿の保管に当たっては、情報の保護のため適切な措置を講ずるものとする。

第2節 特定秘密文書等の作成等

（特定秘密文書等の作成）

第20条 特定秘密文書等の作成をするときは、作成をする特定秘密文書等の数を当該作成の目的に照らして必要最小限にとどめるものとする。

（登録番号の表示）

第21条 事務局長は、次の各号に掲げる特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところにより、登録番号の表示をするものとする。ただし、当該特定秘密文書等の性質上登録番号の表示が困難であるときは、この限りでない。

（1）特定秘密である情報を記録する文書又は図画、特定秘密表示（第6条第3項の規定による記載をしている場合は当該記載）の傍らの見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法により赤色で付すること。

（2）特定秘密である情報を記録する電磁的記録、当該電磁的記録を電子計算機の映像面上において閲覧により認識することができるとともに、特定秘密表示と共に赤色で認識することができるとすること。

第3節 特定秘密文書等の閲覧、返却、運搬等

（閲覧の承認等）

第22条 参議院情報監視審査会規程（平成26年6月20日議決）第28条の規定により特定秘密文書等の閲覧（複製を含む。以下この条において同じ。）をするときは、文書をもって会長の承認を得るものとする。

2 会長の承認を得た者が特定秘密文書等の閲覧をするときは、事務局長は、特定秘密文書等管理簿に、当該閲覧をする者から記名押印を得るなど閲覧の記録を残すものとする。

3 特定秘密文書等の閲覧は、特定秘密知得職員（当該特定秘密文書等を閲覧する者以外の特定秘密知得職員に限る。）が立ち会った上で、情報監視審査会でなければならぬ。

4 特定秘密文書等の閲覧に当たっては、当該特定秘密の内容を筆記してはならない。ただし、審査会の運営上特に必要があると会長が認めたときは、この限りでない。

（返却の承認）
第23条 提出特定秘密を返却するため、行政機関の長が提出をした特定秘密文書等を当該行政機関の長に交付するときは、事務局長は、会長の承認を得るものとする。

（運搬の方法）
第24条 提出特定秘密を返却するため行う特定秘密文書等の運搬は、当該特定秘密文書等に記録し、又は化体された特定秘密に係る特定秘密知得職員の中から事務局長が指名する職員が執行することにより行うものとする。

2 前項の規定によることができないうときは不適当であるときの運搬は、事務局長の定めるところにより行うものとする。

（返却の方法等）
第25条 提出特定秘密を返却するため、特定秘密文書等を交付するときは、受領書又は特定秘密文書等管理簿に、当該特定秘密文書等の提出をした行政機関の長又はその指名した特定秘密保護法第11条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者から記名押印を得るなど返却の記録を残すものとする。

2 受領書の様式は、別記様式第3号のとおりとする。

3 特定秘密文書等の返却は、郵送により行つてはならない。

（文書及び図面の封かん等）

第26条 提出特定秘密を返却するため、特定秘密である情報を記録する文書又は図画を運搬するときは、当該文書又は図画を外箱から見ることができないように封筒又は包装を二重にして封かんするものとする。ただし、特定秘密知得職員が執行する場合で事務局長が特定秘密の保護上支障がないと認めたときは、この限りでない。

（物件の収納等）
第27条 提出特定秘密を返却するため、特定秘密である情報を記録し、又は化体する物件を運搬するときは、窃取、破壊、盗見その他の危険を防止するため、当該物件を運搬容器に収納し、かつ、当該運搬容器に施錠することその他の必要な措置を講ずるものとする。

（特定秘密文書等の接受）
第28条 封かんされている特定秘密文書等は、名宛人又はその指名した特定秘密知得職員でなければ開封してはならない。

第4節 特定秘密文書等の保管等
（特定秘密文書等の保管）
第29条 特定秘密文書等は、事務局長が情報監視審査室に保管場所を定めて保管するものとし、提出特定秘密を返却する場合を除き、情報監視審査室から持ち出すことができない。

2 事務局長は、特定秘密文書等の適正な管理のため必要と認めるときは、特定秘密文書等の件名、登録番号、保管開始日、保管終了日その他の必要な事項を記載し、又は記録する特定秘密文書等保管管理簿を作成するものとする。

3 特定秘密文書等保管管理簿の様式は、別記様式第4号のとおりとする。

（特定秘密文書等の取扱いの記録）

第30条 事務局長は、特定秘密文書等の取扱いの経過を明確にするため、特定秘密文書

等を取り扱った事務局長又は事務局の職員の氏名、年月日その他必要な事項を特定秘密文書等取扱簿に記載し、又は記録することにより保存するものとする。

2 特定秘密文書等取扱簿の様式は、別記様式第5号のとおりとする。

(廃棄)
第31条 特定秘密文書等の廃棄は、特定秘密知得職員の立会いの下に、焼却、粉砕、細断、溶解、破壊その他の当該特定秘密文書等を復元できないようにするための方法により確実に行うものとする。

2 行政機関の長が提出した特定秘密文書等を廃棄する場合には、会長の承認を得なければならない。

(緊急事態に際しての廃棄)

第32条 特定秘密文書等の奪取その他特定秘密の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、その漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認められる場合における焼却、破壊その他の方法による当該特定秘密文書等の廃棄については、前条の規定は適用しない。

2 前項に規定する特定秘密文書等の廃棄をする場合には、あらかじめ事務局長の承認を得るものとする。ただし、その手段がない場合又はそのいともがない場合は、この限りでない。

3 前項ただし書の場合においては、特定秘密文書等の廃棄後、速やかにその旨を事務局長に報告するものとする。

4 第1項に規定する廃棄をした場合には、事務局長は、廃棄した特定秘密文書等の概要、特定秘密の漏えいを防止するために他に適当な手段がないと認めた理由及び廃棄に用いた方法を記載した書面を作成し、会長に報告するものとする。

5 前項の報告を受けた会長は、同項に規定する事項を議長に報告するものとする。

第5節 検査

第33条 事務局長は、特定秘密の保護の状況について、検査を毎年度2回以上定期的に実施し、その結果を会長に報告するものとする。

2 事務局長は、前項の検査のほか、必要があるときは、特定秘密の保護の状況を随時に検査し、その結果を会長に報告するものとする。

3 前2項の検査においては、特定秘密文書等管理簿及び特定秘密文書等保管管理簿の記載及び記録と特定秘密文書等の保管の状況の照合のほか、この要綱に規定された措置が確実に講じられているか否かの確認を中心に行うものとする。

第6節 紛失特等の措置

第34条 事務局長及び事務局の職員は、特定秘密文書等の紛失、特定秘密の漏えいその他の事故が発生し、又は発生したおそれがあると認めるときは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、直ちに、当該各号に定める措置を講ずるものとする。

(1) 特定秘密知得職員 当該事故の内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、講じた措置の内容を事務局長に報告すること。

(2) 特定秘密知得職員以外の職員 当該事故の内容を特定秘密知得職員に報告すること。

(3) 第1号の報告を受けた事務局長 当該報告の内容を会長に報告し、議長を經由して当該事故に係る特定秘密の提出をした行政機関の長に対する報告をするよう要請するとともに、当該事故に係る特定秘密が情報保護の国際約束に基づき外国の政府等から提供された情報であるときは、当該国際約束に定める手続をとること。

2 会長は、事務局長に命じて、前項の事実の調査を行わせ、かつ、当該特定秘密を適切に保護するために必要な措置を講じさせた上で、速やかに、当該調査の結果及び当該措置の内容を議長に報告するものとする。

第4章 議院等に提出され審査会において保管する特定秘密の保護措置

第35条 行政機関の長若しくは委員会若しくは調査会又は両議院の合同審査会(会長が参議院議員であるものに限る。)に提出され、参議院情報監視審査会規程第27条の規定により審査会において保管する特定秘密の保護については、この要綱の例に準ずるものとする。

第5章 補則

第36条 この要綱の実施に関し必要な事項の細目は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月17日から施行する。

別記様式第1号～第5号 略

○参議院情報監視審査会の会議録の作成等に関する件(平成27年6月17日参議院情報監視審査会決定、平成28年3月11日改正)

(趣旨)

第1条 本件は、参議院情報監視審査会(以下「審査会」という。)における会議録の作成、保存、閲覧等について必要な事項を定めるものとする。

2 審査会の会議録の作成、保存、閲覧等については、国会法(昭和22年法律第79号)及び参議院情報監視審査会規程(平成26年6月20日議決、以下「審査会規程」という。)に定めるもののほか、本件の定めるところによる。

(速記、校閲及び編集)

第2条 審査会の会議録(議員その他の者の傍聴を許すものとされた審査会の会議録を除く。以下第11条までにおいて同じ。)を作成するために行う速記、会議録原稿の校閲及び会議録の編集は、審査会の事務局(以下「事務局」という。)の職員が、情報監視審査会(以下「審査会」という。)において行わなければならない。

(会議の音声の録音)

第3条 事務局の職員は、審査会の会議録の作成に用いるため、審査会の会議の音声を録音することができる。

(発言の取消し)

第4条 審査会の会長(以下「会長」という。)は、審査会における発言中に不穏当な言辭があると思われるため、調査の上処置する旨を告げたときは、会議録原稿の調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 会長は、発言の取消しについて協議するため特に必要があると認めるときは、審査会の委員、審査会において発言した者(以下「発言者」という。)及び事務局の職員に会議録原稿を閲覧させることができる。

3 前項の閲覧は、事務局の職員(当該会議録原稿の閲覧をする者以外の事務局の職員に限る。)が立ち会った上で、審査会でさせなければならない。この場合において、会長は、発言の取消しの手続をとるため特に必要があると認めた場合を除き、会議録原稿の内容を転記させてはならない。

4 審査会規程第23条の規定により会長が取消しを命じた発言は、会長が取消しを命じた旨が明らかになるようにした上で、審査会の会議録の原本に掲載する。

5 前項の規定により審査会の会議録の原本に掲載された発言は、審査会の運営上特に必要があるとき会長が認めた場合を除き、閲覧することができる。

(発言の訂正)

第5条 発言者は、審査会規程第29条第2項の規定による署名を添えて審査会の会議録の閲覧が可能となった日の翌日の午後5時までに、会長に、発言の訂正を求めることができる。ただし、訂正は字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することができない。

2 発言者は、審査会規程第29条第2項の規定による署名を添えて審査会の会議録の閲覧

が可能となるまでの間に発言の訂正の手続をとるため、会議録原稿のうち自らの発言に係る部分の閲覧をるときは、文書をもって会長の許可を得なければならない。この場合において、会長は、必要があると認める場合に限り、会議録原稿の閲覧を許可するものとする。

3 前項の許可を得て行う会議録原稿の閲覧は、事務局の職員（当該会議録原稿の閲覧をする者以外の事務局の職員に限る。）が立ち会った上で、審査室においてしなければならない。この場合において、閲覧を許可された発言者は、発言の訂正の手続をとるため必要があると会長が認めた場合を除き、会議録原稿の内容を転記してはならない。

（会議録の原本の作成）

第6条 審査会の会議録の原本の作成は、審査室において行う。

（会議録への署名）

第7条 審査会規程第29条第2項の規定による審査会の会議録への署名は、審査室において行われなければならない。

（会議録の保存等）

第8条 審査会の会議録及び会議録データ（会議録の内容を記録したデータ（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作成した記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）は、審査会の事務局長（以下「事務局長」という。）が審査室内に保存場所を定め、良好な状態で保存しなければならない。

2 前項の規定により保存する審査会の会議録及び会議録データは、審査室の外に持ち出してはならない。

（会議録関係文書等の保管、廃棄等）

第9条 審査会の会議録の作成に係る文書及びデータ並びに第3条の規定により作成された録音データは、会長が審査会の会議録の作成に必要と認める期間に限って、事務局長が審査室内に保管場所を定めて保管するものとし、当該期間を満了したものは、事務局長の指名する事務局の職員が、他の事務局の職員の立会いを得て、速やかに廃棄する。

2 前項の規定により保管する審査会の会議録の作成に係る文書及びデータ並びに録音データは、審査室の外に持ち出してはならない。

（閲覧）

第10条 審査会規程第30条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定により審査会の会議録の閲覧をしようとする者は、文書をもって会長の許可を得なければならない。

2 前項の許可を得て行う審査会の会議録の閲覧は、事務局の職員（当該会議録の閲覧をする者以外の事務局の職員に限る。）が立ち会った上で、審査室においてしなければならない。

3 第1項の許可を得た者は、審査会の運営上特に必要があると会長が認めた場合を除き、審査会の会議録の内容を転記してはならない。

（会議録の副本）

第10条の2 審査会の調査又は審査に資するため特に必要があると会長が認めるときは、審査会の会議録の原本のほか、会長が定める部数の副本を作成することができる。

2 副本には、副本である旨を表示する。

3 審査会の会議録の原本に特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。第11条において同じ。）である情報が記録されている部分がある場合には、副本については、当該部分を除く措置を講じなければならない。

4 副本には、審査会規程第23条の規定により会長が取消しを命じた発言は、掲載しない。

5 副本（副本の会議録データを含む。）は、必要ないものと会長が認めたときは、事務局長の指名する事務局の職員が、他の事務局の職員の立会いを得て、速やかに廃棄する。

（未定稿会議録）

第10条の3 審査会規程第29条第2項の規定による署名を経て審査会の会議録の閲覧が可能となるまでの間において、審査会の調査又は審査に資するため、未定稿会議録（審査会の会議録の中で特に秘密を要するものとする箇所の設定その他の審査会の会議録の作成に必要な手続を終える前において、事務局長の承認を受けた会議録原稿をいう。以下同じ。）1部を作成する。

2 未定稿会議録には、未定稿である旨を表示する。

3 未定稿会議録の閲覧については、第4条第2項及び第5条第2項に定めるもののほか、審査会の会議録の閲覧の例による。

4 未定稿会議録（未定稿会議録のデータを含む。次項において同じ。）は、事務局長が審査室内に保管場所を定めて保管するものとし、審査会規程第29条第2項の規定による署名を経て当該未定稿会議録に係る審査会の会議録の閲覧が可能となったときは、事務局長の指名する事務局の職員が、他の事務局の職員の立会いを得て、速やかに廃棄する。

5 未定稿会議録は、審査室の外に持ち出してはならない。

（特定秘密を含む会議録等の取扱い）

第11条 審査会の会議録及び会議録データ、審査会の会議録の作成に係る文書及びデータ並びに第3条の規定により作成された録音データ（以下この条において「審査会の会議録等」という。）が行政機関の長から審査会に提出され、又は提示された特定秘密を含む特定秘密文書等（特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号）第5条に規定する特定秘密文書等をいう。）である場合においては、審査会の会議録等の取扱いについては、本件に定めるもののほか、参議院情報監視審査会における特定秘密の保護に関する件（平成27年6月17日参議院情報監視審査会決定）に定めるところによる。

（傍聴を許すものとした審査会の会議録の作成、保存、閲覧等）
第12条 議員その他の者の傍聴を許すものとした審査会の会議録の作成、保存、閲覧等については、第1条第2項に定めるものを除き、委員会等の会議録の例により行うものとする。

（会長への委任）

第13条 本件の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

（施行期日）

1 本件は、平成27年6月17日から施行する。

（本件施行前に作成された審査会の会議録の保存、閲覧等）

2 第8条から第13条までの規定は、本件の施行前に作成された審査会の会議録の保存、閲覧等にも適用する。

附 則（平成28年3月11日）

（施行期日）

1 本件は、平成28年3月11日から施行する。

（本件施行前に作成された審査会の会議録の原本の作成等）

2 本件による改正後の参議院情報監視審査会の会議録の作成等に関する件第10条の2及び第10条の3の規定は、本件の施行前に作成された審査会の会議録の原本の作成等及び本件の施行の日において会議録の閲覧が可能となっていない審査会の未定稿会議録の作成等にも適用する。

○参議院情報監視審査会の会議録の中で特に秘密を要するものとする箇所の特定要領 (平成27年8月31日参議院情報監視審査会最終決定、平成28年3月11日改正)

1 参議院情報監視審査会 (以下「審査会」という。) の会議録の中で特に秘密を要するものとする箇所については、当該審査会に出席した政府側の申出 (情報公開法上の不開示事由など特に秘密を要する理由を明らかにしたものに限る。) を参考にするなどし、審査会の事務局 (以下「事務局」という。) が案を作成するものとする。

2 1により事務局が作成した案について、政府側に該当部分を確認させるときは、次によって行わなければならない。

- (1) 確認を行う政府職員は、当該審査会に出席した者その他該当部分について責任を持って判断できる者とし、確認に当たっては、書面で審査会の会長に申し出ること。
- (2) 会議録原稿中の該当部分の確認は、事務局の職員が立ち会った上で、情報監視審査会で行うこと。
- (3) 確認を行う政府職員は、確認のために必要な範囲に限って会議録原稿を確認するものとし、確認に用いた会議録原稿の内容を転記等してはならないこと。
- (4) 事務局は、確認を行った政府職員から署名押印を得るなど、該当部分について政府側の確認があった旨の記録を作成すること。

3 会議録の中で特に秘密を要するものとする箇所を会長において決定する旨を審査会で決議したときは、1により事務局が作成した案について、運営協議会での協議を経て、会長において決定するものとする。

4 この要領を実施するために必要な事項は、審査会の事務局長が定める。

附 則

この要領は、平成27年8月31日から実施する。

附 則 (平成28年3月11日)

この要領は、平成28年3月11日から実施する。

○申合せ (平成27年6月25日参議院情報監視審査会運営協議会合意)

1 会議の内容の非公表

(1) 参議院情報監視審査会 (以下「審査会」という。) の会長 (以下「会長」という。) 及び審査会の委員 (以下「委員」という。) は、傍聴を許さない審査会の内容について、他に漏らしてはならない。ただし、当該審査会の会議録中に特に秘密を要する部分がない場合及び当該審査会の会議録のうち特に秘密を要する部分を決議したときその他の部分についてはこの限りでない。

(2) 会長及び委員は、運営協議会の協議の内容のうち秘密保全を必要とする情報について、他に漏らしてはならない。

(3) 会長が会議の概要を公表するときは、(1) 及び (2) に従って行わなければならない。

2 要保秘密文書の取扱い

(1) 要保秘密文書とは、会長及び委員の取り扱う次に掲げるものをいう。
ア 審査会、運営協議会等において会長及び委員が使用した資料のうち会長が秘密保全を要するものとして指定した文書 (特定秘密又は情報公開法上の不開示情報を含むものを除く。)

イ 傍聴を許さない審査会において会長及び委員がとったメモ

(2) 保管等
ア 要保秘密文書は、その旨を表示した上で、審査会の管理区域 (以下「管理区域」という。) 内の施設可能な書棚等に保管し、管理区域から持ち出すことができない。ただし、(1) イのメモは、その旨を表示した上で、情報監視審査室内に保管し、情報監視審査会から持ち出すことができない。

イ アの保管場所の鍵は、審査会の事務局 (以下「事務局」という。) において管理し、施錠及び解錠は、事務局の職員が行う。

(3) 閲覧
要保秘密文書の閲覧は、事務局の職員が立ち会った上で、管理区域内 ((1) イのメモにあっては、情報監視審査室内に限る。) で行わなければならない。

(4) 複製・転記の禁止
要保秘密文書は、会長が審査会の運営上特に必要と認めた場合を除き、複製・転記することができない。

(5) 脱棄
要保秘密文書の脱棄は、当該要保秘密文書を使用する会長又は委員の了承を得て、審査会の事務局長が指名する事務局の職員が、当該脱棄をする者以外の事務局の職員の立会いを得て、復元又は判読が不可能な方法により、行わなければならない。

(6) 指定の解除
ア 会長は、(1) アの要保秘密文書に含まれる情報が公知のものとなったことその他秘密保全の必要がなくなったと認めるときは、当該要保秘密文書の指定を解除するものとする。

イ 委員は、理由を示して、会長がアによって (1) アの要保秘密文書の指定を解除するよう求めることができる。

3 参議院情報セキュリティポリシーの尊重
会長及び委員は、参議院情報セキュリティポリシーの趣旨を尊重して、審査会に係る情報を取り扱うものとする。

4 事象発生時の対応
(1) 要保秘密文書の盗難又は紛失、保管場所の事故その他 (1) ア及びイに掲げる情報の漏えいの可能性が生じたことを認めた者は、速やかにその旨を会長に報告し、会長の指示により、必要な措置を講ずる。

(2) (1) に関わらず、事態を放置すれば損害が拡大するおそれがある場合には、会長の指示を待たず、必要な措置を講ずるものとする。この場合において、事務局の職員以外の者が必要な措置を講ずることを妨げない。

※ 1 会長は、議長及び副議長が審査会に出席する場合には、この申合せの趣旨に沿った対応について要請するものとする。

2 会長は、参議院情報監視審査会規程第4条第2項により宣誓を行った者が審査会に出席する場合には、委員と同様にこの申合せに従うよう、求めるものとする。

○申合せ (平成27年6月3日参議院情報監視審査会運営協議会合意)

1 参議院情報監視審査会 (以下「審査会」という。) の会長及び委員は、審査会が国会法の規定に基づいて行う調査又は審査のため、行政機関が保有する特定秘密以外の情報であって行政機関の長により公表しないこととされているもの (行政機関の保有する情報

の公開に関する法律第5条各号に該当する情報に限る。以下「当該情報」という。）が審査会に提出され、又は提示されたときは、当該情報を他に漏らしてはならない。

2 審査会の会議録において当該情報を取り扱っている部分は、審査会において、審査会の会議録の中で特に秘密を要するものと決議することを妨げない。

3 当該情報が内容に含まれる文書等（電磁的記録を含む。）の審査会における保管は、審査会の事務局において特定秘密文書等の保管に準じて行うものとする。

○特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）（抄）
（特定秘密の指定）

第3条 行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあつては当該行政機関をいい、前条第4号及び第5号の政令で定める機関（合議制の機関を除く。）にあつてはその機関ごとに政令で定める者をいう。第11条第1号を除き、以下同じ。）は、当該行政機関の所掌事務に係る別表に掲げる事項に関する情報であつて、公になつていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘密することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）第1条第3項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を特定秘密として指定するものとする。ただし、内閣総理大臣が第18条第2項に規定する者の意見を聴いて政令で定める行政機関の長については、この限りでない。

2 行政機関の長は、前項の規定による指定（附則第5条を除き、以下単に「指定」という。）をしたときは、政令で定めるところにより指定に関する記録を作成するとともに、当該指定に係る特定秘密の範囲を明らかにするため、特定秘密である情報について、次の各号のいずれかに掲げる措置を講ずるものとする。
（以下略）

（指定の有効期間及び解除）

第4条 行政機関の長は、指定をするときは、当該指定の日から起算して5年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする。

2 行政機関の長は、指定の有効期間（この項の規定により延長した有効期間を含む。）が満了する時において、当該指定をした情報が前条第1項に規定する要件を満たすときは、政令で定めるところにより、5年を超えない範囲内においてその有効期間を延長するものとする。

3 指定の有効期間は、通じて30年を超えないことができる。

4 前項の規定にかかわらず、政府の有するその諸活動を国民に説明する責務を全うする観点に立つても、なお指定に係る情報を公にしないことが現に我が国及び国民の安全を確保するためにやむを得ないものであることについて、その理由を示して、内閣の承認を得た場合（行政機関が会計検査院であるときを除く。）は、行政機関の長は、当該指定の有効期間を、通じて30年を超えて延長することができる。ただし、次の各号に掲げる事項に関する情報を除き、指定の有効期間は、通じて60年を超えないことができる。

- 一 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。別表第1号において同じ。）
- 二 現に行われている外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）の政府又は国際機関との交渉に不利益を及ぼすおそれのある情報
- 三 情報収集活動の手法又は能力
- 四 人的情報源に関する情報
- 五 暗号

六 外国の政府又は国際機関から60年を超えて指定を行うことを条件に提供された情報

七 前各号に掲げる事項に関する情報に準ずるもので政令で定める重要な情報
5 行政機関の長は、前項の内閣の承認を得ようとする場合においては、当該指定に係る特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める措置を講じた上で、内閣に当該特定秘密を提示することができる。

6 行政機関の長は、第4項の内閣の承認が得られなかったときは、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第8条第1項の規定にかかわらず、当該指定に係る情報が記録された行政文書ファイル等（同法第5条第5項に規定する行政文書ファイル等をいう。）の保存期間の満了とともに、これを国立公文書館等（同法第2条第3項に規定する国立公文書館等をいう。）に移管しなければならない。

7 行政機関の長は、指定をした情報が前条第1項に規定する要件を欠くに至ったときは、有効期間内であっても、政令で定めるところにより、速やかにその指定を解除するものとする。
（その他公益上の必要による特定秘密の提供）

第10条 第4条第5項、第6条から前条まで及び第18条第4項後段に規定するもののほか、行政機関の長は、次に掲げる場合に限る、特定秘密を提供するものとする。
一 特定秘密の提供を受ける者が次に掲げる業務又は公益上特に必要があると認められるこれらに準ずる業務において当該特定秘密を利用する場合（次号から第4号までに掲げる場合を除く。）であつて、当該特定秘密を利用し、又は知る者の範囲を制限すること、当該業務以外に当該特定秘密が利用されないようにすることその他の当該特定秘密を利用し、又は知る者がこれを保護するために必要なものとして、イに掲げる業務にあつては附則第10条の規定に基づいて国会において定める措置、イに掲げる業務以外の業務にあつては政令で定める措置を講じ、かつ、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたとき。

イ 各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法（昭和22年法律第79号）第104条第1項（同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和22年法律第225号）第1条の規定により行う審査又は調査であつて、国会法第52条第2項（同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。）又は第62条の規定により公開しないこととされたもの
（以下略）

（行政機関の長による適性評価の実施）

第12条 行政機関の長は、政令で定めるところにより、次に掲げる者について、その者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないことについての評価（以下「適性評価」という。）を実施するものとする。
一 当該行政機関の職員（当該行政機関が警察庁である場合にあつては、警察本部長を含む。次号において同じ。）又は当該行政機関との第5条第4項若しくは第8条第1項の契約（次号において単に「契約」という。）に基づき特定秘密を保有し、若しくは特定秘密の提供を受ける適合事業者として特定秘密の取扱いの業務を新たに行うことが見込まれることとなつた者（当該行政機関の長がその者について直近に実施して次条第1項の規定による通知をした日から5年を経過していない適性評価において、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であつて、引き続き当該おそれがないと認められるものを除く。）

二 当該行政機関の職員又は当該行政機関との契約に基づき特定秘密の取扱いの業務を現に行い、かつ、当該行政機関の長がその者について直近に実施した適性評価に係る次

- 条第1項の規定による通知があった日から5年を経過した日以後特定秘密の取扱いの業務を引き続き行うことが見込まれる者
- 三 当該行政機関の長が直近に実施した適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを踏らずおそれがないと認められた者であつて、引き続き当該おそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情があるもの
- 2 適性評価は、適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）について、次に掲げる事項についての調査を行い、その結果に基づき実施するものとする。
- 一 特定有害活動（公になつていない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動、核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくは無人航空機又はこれらの開発、製造、使用若しくは貯蔵のために用いられるおそれが特に大きいと認められる物を輸出し、又は輸入するための活動その他の活動であつて、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、我が国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのあるものをいう。別表第3号において同じ。）及びテロリズム（政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊するための活動をいう。同表第4号において同じ。）との関係に関する事項（評価対象者の家族（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の配偶者の父母及び子を含む。以下この号において同じ。）及び同居人（家族を除く。）の氏名、生年月日、国籍（過去に有していた国籍を含む。）及び住所を含む。）
- 二 犯罪及び感染の経歴に関する事項
- 三 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項
- 四 薬物の濫用及び影響に関する事項
- 五 精神疾患に関する事項
- 六 飲酒についての態度に関する事項
- 七 信用状態その他の経済的な状況に関する事項
- 3 適性評価は、あらかじめ、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を評価対象者に対し告知した上で、その同意を得て実施するものとする。
- 一 前項各号に掲げる事項について調査を行う旨
- 二 前項の調査を行うため必要な範囲内において、次項の規定により質問させ、若しくは資料の提出を求めさせ、又は照会して報告を求めることがある旨
- 三 評価対象者が第1項第3号に掲げる者であるときは、その旨
- 4 行政機関の長は、第2項の調査を行うため必要な範囲内において、当該行政機関の職員に評価対象者若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、若しくは評価対象者に対し資料の提出を求めさせ、又は公訴所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
- （特定秘密の指定等の運用基準等）
- 第18条 政府は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し、統一的な運用を図るための基準を定めるものとする。
- 2 内閣総理大臣は、前項の基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、我が国の安全保障に関する情報の保護、行政機関等の保有する情報の公開、公文書等の管理等に関し優れた識見を有する者の意見を聴いた上で、その案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 3 内閣総理大臣は、毎年、第1項の基準に基づく特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況を前項に規定する者に報告し、その意見を聴かなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関し、

その適正を確保するため、第1項の基準に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。この場合において、内閣総理大臣は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施が当該基準に従つて行われていることを確保するため、必要があると認めるときは、行政機関の長（会計検査院を除く。）に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出及び説明を求め、並びに特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施について改善すべき旨の指示をすることができる。

第19条 政府は、毎年、前条第3項の意見を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について国会に報告するとともに、公表するものとする。

附 則

（指定及び解除の適正の確保）

第8条 政府は、行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除に関する基準等が真に安全保障に資するものであるかどうかを独立した公正な立場において検証し、及び監察することのできる新たな機関の設置その他の特定秘密の指定及びその解除の適正を確保するために必要な方策について検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第10条 国会に対する特定秘密の提供及び国会におけるその保護措置の在り方）

（国会） 国会に対する特定秘密の提供については、政府は、国会が国権の最高機関であり各議院がその会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定める権能を有することとを定める日本国憲法及びこれに基づく国会法等の精神にのっとり、この法律を運用するものとして、特定秘密の提供を受ける国会におけるその保護に関する方策については、国会において、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号）（抄）

（法第3条第1項ただし書の政令で定める行政機関の長）

第3条 法第3条第1項ただし書の政令で定める行政機関の長は、次に掲げるとおりとする。

- 一 法第2条第1号に掲げる機関（内閣官庁及び合議制の機関を除く。）、官内庁、消費生活庁、国税庁、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、農林水産省、林野庁、水産庁、特許庁、中小企業庁、国土交通省、観光庁、気象庁及び環境省の長

- 二 法第2条第1号に掲げる機関（合議制の機関（国家安全保障会議を除く。）に限る。）、公正取引委員会、個人情報保護委員会、公営等調整委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会及び会計検査院

三 略

（指定に関する記録の作成）

第4条 法第3条第2項の規定による同項の指定に関する記録の作成は、法第18条第1項の基準（以下「運用基準」という。）で定めるところにより、法第3条第1項の規定による指定（以下単に「指定」という。）及びその解除を適切に管理するための記録（磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもつて複製するものを含む。以下「特定秘密指定管理簿」という。）に次に掲げる事項を記載し、又は記録することにより行うものとする。

（以下略）

（特定秘密の表示の方法）

第5条 法第3条第2項第1号の規定による特定秘密の表示（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知識によつて認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）にあつては、当該表示の記録を含む。以下「特定秘密表示」という。）は、次の各号に掲げる特定秘密文書等（特定秘密である情報を記録する文書、図画、電

磁的記録若しくは物件又は当該情報を化体する物件をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定めるところによりするものとする。
(以下略)

○特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成 26 年 10 月 14 日閣議決定）（抄）

- Ⅴ 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の適正を確保するための措置等
5 特定秘密保護法第 18 条第 2 項に規定する者及び国会への報告
(1) 内閣総理大臣への報告等
ア 行政機関の長は、毎年 1 回、(イ)から(ウ)までに掲げる事項を内閣保全監視委員会に、(エ)から(ウ)までに及び(ウ)に掲げる事項を内閣府独立公文書管理監に報告するものとする。
(エ) 当該行政機関の長が指定をした特定秘密の件数及び過去 1 年に新たに指定をした特定秘密の件数（Ⅱ 1（1）に規定する事項の細目ごと。（イ）及び（ウ）において同じ。）
(イ) 過去 1 年に指定の有効期間の延長をした件数
(ウ) 過去 1 年に指定を解除した件数
(エ) 特定秘密であった情報を記録する行政文書ファイル等を過去 1 年に国立公文書館等に移管した件数
(オ) 特定秘密であった情報を記録する行政文書ファイル等を過去 1 年に廃棄した件数
(カ) 過去 1 年に廃棄した特定行政文書ファイル等の件数
(キ) 過去 1 年に処理した 4（2）ア（7）の通報の件数
(ク) 過去 1 年に適性評価を実施した件数（警察庁長官にあっては、警察本部長が実施した適性評価の件数を含む。（ウ）及び（エ）において同じ。）
(ケ) 過去 1 年に適性評価の評価対象者が特定秘密保護法第 12 条第 3 項の同意をしなかった件数
(コ) 過去 1 年に申出のあった特定秘密保護法第 14 条の苦情の件数
(サ) 過去 1 年に行った適性評価に関する改善事例
(シ) その他参考となる事項
イ 内閣保全監視委員会は、アの報告に加え、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出又は説明を求めることができる。
ウ 内閣府独立公文書管理監は、内閣保全監視委員会に対し、ア（7）から（キ）まで及び（シ）に掲げる事項に関し、行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理についての意見を述べることができる。
エ 内閣保全監視委員会は、アからウまでに定める報告、説明及び意見を取りまとめ、国民に分かりやすい形で取りまとめた概要を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況を内閣総理大臣に報告するものとする。
オ 内閣府独立公文書管理監は、毎年 1 回、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の適正を確保するため内閣府独立公文書管理監及び行政機関の長がとった措置の概要を内閣総理大臣に報告するとともに、公表するものとする。
(2) 特定秘密保護法第 18 条第 2 項に規定する者への報告
内閣総理大臣は、毎年 1 回、（1）エの状況を特定秘密保護法第 18 条第 2 項に規定する者に報告し、その意見を聴かなければならない。
(3) 国会への報告及び公表
ア 内閣総理大臣は、毎年 1 回、(2) の意見を付して、特定秘密の指定及びその解除並

びに適性評価の実施の状況を国会に報告するとともに、公表するものとする。
イ なお、同院に設置される情報監視審査会に報告する際には、行政機関の長が保存する特定秘密指定管理簿を取りまとめたものをアに添付するものとする。

投票者氏名

日程第一 国会議員の選挙等の執行経費の基準に
関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

二二二名

阿達 雅志君 愛知 治郎君 青木 一彦君 赤池 誠章君 赤石 清美君 有村 治子君 井上 義行君 井原 巧君 石井 準一君 石井 浩郎君 石井 正弘君 石井 仁彦君 石田 昌宏君 磯崎 仁彦君 猪口 邦子君 岩井 茂樹君 宇都 隆史君 江島 潔君 衛藤 晟一君 尾辻 秀久君 大家 敏志君 大沼みずほ君 大野 泰正君 岡田 房江君 岡田 直樹君 岡田 広君 片山さつき君 金子原二郎君 木村 義雄君 岸 宏一君 北川イツセイ君 北村 経夫君 熊谷 大君 小泉 昭男君 小坂 憲次君 古賀友一郎君 上月 良祐君 鴻池 祥肇君 佐藤 信秋君 佐藤 正久君 酒井 庸行君 山東 昭子君 島尻安伊子君 島田 三郎君 島村 大君 末松 信介君 世耕 弘成君 関口 昌一君 田中 茂君 伊達 忠一君 高階恵美子君 高野光二郎君 高橋 克法君 滝沢 求君 滝波 宏文君 武見 敬三君 柘植 芳文君 塚田 一郎君 鶴保 庸介君 堂故 茂君 豊田 俊郎君 中泉 松司君 中川 雅治君 中西 健治君 中西 祐介君 中西 八一君

長峯 誠君

二之湯 智君

二之湯 武史君 野上浩太郎君 羽生田 俊君 馬場 成志君 林 芳正君 藤井 基之君 堀井 巖君 舞立 昇治君 松下 新平君 松山 政司君 丸山 和也君 三原じゅん子君 水落 敏榮君 宮沢 洋一君 森 まさこ君 柳本 卓治君 山下 雄平君 山田 俊男君 山田 一太君 吉川ゆうみ君 若林 健太君 渡邊 美樹君 相原久美子君 石上 俊雄君 磯崎 哲史君 江田 五月君 小川 敏夫君 尾立 源幸君 大島九州男君 大野 元裕君 風間 直樹君 神本美恵子君 北澤 俊美君 小西 洋之君 小見山幸治君 柴田 巧君 田城 郁君 二之湯 昌司君 西田 哲郎君 野村 哲郎君 長谷川 岳君 橋本 聖子君 福岡 資麿君 藤川 政人君 堀内 恒夫君 牧野たかお君 松村 祥史君 丸川 珠代君 三木 亨君 三宅 伸吾君 溝手 顕正君 宮本 周司君 森屋 宏君 山崎 力君 山田 修路君 山田 修路君 山谷えり子君 山本 順三君 吉田 博美君 吉田 猛之君 渡辺 信也君 有田 芳生君 石橋 通宏君 江崎 孝君 小川 勝也君 小野 次郎君 大久保 勉君 大塚 耕平君 加藤 敏幸君 金子 洋一君 川田 龍平君 郡司 彰君 小林 正夫君 櫻井 充君 榛葉賀津也君 田中 直紀君

津田弥太郎君

寺田 典城君

那谷屋正義君 長浜 博行君 西村まさみ君 羽田雄一郎君 浜野 喜史君 広田 一君 藤末 健三君 藤本 祐司君 前川 清成君 牧山ひろえ君 水岡 俊一君 森本 真治君 柳澤 光美君 吉川 沙織君 秋野 公造君 石川 博崇君 河野 義博君 杉 久武君 谷合 正明君 新妻 秀規君 浜田 昌良君 矢倉 克夫君 山本 香苗君 横山 信一君 東 徹君 片山虎之助君 清水 貴之君 室井 邦彦君 中山 恭子君 和田 政宗君 松田 公太君 山田 太郎君 又市 征治君 主濱 了君 山本 太郎君 渡辺美知太郎君 平野 達男君 寺田 典城君 直嶋 正行君 難波 奨二君 野田 国義君 白 眞勲君 林 久美子君 福山 哲郎君 藤田 幸久君 真山 勇一君 前田 武志君 増子 輝彦君 水野 賢一君 安井美沙子君 柳田 稔君 蓮 舫君 荒木 清寛君 魚住裕一郎君 佐々木さやか君 竹谷とし子君 長沢 広明君 西田 実仁君 平木 大作君 山口那津男君 山本 博司君 若松 謙維君 江口 克彦君 儀間 光男君 藤巻 健史君 中野 正志君 浜田 和幸君 山口 和之君 福島みずほ君 吉田 忠智君 谷 亮子君 荒井 広幸君 糸数 慶子君

反対者氏名

一〇名

井上 哲士君 市田 忠義君 紙 智子君 吉良よし子君 倉林 明子君 小池 晃君 田村 智子君 辰巳孝太郎君 仁比 聡平君 山下 芳生君

日程第二 公職選挙法の一部を改正する法律案
(衆議院提出)

賛成者氏名

二二〇名

阿達 雅志君 愛知 治郎君 青木 一彦君 赤池 誠章君 赤石 清美君 有村 治子君 井上 義行君 井原 巧君 石井 準一君 石井 浩郎君 石井 正弘君 石井 仁彦君 石田 昌宏君 磯崎 仁彦君 岩井 茂樹君 宇都 隆史君 江島 潔君 衛藤 晟一君 尾辻 秀久君 大家 敏志君 大沼みずほ君 岡田 直樹君 岡田 広君 片山さつき君 金子原二郎君 木村 義雄君 岸 宏一君 北川イツセイ君 北村 経夫君 熊谷 大君 小泉 昭男君 小坂 憲次君 古賀友一郎君 上月 良祐君 鴻池 祥肇君 佐藤 信秋君 佐藤 正久君 酒井 庸行君 山東 昭子君 島尻安伊子君 島田 三郎君 島村 大君 末松 信介君 世耕 弘成君 関口 昌一君 田中 茂君 伊達 忠一君 高階恵美子君

平成二十八年四月六日 参議院會議録第十八号 投票者氏名

高橋 克法君	滝沢 求君
滝波 宏三君	武見 敬三君
柘植 芳文君	塚田 一郎君
鶴保 康介君	堂故 茂君
豊田 俊郎君	中泉 松司君
中川 雅治君	中西 健治君
中西 祐介君	中原 八一君
長峯 誠君	二之湯 智君
二之湯 武史君	西田 昌司君
野上浩太郎君	野村 哲郎君
羽生田 俊君	長谷川 岳君
馬場 成志君	橋本 聖子君
林 芳正君	福岡 資麿君
堀井 基之君	藤川 政人君
堀井 巖君	堀内 恒夫君
舞立 昇治君	牧野たかお君
松下 新平君	松村 祥史君
松山 政司君	丸川 珠代君
丸山 和也君	三木 亨君
三原じゅん子君	三宅 伸吾君
水落 敏榮君	溝手 顕正君
宮沢 洋一君	宮本 周司君
森 まさこ君	森屋 宏君
柳本 卓治君	山崎 力君
山下 雄平君	山田 修路君
山田 俊男君	山谷えり子君
山本 一太君	山本 順三君
吉川ゆうみ君	吉田 博美君
若林 健太君	渡辺 猛之君
渡邊 美樹君	足立 信也君
相原久美子君	有田 芳生君
石上 俊雄君	石橋 通宏君
磯崎 哲史君	江崎 孝君
江田 五月君	小川 勝也君
小川 敏夫君	小野 次郎君
尾立 源幸君	大塚 勉君
大島九州男君	大久保 耕平君
大野 元裕君	加藤 敏幸君

風間 直樹君	金子 洋一君
神本美恵子君	川田 龍平君
北澤 俊美君	郡司 彰君
小西 洋之君	小林 正夫君
小見山幸治君	櫻井 充君
柴田 巧君	榛葉賀津也君
田城 郁君	田中 直紀君
津田弥太郎君	寺田 典城君
那谷屋正義君	直嶋 正行君
長浜 博行君	難波 獎二君
西村まさみ君	野田 国義君
羽田雄一郎君	白 眞敷君
浜野 喜史君	林 久美子君
広田 一君	福山 哲郎君
藤末 健三君	藤田 幸久君
藤本 祐司君	真山 勇一君
前川 清成君	増子 輝彦君
牧山ひろえ君	水岡 俊一君
水岡 真治君	森本 真治君
柳澤 光美君	柳田 稔君
吉川 沙織君	荒木 清寛君
秋野 公造君	魚住裕一郎君
石川 博崇君	佐々木さやか君
河野 義博君	竹谷とし子君
杉 久武君	長沢 広明君
谷合 正明君	西田 実仁君
新妻 秀規君	平木 大作君
矢倉 昌良君	山口那津男君
山本 香苗君	山本 博司君
横山 信一君	若松 謙維君
井上 哲士君	市田 忠義君
紙 智子君	吉良よし子君
倉林 明子君	小池 晃君
田村 智子君	辰巳孝太郎君
仁比 聡平君	山下 芳生君
東 徹君	江口 克彦君

片山虎之助君	儀間 光男君
清水 貴之君	藤巻 健史君
室井 邦彦君	中野 正志君
中山 恭子君	浜田 和幸君
和田 政宗君	アノニマス猪木君
松田 公太君	山口 和之君
又市 征治君	福島みずほ君
主演 了君	吉田 忠智君
山本 太郎君	谷 亮子君
渡辺美知太郎君	薬師寺みちよ君
平野 達男君	荒井 広幸君
行田 邦子君	糸数 慶子君
松沢 成文君	輿石 東君
	脇 雅史君

反対者氏名

○名

日程第三 成年後見制度の利用の促進に関する法律案(衆議院提出)「委員長報告のとおり修正議決すること」

賛成者氏名

阿達 雅志君 愛知 治郎君 || 青木 一彦君 | 赤池 誠章君 |
赤石 清美君	有村 治子君
井上 義行君	井原 巧君
石井 準一君	石井 浩郎君
石井 正弘君	磯崎 仁彦君
石田 昌宏君	岩井 茂樹君
猪口 邦子君	江島 潔君
宇都 隆史君	尾辻 秀久君
衛藤 晟一君	大沼みずほ君
大家 敏志君	太田 房江君
大野 泰正君	岡田 広君
岡田 直樹君	金子原二郎君
片山さつき君	岸 宏一君
木村 義雄君	北村 経夫君
北川イツセイ君	小泉 昭男君
熊谷 大君	

小坂 憲次君	古賀友一郎君
上月 良祐君	鴻池 祥肇君
佐藤 信秋君	佐藤 正久君
酒井 庸行君	山東 昭子君
島尻安伊子君	島田 三郎君
島村 大君	末松 信介君
世耕 弘成君	関口 昌一君
田中 茂君	伊達 忠一君
高階恵美子君	高野光二郎君
高橋 克法君	滝沢 求君
滝波 宏文君	武見 敬三君
柘植 芳文君	塚田 一郎君
鶴保 康介君	堂故 茂君
豊田 俊郎君	中泉 松司君
中川 雅治君	中西 健治君
中西 祐介君	中原 八一君
長峯 誠君	二之湯 智君
二之湯 武史君	西田 昌司君
野上浩太郎君	野村 哲郎君
羽生田 俊君	長谷川 岳君
馬場 成志君	橋本 聖子君
林 芳正君	福岡 資麿君
堀井 基之君	堀内 恒夫君
堀井 巖君	牧野たかお君
舞立 昇治君	松村 祥史君
松下 新平君	丸川 珠代君
松山 政司君	三木 亨君
丸山 和也君	三宅 伸吾君
三原じゅん子君	溝手 顕正君
水落 敏榮君	宮本 周司君
宮沢 洋一君	森屋 宏君
森 まさこ君	山崎 力君
柳本 卓治君	山田 修路君
山下 雄平君	山田 俊男君
山田 俊男君	山谷えり子君
山本 一太君	山本 順三君
吉川ゆうみ君	吉田 博美君
若林 健太君	渡辺 猛之君

渡邊 美樹君	足立 信也君	相原久美子君	有田 芳生君	石上 俊雄君	石橋 通宏君	磯崎 哲史君	江崎 孝君	江田 五月君	小川 勝也君	小川 敏夫君	尾立 源幸君	大島九州男君	大野 元裕君	風間 直樹君	神本美恵子君	北澤 俊美君	小西 洋之君	小見山幸治君	柴田 巧君	田城 郁君	津田弥太郎君	那谷屋正義君	長浜 博行君	西村まさみ君	羽田雄一郎君	浜野 喜史君	広田 一君	藤末 健三君	藤本 祐司君	前川 清成君	牧山ひろえ君	水岡 俊一君	森本 真治君	柳澤 光美君	吉川 沙織君	秋野 公造君	石川 博崇君	河野 義博君	杉 久武君	谷合 正明君	新妻 秀規君																																																																																																																	
矢倉 昌良君	山本 香苗君	横山 信一君	東 徹君	片山虎之助君	清水 貴之君	室井 邦彦君	中山 恭子君	和田 政宗君	松田 公太君	山田 太郎君	谷 亮子君	渡辺美知太郎君	平野 達男君	興石 東君	協 雅史君	井上 哲士君	紙 智子君	倉林 明子君	田村 智子君	仁比 聡平君	又市 征治君	山本 太郎君	阿達 雅志君	青木 一彦君	赤石 清美君	井上 義行君	石井 準一君	石井 正弘君	石井 弘子君	石井 浩郎君	石井 みどり君	石田 昌宏君	猪口 邦子君	宇都 隆史君	衛藤 晟一君	大家 敏志君	大野 泰正君	岡田 直樹君	片山さつき君	木村 義雄君	北川イツセイ君	熊谷 大君	小坂 憲次君	上月 良祐君	佐藤 信秋君	酒井 庸行君	島尻安伊子君	島村 大君	世耕 弘成君	田中 茂君	高階恵美子君	高橋 克法君	滝波 宏文君	柘植 芳文君	鶴保 庸介君	豊田 俊郎君	中西 雅治君	中西 祐介君	長峯 誠君	二之湯武史君	野上浩太郎君	羽生田 俊君	馬場 成志君	林 芳正君	藤井 基之君	堀井 巖君	舞立 昇治君	松下 新平君	石田 仁彦君	岩井 茂樹君	江島 潔君	尾辻 秀久君	大沼みづほ君	太田 房江君	岡田 広君	金子原二郎君	岸 宏一君	北村 経夫君	小泉 昭男君	古賀友一郎君	鴻池 祥肇君	佐藤 正久君	山東 昭子君	島田 三郎君	末松 信介君	関口 昌一君	伊達 忠一君	高野光二郎君	滝沢 求君	武見 敬三君	塚田 一郎君	堂故 茂君	中泉 松司君	中西 健治君	中原 八一君	二之湯 智君	西田 昌司君	野村 哲郎君	長谷川 岳君	橋本 聖子君	福岡 資麿君	藤川 政人君	堀内 恒夫君	牧野たかお君	松村 祥史君	松山 政司君	丸山 和也君	三原じゅん子君	水落 敏栄君	宮沢 洋一君	森 まさこ君	柳本 卓治君	山下 雄平君	山田 俊男君	山本 一太君	吉川ゆうみ君	若林 健太君	渡邊 美樹君	相原久美子君	石上 俊雄君	磯崎 哲史君	江田 五月君	小川 敏夫君	尾立 源幸君	大島九州男君	大野 元裕君	風間 直樹君	神本美恵子君	北澤 俊美君	小西 洋之君	小見山幸治君	柴田 巧君	田城 郁君	津田弥太郎君	那谷屋正義君	長浜 博行君	西村まさみ君	羽田雄一郎君	浜野 喜史君	広田 一君	藤末 健三君	藤本 祐司君	前川 清成君	牧山ひろえ君	水岡 俊一君	森本 真治君	柳澤 光美君	吉川 沙織君	秋野 公造君	石川 博崇君	河野 義博君	杉 久武君	谷合 正明君	新妻 秀規君

賛成者氏名	反対者氏名
阿達 雅志君	井上 哲士君
青木 一彦君	紙 智子君
赤石 清美君	倉林 明子君
井上 義行君	田村 智子君
石井 準一君	仁比 聡平君
石井 正弘君	又市 征治君
石井 弘子君	山本 太郎君
石井 浩郎君	阿達 雅志君
石井 みどり君	青木 一彦君
	赤石 清美君
	井上 義行君
	石井 準一君
	石井 正弘君
	石井 弘子君
	石井 浩郎君
	石井 みどり君
	阿達 雅志君
	青木 一彦君
	赤石 清美君
	井上 義行君
	石井 準一君
	石井 正弘君
	石井 弘子君
	石井 浩郎君
	石井 みどり君
	阿達 雅志君
	青木 一彦君
	赤石 清美君
	井上 義行君
	石井 準一君
	石井 正弘君
	石井 弘子君
	石井 浩郎君
	石井 みどり君
	阿達 雅志君
	青木 一彦君
	赤石 清美君
	井上 義行君
	石井 準一君
	石井 正弘君
	石井 弘子君
	石井 浩郎君
	石井 みどり君
	阿達 雅志君
	青木 一彦君
	赤石 清美君
	井上 義行君
	石井 準一君
	石井 正弘君
	石井 弘子君
	石井 浩郎君
	石井 みどり君
	阿達 雅志君
	青木 一彦君
	赤石 清美君
	井上 義行君
	石井 準一君
	石井 正弘君
	石井 弘子君
	石井 浩郎君
	石井 みどり君
	阿達 雅志君
	青木 一彦君
	赤石 清美君
	井上 義行君
	石井 準一君
	石井 正弘君
	石井 弘子君
	石井 浩郎君
	石井 みどり君
	阿達 雅志君
	青木 一彦君
	赤石 清美君
	井上 義行君
	石井 準一君
	石井 正弘君
	石井 弘子君
	石井 浩郎君
	石井 みどり君
	阿達 雅志君
	青木 一彦君
	赤石 清美君
	井上 義行君
	石井 準一君
	石井 正弘君
	石井 弘子君
	石井 浩郎君
	石井 みどり君
	阿達 雅志君
	青木 一彦君
	赤石 清美君
	井上 義行君
	石井 準一君
	石井 正弘君
	石井 弘子君
	石井 浩郎君
	石井 みどり君
	阿達 雅志君
	青木 一彦君
	赤石 清美君
	井上 義行君
	石井 準一君
	石井 正弘君
	石井 弘子君
	石井 浩郎君
	石井 みどり君
	阿達 雅志君
	青木 一彦君
	赤石 清美君
	井上 義行君
	石井 準一君
	石井 正弘君
	石井 弘子君
	石井 浩郎君
	石井 みどり君
	阿達 雅志君
	青木 一彦君
	赤石 清美君
	井上 義行君
	石井 準一君
	石井 正弘君
	石井 弘子君
	石井 浩郎君
	石井 みどり君
	阿達 雅志君
	青木 一彦君
	赤石 清美君
	井上 義行君
	石井 準一君
	石井 正弘君
	石井 弘子君
	石井 浩郎君
	石井 みどり君
	阿達 雅志君
	青木 一彦君
	赤石 清美君
	井上 義行君
	石井 準一君
	石井 正弘君
	石井 弘子君
	石井 浩郎君
	石井 みどり君
	阿達 雅志君
	青木 一彦君
	赤石 清美君
	井上 義行君
	石井 準一君
	石井 正弘君
	石井 弘子君
	石井 浩郎君
	石井 みどり君
	阿達 雅志君
	青木 一彦君
	赤石 清美君
	井上 義行君
	石井 準一君
	石井 正弘君
	石井 弘子君
	石井 浩郎君
	石井 みどり君
	阿達 雅志君
	青木 一彦君
	赤石 清美君
	井上 義行君
	石井 準一君
	石井 正弘君
	石井 弘子君
	石井 浩郎君
	石井 みどり君
	阿達 雅志君
	青木 一彦君
	赤石 清美君
	井上 義行君
	石井 準一君
	石井 正弘君
	石井 弘子君
	石井 浩郎君
	石井 みどり君
	阿達 雅志君
	青木 一彦君
	赤石 清美君
	井上 義行君
	石井 準一君
	石井 正弘君
	石井 弘子君
	石井 浩郎君
	石井 みどり君
	阿達 雅志君
	青木 一彦君
	赤石 清美君
	井上 義行君
	石井 準一君
	石井 正弘君
	石井 弘子君
	石井 浩郎君
	石井 みどり君
	阿達 雅志君
	青木 一彦君
	赤石 清美君
	井上 義行君
	石井 準一君
	石井 正弘君
	石井 弘子君
	石井 浩郎君
	石井 みどり君
	阿達 雅志君
	青木 一彦君
	赤石 清美君
	井上 義行君
	石井 準一君
	石井 正弘君
	石井 弘子君
	石井 浩郎君
	石井 みどり君
	阿達 雅志君
	青木 一彦君
	赤石 清美君
	井上 義行君
	石井 準一君
	石井 正弘君
	石井 弘子君
	石井 浩郎君
	石井 みどり君
	阿達 雅志君
	青木 一彦君
	赤石 清美君
	井上 義行君
	石井 準一君
	石井 正弘君
	石井 弘子君
	石井 浩郎君
	石井 みどり君
	阿達 雅志君
	青木 一彦君
	赤石 清美君
	井上 義行君
	石井 準一君
	石井 正弘君
	石井 弘子君
	石井 浩郎君
	石井 みどり君
	阿達 雅志君
	青木 一彦君
	赤石 清美君
	井上 義行君
	石井 準一君
	石井 正弘君
	石井 弘子君
	石井 浩郎君
	石井 みどり君
	阿達 雅志君
	青木 一彦君
	赤石 清美君
	井上 義行君
	石井 準一君
	石井 正弘君
	石井 弘子君
	石井 浩郎君
	石井 みどり君
	阿達 雅志君
	青木 一彦君
	赤石 清美君
	井上 義行君
	石井 準一君
	石井 正弘君
	石井 弘子君
	石井 浩郎君
	石井 みどり君
	阿達 雅志君
	青木 一彦君
	赤石 清美君
	井上 義行君
	石井 準一君
	石井 正弘君
	石井 弘子君
	石井 浩郎君
	石井 みどり君
	阿達 雅志君
	青木 一彦君
	赤石 清美君
	井上 義行君
	石井 準一君
	石井 正弘君
	石井 弘子君
	石井 浩郎君
	石井 みどり君
	阿達 雅志君
	青木 一彦君
	赤石 清美君
	井上 義行君
	石井 準一君
	石井 正弘君
	石井 弘子君
	石井 浩郎君
	石井 みどり君
	阿達 雅志君
	青木 一彦君
	赤石 清美君
	井上 義行君
	石井 準一君
	石井 正弘君
	石井 弘子君
	石井 浩郎君
	石井 みどり君
	阿達 雅志君
	青木 一彦君
	赤石 清美君
	井上 義行君
	石井 準一君
	石井 正弘君
	石井 弘子君
	石井 浩郎君
	石井 みどり君
	阿達 雅志君
	青木 一彦君
	赤石 清美君
	井上 義行君
	石井 準一君
	石井 正弘君
	石井 弘子君
	石井 浩郎君
	石井 みどり君
	阿達 雅志君
	青木 一彦君
	赤石 清美君
	井上 義行君
	石井 準一君
	石井 正弘君
	石井 弘子君
	石井 浩郎君
	石井 みどり君
	阿達 雅志君
	青木 一彦君
	赤石 清美君
	井上 義行君
	石井 準一君
	石井 正弘君
	石井 弘子君
	石井 浩郎君
	石井 みどり君
	阿達 雅志君
	青木 一彦君
	赤石 清美君
	井上 義行君
	石井 準一君
	石井 正弘君
	石井 弘子君
	石井 浩郎君
	石井 みどり君
	阿達 雅志君
	青木 一彦君
	赤石 清美君
	井上 義行君
	石井 準一君
	石井 正弘君
	石井 弘子君
	石井 浩郎君
	石井 みどり君
	阿達 雅志君
	青木 一彦君
	赤石 清美君
	井上 義行君
	石井 準一君
	石井 正弘君
	石井 弘子君
	石井 浩郎君
	石井 みどり君
	阿達 雅志君
	青木 一彦君
	赤石 清美君
	井上 義行君
	石井 準一君
	石井 正弘君
	石井 弘子君
	石井 浩郎君
	石井 みどり君
	阿達 雅志君
	青木 一彦君
	赤石 清美君
	井上 義行君
	石井 準一君
	石井 正弘君
	石井 弘子君
	石井 浩郎君
	石井 みどり君
	阿達 雅志君
	青木 一彦君
	赤石 清美君
	井上 義行君
	石井 準一君
	石井 正弘君
	石井 弘子君
	石井 浩郎君
	石井 みどり君
	阿達 雅志君
	青木 一彦君
	赤石 清美君
	井上 義行君
	石井 準一君
	石井 正弘君
	石井 弘子君
	石井 浩郎君
	石井 みどり君
	阿達 雅志君
	青木 一彦君
	赤石 清美君
	井上 義行君
	石井 準一君
	石井 正弘君
	石井 弘子君

平成二十八年四月六日 参議院会議録第十八号 投票者氏名

賛成者氏名				賛成者氏名				賛成者氏名				賛成者氏名			
前川	清成君	前田	武志君	阿達	雅志君	愛知	治郎君	林	芳正君	福岡	資磨君	津田	弥太郎君	寺田	典城君
牧山	ひろえ君	増子	輝彦君	青木	一彦君	赤池	誠章君	藤井	基之君	藤川	政人君	那谷	屋正義君	直嶋	正行君
水岡	俊一君	水野	賢一君	赤石	清美君	有村	治子君	堀井	巖君	堀内	恒夫君	長浜	博行君	難波	奨二君
森本	真治君	安井	美沙子君	井上	義行君	井原	巧君	舞立	昇治君	松野	たかお君	西村	まさみ君	野田	国義君
柳澤	光美君	柳田	稔君	石井	準一君	石井	浩郎君	松下	新平君	松村	祥史君	羽田	雄一郎君	白	眞敷君
吉川	沙織君	蓮	舩君	石井	正弘君	石井	みどり君	松山	政司君	丸川	珠代君	前川	清成君	林	久美子君
秋野	公造君	荒木	清寛君	井上	義行君	磯崎	仁彦君	丸山	和也君	三木	亨君	藤本	祐司君	廣田	一君
石川	博崇君	魚住	裕一郎君	石田	昌宏君	磯崎	仁彦君	三原	じゅん子君	三宅	伸吾君	藤末	健三君	廣田	健三君
河野	義博君	佐々木	さやか君	石田	昌宏君	磯崎	仁彦君	三原	じゅん子君	三宅	伸吾君	藤本	祐司君	廣田	健三君
杉	久武君	竹谷	とし子君	石田	昌宏君	磯崎	仁彦君	三原	じゅん子君	三宅	伸吾君	藤本	祐司君	廣田	健三君
谷合	正明君	長沢	広明君	石田	昌宏君	磯崎	仁彦君	三原	じゅん子君	三宅	伸吾君	藤本	祐司君	廣田	健三君
新妻	秀規君	西田	実仁君	石田	昌宏君	磯崎	仁彦君	三原	じゅん子君	三宅	伸吾君	藤本	祐司君	廣田	健三君
浜田	昌良君	平木	大作君	石田	昌宏君	磯崎	仁彦君	三原	じゅん子君	三宅	伸吾君	藤本	祐司君	廣田	健三君
矢倉	克夫君	山口	那津男君	石田	昌宏君	磯崎	仁彦君	三原	じゅん子君	三宅	伸吾君	藤本	祐司君	廣田	健三君
山本	香苗君	山口	博司君	石田	昌宏君	磯崎	仁彦君	三原	じゅん子君	三宅	伸吾君	藤本	祐司君	廣田	健三君
横山	信一君	若松	謙維君	石田	昌宏君	磯崎	仁彦君	三原	じゅん子君	三宅	伸吾君	藤本	祐司君	廣田	健三君
東	徹君	江口	克彦君	石田	昌宏君	磯崎	仁彦君	三原	じゅん子君	三宅	伸吾君	藤本	祐司君	廣田	健三君
片山	虎之助君	儀間	光男君	石田	昌宏君	磯崎	仁彦君	三原	じゅん子君	三宅	伸吾君	藤本	祐司君	廣田	健三君
清水	貴之君	藤巻	健史君	石田	昌宏君	磯崎	仁彦君	三原	じゅん子君	三宅	伸吾君	藤本	祐司君	廣田	健三君
室井	邦彦君	中野	正志君	石田	昌宏君	磯崎	仁彦君	三原	じゅん子君	三宅	伸吾君	藤本	祐司君	廣田	健三君
中山	恭子君	浜田	和幸君	石田	昌宏君	磯崎	仁彦君	三原	じゅん子君	三宅	伸吾君	藤本	祐司君	廣田	健三君
和田	政宗君	松田	公太君	石田	昌宏君	磯崎	仁彦君	三原	じゅん子君	三宅	伸吾君	藤本	祐司君	廣田	健三君
山口	和之君	山田	太郎君	石田	昌宏君	磯崎	仁彦君	三原	じゅん子君	三宅	伸吾君	藤本	祐司君	廣田	健三君
主濱	了君	谷	亮子君	石田	昌宏君	磯崎	仁彦君	三原	じゅん子君	三宅	伸吾君	藤本	祐司君	廣田	健三君
薬師寺	みちよ君	渡辺	美知太郎君	石田	昌宏君	磯崎	仁彦君	三原	じゅん子君	三宅	伸吾君	藤本	祐司君	廣田	健三君
荒井	広幸君	平野	達男君	石田	昌宏君	磯崎	仁彦君	三原	じゅん子君	三宅	伸吾君	藤本	祐司君	廣田	健三君
行田	邦子君	興石	東君	石田	昌宏君	磯崎	仁彦君	三原	じゅん子君	三宅	伸吾君	藤本	祐司君	廣田	健三君
松沢	成文君	脇	雅史君	石田	昌宏君	磯崎	仁彦君	三原	じゅん子君	三宅	伸吾君	藤本	祐司君	廣田	健三君
反対者氏名				賛成者氏名				賛成者氏名				賛成者氏名			
井上	哲士君	市田	忠義君	中西	祐介君	中原	八一君	田城	郁君	田中	直紀君	山田	太郎君	福島	みずほ君
紙	智子君	吉良	よし子君	中西	雅治君	中西	健治君	田城	郁君	田中	直紀君	山田	太郎君	福島	みずほ君
倉林	明子君	小池	晃君	豊田	俊郎君	中泉	松司君	柴田	巧君	櫻井	充君	和田	政宗君	山口	和之君
田村	智子君	辰巳	孝太郎君	鶴保	庸介君	堂故	茂君	小見山	幸治君	小林	正夫君	中山	恭子君	浜田	和幸君
仁比	聡平君	山下	芳生君	豊田	俊郎君	堂故	茂君	小見山	幸治君	小林	正夫君	中山	恭子君	浜田	和幸君
又市	征治君	吉田	忠智君	中西	雅治君	中西	健治君	柴田	巧君	櫻井	充君	和田	政宗君	山口	和之君
山本	太郎君	糸数	慶子君	中西	祐介君	中原	八一君	田城	郁君	田中	直紀君	山田	太郎君	福島	みずほ君

反対者氏名

〇名

日程第六 独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
賛成者氏名 二二〇名

阿達 雅志君 愛知 治郎君
青木 一彦君 赤池 誠章君
赤石 清美君 有村 治子君
井上 義行君 井原 巧君
石井 準一君 石井 浩郎君
石井 正弘君 石井みどり君
石田 昌宏君 磯崎 仁彦君
猪口 邦子君 岩井 茂樹君
宇都 隆史君 江島 潔君
衛藤 晟一君 尾辻 秀久君
大家 敏志君 大沼みずほ君
大野 泰正君 太田 房江君
岡田 直樹君 岡田 広君
片山さつき君 金子原二郎君
木村 義雄君 岸 宏一君
北川イツセイ君 北村 経夫君
熊谷 大君 小泉 昭男君
小坂 憲次君 古賀友一郎君
上月 良祐君 鴻池 祥肇君
佐藤 信秋君 佐藤 正久君
酒井 庸行君 山東 昭子君
島尻安伊子君 島田 三郎君
島村 大君 末松 信介君
世耕 弘成君 関口 昌一君
田中 茂君 伊達 忠一君

高階恵美子君 高野光二郎君
高橋 克法君 滝沢 求君
滝波 宏文君 武見 敬三君
柘植 芳文君 塚田 一郎君
鶴保 庸介君 堂故 茂君
豊田 俊郎君 中泉 松司君
中川 雅治君 中西 健治君
中西 祐介君 中原 八一君
長峯 誠君 二之湯 智君
二之湯武史君 西田 昌司君
野上浩太郎君 野村 哲郎君
羽生田 俊君 長谷川 岳君
馬場 成志君 橋本 聖子君
林 芳正君 福岡 資麿君
藤井 基之君 堀内 恒夫君
堀井 巖君 堀野たかお君
舞立 昇治君 牧野 祥史君
松下 新平君 松村 和也君
松山 政司君 丸山 和也君
三木 亨君 三原じゅん子君
三宅 伸吾君 水落 敏榮君
溝手 顕正君 宮沢 洋一君
宮本 周司君 森 まさこ君
森屋 宏君 柳本 卓治君
山崎 力君 山下 雄平君
山田 修路君 山田 俊男君
山谷えり子君 山本 一太君
山本 順三君 吉川ゆうみ君
吉田 博美君 若林 健太君
渡辺 猛之君 渡邊 美樹君
足立 信也君 相原久美子君
有田 芳生君 石上 俊雄君
石橋 通宏君 磯崎 哲史君
江崎 孝君 江田 五月君
小川 勝也君 小川 敏夫君
小野 次郎君 尾立 源幸君
大久保 勉君 大島九州男君
大塚 耕平君 大野 元裕君

加藤 敏幸君 風間 直樹君
金子 洋一君 神本美恵子君
川田 龍平君 北澤 俊美君
郡司 彰君 小西 洋之君
小林 正夫君 小見山幸治君
櫻井 充君 柴田 巧君
榛賀賀津也君 田城 郁君
田中 直紀君 津田弥太郎君
寺田 典城君 那谷屋正義君
直嶋 正行君 長浜 博行君
難波 奨二君 西村まさみ君
野田 国義君 羽田雄一郎君
白 眞敷君 浜野 喜史君
林 久美子君 広田 一君
福山 哲郎君 藤末 健三君
藤田 幸久君 藤本 祐司君
真山 勇一君 前川 清成君
前田 武志君 牧山ひろえ君
増子 輝彦君 水岡 俊一君
水野 賢一君 森本 真治君
安井美沙子君 柳澤 光美君
柳田 稔君 吉川 沙織君
蓮 訪君 秋野 公造君
荒木 清寛君 石川 博崇君
魚住裕一郎君 河野 義博君
佐々木さやか君 杉 久武君
竹谷とし子君 谷合 正明君
長沢 広明君 新妻 秀規君
西田 実仁君 浜田 昌良君
平木 大作君 矢倉 克夫君
山口那津男君 山本 香苗君
山本 博司君 横山 信一君
若松 謙維君 東 徹君
江口 克彦君 片山虎之助君
儀間 光男君 清水 貴之君
藤巻 健史君 室井 邦彦君
中野 正志君 中山 恭子君
浜田 和幸君 和田 政宗君

反対者氏名

一名

日程第七 漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律案(内閣提出)
賛成者氏名 二二二名

阿達 雅志君 愛知 治郎君
青木 一彦君 赤池 誠章君
赤石 清美君 有村 治子君
井上 義行君 井原 巧君
石井 準一君 石井 浩郎君
石井 正弘君 石井みどり君
石田 昌宏君 磯崎 仁彦君
猪口 邦子君 岩井 茂樹君
宇都 隆史君 江島 潔君
衛藤 晟一君 尾辻 秀久君
大家 敏志君 大沼みずほ君
大野 泰正君 太田 房江君
岡田 直樹君 岡田 広君
片山さつき君 金子原二郎君
木村 義雄君 岸 宏一君
北川イツセイ君 北村 経夫君

熊谷 大君	小泉 昭男君	若林 健太君	渡辺 猛之君
小坂 憲次君	古賀友一郎君	渡邊 美樹君	足立 信也君
上月 良祐君	鴻池 祥肇君	相原久美子君	有田 芳生君
佐藤 信秋君	佐藤 正久君	石上 俊雄君	石橋 通宏君
酒井 庸行君	山東 昭子君	磯崎 哲史君	江崎 孝君
島尻安伊子君	島田 三郎君	江田 五月君	小川 勝也君
島村 大君	末松 信介君	小川 敏夫君	小野 次郎君
世耕 弘成君	関口 昌一君	尾立 源幸君	大久保 勉君
田中 茂君	伊達 忠一君	大島九州男君	大塚 耕平君
高階恵美子君	高野光二郎君	大野 元裕君	加藤 敏幸君
高橋 克法君	滝沢 求君	風間 直樹君	金子 洋一君
滝波 宏文君	武見 敬三君	神本美恵子君	川田 龍平君
柘植 芳文君	塚田 一郎君	北澤 俊美君	郡司 彰君
鶴保 庸介君	堂故 茂君	小西 洋之君	小林 正夫君
豊田 俊郎君	中泉 松司君	小見山幸治君	櫻井 充君
中川 雅治君	中西 健治君	柴田 巧君	榛葉賀津也君
中西 祐介君	中原 八一君	田城 郁君	田中 直紀君
長峯 誠君	二之湯 智君	津田弥太郎君	寺田 典城君
二之湯武史君	西田 昌司君	那谷屋正義君	直嶋 正行君
野上浩太郎君	野村 哲郎君	長浜 博行君	難波 奨二君
羽生田 俊君	長谷川 岳君	西村まさみ君	野田 国義君
馬場 成志君	橋本 聖子君	羽田雄一郎君	白 眞敷君
林 芳正君	福岡 資麿君	浜野 喜史君	林 久美子君
藤井 基之君	藤川 政人君	広田 一君	福山 哲郎君
堀井 巖君	堀内 恒夫君	藤末 健三君	藤田 幸久君
舞立 昇治君	牧野たかお君	藤本 祐司君	真山 勇一君
松下 新平君	松村 祥史君	前川 清成君	前田 武志君
松山 政司君	丸川 珠代君	牧山ひろえ君	増子 輝彦君
丸山 和也君	三木 亨君	水岡 俊一君	水野 賢一君
三原じゅん子君	三宅 伸吾君	森本 真治君	安井美沙子君
水落 敏栄君	溝手 顕正君	柳澤 光美君	柳田 稔君
宮沢 洋一君	宮本 周司君	吉川 沙織君	蓮 舫君
森 まさこ君	森屋 宏君	秋野 公造君	荒木 清寛君
柳本 卓治君	山崎 力君	石川 博崇君	魚住裕一郎君
山下 雄平君	山田 修路君	河野 義博君	佐々木さやか君
山田 俊男君	山谷えり子君	杉 久武君	竹谷とし子君
山本 一太君	山本 順三君	谷合 正明君	長沢 広明君
吉川ゆうみ君	吉田 博美君	新妻 秀規君	西田 実仁君

若林 健太君	渡辺 猛之君	矢倉 昌良君	平木 大作君
渡邊 美樹君	足立 信也君	矢倉 克夫君	山口那津男君
相原久美子君	有田 芳生君	山本 香苗君	山本 博司君
石上 俊雄君	石橋 通宏君	横山 信一君	山本 謙維君
磯崎 哲史君	江崎 孝君	井上 哲士君	若松 忠義君
江田 五月君	小川 勝也君	紙 智子君	市田 忠義君
小川 敏夫君	小野 次郎君	倉林 明子君	吉良よし子君
尾立 源幸君	大久保 勉君	田村 智子君	小池 晃君
大島九州男君	大塚 耕平君	仁比 聡平君	辰巳孝太郎君
大野 元裕君	加藤 敏幸君	東 徹君	山下 芳生君
風間 直樹君	金子 洋一君	片山虎之助君	江口 克彦君
神本美恵子君	川田 龍平君	清水 貴之君	儀間 光男君
北澤 俊美君	郡司 彰君	室井 邦彦君	藤巻 健史君
小西 洋之君	小林 正夫君	中山 恭子君	中野 正志君
小見山幸治君	櫻井 充君	和田 政宗君	浜田 和幸君
柴田 巧君	榛葉賀津也君	松田 公太君	アントニオ猪木君
田城 郁君	田中 直紀君	山田 太郎君	山口 和之君
津田弥太郎君	寺田 典城君	又市 征治君	福島みずほ君
那谷屋正義君	直嶋 正行君	主濱 了君	吉田 忠智君
長浜 博行君	難波 奨二君	山本 太郎君	谷 亮子君
西村まさみ君	野田 国義君	渡辺美知太郎君	薬師寺みちよ君
羽田雄一郎君	白 眞敷君	平野 達男君	荒井 広幸君
浜野 喜史君	林 久美子君	行田 邦子君	糸数 慶子君
広田 一君	福山 哲郎君	松沢 成文君	興石 東君
藤末 健三君	藤田 幸久君		協 雅史君

反対者氏名

○名

難民認定状況に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十八年三月二十四日

参議院議長 山崎 正昭殿

石橋 通宏

難民認定状況に関する質問主意書

難民認定実務の実績について

1 二〇〇五年から二〇一五年末までの難民認定申請件数と難民認定件数を示されたい。またすべての難民認定理由(政治的意見、宗教などのカテゴリー)を示されたい。

2 二〇一五年末時点で、難民申請中の人数、異議申立て継続中の人数、同日時点で収容の有無、申請年ごとの内訳及び国籍の内訳とその人数をそれぞれ示されたい。また、このうち二〇一四年十月以前の難民認定申請者については、いまだに申請が継続している理由を明らかにされたい。

3 二〇一五年に異議申立ての結果が出た審査件数と、難民認定申請を行つてからの平均審査期間を示されたい。このうち、認定、不認定別の平均審査期間についても明らかにされたい。

4 二〇一五年に難民認定された全員について、申請の処理に要した期間(申請日から認定の結果がなされた日までの日数)を示されたい。

5 二〇〇五年から二〇一五年末までの難民認定手続の一次審査で医師、臨床心理士、その他これに準ずるものが同席した数を示されたい。

6 二〇〇五年から二〇一五年末までの難民認定手続の一次審査の平均処理期間を示されたい。

7 二〇〇五年から二〇一五年末までの認定と不認定の案件それぞれの一次審査におけるインタビューの平均回数を示されたい。また、不認定となった案件のうち、インタビューがなされなかった件数及びその理由を明らかにされたい。

8 二〇〇五年から二〇一五年末までの難民認定取消し又は無効訴訟の裁判件数、また訴訟が提起された件数及び難民認定申請者が勝訴した件数を示されたい。

9 二〇一五年中に仮滞在を許可した人数、不

許可の人数及びその平均審査期間を示された
い。

10 二〇一五年中の我が国の国際空港における
難民認定申請の件数を示されたい。このう
ち、仮滞在を許可した人数と、不許可の人数
及び仮滞在不許可の場合はその理由別の人数
を明らかにされたい。

11 二〇一五年中に行われた難民認定申請に際
し、難民認定申請書が日本語以外の言葉で書
かれていた件数を言語別に示されたい。この
うち、入国管理局として翻訳サービスを提供
した件数を言語別に示されたい。

二 複数回申請者の難民認定状況について
二〇一五年に難民として認定された人(異議
申立手続における認定者を含む)の中で、二回
目以降の難民認定申請手続又は異議申立手続に
おいて難民認定を受けた者の数又は人道配慮に
よる在留許可者の数を明らかにされたい。

三 難民審査参与員制度について
1 二〇一五年五月十六日から二〇一五年十二
月末までに異議申立手続で決定が出された事
案について、「理由あり」とされた事案と「理
由なし」とされた事案の件数をそれぞれ示さ
れたい。

2 前記三の1の「理由なし」とされた事案中
で、複数の難民審査参与員から難民として認
定する旨の意見が提出されたにもかかわらず、
法務大臣が不認定とした事案の件数、そ
のすべての事案の国籍と理由を明らかにされ
たい。

3 前記三の1の「理由なし」とされた事案中
で、難民審査参与員が一名でも難民として認
定する旨の意見を出した事案の件数を示さ
れたい。また、その事案中で人道配慮を受け
た者の数及びその後の手続で難民認定又は人
道配慮を受けた者の数を示されたい。

4 二〇一五年五月十六日から二〇一五年十二
月末までの期間に難民審査参与員を経験した

全百九名について、①元外交官、②元裁判
官、③元検事、④元弁護士(日弁連推薦)、
⑤商社等海外勤務経験者、⑥海外特派員経験
者(ジャーナリスト)、⑦NGO・国際関係機
関の勤務経験者、⑧①、⑤、⑥及び⑦以外の
地域情勢や国際問題に明るい者、⑨国際法の
専門家(学者)、⑩国際法以外の法律の専門家
(学者)の分類で、それぞれの人数及び各人が
何件の認定意見を出したか明らかにされた
い。

5 二〇一五年から二〇一五年十二月末まで
で、難民認定意見一度も出たことのない
難民審査参与員の数を、前記三の4のカテゴ
リーごとに示されたい。

6 難民審査参与員は、自身が関わったケース
について外部、とりわけメディアに対して心
証開示することをどこまで了解されているの
か説明されたい。

四 保護費の支給状況について
1 二〇一〇年度から二〇一四年度、及び二〇
一五年度(十二月末まで)のそれぞれの保護費
の申請者数、受給していた者の数、難民認定
申請者緊急宿泊施設(E S F R A)の利用者
数、国籍を示されたい。

2 二〇一〇年度から二〇一四年度、及び二〇
一五年度(十二月末まで)のそれぞれの保護費
を受給していた者の申請後から受給決定まで
の待機の平均期間、受給している者の平均受
給期間を示されたい。また保護費の待機期間
の算出方法はどの段階を始期としているのか
も明らかにされたい。

3 二〇一五年四月から二〇一五年十二月末ま
でで保護費を申請したが受給できなかった者の
数、国籍、申請から受給結果がでるまでの
待機の平均期間を明示されたい。また受給で
きなかった理由を明示されたい。
4 二〇一五年四月から二〇一五年十二月末ま
でで保護費を受給できた者のうち、在留資格

の有無とその在留資格の類型別の人数を示さ
れたい。

5 二〇一五年度から二〇一四年度、及び二〇
一五年度(十二月末まで)のそれぞれの保護費
の金額、生活費、住居費、医療費の金額を示
されたい。

五 難民認定の実務について
1 難民認定されている人の中で、「新しい形
態の迫害」に当たるとは含まれていないか。い
るならばそれはどのような迫害か説明され
たい。

2 法務省がいう難民認定制度の「濫用」の定義
を明らかにされたい。また、二〇一〇年から
二〇一五年までの難民認定制度濫用の件数
を示されたい。

六 抜本的な改革について
今、世界各地で難民問題が深刻化する中で、
難民庇護の取組は国際社会共通の課題であり、
我が国にとっても重要な責務である。現在の状
況を打破し、真の難民を確実に積極的に庇護
するために、現在の制度・運用の見直しを含め
た抜本的な改革を推進することが必要だと考え
るが、政府の見解を明らかにされたい。
右質問する。

平成二十八年四月一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員石橋通宏君提出難民認定状況に関す
る質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員石橋通宏君提出難民認定状況に
関する質問に対する答弁書

一の1について

平成十七年以降に難民認定申請 出入国管理
及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九
号。以下「入管法」という。)第六十一条の第二

項の規定による難民の認定の申請をいう。以下
同じ。)をした者の数は、平成十七年から平成二
十六年までは先の答弁書(平成二十七年八月十
八日内閣参質一八九第二三三三号。以下「前回答
弁書」という。)一の1についてでお答えしたと
おりであり、平成二十七年は七千五百八十六人
である。

平成十七年以降に難民の認定を受けた者の数
は、平成十七年から平成二十六年までは前回答
弁書一の1についてでお答えしたとおりであ
り、平成二十七年は二十七人である。

「すべての難民認定理由(政治的意見、宗教な
どのカテゴリー)を示されたい」とのお尋ねにつ
いては、その意味するところが必ずしも明らか
ではないが、平成十七年から平成二十七年末ま
での難民認定の理由の「カテゴリー」ごとの件数
については、統計をとっておらず、お答えする
ことは困難である。

一の2について

平成二十七年末時点で難民認定申請中の者の
数は七千三百五十八人であり、このうち同時に
で入国管理局の収容施設に収容されていた者の
数は百八十九人である。同時点で難民認定申請
中の者の難民認定申請をした年別の内訳は、平
成二十五年が三十一人、平成二十六年が千百九
十七人、平成二十七年が六百三十人である。

同時点で難民認定申請中の者の国籍別の内訳
は、アフガニスタンが十四人、アメリカ合衆国
が三人、アルゼンチンが四人、アンゴラが二
人、イエメンが三人、イラクが九人、イランが
七十一人、インドが三百十一人、インドネシア
が七百六十八人、ウガンダが五十二人、ウクラ
イナが二十二、エジプトが十四人、エチオピア
が三十二人、エリトリアが二人、ガーナが四
十五人、カザフスタンが三人、カメルーンが五
十七人、ガンビアが四人、カンボジアが七十四
人、ギニアが二十一、キューバが二人、ケニ
アが五人、コートジボワールが四人、コロンビ

アが二人、コンゴ民主共和国が三十四人、シエラレオネが一人、ジブチが一人、シンガポールが一人、ジンバブエが二人、スーダンが七人、スペインが二人、スリランカが五百二十四人、セネガルが十九人、タイが三十一人、タンザニアが九人、チュニジアが二十八人、トゴが一人、トルクメニスタンが一人、トルコが九百八十七人、ナイジェリアが百二十七人、ネパールが千五百二十五人、ハイチが一人、パキスタンが二百九十九人、パレスチナが一人、バングラデシュが三百八十六人、フィジーが一人、フィリピンが二百六十六人、ブラジルが七人、ブルキナファソが一人、ブルンジが三人、ベトナムが三百八十人、ベナンが八人、ペルーが十四人、ボリビアが一人、マリが四人、マレーシアが二人、ミャンマーが九百四十五人、モロッコが三人、モンゴルが五人、ラオスが二人、リトアニアが二人、リベリアが一人、ルワンダが三人、レバノンが二人、ロシアが七人、英国が一人、大韓民国が七人、台湾が一人、中華人民共和国が百七十五人、南アフリカ共和国が五人、無国籍が一人である。

また、平成二十七年末時点で異議申立て(行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第六十九号)による改正前の入管法第六十一条の九第一項の規定による異議申立てをいう。以下同じ。)中の者の数は六千四百七十三人であり、このうち同時点で入国管理局の収容施設に収容されていた者の数は二百五人である。同時点で異議申立て中の者の難民認定申請をした年別の内訳は、平成十七年が一人、平成二十年が三人、平成二十一年が十四人、平成二十二年が十七人、平成二十三年が八十五人、平成二十四年が七百九十四人、平成二十五年が二千二百二十四人、平成二十六年が二千五百八十八人、平成二十七年が七百五十五人である。同時点で異議申立て中の者の国籍別の内訳は、アフガニスタンが七人、アメ

リカ合衆国が三人、アルジェリアが一人、アルゼンチンが二人、イラクが一人、イランが百三十人、インドが二百四十三人、インドネシアが八十六人、ウガンダが五十五人、ウズベキスタンが一人、エジプトが九人、エチオピアが二十五人、ガーナが二百十一人、カナダが一人、カメルーンが百四十四人、ガンビアが十五人、カボネジアが二人、ギニアが二十四人、キューバが二人、グアテマラが一人、ケニアが五人、コートジボワールが三人、コロンビアが四人、コンゴ民主共和国が三十六人、ザンビアが一人、シエラレオネが一人、シリアが三人、ジンバブエが一人、スーダンが一人、スペインが一人、スリランカが六百七十七人、スロバキアが一人、セネガルが三十七人、ソマリアが三人、タイが百人、タンザニアが十人、チュニジアが三十五人、チリが一人、トゴが一人、トルコが千三百三十一人、ナイジェリアが百九十二人、ネパールが千五百七十一人、パキスタンが四百十三人、パラグアイが一人、バングラデシュが二百八十人、フィリピンが百二十六人、ブラジルが七人、ブルキナファソが一人、ベトナムが二百二人、ペルーが十四人、マリが二十人、マレーシアが六人、ミャンマーが五百四十七人、モザンビークが一人、モンゴルが三人、ラオスが三人、リベリアが九人、レバノンが一人、ロシアが四人、大韓民国が一人、中華人民共和国が五十二人、南アフリカ共和国が六人、無国籍が三人である。

さらに、お尋ねの「申請が継続している理由」については、事実確認に時間が必要な案件であること、難民認定申請者からの立証資料の提出等に期間を要したこと、難民認定申請数の急増により難民認定申請に係る事務手続が相当程度輻輳していること等である。

一の3について

平成二十七年に処理した異議申立ての数は千七百七十一件であり、難民認定申請から異議申

立ての処理までに要した期間の平均は約三十五・三か月である。このうち、異議申立てに理由があるとして難民の認定をしたものの難民認定申請から難民の認定までに要した期間の平均は約四十六・八か月、異議申立てが不適法であるとして却下し、又は理由がないとして棄却したものの難民認定申請から却下又は棄却までに要した期間の平均は約三十五・二か月である。

一の4について

平成二十七年に難民の認定を受けた者の難民認定申請から難民の認定を受けるまでに要した期間は、百四十七日、二百三十八日、三百三十二日、三百二十四日、三百三十日、三百三十一日、三百七十九日、六百九十九日、六百八十六日、七百四十三日、八百九十三日、九百六十五日、千六百九十九日、千七百四十二日、二千九百九十一日、二千二百三十三日、二千五百四十七日、二千七百三十三日、三百九十九日、六百六十九日、七百三十五日が各一人、三百九十九日が六人、七百三十五日が三人である。

一の5及び11並びに三の3について

お尋ねのような形で統計をとっておらず、お答えすることは困難である。

一の6について

難民認定申請の処理に要した期間の統計をとって公表することとしたのは平成二十二年以降に処理した難民認定申請についてであり、これについて、当該期間の平均を難民認定申請を処理した年別にお示しすると、平成二十二年から平成二十六年までは前回答弁書一の5についてお答えしたとおりであり、平成二十七年は約八・一か月である。

一の7について

お尋ねの「二〇〇五年から二〇一五年末までの認定と不認定の案件それぞれの一次審査におけるインタビュの平均回数」及び「不認定となった案件のうち、インタビュがなされなかった件数」については、統計をとっておらず、お答えすることは困難である。

また、お尋ねの「インタビュがなされなかった理由としては、難民認定申請をした者から聴取をしくても同人から提出された立証資料により事実確認が可能であると認めたこと、同一世帯に属する複数の者が同時に難民認定申請をしたためにその世帯の代表者から聴取すること足りると判断したこと等が挙げられる。

一の8について

難民不認定処分取消請求訴訟及び難民不認定処分無効確認請求訴訟について、平成十七年一月から平成二十七年末までの間に提起された件数は五百十九件であり、当該期間に終局裁判がなされた件数は八百九十六件、そのうち難民不認定処分が取消し又は無効とされた件数は八十二件、このうち確定した件数は五十三件である。

一の9について

平成二十七年に仮滞在の許可を受けた者の数は八十三人、仮滞在が不許可となった者(以下「仮滞在不許可外国人」という。)の数は八百三十六人である。

また、難民認定申請から仮滞在の許可の判断までに要した期間の平均は約五か月である。

一の10について

平成二十七年に出入国港である空港で難民認定申請をした者の数は百七十三人であり、このうち仮滞在の許可を受けた者の数は一人、仮滞在不許可外国人の数は百六十二人である。仮滞在不許可外国人について、その許可をしなかった理由別の内訳は、入管法第六十一条の二の四第一項第六号に該当する者が五人、同項第八号に該当する者が九人、同項第九号に該当する者が百五十七人、その他の者が七人である。

二について

お尋ねの「二〇一五年に難民として認定された人(異議申立手続における認定者を含む)の中で、二回目以降の難民認定申請手続又は異議申

立手続において「人道配慮による在留許可」を受けた者の数の趣旨が必ずしも明らかではないが、平成二十七年に難民の認定を受けた者のうち、難民の認定を受けるまでに二回以上難民認定申請をした者はおらず、同年に難民不認定処分を受けた者が人道配慮による在留許可を受けた者のうち、在留許可を受けるまでに二回以上難民認定申請をした者の数は三十五人である。

三の1について

お尋ねの期間において、異議申立てに理由があるとして難民の認定をした事案は百件であり、異議申立てが不適法であるとして却下し、又は理由がないとして棄却した事案は六千四百七十六件である。

三の2について

平成十七年五月十六日以降、法務大臣は、異議申立てに対する決定をするに当たって、一件の異議申立てについて三人の難民審査委員の意見を聴くこととされている。同日以降、異議申立てに理由がないとして棄却した事案のうち、法務大臣が意見を聴いた三人の難民審査委員のうち二人以上が異議申立てに理由があり難民の認定をすべきである旨の意見を提出したものの数は、平成二十五年が七件、平成二十六年が五件、平成二十七年が一件の計十三件であり、これらの異議申立てを行った者の国籍は、スリランカ、トルコ、ミャンマー及び中華人民共和国である。また、これらの異議申立てを棄却した理由は、本国政府から自己名義の旅券の発給を受けて本国に一時帰国した事実が認められたこと、本国政府から反政府活動家として殊更注視され、迫害される蓋然性が高いとは認められないことなどから、難民の地位に関する条約(昭和五十六年条約第二十一号。以下「難民条約」という。)第一条の規定又は難民の地位に関する議定書(昭和五十七年条約第一号)第一条の規定により難民条約の適用を受ける難民の要件を満たすと認められなかったことである。

三の4及び5について

入管法は、難民審査委員について、人格が高潔であつて、難民不認定処分等に対する異議申立てに関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は国際情勢に関する学識経験を有する者のうちから任命する旨規定しており、法務大臣において、①事実認定を含む法律実務の経験豊富な法曹実務家、②地域情勢や国際問題に明るい元外交官、商社等海外勤務経験者、海外特派員経験者、NGO、国連関係機関勤務経験者等、③国際法、外国法、行政法等の分野の法律専門家から難民審査委員を選任しており、お尋ねの期間に難民審査委員に任命した百十七人の内訳は、それぞれ、①が四十二人、②が三十九人、③が三十六人である。当該百十七人について、お尋ねのような更に細分化した「分類」で内訳をお示しすることは困難であり、また、「各人が何件の認定意見を出したか及び「難民認定意見を一度も出さなかったことのない難民審査委員の人数については、統計をとっておらず、お答えすることは困難である。

三の6について

御指摘の「自身が関わったケースについて外部、とりわけメディアに対して心証開示すること」の意味するところが必ずしも明らかではないが、難民審査委員が難民認定制度に関する自らの意見を表明するために、守秘義務その他法令に反しない限りにおいて報道機関の取材に応じることについては、法務省としては、了解しているところである。

四の1について

外務省が難民認定申請者保護事業等を委託している者(以下「委託先」という。)に対して、難民認定申請をしている者のうち生活に困窮するものに対する支援として支給している保護費の支給(以下「保護措置」という。)の申請をした者の数は、平成二十二年度が三百八十九人、平成二十三年度が三百四十七人、平成二十四年度が

三百七十七人、平成二十五年度が四百二十一人、平成二十六年度が三百十三人、平成二十七年(十二月末まで)(以下単に「平成二十七年」という。)が百九十九人であり、当該申請を行った者の国籍は、平成二十二年がアルメニア、アンゴラ、イラク、イラン、インド、ウガンダ、エチオピア、ガーナ、カメルーン、ギニア、コートジボワール、コンゴビア、コンゴ民主共和国、ジンバブエ、スーダン、スリランカ、タンザニア、チュニジア、トルコ、ナイジェリア、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、ブラジル、ペルー、マリ、マレーシア、ミャンマー、モロッコ、中華人民共和国、南アフリカ共和国及び無国籍、平成二十三年がアイルランド、アフガニスタン、アンゴラ、イラク、イラン、インド、ウガンダ、ウズベキスタン、エチオピア、ガーナ、カメルーン、ギニア、コートジボワール、コンゴビア、コンゴ民主共和国、スーダン、スリランカ、セネガル、チュニジア、トルコ、ナイジェリア、ニジェール、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、ベナン、ペルー、マリ、ミャンマー、リベリア、レソト、ロシア及び大韓民国、平成二十四年度がアフガニスタン、アンゴラ、イラン、インド、インドネシア、ウガンダ、ウズベキスタン、エチオピア、ガーナ、カメルーン、ギニア、ジンバブエ、スリランカ、セネガル、チュニジア、トルコ、ナイジェリア、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、フィジー、ブラジル、フランス、ベトナム、ペルー、マラウイ、マリ、ミャンマー、モロッコ、ルワンダ、ロシア、大韓民国、中華人民共和国、南アフリカ共和国及び無国籍、平成二十五年がイラク、イラン、インド、ウガンダ、エジプト、エチオピア、エリトリア、ガーナ、ギニア、ケニア、コング民主共和国、シリア、スーダン、スリランカ、セネガル、ソマリア、タンザニア、チュニ

ジア、チリ、トルコ、ナイジェリア、パキスタン、パラグアイ、バングラデシュ、フィリピン、フランス、ブルキナファソ、ブルンジ、ベトナム、ペルー、マリ、ミャンマー、モロッコ、リベリア、ロシア及び大韓民国、平成二十六年がアルジェリア、アンゴラ、イエメン、イラン、インドネシア、ウガンダ、ウクライナ、エチオピア、カメルーン、ガンビア、ギニア、キューバ、コンゴ民主共和国、シンガポール、スーダン、スペイン、スリランカ、セネガル、ソマリア、タンザニア、チュニジア、トルコ、ナイジェリア、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、ベナン、ペルー、マリ、ミャンマー、モロッコ、リベリア、ルワンダ、英国、大韓民国、中華人民共和国、南スーダン及び無国籍、平成二十七年がアフガニスタン、アルゼンチン、イエメン、イラン、インド、インドネシア、ウガンダ、エジプト、エチオピア、エリトリア、ガーナ、カメルーン、ギニア、キューバ、コートジボワール、コンゴ民主共和国、ジブチ、シリア、スーダン、スリランカ、セネガル、タイ、タンザニア、チュニジア、トルコ、ナイジェリア、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、ブラジル、ブルンジ、ベナン、ルワンダ、ロシア、中華人民共和国、南アフリカ共和国及び無国籍である。

また、保護措置を受けた者の数は、平成二十二年度が六百七十八人、平成二十三年度が五百七十六人、平成二十四年度が五百五十二人、平成二十五年度が五百八十八人、平成二十六年度が三百八十四人、平成二十七年度が二百七十人であり、保護措置を受けた者の国籍は、平成二十二年がアフガニスタン、アメリカ合衆国、アルメニア、アンゴラ、イラク、イラン、インド、ウガンダ、エジプト、エチオピア、エリトリア、ガーナ、カメルーン、ギニア、グアテマラ、ケニア、コートジボワール、コンゴビア、

コンゴ民主共和国、ザンビア、シエラレオネ、ジンバブエ、スーダン、スリランカ、タンザニア、チュニジア、トーゴ、トルコ、ナイジェリア、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、ブラジル、ブルンジ、ペルー、ボリビア、マレーシア、マリ、ミャンマー、モロッコ、ヨルダン、リベリア、ルワンダ、ロシア、大韓民国、中華人民共和国、南アフリカ共和国及び無国籍、平成二十三年度がアイルランド、アフガニスタン、アメリカ合衆国、アンゴラ、イラク、イラン、インド、ウガンダ、ウズベキスタン、エチオピア、ガーナ、カメルーン、ギニア、ケニア、コートジボワール、コロンビア、コンゴ民主共和国、ザンビア、ジンバブエ、スーダン、スリランカ、セネガル、タンザニア、チュニジア、トーゴ、トルコ、ナイジェリア、ニジェール、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、ブラジル、ブルンジ、ベナン、マリ、ミャンマー、モロッコ、リベリア、ルワンダ、レソト、ロシア、大韓民国、南アフリカ共和国及び無国籍、平成二十四年度がアフガニスタン、アンゴラ、イラク、イラン、インド、インドネシア、ウガンダ、ウズベキスタン、エジプト、エチオピア、ガーナ、カメルーン、ガンビア、ギニア、ケニア、コートジボワール、コロンビア、コンゴ民主共和国、シリア、ジンバブエ、スーダン、スリランカ、セネガル、チュニジア、トーゴ、トルコ、ナイジェリア、ニジェール、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、フィジー、フィリピン、フランス、ブルンジ、ベナン、ペルー、マリ、ミャンマー、モロッコ、リベリア、ルワンダ、ルーマニア、ロシア、大韓民国、中華人民共和国、南アフリカ共和国及び無国籍、平成二十五年度がアフガニスタン、アンゴラ、イラク、イラン、インド、インドネシア、ウガンダ、エジプト、エチオピア、エリトリア、ガーナ、カメルーン、ガンビア、ギニア、

ア、ケニア、コートジボワール、コンゴ民主共和国、シリア、ジンバブエ、スーダン、スリランカ、セネガル、ソマリア、チュニジア、トルコ、ナイジェリア、ネパール、パキスタン、パングラデシュ、フィジー、フィリピン、フランス、ブルンジ、ベトナム、ペルー、マリ、ミャンマー、モロッコ、リベリア、ルワンダ、ロシア、大韓民国、中華人民共和国、南アフリカ共和国及び無国籍、平成二十六年度がアフガニスタン、アルゼンチン、アルジェリア、アンゴラ、イエメン、イラク、イラン、インド、インドネシア、ウガンダ、エジプト、エチオピア、エリトリア、ガーナ、カメルーン、ギニア、キューバ、ケニア、コートジボワール、コンゴ民主共和国、シンガポール、スーダン、スリランカ、セネガル、ソマリア、タンザニア、チュニジア、トルコ、ナイジェリア、ネパール、パキスタン、パングラデシュ、フィジー、フィリピン、フランス、ベトナム、ペナン、ペルー、マリ、ミャンマー、モロッコ、リベリア、ルワンダ、英国、大韓民国、中華人民共和国、南スーダン及び無国籍、平成二十七年度がアフガニスタン、アルジェリア、アルゼンチン、アンゴラ、イエメン、イラン、インド、インドネシア、ウガンダ、エジプト、エチオピア、エリトリア、ガーナ、カメルーン、ギニア、ケニア、コートジボワール、コンゴ民主共和国、シリア、シンガポール、スーダン、スリランカ、セネガル、チュニジア、トルコ、ナイジェリア、ネパール、パキスタン、パングラデシュ、フィリピン、ブラジル、ブルンジ、ベナン、ペルー、マリ、ミャンマー、モロッコ、リベリア、ルワンダ、ロシア、大韓民国、中華人民共和国、南アフリカ共和国及び無国籍である。

さらに、保護措置の対象者のうち直ちに住居を確保する必要があるものに對する支援として提供している難民認定申請者緊急宿泊施設を利用した者の数は、平成二十二年度が四十一人、

平成二十三年度が四十八人、平成二十四年度が二十四人、平成二十五年度が六人、平成二十六年度が一人、平成二十七年度が零人であり、当該施設を利用した者の国籍は、平成二十二年度がアルメニア、アングラ、イラク、インド、エチオピア、カメルーン、コンゴ民主共和国、コートジボワール、ナイジェリア及びモロッコ、平成二十三年度がアイルランド、ウガンダ、ガーナ、カメルーン、コートジボワール、コンゴ民主共和国、セネガル、チュニジア、ナイジェリア及びリベリア、平成二十四年度がガーナ、カメルーン、コンゴ民主共和国、チュニジア、ナイジェリア及びモロッコ、平成二十五年度がエジプト、エチオピア及びカメルーン、平成二十六年度がトルコ、平成二十七年度は該当なしである。

四の2について

お尋ねの「二〇一〇年度から二〇一四年度、及び二〇一五年度（十二月末まで）のそれぞれの保護費を受給していた者の申請後から受給決定までの待機の平均期間」及び「保護費の待機期間」の「始期」については、統計をとっておらず、お答えすることは困難であるが、記録を確認できる平成二十五年度から平成二十七年までにおける、委託先が保護措置の申請を受け付けてから保護措置を開始して差し支えない旨の結果通知を委託先が外務省から受けるまでの期間の年度別の平均は、平成二十五年度が約四十四日、平成二十六年度が約四十一日、平成二十七年度が約五十九日である。

また、保護措置を受けた者の平均受給期間
は、平成二十二年度が約十三か月、平成二十三
年度が約十四か月、平成二十四年度が約十三か
月、平成二十五年が約十六か月、平成二十六
年度が約十六か月、平成二十七年が約十三か
月である。

四の3について
記録を確認できる平成二十四年四月から平成

二十七年十二月末までの間に保護措置の申請をしたものの保護措置の開始が不適當と判断された者の数は、五百五十六人であり、その国籍は、アンゴラ、イラク、イラン、インド、インドネシア、ウガンダ、ウクライナ、エチオピア、ガーナ、カメルーン、ガンビア、ギニア、キューバ、ケニア、コンゴ民主共和国、ジブチ、シリア、スーダン、スペイン、スリランカ、セネガル、ソマリア、タイ、タンザニア、チュニジア、チリ、トルコ、ナイジェリア、ネパール、パキスタン、パラグアイ、バングラデシュ、フィリピン、ブラジル、ブルキナファソ、ベトナム、ベルー、マラウイ、マリ、ミャンマー、モロッコ、リベリア、ルワンダ、ロシヤ、大韓民国、中華人民共和国及び無国籍である。

また、お尋ね

五年十二月末までで保護費を申請したが受給できなかった者」の「申請から受給結果がでるまでの待機の平均期間」については、統計をとっておらず、お答えすることは困難であるが、記録を確認できる平成二十五年四月から平成二十七年十二月末までの間における、委託先が当該申請を受け付けてから保護措置の開始が不適当である旨の結果通知を委託先が外務省から受けるまでの期間の平均は、約七十日である。

さらに、保護措置の開始が適当と判断されなかつた理由は、生活に困窮していることが認められなかつたこと等である。

図の4について

記録を確認できる平成二十二年四月から平成二十七年十二月末までに保護措置を受けた者のうち在留資格がある者は千五百九十九人であり、在留資格の類型別の人数は、技術・人文知識・国際業務が二人、短期滞在が七十八人、留学が五人、特定活動が千五百十二人、日本人の配偶者等が一人、永住者の配偶者等が一人である。

また、在留資格がない者は千三百七十九人である。

四の5について

平成十七年度から平成二十七年までの①保護費、②生活費、③住居費及び④医療費の支給額を年度ごとにお示しすると、次のとおりである。

平成十七年度 ①四千四百二十九万四千四百四十六円 ②二千五百五十九万九千六百円 ③千五百五十三万三千九百九十二円 ④七百十五万七千八百五十四円

平成十八年度 ①六千六百五十三万五千八百四十六円 ②三千九百八十五万三千三百円 ③千八百八十一万五千六百四十円 ④七百八十六万六千九百六十円

平成十九年度 ①六千四百四十三万八千二百七十三円 ②三千八百八十万三千三百十円 ③千七百六十六万四千七百三十九円 ④八百四十七万二千四百円

平成二十年度 ①一億四千七百四十七万九千三百四十九円 ②九千二百六十二万二千三百十三円 ③四千三百四十三万四千五百六十六円 ④千四百四十二万二千四百七十円

平成二十一年度 ①一億九千六百八十四万八千五百五十二円 ②一億二千八百八十二万七千六百七十六円 ③五千三百四十三万二千七百六十四円 ④四千四百五十八万八千七百二十二円

平成二十二年度 ①二億七千二百七十二万五千五百七十七円 ②一億七千四百四十二万七千四百四十七円 ③七千八百五十七万二千三百八十二円 ④二千三百五十七万七千一百一十一円

平成二十三年度 ①二億二千十万八千五百八十三円 ②一億三千五百十四万七千二百二十円 ③六千四百八十一万九千三百八十三円 ④二千四百八十八万四千四百八十円

平成二十四年度 ①二億三千四百二十三万七千二百六十八円 ②一億四千九百八十八万七千七百八十六円 ③六千八百八十三万七千二百三十三円

④千六百二十一万四千六百九十九円

平成二十五年度 ①二億九千九百六十二万五千八百八十円 ②一億三千六百三十一万五千六百七十九円 ③六千九百九十二万六千七百七十円 ④千三百三十八万三千四百三十一円

平成二十六年 ①一億五千五百七十三万七千六百九十九円 ②九千五百七十八万八千六百二十九円 ③五千四百四十二万二千三百三十四円 ④八百五十二万六千六百六十円

平成二十七年 ①八千八百五十二万九百四十三円 ②五千六百六十二万三千三百五十四円 ③二千八百三十九万九千九百三十六円 ④三百四十九万七千六百五十三円

五の1について
お尋ねの「新しい形態の迫害に当たる人」の意味するところが必ずしも明らかではないが、法務省が平成二十七年九月十五日に公表した「難民認定制度の運用の見直しの概要（以下単に「概要」という。）の5「保護対象、認定判断及び手続の明確化」の(1)「保護対象の明確化による的確な保護」において、いわゆる「新しい形態の迫害」を申し立てる者が難民条約の適用を受ける難民の要件を満たすか否かの判断に關して「難民審査委員が法務大臣に提言をし、法務大臣がその後の難民審査の判断に用いるようにするための仕組みを構築することとし、その「仕組み」の内容について現在検討中であることから、いわゆる「新しい形態の迫害」を受けたことを理由にこれまでに難民の認定を受けた者はいない。

五の2について
難民認定制度の「濫用」については、概要の「7「難民認定制度の濫用・誤用的な申請に対する適切な対応」の(1)「難民認定制度の濫用・誤用的な申請の迅速処理」などにおいて言及しているところ、ここのいう「濫用」とは、難民条約の適用を受ける難民の要件を満たさないと認識しているにもかかわらず、我が国での稼働又は定住を目的として「難民条約上の迫害理由に明らかに該当しない事情を主張する」申請又は「正当な理由なく前回と同様の主張を繰り返す再申請」をして難民認定制度を悪用することである。

また、お尋ねの難民認定制度の「濫用」の件数については、統計をとっておらず、お答えすることは困難である。

難民認定制度については、法務大臣の下で開催された「第六次出入国管理政策懇談会」及び「難民認定制度に関する専門部会」の報告書の内容を踏まえ、手続全体の公平性及び透明性の向上を図りつつ、真に庇護されるべき者を迅速かつ確実に認定するための手続の運用方法について検討を行い、当面の運用の見直し方針として概要を公表し、これに基づいて適切な対応に努めているところである。

日朝ストックホルム合意と菅内閣官房長官記者会見に関する再質問主意書
私が平成二十八年三月七日付けで提出した「日朝ストックホルム合意と菅内閣官房長官記者会見に関する質問主意書（第百九十四回国会質問第七四号、以下「この質問書」とする）に対する、政府の答弁書（内閣参画一九〇第七四号、以下「この答弁書」とする）の内容について何点が疑義がありますので、再度質問いたします。

一 この答弁書一、二及び五について、政府は「御指摘の菅内閣官房長官の発言における「拉致の疑いが排除されない行方不明の方々」は、（中略）御指摘の「北朝鮮による拉致の可能性を排除できない者」と必ずしも一致するものではない」と答えています。

一方、平成二十五年一月二十五日決定の「拉致問題の解決に向けた方針と具体的施策」には、「拉致の可能性を排除できない事実」とあります。

この「拉致の疑いが排除されない行方不明の方々」、「北朝鮮による拉致の可能性を排除できない者」、「拉致の可能性を排除できない事実」の三者は何処がどう違うのか、その相違点について明確にお答え下さい。

二 この答弁書一、二及び五について、政府は「これ以上の詳細については、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えを差し控えたい」と答えています。菅内閣官房長官は「拉致問題は、安倍内閣にとつて最重要課題である」と記者会見で繰り返し述べています。この最重要課題を完全解決する上で、主権者たる国民に明確な説明を行い、国民の知る権利を守ることで国民の理解を深めることが重要であると考えられるのですが、政府の見解は私と異なっていますか、お答え下さい。

また、政府が国民の知る権利を守ることよりも答えを差し控えることの方を優先させるのは、拉致問題の解決のために国民が知るべき情報の隠蔽に当たらないのですか、その点についても政府の見解をお示し下さい。

三 この質問書二において、私が「菅内閣官房長官のいう、一九四五年前後に北朝鮮域内で死亡した日本人の遺骨及び墓地、残留日本人、いわゆる日本人配偶者、拉致被害者及び拉致の疑いが排除されない行方不明者について、それぞれが定義を明確にお示し下さい」と質問したところ、政府は「御指摘のいわゆる「日朝ストックホルム合意」に記載された内容を説明したもので

ある」と答弁し、それぞれの定義について明確に答弁していません。

菅内閣官房長官の会見内容に関係なく、日朝ストックホルム合意にある「一九四五年前後に北朝鮮域内で死亡した日本人の遺骨及び墓地、残留日本人、いわゆる日本人配偶者、拉致被害者及び行方不明者」について、その定義が何であるかを再度質問いたします。

四 この質問三において、私は「安倍政権にとって拉致問題が最優先」だと菅内閣官房長官が記者会見で繰り返し述べていることを指摘し、なぜ拉致問題以外の問題に言及がないのかを質問しました。これに対して、政府はこの答弁書三及び四について「政府としては、拉致問題をはじめとする日本人に関する全ての問題の解決に全力を尽くしている」と答え、拉致問題が最優先とは答弁していません。これからすると、これまで菅内閣官房長官が記者会見で繰り返し述べられた「安倍政権にとって拉致問題が最優先」との内容は政府の方針を逸脱した発言であり、政府としては日本人に関する全ての問題に優先順位をつけず公平な解決を目指すものと理解してよろしいですか。

右質問する。

平成二十八年四月一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員有田芳生君提出日朝ストックホルム合意と菅内閣官房長官記者会見に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員有田芳生君提出日朝ストックホルム合意と菅内閣官房長官記者会見に関する再質問に対する答弁書

一から三までについて

お尋ねの「拉致の疑いが排除されない行方不明

平成二十八年四月六日 参議院会議録第十八号

質問主意書及び答弁書

明の方々」は、先の答弁書(平成二十八年三月十五日内閣参質一九〇第七四号。以下「前回答弁書」という。)一、二及び五についてでお答えしたとおり、平成二十六年五月の日朝政府間協議において、日本側は拉致被害者及び行方不明者を含む全ての日本人に関する調査を要請し、北朝鮮側は全ての日本人に関する調査を包括的かつ全面的に実施する意思を表明したことを念頭に置いたものである。一方、お尋ねの「北朝鮮による拉致の可能性を排除できない者」とは、警察が捜査・調査しているお尋ねの「拉致の可能性を排除できない事案」に係る者のことである。

また、お尋ねの「日朝ストックホルム合意にある「一九四五年前後に北朝鮮域内で死亡した日本人の遺骨及び墓地、残留日本人、いわゆる日本人配偶者、拉致被害者及び行方不明者」については、御指摘のいわゆる「日朝ストックホルム合意」に記載されているとおりであり、これ以上の日朝間の協議の内容に関わる事柄について明らかにすることは、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えを差し控えます。また、いわゆる国民の知る権利については、十分尊重されるべきものと認識している。

四について

前回答弁書三及び四についてでお答えしたとおりである。

三世代同居に対応した住宅リフォームに係る特例の創設に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十八年三月二十八日

吉川 沙織

参議院議長 山崎 正昭殿

三世代同居に対応した住宅リフォームに係る特例の創設に関する質問主意書
平成二十八年度税制改正には、三世代同居に対応した住宅リフォームに係る特例(以下「本特例」という。)の創設が盛り込まれている。本特例については、実際に三世代が同居しなくてもその適用を受けることができることが、国会における質疑等でも明らかとなっている。
これに基づき、以下質問する。
一 同居要件がないことから、民泊やルームシェアなどにも使用されてしまう可能性があるのではないかと。本特例制度を活用した者の実態調査を行い、実際に三世代同居をしている人の割合を公表するなど、政策効果を測るべきではないか。
二 平成二十七年八月の内閣府の税制改正要望資料では、本特例の「副次的な効果」として、同居による家庭内介護により祖父母世代の介護関連費を抑制し、社会保障費負担の軽減に資する」とある。厚生労働省「平成二十二年国民生活基礎調査の概況」によれば、同居して介護をしている七割は女性であることから、女性に介護を押しつけるような誤解を生む表現とも読める。一億総活躍、女性の活躍推進という政府の方針からも不自然ではないか。内閣府は男女共同参画を所管していることから、こうした表現については撤回した方がよいのではないかと。
三 本特例創設により、「介護関連費を抑制し、社会保障費負担の軽減に資する」ことを政府として見込んでいえるのか確認する。
右質問する。

平成二十八年四月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員吉川沙織君提出三世代同居に対応した住宅リフォームに係る特例の創設に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員吉川沙織君提出三世代同居に対応した住宅リフォームに係る特例の創設に関する質問に対する答弁書

一について

租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第四十一条の三の二第一項、第五項及び第八項の規定による特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例(同条第二項第三号に規定する特定多世帯同居改修工事等に要した費用の額に係る部分に限る。)並びに同法第四十一条の十九の三第五項の規定による既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除(以下「本特例」と総称する。)は、個人が、自ら所有し、かつ、自らの居住の用に供する家屋を対象としている。このような家屋の特定の増改築等又は特定の改修工事に係る部分のうちに当該個人の居住の用以外の用に供する部分がある場合においては、当該特定の増改築等に係る住宅借入金等の金額又は当該特定の改修工事の標準的な費用の金額に、当該特定の増改築等又は当該特定の改修工事に要した費用の額のうち当該個人の居住の用に供する部分に係るものの占める割合を乗じて計算した金額について本特例が適用されることとなる。

また、本特例を利用した者がどの程度同居したのか等について事後的に調査を行うことにより、本特例の政策効果を検証していくこととしている。

二及び三について

内閣府の平成二十八年度税制改正要望事項における御指摘の記述は、平成二十八年度税制改正要望の時点において、当該要望事項が措置された場合に想定され得る副次的効果について述

べたものであるが、本特例は、家族において世代間で助け合いながら子や孫を育てることができるとする、三世代同居を希望する者がその希望を実現できるよう支援を行うものである。

通勤手当の非課税限度額の引上げに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十八年三月二十八日

参議院議長 山崎 正昭殿
吉川 沙織

通勤手当の非課税限度額の引上げに関する質問主意書

現行、通勤先から支給を受ける通勤手当又は通勤用定期乗車券(以下「通勤手当」という。)については、月十万円まで非課税とされているが、平成二十八年度税制改正では、その非課税限度額を月十五万円に引き上げることとされている。

これに基づき、以下質問する。

一 非課税限度額を月十五万円に引き上げる理由をお答えいただきたい。

二 通勤手当が支給される企業と支給されない企業の数をお示しいただきたい。

三 通勤手当は所得税法上非課税である一方、社会保険制度上は標準報酬月額算定の際に報酬とカウントされている。標準報酬月額算定の際の「報酬の範囲」に通勤手当を含むこととしている根拠規定及びその理由をお答えいただきたい。

四 報酬の月額が十万円、二十五万円、四十万円、五十五万円の場合の年間の年金・医療保険料を示されたい。

五 例えば、標準報酬月額算定の際に月額十五万円の通勤手当を含め月収が四十万円の場合、定期券等を購入した後の額が二十五万円であつて

も、標準報酬月額四十万円分の年金・医療保険料を支払うこととなるという理解で良いか。

六 年金・医療保険料は労使折半であるため事業主も負担している。事業主にとっては、同一の賃金であればできるだけ近隣から採用した方が、通勤手当支給分に加えて、事業主負担分の保険料が安くなる。都市部の事業主が地方の労働者を採用するインセンティブにならないのではないか。地方創生の点からも矛盾していないか。

七 通勤手当を報酬の範囲から除外する必要があるのではないか。

八 通勤手当の支給実態等、現状を把握するため調査を行い、これまで述べた問題についての改善に向けた検討をすべきではないか。

右質問する。

平成二十八年四月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員吉川沙織君提出通勤手当の非課税限度額の引上げに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員吉川沙織君提出通勤手当の非課税限度額の引上げに関する質問に対する答弁書

一について

平成二十八年度税制改正において、新幹線を利用した地方から大都市圏への通勤など、近年における通勤手当の実態等を踏まえ、給与所得を有する者で通勤するものがその通勤に必要な交通機関等の利用のために支出する費用に充てるものとして通常の給与に加算して受ける所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第九条第一項第五号に規定する通勤手当に係る非課税限度額を一月当たり十万円から十五万円に引き上げたものである。

二について

お尋ねの「通勤手当が支給される企業と支給されない企業の数」については把握していないが、平成二十七年就労条件総合調査によると、通勤手当(定期乗車券、回数券等)による現物支給を含む)を支給する制度がある企業の割合については、常用労働者が三十人以上の企業において八十五・六パーセントである。

三、七及び八について
健康保険及び厚生年金保険(以下「社会保険」という。)における報酬については、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第三条第五項及び厚生年金保険法(昭和二十九年法律百十五号)第三条第一項第三号において、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が、労働の対価として受ける全てのものをいうこととされているところ、通勤に要する費用を支弁するために支給される手当については、実費弁償の形で事業主が負担するものとは異なるものであり、使用者が支給することは法律上義務付けられておらず、また、現実にも通勤に要する費用を支弁するために支給される手当の支給がない事業所も存在することから、社会保険の保険料の算定の基礎となる報酬に含まれるものと考へている。したがつて、御指摘の調査及び検討についても、これを行う考へはない。

四について

お尋ねの「報酬の月額」は、健康保険法第四十条第一項及び厚生年金保険法第二十条第一項の報酬月額を指すものと解されるところ、厚生年金保険については、その報酬月額が十万円、二十五万円、四十万円、五十五万円の場合は、それぞれ同法第二十条第一項に規定する標準報酬月額の等級が第一級、第十六級、第二十三級、第二十八級である場合に該当し、それぞれについて平成二十七年における厚生年金保険の被保険者に係る保険料の十二箇月分の合計額を機

械的に算定すると、それぞれ、二十万七千九百十七円、五十五万六千六百二十四円、八十六万九千八百七十三円、百八十八万八千二百二十二円となる。

また、健康保険については、保険料率が被保険者ごとに異なるため、一概にお答えすることは困難であるが、その報酬月額が十万円、二十五万円、四十万円、五十五万円の場合は、それぞれ健康保険法第四十条第一項に規定する標準報酬月額の等級が第五級、第二十級、第二十七級、第三十二級である場合に該当し、それぞれについて平成二十七年における全国健康保険協会が管掌する健康保険の被保険者に係る保険料の十二箇月分の合計額を、全国健康保険協会の各都道府県単位保険料率の平均を用いて機械的に算定すると、それぞれ、十一万七千六百六十四円、三十一万二千円、四十九万二千円、六十七万二千円となる。

五について
三、七及び八についてでお答えしたとおり、通勤に要する費用を支弁するために支給される手当は社会保険の保険料の算定の基礎となる報酬に含まれる。

六について
御指摘については、社会保険の給付や保険料の負担の在り方に関わる問題であり、御指摘の「都市部の事業主が地方の労働者を採用するインセンティブ」や「地方創生」といった特定の論点のみをもつて検討するべき問題ではないと考へている。